

特許庁委託
ジェトロ知的財産権情報

模倣対策マニュアル

タイ編

2008年3月

JETRO

はじめに

我が国とアジア太平洋地域との経済的相互依存関係の深まりの中で、今後とも我が国企業の同地域への進出、事業展開のより一層の拡大が見込まれるところ、我が国企業が今後地域社会において事業を展開していく前提として、商標・意匠・特許等の知的財産権が国内のみならず投資先においても適切に保護されることが不可欠となっています。

開発途上国における知的財産権制度は WTO・TRIPS 協定の成立、APEC の進展などを受けて近年急速に整備されてきたものの、いまだに不備な部分が残されており、また制度が存在していても運用面、特にエンフォースメントが適切になされていないため、一般的に投資先としての知的財産権保護とそれにより生じる収益の回収が十分になされていない状況がみられます。

特に、アジア太平洋地域においては、商標・意匠を中心にして、我が国企業の製品に対する模倣が相当程度増加しつつあり、我が国企業の真正商品のマーケットシェアおよび企業のイメージに悪影響を及ぼしています。

このような状況下、JETRO では、平成 9 年度より特許庁から委託を受け、「海外知的財産侵害対策強化事業」として、海外における我が国企業の知的財産保護に関する各種事業を実施しております。

ここに本事業において収集した情報を基に、「模倣対策マニュアル タイ編」を作成しましたのでお届けします。本書が皆様のお役に立てば幸いです。

2008 年 3 月

日本貿易振興機構
在外企業支援・知的財産部
知的財産課

目次

はじめに

第1編 産業財産権の取得

第1章 概要	1
1-1 タイ国での知的財産権関連法	1
1-2 主な国際条約への加盟状況一覧表	3
1-3 タイ国が署名した FTA/EPA における知的財産の取扱状況	4
1-4 知的財産権取得に関わる政府機関名	5
第2章 特許権の取得	6
2-1 保護対象、根拠法	6
2-2 発明の定義、特許の種類	6
2-3 特許出願人の要件	6
2-4 被雇用者の特許出願権	6
2-5 出願の際の譲渡行為	6
2-6 タイに住所がない出願人の場合	6
2-7 特許弁理士制度	7
2-8 特許の登録要件	7
2-9 特許の不登録事由	8
2-10 特許検索システムについて	8
2-11 特許権の出願から登録までのフローチャート	9
2-12 出願の起算日	10
2-13 出願に必要な書類	10
2-14 優先権主張	10
2-15 特許出願から登録までの手続き	11
2-16 分割出願	12
2-17 不服審判請求について（特許登録前/登録後）	12
2-18 特許委員会	13
2-19 特許の保護期間	13
2-20 権利取得により付与される権利	14
2-21 国際特許出願（PCT）	14
2-22 特許又は小特許の出願変更	14
2-23 特許の譲渡	14
2-24 特許の放棄	15
第3章 小特許権の取得	16
3-1 保護対象、根拠法	16

3-2	小特許権の出願から登録までのフローチャート	17
3-3	小特許出願から登録までの手続き	18
第4章 意匠権の取得		19
4-1	保護対象、根拠法	19
4-2	意匠の定義・種類	19
4-3	登録要件	19
4-4	不登録事由	19
4-5	意匠出願から登録までのフローチャート	20
4-6	出願の起算日	21
4-7	出願に必要な書類及び事項	21
4-8	優先権主張	21
4-9	意匠出願から登録までの手続き	22
4-10	意匠権の保護期間	23
4-11	意匠権の内容	23
4-12	国際出願	23
第5章 商標権の取得		24
5-1	保護対象、根拠法	24
5-2	商標の定義・種類	24
5-3	出願・保護適格者	24
5-4	登録要件	25
5-5	不登録事由	25
5-6	商標出願から登録までのフローチャート	27
5-7	異議申し立てがあった場合のフローチャート	28
5-8	出願の起算日	29
5-9	出願に必要な事項及び書類	29
5-10	優先権主張	30
5-11	出願から登録までの手続き	30
5-12	商標の保護期間	31
5-13	商標権者の権利	31
5-14	不服審判請求	31
5-15	登録後の商標取り消し審判請求	32
5-16	著名商標登録制度	32

第2編 知的財産権侵害行為に対する法的救済

第1章 はじめに		35
1-1	模倣被害実態	35

1-2	市場で見かける模倣品の例	35
1-3	模倣行為の救済に関する政府機関名及びその業務内容	35
	1. タイ知的財産局	36
	2. タイ税関	37
	3. タイ経済警察	39
	4. 特別捜査機関	40
	5. タイ知的財産及び国際取引中央裁判所	42
第2章 侵害行為に関する対抗手段の検討		44
2-1	他者の侵害行為発見後の検討すべき点	44
2-2	模倣品についての証拠収集の重要性	44
2-3	侵害対策の相談先	45
2-4	侵害者に対する警告方法	46
2-5	警告書の法的位置付け	46
2-6	警告書送付後のフローチャート	47
第3章 係争手続きの概要		48
3-1	案件ごとの救済措置	48
3-2	仮命令	48
3-3	アントンピラー命令	49
3-4	民事的措置	49
3-5	刑事的措置	49
第4章 行政的救済		51
4-1	税関における水際措置	51
4-2	税関業務に関連する TRIPS 条項	51
4-3	税関業務に関するタイ知的財産関連法規	52
4-4	TRIPS 協定とタイ関連法規との比較表	55
4-5	不正商標商品と著作権侵害物品の定義	60
4-6	タイ税関での知的財産権の水際取り締まり概要	61
4-7	商標侵害貨物に関する手続き	63
4-8	税関における商標権保護の手続きフローチャート	66
4-9	著作権侵害貨物に関する手続き	67
4-10	税関における著作権保護の手続きフローチャート	68
4-11	地方税関及び国境付近の税関における水際取締りについて	69
	1. タイ中央税関局の「検査及び鎮圧局」	71
	2. バンコク港税関局	73
	3. レムチャバン港税関局	74
	4. メーサイ税関局	75

5. ノーンカーイ税関局	78
6. アランヤプラテート国境沿い税関局	80
第5章 知的財産権侵害に関連する民事訴訟	82
5-1 民事訴訟制度について	82
5-2 民事的救済の性質	82
5-3 証拠の作成	82
5-4 民事訴訟手続きのフローチャート	83
5-5 民事訴訟手続きについて	84
第6章 知的財産権侵害に関連する刑事訴訟	86
6-1 対象となる侵害行為	86
6-2 刑事罰を課すための要件	89
6-3 刑事訴訟手続きのフローチャート(検察官が訴訟告発者の場合)	90
6-4 刑事訴訟手続きのフローチャート(侵害を受けた者が訴訟告発者の場合)	91
6-5 刑事訴訟手続きについて	92
6-6 最近の重要な判決例	94
第3編 関連法の活用	
第1章 刑法、民商法、不正競争防止法	95
1-1 刑法	95
1-2 民商法	95
1-3 不正競争防止法	96
1-4 ドメインネーム	96
第2章 著作権法	98
2-1 著作権の定義	98
2-2 著作物について	98
2-3 著作権の商務省知的財産局への登録制度	99
2-4 著作権が保護される作品	99
2-5 著作権の権利内容	100
2-6 著作権の保護期間	100
2-7 著作権侵害について	101
2-8 著作権侵害の例外	101
第3章 種苗法	102
3-1 保護対象となる「植物品種」の要件	102

3-2	育成者権とは	103
3-3	育成者権の例外	103
3-4	法的保護について	103
第4章 半導体集積回路の回路図保護法		104
4-1	保護対象、根拠法	104
4-2	集積回路としての登録要件	104
4-3	登録者の資格	104
4-4	タイ知的財産局への申請	104
4-5	保護期間	105
4-6	侵害への救済策	106
4-7	政府料金表	107
第5章 地理的表示保護法		108
5-1	保護対象、根拠法	108
5-2	登録可能な地理的表示	108
5-3	登録できない地理的表示	108
5-4	登録者の資格	108
5-5	外国の地理的表示の登録手続き	109
5-6	登録手続きの流れ	109
5-7	地理的表示の保護期間	111
5-8	罰則規定	111
5-9	政府料金表	111
第6章 営業秘密法		112
6-1	保護対象、根拠法	112
6-2	保護を受けられる営業秘密の要件	112
6-3	営業秘密の例	113
6-4	営業秘密の保護制度について	113
6-5	権利者の権利	113
6-6	権利の侵害	113
6-7	権利の侵害の例外規定	114
6-8	侵害行為に対する権利行使	114
6-9	ケーススタディ	115
第7章 伝統医薬及び知識の保護と促進に関する法律		117
7-1	保護対象、根拠法	117
7-2	出願人資格	117
7-3	登録を受けられない伝統医薬及び伝統知識	117

7-4	出願の公開、異議申し立て	117
7-5	保護期間、権利者の権利	117
7-6	外国人の出願	118
7-7	ハーブの保護	118
7-8	罰則	118
第8章 薬事法		119
8-1	ライセンスの取得	119
8-2	申請人の要件	119
8-3	医薬品の承認申請手続き	119
8-4	ジェネリック医薬品の承認申請手続き	119
8-5	ジェネリック医薬品の承認申請手続きフローチャート	121
8-6	新薬の承認申請手続き	122
8-7	新薬の承認申請手続きフローチャート	122
8-8	先発医薬品の承認申請手続き	127
8-9	先発医薬品の承認申請手続きフローチャート	128
8-10	新ジェネリック医薬品の承認申請手続き	129
8-11	新ジェネリック医薬品の承認申請手続きフローチャート	129
第4編 使用許諾契約		
1-1	特許(意匠・小特許)のライセンス	131
1-2	特許ライセンス契約の登録申請	134
1-3	特許の強制実施権	134
1-4	強制実施権についてのケーススタディ	137
1-5	商標のライセンス	138
1-6	商標ライセンスの登録申請	138
1-7	商標のライセンスについての注意点	141
第5編 先使用权の主張		
1-1	特許法における先使用权	142

添付資料

添付資料A：タイ主要官庁等の所在地一覧	144
添付資料B：水際措置に関わる参考資料及び書類書式	145
1. タイ税関の地図及び連絡先	146
2. タイ税関での輸入/輸出手続	150
(1) 必要書類	150
(2) 輸入通関手続	150
(3) 輸出通関手続	151
(4) 輸入手続きフローチャート（ペーパーレス、EDI、MANUAL）	153
3. タイ税関での水際対策に必要な書類書式	154
(1) 商標保護申請書（Form 1）	154
(2) 商標検査申請書フォーム（Kor Sor Kor 18）	155
(3) 著作権侵害貨物の差し止め申請書フォーム（税関局告示 No.28 / 1993年より）	156
(4) 補償責任引き受け書（例）	157
添付資料C：水際対策に関わる法律資料	158
1. 税関での知的財産権水際措置に関わる法規	158
(1) タイ王国への輸出入品に関する商務省告示 1987年（仏暦 2530年）	159
(2) タイ王国への輸出入品に関する商務省告示（第94集）1993年（仏暦 2536年）	160
(3) タイ王国への輸出入品に関する商務省告示（第95集）1993年（仏暦 2536年）	161
(4) タイ王国への輸出入品に関する商務省告示（第96集）1993年（仏暦 2536年）	162
(5) 税関局法 1939年（仏暦 2482年）（第19条の2）	163
(6) 税関局一般指導第2号/1988年（仏暦 2531年） （追加税関規則 1987年第20章第23条第1項）	164
(7) 税関局一般指導第27号/1993年（仏暦 2536年） （他人の著作権を侵害している貨物についての実施規則）	165
(8) 税関局告示第28号/1993年（仏暦 2536年） （他人の著作権を侵害している貨物についての実施規則）	166
(9) 偽造あるいは模倣商標を付したタイ王国への輸出入品に関する商務省規則 1987年（仏暦 2530年）	167
(10) 商標保護申し立ての条件、原則、証拠提出方法の特定に関する商標登録官告示 1987年（仏暦 2530年）	168
(11) 著作権侵害物品の輸出入の禁止に関する商務省省令（第1集）1993年（仏暦 2536年）	170

(12) 著作権の侵害に使用されうる機器のタイ国への輸入許可に関わる商務 省規則 (第一部)1993年 (仏暦 2536年)	171
2. TRIPS 協定からの抜粋(第 51条 - 第 60条)	172
添付資料 D : 各種統計	175
1. タイ知的財産局(DIP)	175
2. タイ税関(CUSTOM)	181
3. タイ経済警察 (ECD)	183
4. 特別捜査機関 (DSI)	183
5. IP・IT 裁判所	184

備考 : タイ国の知的財産関連法の和訳については、下記の URL を御参照下さい。
(<http://www.s-i-asia.com/company-profile-in-JPN.htm>)

第 I 編 産業財産権の取得

第1章 概要

1-1. タイでの知的財産権関連法

タイは、1995 年以来、WTO メンバーとして、TRIPS 協定履行のための法改正を行ってきており、現在に至るまでに以下の法律により知的財産権が保護されている。

法律名	保護の対象	要件	登録の必要性	保護される実施行為	侵害に当たらない行為	権利保護期間
特許法 (1999 年改訂第 3 版)	発明 (特許)	新規性、進歩性、産業上の利用可能性	必要	製造、使用、販売、販売のための所持・申し出、輸入	出願前からの使用、教育もしくは研究目的での使用等	出願日から 20 年間
	小発明 (小特許)	新規性、産業上の利用可能性				出願日から 6 年間 (2 年ずつ 2 回更新可能)
	意匠	新規性、工業・工芸上の利用可能性。				出願日から 10 年間
商標法 (2000 年改訂第 2 版)	商標、サービスマーク、証明商標、団体商標	識別性、法で禁じられていない商標であること、登録商標に同一もしくは類似していないこと。	必要	指定した商品/役務に係る商標の使用	個人名もしくは事務所名に善意で使用したり、またはその商品の記述に善意で使用する事等	登録日から 10 年間。10 年ごとに更新可能
著作権法 (1994 年改訂第 2 版)	創作物 (文学/演劇/美術/音楽/視聴覚/録音/映画/視聴覚放送など)	著作者によって創作されたもの。	自動的に保護されるが、知的財産局へ記録することが可能	複製、改変、公衆への伝達、著作権から生じる利益を他人に与えること	私的使用、利益を目的としない研究、教育目的等	創作日から起算して、創作者の死後 50 年間まで 法人著作の場合は、公表後 50 年間

営業秘密法 (2002年)	秘密情報	情報の秘匿性、有用性、非公知性	不要 知的財産局へ記録することが可能	営業秘密の開示、持ち出し、使用	必要な場合、管轄の政府機関による開示又は使用する 場合。 独自に発見した場合。 リバースエンジニアリングを行う場合	秘密とされている期間中
集積回路の回線配置保護法 (2000年)	回路配置	創作者によって独自に創作された回路配置又はその組み合わせであって、集積回路業界の中でありふれていないこと	必要	半導体集積回路の製造、販売、輸入	業を目的としない自らの関心による複製	出願日もしくは最初に業として利用した日のいずれか早い日から10年間
地理的表示法 (2003年)		使用される商品の一般名称でないこと。	必要	地理的表示をその地域にて使用すること。	無し	保護期間についての規定はない
種苗法 (1999年)	植物新品種、地域固有植物品種、地域一般植物品種、野生植物品種	区別性、均一性、安定性	必要	登録品種の生産、販売、輸入、輸出、あるいはそれらを目的とした所持。	特許	登録日から12年(二年生植物)、登録日から17年(多年生植物)、登録日から27年(多年生かつ木質を使用する植物)

1-2. 主な国際条約への加盟状況(2008年2月時点)

権利別	国際条約	加盟状況
特許権	パリ条約	2008年1月にパリ条約加盟案がタイ国会を通過。
	PCT(特許協力条約)	2008年1月にPCT加盟案がタイ国会を通過。
	WTO協定	加盟
	ストラスブール協定(特許分類について)	未加盟
	ブダペスト条約(特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関して)	未加盟
	バイオセイフティに関するカルタヘナ議定書(The Cartagena Protocol on Biosafety(CPB))	加盟
	生物の多様性に関する条約(Convention on Biological Diversity / CBD)	加盟
意匠権	パリ条約	2008年1月にパリ条約加盟案がタイ国会を通過。
	WTO協定	加盟
	ヘーグ協定	未加盟
	ロカルノ協定	未加盟
商標権	パリ条約	2008年1月にパリ条約加盟案がタイ国会を通過。
	マドリッド協定議定書	未加盟
	WTO協定	加盟
	ニース協定(商標分類について)	未加盟
著作権	ベルヌ条約	加入(一部留保)
	万国著作権条約	未加盟
	実演家等保護条約	未加盟
	レコード保護条約	未加盟
	WTO協定	加盟
育成者権	植物の新品種の保護に関する国際条約(UPOV)	未加盟
	WTO協定	加盟
営業秘密権	WTO協定	加盟
集積回路の回路配置権	WTO協定	加盟
地理的表示権	WTO協定	加盟

1-3. タイ国が署名した FTA/EPA における知的財産の取り扱い状況

- ・ 日タイ経済連携協定

2007年4月3日に安倍晋三日本国内閣総理大臣及びスラユット・チュラノン・タイ王国首相の代表のもとで締結された。

「経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定」の第10章には知的財産の項目が設けられており、以下の内容について連携していく旨合意された。

- ・ 第10章「知的財産」（第122条～第144条に規定されている）
- ・ 対象となる知的財産権：特許、意匠、商標、著作権及び関連する権利、植物の新品種、不正競争の防止等

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 知的財産の十分、効果的かつ無差別的な保護の確保（内国民待遇・最恵国待遇の原則に基づく知的財産の保護）・ 手続き事項の簡素化（国際分類に従った特許出願及び商標登録出願の分類付与努力等）・ 透明性促進のため、関連情報を公開・ 周知商標の保護・ 不正競争行為の禁止・ 知的財産権の権利行使の強化（水際取締りにおいて、商標権等侵害疑義物品の輸入者氏名等を権利者に通知する等）・ 知的財産の分野における協力・ 知的財産に関する討議メカニズム（小委員会）の設置 |
|---|

外務省 WEBSITE より引用：http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/

- ・ タイ(ASEAN)と中国との自由貿易協定

タイ（ASEAN）と中国は、「モノの貿易に関する FTA」が 2004 年 11 月 29 日にラオスのビエンチャンでの首脳会議にて締結及び調印された。

知的財産に関する特別な条項がなかったものの、WTO の規定に基づく知的財産権に関する協力を互いに強化していくことで合意が交わされた。

- ・ タイとニュージーランドとの経済緊密化協定（TNZCEP）

タイとニュージーランドとの経済緊密化協定は 2005 年 4 月 19 日に調印され、2005 年 7 月 1 日に発効した。本協定では、モノ、サービス、投資に関する市場アクセスの自由化、税関手続き、E-Commerce、知的財産、政府調達、競争主義といった貿易関連の協力も含む。

タイとニュージーランドは、税関手続き、E-Commerce、知的財産、政府調達、競争主義といった両国の貿易面のビジネスを促進し、かつ柔軟にサポートしていくための部門を、ビジネス情報の交換、両国の担当者の研修や啓蒙セミナーなどを行っていくなどして、活性化していくことになる。

- ・ タイ・オーストラリア自由貿易協定（TAFTA）

タイ・オーストラリアの自由貿易協定は 2004 年 7 月 5 日に調印され、2005 年 1 月 1 日に発効した。本協定では、モノ、サービス、投資についての自由化、及び非関税政策や、ダンピング防止政策により引き起こされる貿易障害を取り除くための協力が求められた。

知的財産については、タイとオーストラリアは、知的財産保護システムの構築を促進・発展することで合意した。例えば、中小企業経営者を含む発明者や個人の創作者らに、知的財産の創造や啓蒙活動を行うことである。さらに、両国は、一般人に対して知的財産保護の認識を高めるよう協力していくこと、また知的財産権を効果的に使用することによる有効性や優位性について推進していくことになった。

1-4. 知的財産権取得に関わる政府機関名

商務省タイ知的財産局

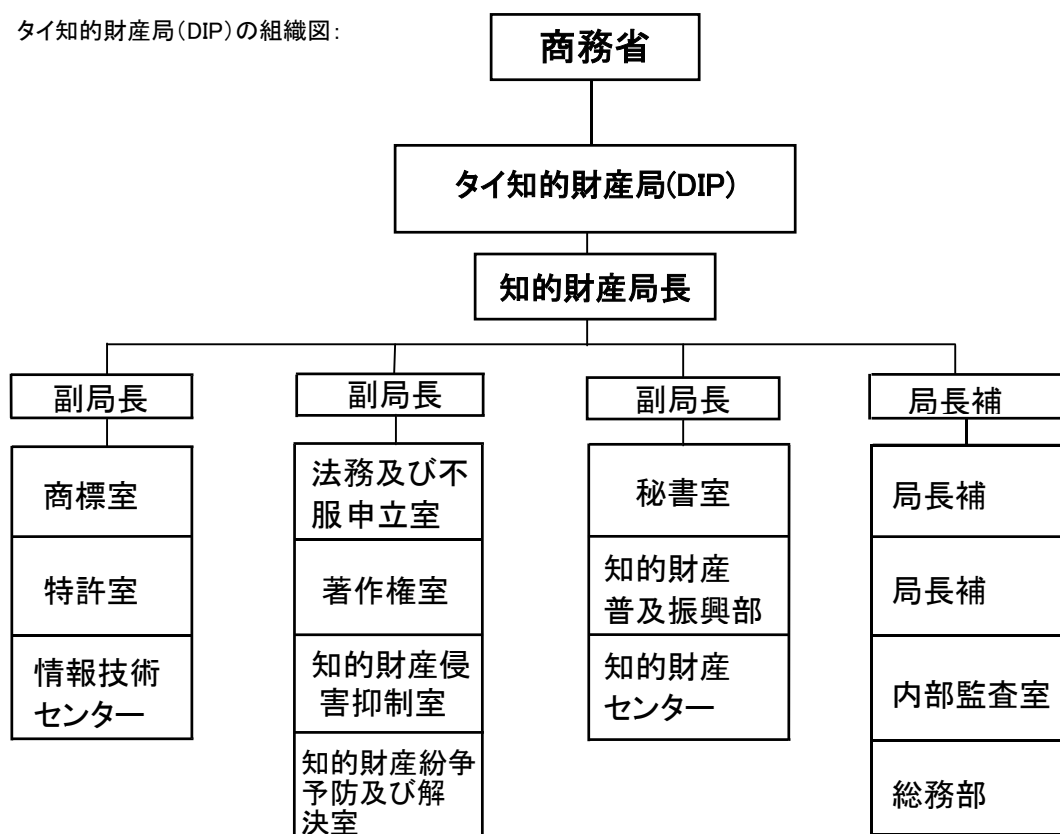
Department of Intellectual Property, Ministry of Commerce (略称 : DIP) Address : 44/100 Moo 1, sanambinnam-Nonthaburi Road, Bangkrasor, Amphur Nonthaburi, Nonthaburi 11000

Tel: 02-547-4621-25

Fax: 02-547-4691

Website : <http://www.ipthailand.org>

タイ知的財産局(DIP)の組織図:



第2章 特許権の取得

2-1. 保護対象、根拠法

タイ特許法は1979年に制定された。現在最も新しい改正法は1999年改正特許法（第3部。1999年9月27日施行）である。

2-2. 発明の定義、特許の種類（第3条）

発明とは、「新規に物又は方法を発見又は創造すること、あるいは物又は方法の改良を行うこと」と定義されている。従って、発明には「物の発明」と「方法の発明」があり、この両方に特許が与えられる。

物の発明とは：

例えば機械、器具、物品、化合物や混合物などが挙げられる。

方法の発明とは：

例えばある薬の製造方法やある食料の保存方法、又は薬の製造方法で製造過程を減らす方法などが挙げられる。

秘密特許制度：（第23条）

出願された発明が、国家の安全保障のために秘密にしておかなければならないと局長が判断したとき、局長は別の命令をするまで、その発明の重要部分及び詳細を秘密としておくことを命令することができる。

第1項により秘密とすることを命令されたことを知りながら、その発明の重要部分又は詳細を出願人を含む何人も開示することを禁ずる。ただし、法律により権限を有するときを除く。

2-3. 特許出願人の要件（第14条）

特許出願人の要件は以下のいずれか一つ以上の条件を満たすことが必要となる。

- ① タイ国籍者、あるいはタイが属している特許保護のための国際的同盟又は条約の国の国籍者、あるいはタイに本拠地がある法人。
- ② タイ国籍者あるいはタイに本拠地がある法人に対し特許出願を認めている国の国籍者。
- ③ タイ又はタイが属する特許保護のための国際的同盟あるいは条約の加盟国に居所あるいは産業的商業的に現実に操業している者。

2-4. 被雇用者の特許出願権（第11条）

従業員（被雇用者）による職務発明であった場合の特許権については、雇用契約に別段の定めがある場合を除き雇用主に属する。

2-5. 出願の際の譲渡行為（第10条）

譲渡行為の有効化のため、譲渡行為は法的な文書にて、譲渡人及び譲受人との間で署名行為がなされなければならない。そのように行わない場合には、その譲渡行為は無効と判断される。

代理人制度：

特許出願人は、タイに居所を有しているか否かに限らず、代理人に出願の代行をさせることができる。

2-6. タイに居所がない出願人の場合

一方、タイ国に居所を有していない特許出願人は、タイ国内の特許出願関係手続き代行者として、局長から登録手続きを許可されている弁理士に出願行為を代行させる必要が有る。タイ国での連絡先代理人及びその居所が必要である。

出願人から代理人への委任行為は、文書(委任状)により行われ、出願時にその提出が求められるが、委任行為を行う場所により、準備する書類が多少異なってくるので注意を要する。

2-7. 弁理士制度

(「1999年知的財産局告示(1999年9月27日公告)：特許弁理士登録について」より)

特許弁理士登録を申請できる者は以下の通りである。

- ① 科学、技術、建築、法律分野の学士あるいは学士以上の者、あるいはその他の学士で科学関連の基礎科目を最低12単位履修している者、および
- ② 知的財産局の規定に基づく、特許法及び特許出願方法に関するトレーニングコースを終了した者

特許弁理士の仕事の範囲については、発明特許、意匠特許、小特許の出願代理行為ができる(なお、商標については、弁理士の資格を持っていない者でも出願代理ができる)。

弁理士の登録数：

2007年11月30日時点で、タイ商務省知的財産局への弁理士登録数は2,184名である。

委任行為が外国で行なわれる場合：

その委任状には、タイ国大使館あるいはタイ国領事館の長、又は委任者が居住している国に常駐している商務官事務所の長、あるいはそれらの者の代わりに委任行為を許可された担当官のサインか、あるいはその外国の法律によりサインを保証する権限を与えられた者による公証人証書が必要である。

委任行為がタイ国内で行なわれる場合：

その委任状の他に、出願人が外国人の場合、出願人のパスポートのコピー又は在留証明書のコピー、あるいは、その者がタイ国に入国したことを局長に対して示すことができるその他の証拠の添付が必要である。公証人証書は必要ない。

2-8. 特許の登録要件 (第5条)

- ① 新規性を有すること
- ② 発明が高度であること
- ③ 発明が産業上に利用できるもの、である。

まず①の新規性についてであるが、以下の「従来技術」でないことが新規性を満たす上で必要である。(第6条)

以下のいずれかに当てはまる発明は「従来技術」とみなされ、出願が拒絶される

- ・ 出願前にすでに国内で広く知られ又は使用されている発明
- ・ 国内外において、出願前に頒布された文献又は印刷物に、その重要な部分又は詳細が公開されている発明、
- ・ 出願前に、国内外においてその発明の重要な部分又は詳細が、文献、印刷物で公開されたか否かに関係なく、公衆に展示又は発表された発明
- ・ 出願前に、すでに国内外で特許権あるいは小特許権を得ている発明
- ・ すでに外国で同一の特許あるいは小特許出願がされており、登録されていないがすでに出願後 18ヶ月経過した発明

- ・すでに国内外で特許あるいは小特許出願がなされ、出願前に公開がされた発明
- ・その発明者が、国際商品展示会あるいは公的機関の商品展示会で、発明の重要部分或いは詳細を展示又は公開した日からすでに 12 ヶ月を経過した発明。

高度な発明とは：（第7条）

その技術分野について通常の専門知識のある者にとって、容易に明らかになるものではないものをいう。最高裁判所の判決 No. 4131/2536 及び No. 7377/2538 によると、既に公知の原理や技術が、発明に使用された場合、もしくは過去の微小な違いに過ぎない発明に使用された場合でも、高度な発明を構成するとは言えない。もし、その発明が問題を解決するに在り来りの方法でない発明である場合、その発明は高度な発明である、とされる。

産業上に利用できる発明とは：（第8条）

工業、工芸、農業、商業を含む産業に利用できる発明をいう。

2-9. 特許の不登録事由 （第9条）

以下の要件のいずれか一つ以上を満たす発明については、特許登録の保護を受けられない。

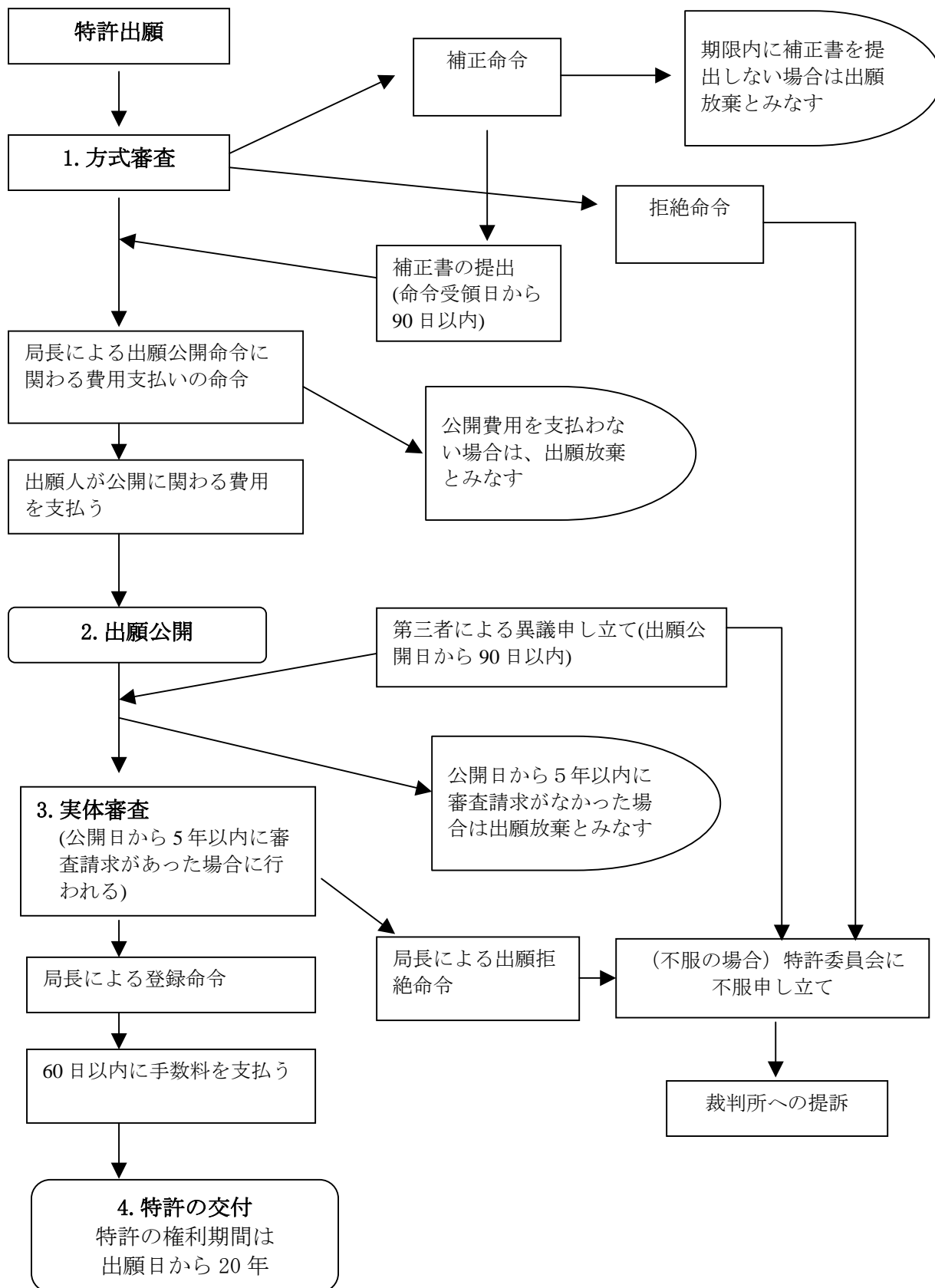
- ① 自然に存在する微生物及びその組成物、動物、植物自体、又は動植物からの抽出物
- ② 科学及び数学の法則及び理論
- ③ コンピュータプログラム
- ④ 人間又は動物の病気を診断、治療する方法
- ⑤ 公序良俗に反する発明

2-10. 特許検索システムについて

特許検索システムは IPIC 特許検索システム(2006年6月から)が以下の URL に変更され、タイ語使用のみによる検索しかできない。（英語検索のページもあるが、詳しいデータ入力にはいずれにしてもタイ語入力が必要である）

URL: <http://www.ipthailand.org/dip/index.php>

2-11. 特許出願から登録までのフローチャート:



2-12. 出願の起算日

タイ国特許法により、出願日は出願手続きを行った日とされるが、優先権主張をした場合には以下の例外が適用される。

- ① 政府により開催されたタイ国内外での展示会で公開された発明で、その発明が上記の公開日から12ヶ月以内である場合。新規性の判断基準日は上記の公開日とされる。
- ② その発明が先に外国で出願された後に、その外国出願日から12ヶ月以内にタイ国内で出願された場合。（パリ条約の優先権主張の場合については以降のページにて詳しく説明。）
新規性の判断基準日は上記の外国出願日とされる。（小特許出願についても、上記の外国出願日から12ヶ月以内。）

2-13. 出願に必要な書類

出願書類(タイ語の指定フォーム)：

タイ商務省知的財産局及びWEBSITEにて規定のフォーム(PI/PD/PP-001-A)を入手できる。(意匠出願の場合もこの書式を使用する。)

上記書類には、発明の名称、発明者名及びその住所、出願人名及びその住所、優先権主張に関する情報(優先権主張の有無、優先権主張国、優先権主張番号、優先権主張日など)、(出願代理人がある場合には)出願代理人に関する情報、等をタイ語にて記載する。

WEBSITE(規定フォーム：タイ語のみ)

http://www.ipthailand.org/dip/index.php?option=com_docman&task=cat_view&gid=81&Itemid=162

明細書、要約書、(必要な場合は)図面：

原則として、出願時にタイ語で準備する。ただし優先権主張がある場合は、外国語での出願が可能であるが、出願後の一定期間内にタイ語翻訳書の提出が必要である。

委任状1通(タイ語)：

代理人による出願で、出願人が外国人の場合は、公証手続きのある委任状(英語翻訳文つき)が1通必要である。一方、出願人がタイ法人である場合、代理人を通さず自らが出願することが可能である。また、優先権を主張する場合は、一定期間内で出願後の提出が可能である。

譲渡証1通(タイ語)：

譲渡行為がある場合に用意する。(例えば、従業員である発明者が会社である出願人に出願権を譲渡する場合)また、優先権を主張する場合は、一定期間内で出願後の提出が可能である。

出願権証明書1通(タイ語)：

発明者と出願人が同一の場合、譲渡証の代わりに用意する。また、優先権を主張する場合は、一定期間内で出願後の提出が可能である。

(優先権主張をする場合に)優先権主張に関する申請書1通：

タイ語の一定書式に記入する。(優先権主張については、後の項目を参照)

(優先権主張をする場合に)優先権主張証明書：

優先権主張日から16ヶ月以内で、かつ公報の発行日までに提出しなければならないが、タイ語への翻訳は必要ない。

2-14. 優先権主張 (第19条の2)

タイはパリ条約、特許協力条約(PCT)に加盟していないが、WTOに加盟しているため、WTO-TRIPS協定の第2条に基づくパリ条約第4条の規定に従い、WTO加盟国の出願人はタイで優先権主張をすることができる。

出願人が、以下の場合に当てはまる場合は、タイ国外の最初の特許出願日から12ヶ月以内にタイで出願した出願について、パリ条約の実務と同様に、そのタイ国外の最初の特許出願日を新規性・

進歩性の判断基準日として主張できる。(小特許出願についても、上記の外国出願から12ヶ月以内。)

以下のいずれか一つ以上の条件を満たすことが必要となる。(第14条)

- ① タイ国籍者、あるいはタイが所属している特許保護のための国際的同盟又は条約の国の国籍者、あるいはタイに本拠地がある法人。
- ② タイ国籍者あるいはタイに本拠地がある法人に対し特許出願を認めている国の国籍者。
- ③ タイ又はタイが属する特許保護のための国際的同盟あるいは条約の加盟国に住所あるいは産業的商業的に現実に操業している者。

2-15. 特許出願から登録までの手続き

(i) 方式審査

方式審査とは：

出願後、その出願について、出願人がタイで特許を出願する権利があるかどうか、委任状、譲渡証の書式が正しいかどうか、優先権主張をしている場合その権利が正しいかどうか、またその出願が保護を受けられない発明に該当するか否か、などについて審査が行われる。

補正・拒絶命令：

その後補正が必要な出願については補正命令が、不特許事由に該当する場合は拒絶命令が出される。出願人は以上の担当官の命令を受領した日から90日以内に補正をし、書類提出をしなければならない。

(ii) 出願公開 (第28条)

公開命令の通知：

方式審査の結果、補正や拒絶をするに当たらないと判断された出願は、局長から公開命令を受け、出願人に通知される。

公開費用の支払い：

出願人は、その公開命令を受領した日から60日以内に公開に関わる手数料を支払わなければならない。もしこの期間中に支払いをしなかった場合、この出願は放棄したものとみなされる。

出願公開について：

上記の期間内に出願人が公開費用を支払った場合、出願の公開が行われる。

公開の方法は、知的財産局の公開公報CD-ROM(1ヶ月に約3回発行され、一般の人もタイ知的財産局にて購入が可能)又は知的財産局のホームページ(特許検索システム(タイ語)にてキーワードを入力することにより、公開公報が入手できる)がある。

また、出願公開日は、異議申し立てと審査請求の起算日となる。

異議申し立てとは：(第31条)

その出願人ではなく自身が特許権を受ける権利があると主張する第三者や、その出願が特許要件(新規性、進歩性、産業上の利用性)、不特許事由(公序良俗に反する発明である場合など。前述)、特許出願権利者、職務発明、特許出願人の条件に適合しないと主張する者が、当該出願の公開日から90日以内にタイ商務省知的財産局の担当官に対して異議を申し立てることをいう。

審査請求とは：(第29条)

タイでは、出願公開日から5年以内に出願人が商務省知的財産局の担当官に対して審査請求を行った場合に限り、その出願についての実体審査が行われる。この期間を過ぎた場合、出願を放棄したものとみなされる。

特許出願を小特許に変更したい場合：(第65条の4)

出願人は、特許出願の登録前であれば、その出願を小特許に変更することができ、省令で定められた手続きに基づき、変更前の出願日を確保することができる。

2-16. 分割出願 (第 26 条)

出願特許の内容が幾つかの明確に区別し得る発明に別れていて単一の発明とはし難い、と担当官が判断した場合、担当官はその出願を、一つの発明に関わる幾つかの出願に分けるよう命じる場合がある。

上記命令後 120 日以内に出願人が分割出願のいずれか一つを出願した場合、最初に出願した日を出願日とみなす。

出願人が分割の要請に同意しない場合、出願人は 120 日以内に局長に異議を申し立てることができ、局長の決定を最終決定とする。

(iii) 実体審査

実体審査は、出願公開日から 5 年以内に出願人より審査請求があった場合に限り行われる。もし上記の期間内に審査請求が無かった場合には、その出願は放棄されたものと判断される。

もし異議申し立てあるいは不服申し立てがあった場合、審査請求は特許委員会の最終決定から 1 年以内に行われなければならない。もし上記の期間内に審査請求手続きを請求しなかった場合、その出願は放棄されたものとみなされる。

出願が拒絶された場合、出願人は特許委員会に対して、その拒絶査定を受けた日から起算して 60 日以内に不服を申し立てることができるが、その期日を過ぎた場合には拒絶査定を最終とする。

実体審査とは：

審査官がその出願に対して、新規性、進歩性、産業上の利用性の有無等についての審査を行うことをいう。

外国機関の審査結果報告書の採用について：(第 27 条)

タイでは、外国政府又は国際特許関係機関に依頼した審査結果をタイ国での審査結果とし、審査の時間的効率化がはかられている(例えばアメリカ、ヨーロッパ、日本特許庁などの審査結果報告書など)。

外国にすでに出願しており、その外国からの最終審査結果報告書を受領した場合、出願人は、その審査結果報告書を受領後 90 日以内にその審査結果報告書をタイ商務省に提出しなければならないが、実務上、この期間を過ぎて報告書を提出した場合の罰則は無い。

なお、外国知財庁の審査結果を提出した場合には、運用上、特許室長に請求することにより、早期審査を受けることができる。

特許登録前の補正について：(第 20 条)

出願人は、登録前であれば審査官からの命令がなくても特許出願明細書、請求項あるいは図面を補正することができるが、出願時の内容の範囲を拡大したり、又は新しい内容を追加したりすることは出来ない。

(iv) 特許の交付

登録命令：(第 33 条)

実体審査の結果、特許要件を満足すると判断された出願は、局長から登録命令を受ける。

特許料の納付：(第 33 条)

出願人は、登録命令を受領した日から 60 日以内に特許証の手数料を納付しなければならない。手数料が納付された後、特許証の交付が行われる。

2-17. 不服審判請求について

特許登録前：

出願人が行う場合

担当官による補正・拒絶命令や、異議申し立て人を支持する局長の決定に対して不服がある場合、出願人は、それらの命令や決定の通知を受けた日から 60 日以内に特許委員会に対して審判を請求することができる。

第三者が行う場合

出願公開後、その出願人よりも出願人的確性を有すると主張する第三者、あるいはその出願が特許法の要件（新規性・進歩性・産業上の利用可能性、特許の保護を受けられない発明、特許出願の権利者、職務発明、特許出願人の要件等）に基づかない発明であると主張する第三者は、出願公開日から 90 日以内に担当官に対して異議申し立てを行うことができる。

その出願人は、担当官からその異議申し立て書の送付を受領した日から 90 日以内に意見書を証拠と共に提出しなければならない。

特許登録後：

第三者が行う場合（第 54 条）

その特許が、新規性等の要件、特許の保護を受けられない発明、特許出願の権利者、職務発明、特許出願人の要件等について瑕疵があると主張する場合に、その第三者は特許の無効を裁判所（タイ国際取引及び知的財産裁判所）に提訴することができる。

タイ知的財産局の局長が行う場合（第 55 条）

- ① 50 条に基づくライセンスが発行発動された後 2 年を経過しても、特許権者または実施権者がタイ国内で合理的理由もなく当該製品を生産せず、また当該特許方法を使用しない場合、あるいは特許製品を販売または輸入しない場合、特許方法によって製造した製品を販売または輸入しない場合、あるいは当該製品を法外な価格で販売していた場合で、局長が当該特許を取り消す事が適当であると認めた場合、
- ② 特許権者が第 41 条の規定（特許権の実施許諾及び特許権の譲渡は文書により行うこと等）に違反して特許の実施を許諾した場合

2-18. 特許委員会（第 66 条）

特許委員会の委員は内閣が選任する。委員長は商務省副大臣が就き、その他の委員は 1 2 名である。委員会の権限と義務は特許法に規定されている。委員の任期は 2 年である。

委員会に対し特許の取り消しを求める前に、局長は調査を命令し、特許権者と特許実施者に対し陳述書を、通告受領後 60 日以内に提出するよう通告しなければならない。局長は何人に対しても出頭させて証言させたり、追加の書類あるいは物品を提供させることができる。

調査の後、特許を取り消すのに十分合理的な理由が有る場合、局長は委員会に対し特許取り消しを求めて自らの報告を提出しなければならない。

第 55 条に基づく特許取り消しについて局長が作成する報告を検討するに際し、委員会は適宜、反対者、申請人、特許権者あるいは特許実施者に対し、委員会の定める規則に従って証拠あるいは追加陳述の提出を求めることができる。

委員会の決定と命令はその理由とともに全当事者に通知される。決定あるいは命令に同意しない当事者は通知受領後 60 日以内に裁判所に提訴することができる。提訴が無い場合、委員会の決定は法的に有効となる。

本特許法に基づいて提訴された事案について裁判所は、委員会あるいは局長に対し、いずれかの当事者に代わって何らかの手数料の支払いを命令してはならない。

2-19. 特許の保護期間（第 35 条）

特許権は出願日から 20 年間有効で、その期間内で特許権者はその特許についての独占的権利を持つことができる。もし、出願人の資格又は異議申し立てに関わる係争手続きがあった場合、その係争に関わる期間は除かれる。

また、特許権者はその期間内に、他人に条件を設けて特許ライセンスを与えることもできる（ライセンスの項目で後述）。

そして、特許権の有効期間20年を経過すると、その特許についての独占権は消滅し、何人もその特許発明を自由に使用することが出来る。

2-20. 権利取得により付与される権利 (第36条)

特許の登録を許可された特許権者は、以下の独占的権利を有する。

物の発明の場合：

その物の生産、使用、販売、販売のための所持、販売の申し出、国内への輸入を行うこと

方法の発明の場合：

その方法を使用して製品を生産、販売、販売のための所持、販売の申し出、輸入を行うこと

ただし、特許権は、以下の場合には及ばない。

- ① 特許権者の通常利用に反しない場合や特許権者の権利上の利益に損害を与えない限り、教育、分析、実験、あるいは研究に利用する行為。
- ② 製造者あるいは使用者が善意でその特許出願以前にその生産に従事し、又はその装置を取得しており、出願登録についての知識もなく、あるいはそれ同等の根拠があり、かつ第19条の2に該当しない場合、特許登録したものを生産し、または特許登録した方法を使用する行為。
- ③ その医薬品を取り扱う行為を含む職業薬剤師による医師処方箋に基づく医薬調合行為。
- ④ 特許権権利期間後にその特許医薬品を生産、販売又は輸入することを目的として、その医薬品の登録申請を行うことに関連した行為。
- ⑤ タイが加盟している特許保護関連の国際同盟あるいは条約の加盟国から船舶がタイ国に臨時又は事故により入国する際、その機材がその船舶にとって必要である場合、船舶又は船舶周辺機器に関する特許を使用する行為。
- ⑥ タイが加盟している特許保護関連の国際同盟あるいは条約の加盟国から航空機又は自動車がタイ国に臨時又は事故により入国する際、航空機又は自動車の組み立て、操縦又はその他の機材に関して特許発明である機材を使用する行為。
- ⑦ 特許権者がその製品の製造者又は販売者に同意又は許可を与えた場合、その特許製品の使用、販売、販売を目的とした所持、販売の申し出、輸入行為。

2-21. 国際特許出願 (PCT)

2008年1月、PCT加盟案がタイ国会にて通過したところ。

2-22. 特許又は小特許の出願変更 (第65条の4)

同一の発明について、発明特許及び小特許の両方にて登録されることはできないため、登録前にその発明は特許もしくは小特許のいずれかに変更されなければならない。また、元出願の出願日は変更後の出願日とすることができる。

2-23. 特許の譲渡 (第38条)

特許所有者は自分の特許を他人に譲渡できる。また特許は特許権者の相続人に相続されることができる。

特許譲渡の登記を申請する場合、特許被譲渡人は、知的財産局長が指示し印刷させた用紙に従った申請書および特許譲渡契約書を管轄当局に提出するか、書留郵便で送付する。

この場合の管轄当局は

- ① 商務省知的財産局
 - ② 地方商務局あるいは局長が指示する他の業務単位
- のいずれかである。

遺産相続による特許譲渡の登記申請に際しては、特許権者の相続人は、知的財産局 局長が指示し印刷させた用紙に従った申請書および「知的財産局告示」に基づく証拠書類を管轄当局に提出するか、書留郵便で送付する。

この場合の管轄当局は

- ① 商務省知的財産局
 - ② 地方商務局あるいは局長が指示する他の業務単位
- のいずれかである。

登録された代理人が譲渡登記の申請を行う場合、委任状も必要である。

2-24. 特許の放棄

特許権者はその特許の全部又は一部（一部の請求項に係る特許）を放棄することができる。（詳細は1999年特許法に基づく省令第27部（1999年）。また小特許についてもこの規定は準用される。）特許権あるいは請求の範囲の一部を放棄するに際し、当該特許に共同権利者がいる場合は、放棄は特許権者全員の同意を必要とする。特許のライセンスが行われている場合、そのような放棄は実施権者全員の同意を必要とする。

特許権あるいは請求範囲の一部放棄の申請方法：

特許権者は知的財産局規定のフォームを商務省、知的財産局の担当官に提出するか、書留郵便で送付する。

特許権者がタイに居住していない場合、局長のもとに登録された代理人による出願が出来る。その際、委任状を知的財産局に提出するが公証手続きが必要である。

特許権者がタイに居住している場合、局長のもとに登録された代理人が代わって申請することができる。この場合も、委任状を申請の際に添付する。

特許権あるいは請求範囲の一部放棄申請ができない場合とは：

- ① 放棄を求めている当該特許が、他人の特許を侵害しているとの訴えが有る場合
- ② 瑕疵のある特許であるとの訴え（タイ国特許法第54条、意匠の場合は特許法第64条、小特許の場合は第65条の9に記載）に基づいて当該特許の取り消しを求める訴訟が有る場合

局長が申請を承認した場合、担当官は特許登録簿にこの放棄を記録し、特許権者にこの決定を通知し、商務省知的財産局の掲示板に少なくとも30日公開しなければならない。

第3章 小特許権の取得

3-1. 保護対象、根拠法

1999年版改正特許法(第3部, 1999年9月27日施行)によって、初めて小特許制度(実用新案制度)が設けられ、改正特許法(第3部)の第65条の2から第65条の10までにその内容が規定されている。

登録要件：(第65条の2)

小特許の登録を受けるためには、その発明に

- ① 新規性があり、
- ② 産業に利用できること

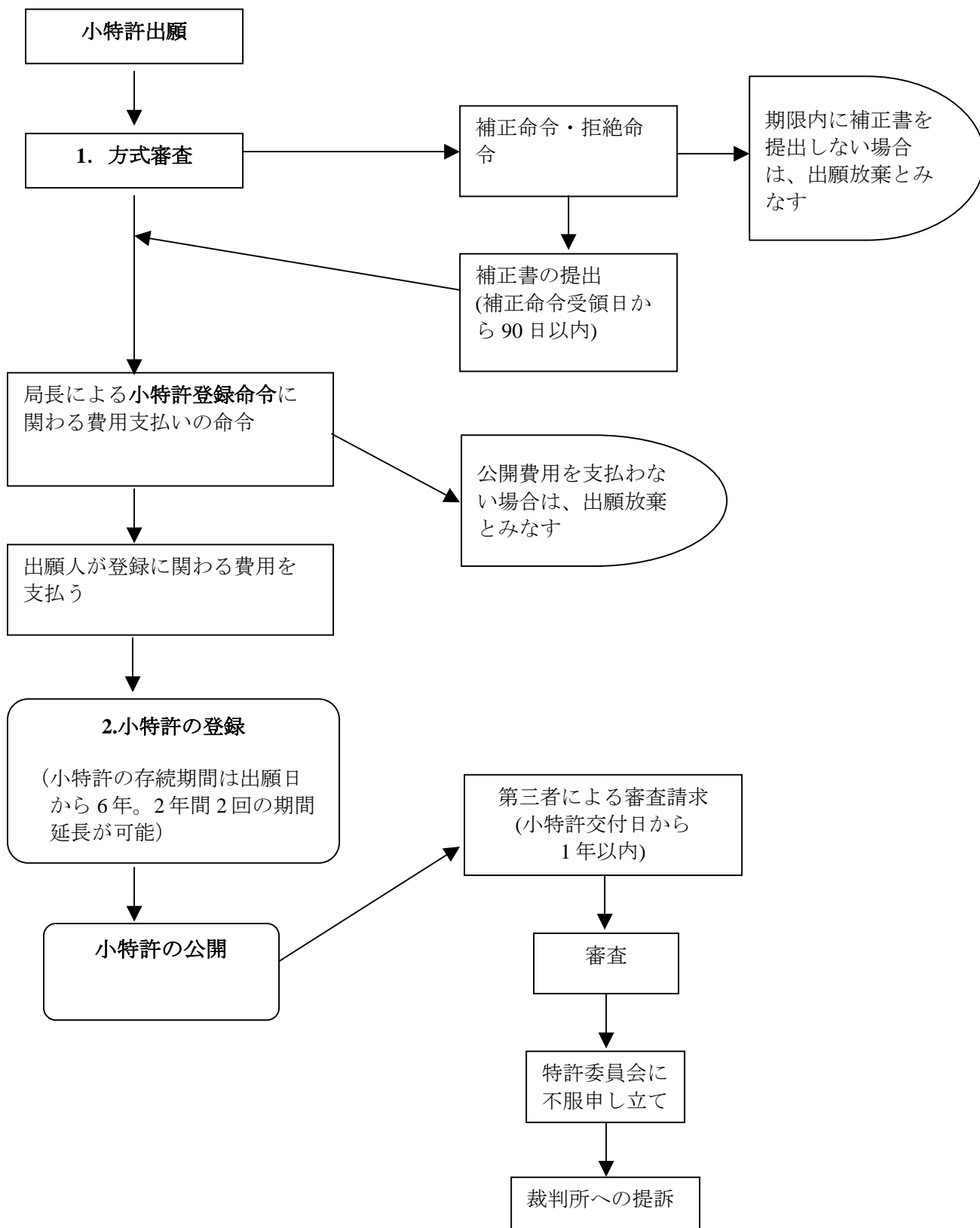
が必要である。

また、新規性と産業への利用の解釈については特許の場合と同じである。

以下の点は特許と同じであるので、「特許」の章をご参照頂きたい。

- ・ 発明の定義など
- ・ 出願・保護適格者
- ・ 職務発明の権利の帰属先
- ・ 不登録事由
- ・ 自前・外注による出願前調査の方法
- ・ 出願日の起算日
- ・ 出願書類一式、様式、内容、提出先
- ・ 優先権主張
- ・ 分割出願の可否・方法
- ・ 異議申し立ての適格者・期限・根拠・方法・申し立て先、出願者による補正の可否・期限・方法

3-2. 小特許出願から登録までのフローチャート



3-3. 小特許出願から登録までの手続き

(i) 方式審査

出願後、その出願が方式的要件や不特許事由に該当するか否かについて審査が行われる。(方式的要件や不特許事由については、特許又は意匠のページを参照。)

(ii) 小特許の交付と公開

登録命令：

方式審査の結果、登録に値すると判断された出願は、局長から登録命令を受ける。(小特許出願においては、登録前の実体審査制度は無い。)

公開に関わる手数料の支払い：

登録命令を受領した日から60日以内に出願人が手数料を支払った場合、その小特許は登録され、後日公開される。もし上記期日以内に出願人が手数料を支払わなかった場合、その出願は放棄されたと判断される。

小特許の登録と公開：

小特許は、特許や意匠と異なって登録後に公開され、公報にその詳細が公開される。

小特許登録公報 CD-ROM：

登録公報 CD-ROM は1ヶ月に1,2回の割合で不定期に発行され、CD-ROM は一般の人も購入が可能である。

審査請求：(第65条の6)

小特許の交付日から1年以内に、何人もその小特許出願の要件(新規性、産業上の利用性)について知的財産局に審査請求することができる。

出願の変更：(第65条の4)

小特許出願人は、その小特許の登録前に、その出願を特許出願に変更することができ、省令で定められた手続きに基づき、変更前の出願日を確保することができる。

小特許の存続期間：(第65条の7)

出願日から6年間であるが、その権利期間を2年間2回延長することができる。延長申請をする場合は、権利期間終了90日以内に延長の申請手続きをしなければならない。

また、小特許権者は、「Thai petty patent」の用語、あるいは略語「TPP」、あるいは同様な意味の外国文字を、製品、容器、あるいは包装容器、又はその小特許発明の広告に使用する排他的権利を有する。

第4章 意匠権の取得

4-1. 保護対象、根拠法

1979年に制定された特許法（現在最も新しい改正法は1999年改正特許法（第3部1999年9月27日施行））の第56条から第65条において規定されている。

4-2. 意匠の定義・種類（第3条）

意匠とは、①物の形状又は模様構成若しくは物品の色で、②工芸品を含む工業製品として使用可能な、物品として特別な特徴を有するもの、をいう。

部品意匠制度：

法での規定はないが、運用上、部品意匠出願を認めている、とタイ政府は公言しているが、定かではないため、各案件ごとに確認が必要である。出願方法としては、その部品全体の図面を示した意匠を出願する。

部分意匠制度、関連意匠、秘密意匠、組み物意匠制度：

タイの意匠法では無い。

以下の点は特許と同じであるので、「特許」の章をご参照頂きたい。

- ・ 出願・保護適格者
- ・ 職務発明の権利の帰属先
- ・ 自前・外注による出願前調査の方法
- ・ 異議申し立ての適格者・期限・根拠・方法・申し立て先、出願者による補正の可否・期限・方法
- ・ 不服審判請求の適格者・期限・方法・申し立て先→特許と同じ。
- ・ 不服審判での決定に不服がある場合の出訴適格者、期限・方法・出訴先、かかる費用と日数→特許と同じ。

4-3. 登録要件（第56条）

意匠は、工業、工芸のための新規な意匠に対して行われなければならない。

意匠の新規性とは：（第57条）

以下のいずれかの要件に当てはまる意匠は新規性がない、と判断される。

- ・ 意匠出願日前に国内においてすでに存在するか、又は広く知られている意匠
- ・ 意匠出願日前に国内外において、一般に頒布されている文献、または印刷物で、形状、重要部分、又は詳細が開示されている意匠
- ・ 意匠出願前に、公開命令または特許法の規定に基づき公開されたことがある意匠

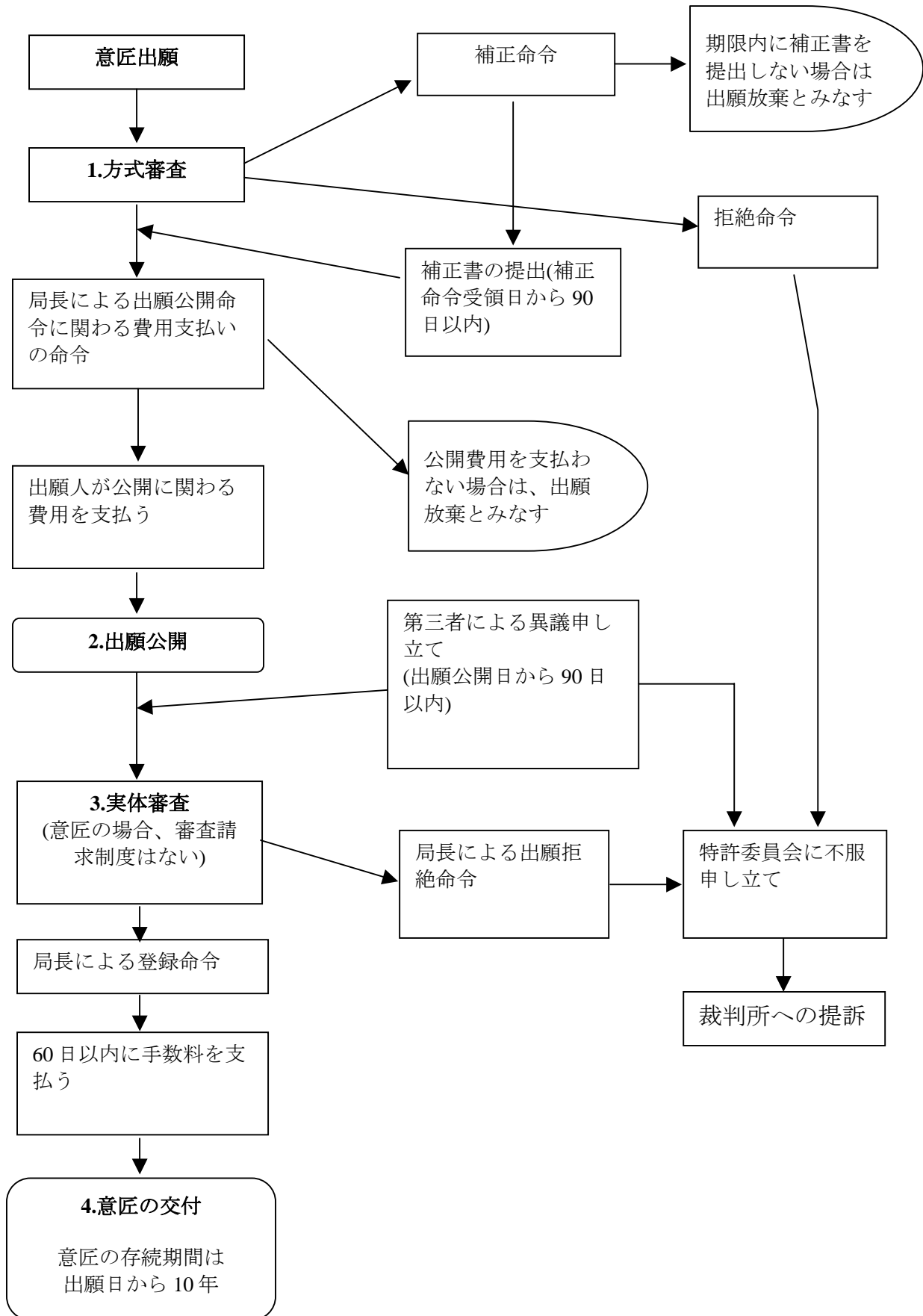
上記3項目の意匠に類似しており模倣と認められる意匠

4-4. 不登録事由（第58条）

公序良俗に反する意匠、または、勅令で定めた意匠は登録できない。

意匠の類似基準について：タイ知的財産局では公表していない。

4-5. 意匠出願から登録までのフローチャート



4-6. 出願の起算日

出願日は出願手続きを行った日とされるが、優先権主張をした場合には以下の例外が適用される。その意匠が先に外国で出願された後に、その外国出願日から **6ヶ月以内** にタイ国内で出願された場合。新規性判断の基準日は上記の外国出願日とされる。（特許、小特許の場合は上記の出願日から12ヶ月以内。）

4-7. 出願に必要な事項及び書類

まず初めに、タイでは、一意匠一出願制を取っているので注意が必要である。（第60条）

一意匠一出願とは：

タイでは、一つの製品について一種類の製品を示す意匠を出願しなければならない。例えば、ある花瓶の幾つかの外観についての意匠を出願しようとするとき、一種類の外観について一つの出願をしなければならない。

出願書類：

タイ特許出願の際に使用する書式と同一のもの（PI/PD/PP-001-A）を使用する。タイ特許庁 WEBSITE でもこのフォームは入手できる。（特許のページを参照のこと。）

製品を表す図：

製品を表す図は、図面でも写真でも良いが、その製品の前面、後面、右側面、左側面、上面、底面、斜視図を示さなければならない。

さらに、登録保護を求める製品の重要部分全てを明確に示すものでなければならない。

図の記載方法や写真の形式などについては、特許法省令で詳細に規定されている。

意匠請求の範囲：

出願人が保護を求めている、その製品の外形の特徴や模様あるいは色彩の範囲について、一項だけ記入する。

製品の説明書：

製品の説明書には、図面に記述できない内容、例えば、その製品の資材、使用目的、性質などをタイ語 100 文字以内で記入する。

委任状、譲渡証、出願権証明書、優先権主張証明書→特許と同じ。

優先権証明書のタイ政府提出締め切り日：

タイ出願公開前までに提出しなければならない。

4-8. 優先権主張

意匠についての優先権主張とは：（第60条の2）

出願人が、以下の場合に当てはまる場合は、タイ国外の最初の意匠出願日から **6ヶ月以内** にタイで出願した出願について、そのタイ国外の最初の意匠出願日を、新規性の判断基準日として主張できる。

以下のいずれか一つ以上の条件を満たすことが必要となる。（第65条）

- ① タイ国籍者、あるいはタイが所属している特許保護のための国際的同盟又は条約の国の国籍者、あるいはタイに本拠地がある法人。
- ② タイ国籍者あるいはタイに本拠地がある法人に対し特許出願を認めている国の国籍者。
- ③ タイ又はタイが属する特許保護のための国際的同盟あるいは条約の加盟国に住所あるいは産業的商業的に現実に操業している者。

4-9. 意匠出願から登録までの手続き

(i) 方式審査

出願された後、知的財産局の担当官は、その出願が方式的要件に合致しているかどうか、また登録できない意匠の事由(第58条)に該当するか否かについて審査を行う。

方式的要件とは：

出願人に出願権があるか、出願された書類に不備がないかどうか、優先権主張がある場合にはその権利が正しいかなどを審査する。

補正・拒絶命令：

その後、補正が必要な出願については補正命令が、不特許事由に該当する場合は拒絶命令が出される。

出願人は以上の担当官の命令を受領した日から90日以内に補正をし、書類提出をしなければならない。

(ii) 出願公開

公開命令の通知：

方式審査の結果、補正や拒絶をするに当たらないと判断された出願は、局長から公開命令を受け、出願人に通知される。

公開費用の支払い：

出願人は、その公開命令を受領した日から60日以内に公開に関わる手数料を支払わなければならない。もしこの期間中に支払いをしなかった場合、この出願は拒絶される。

出願公開について：

上記の期間内に申請人が公開費用を支払った場合、出願の公開が行われる。

公開の方法は、知的財産局の公開特許公報CD-ROM(特許と意匠に関する公開公報で、1ヶ月に2-3回発行(不定期)され、一般の人も購入が可能である。又は知的財産局のホームページ(タイ語のみ。特許検索システムを使い、キーワード入力により、公開公報が入手できる)がある。

また、出願公開日は、異議申し立ての起算日となる。

異議申し立てとは：

当該出願人よりも意匠権を受ける権利があると主張する第三者や、その出願が意匠の要件(新規性)、不特許事由(公序良俗に反する発明である場合)、意匠出願権利者、職務発明、意匠の出願人の条件にそぐわないと主張する第三者が、出願公開日から90日以内にタイ商務省知的財産局の担当官に対して申し立てをすることをいう。

意匠出願に審査請求は無い：

タイの意匠制度では、特許のような審査請求制度はない。

(iii) 実体審査

意匠出願の実体審査は、出願公開後90日以内に異議申し立てがなかったか、あるいは最終的に異議申し立てが認められなかった場合に行われる。

意匠の実体審査とは：

その意匠出願に新規性があるか、また産業上の利用性について審査される。

外国機関の審査結果報告書の採用について：

意匠出願では、特許出願の場合と同じように外国政府又は国際特許関係機関に依頼した審査結果をタイ国での審査結果とし、審査の時間的効率化がはかられている。(例えばアメリカ、ヨーロッパ、日本などの最終審査結果報告書など)

ある出願を他の外国にすでに出願しており、その外国からの審査結果報告書をすでに受領した場合、出願人は、その審査結果報告書を受領後 90 日以内にその審査結果報告書をタイ商務省に提出しなければならない。出願人は、その審査結果報告書を受領後 90 日以内にその審査結果報告書をタイ商務省に提出しなければならないが、実務上、この期間を過ぎて報告書を提出した場合の罰則は無い。

(iv) 意匠登録証の交付

登録命令：

実体審査の結果、意匠を受けるに値すると判断された出願は、局長から登録命令を受ける。

意匠登録に関わる手数料の納付：

出願人はその登録命令を受領した日から 60 日以内に意匠証の手数料を納付した場合、意匠登録証の交付が行われる。

4-10. 意匠権の保護期間 (第 62 条)

出願日から 10 年間有効である。ただし、出願人の権利又は異議申し立てに関わる係争手続きがあった場合、その係争に関わる期間は除かれる。

意匠権の期間延長は出来ない。意匠権の有効期間 10 年を経過すると、その意匠についての独占権は消滅し、何人もその意匠を自由に使用することが出来る。

4-11. 意匠権の内容 (第 63 条)

意匠の使用、販売、販売のための所持、販売のための申し出、国内への輸入を行う権利。ただし、教育又は研究目的の使用は除く。

4-12. 国際出願

タイはパリ条約、ロカルノ条約などに加盟していない。

第5章 商標権の取得

5-1. 保護対象、根拠法

タイの商標法は1931年に制定され、1933年、1961年、1991年の改正を経て、現在最も新しい改正法は2000年タイ国商標法第2版(2000年6月30日施行)である。

5-2. 商標の定義・種類 (第4条)

タイ商標法では、商標(Trademark)、サービスマーク(Service mark)、証明商標(Certification mark)、団体商標(Collective mark)の商標が保護されている。

「標章」とは：

写真、図、device、brand、名称、単語、文、文字、数字、サイン、色の連合、物体の形状、又はそれらのうちの一つ以上のものが結合したものをいう。

「商標」とは：

自己の物品が他人の物品と異なることを表すため、物品あるいは物品に関連したものに使用する標章をいう。

「サービスマーク」とは：

自己の役務(サービス)が他人の役務と異なることを表すため、役務若しくは役務に関連したものに使用する標章のことをいう。

「証明商標」とは：

他人の物品若しくは役務に対し、
物品の場合：その原産、製造方法、品質若しくはその他の性質を保証するため、
役務(サービス)の場合：その品質、性質、種類若しくはその他の性質を保証するため、
自己の物品若しくは役務に使用する標章のことをいう。

「団体商標」とは：

同一団体である企業又は組合、協同組合、連盟などによって使用される標章又はサービスマークのことをいう。

「立体商標」：

立体商標は認められている。

「防護商標」

防護商標の制度は無い。

5-3. 出願・保護適格者

自然人でも法人でもよい。

出願人がタイ人で、タイに住所がある場合：

代理人を通すか、もしくは自ら出願を行うことが可能である。

出願人がタイ人で、タイに住所がない場合：

タイに住所のある代理人にその出願代理行為を委託しなければならない。

出願人が外国人の場合：

タイに住所があるか否かを問わず、タイに住所なる代理人にその出願代理を委任しなければならない。

5-4. 登録要件 (第6条)

- ① 識別性があり、
 - ② この法律で禁止されている特徴をもたない商標で、かつ
 - ③ すでに登録されている他人の商標と同一又は類似してない商標であることが必要である。
- (以上の条件は先ほどのサービスマーク、証明商標、団体商標についても適用される。)

①の識別性とは：

その商標に使われる物品が他の物品と異なるということが一般に知られているような特徴を持った商標のことをいい、商標に以下のいずれか一つ以上の特徴が必要である。

- ・ 名前、通常個人の姓名として理解されている意味に基づかない個人の姓名、法律に基づく法人名、若しくは特別な特徴を表す商号で、かつ物品の特徴や品質を直接言及していない商号
- ・ 物品の特徴若しくは品質を直接言及していない言葉若しくは文で、かつ大臣が公示した地理的名称でないもの
- ・ 特別な特徴で表わされた色の連合、又は文字、数字、あるいは創作された言葉
- ・ 出願者若しくは出願者の前任者のサイン、又は前述の個人の許可を受けた他人のサイン
- ・ 出願者若しくは出願者からの許可を受けた他人の肖像。又は故人の肖像である場合にはその親、子孫、さらに、もし配偶者がいる場合は配偶者からの許諾を得たもの
- ・ 創作された device

5-5. 不登録事由 (第8条)

商標に以下のいずれか一つ以上の特徴がある場合は、登録が拒絶される。

- ・ 国の紋章、国璽、官の御爾、現王朝の紋章、王室の勲章から成る印章、官の印章、省、部局、局の印章、若しくは県の印章
- ・ タイ国の国旗、高位者の旗、王旗
- ・ 国王の称号、官名、国王の称号の略、官名の略、若しくは王宮名
- ・ 国王、王妃、皇太子の肖像
- ・ 国王、王妃、皇太子、王宮を表す名前、語句、内容、若しくは記章
- ・ 外国の国旗又は記章、国際機関の旗若しくは記章、外国の元首の記章、官の記章、外国若しくは国際機関の物品を統制・保証する記章、又は外国若しくは国際機関の名前や名前の略。ただし、外国や国際機関において権限を持つ者からの許諾を受けたものを除く。
- ・ 官の記章、赤十字の記章・称号、若しくはジュネーブ十字の称号
- ・ 章牌、賞状、保証書、証書と同一若しくは類似した記章。又はその他の記章で、タイ国政府、タイ国の政府機関若しくはその他のタイ国における団体、外国政府若しくは国際機関

が開催した商品展覧会又は商品品評会で賞として授与されたもの。ただし、物品に対する賞として、章牌、賞状、保証書、証書若しくはそのような記章が出願人に授与される場合で、かつそれらが商標の一部として使用される場合は除かれる。ただこの点については、賞を授与された年次も言及されなければならない。

- ・公序良俗若しくは国策に反する記章
- ・その標章登録の有無に関わらず、大臣が認可した規則に従ってすでに普及しており一般的に有名な標章と同一の標章、又はその標章と類似している標章で、公衆が物品の所有者あるいは出所について混乱や誤解をする恐れのある標章
- ・上記7項目に類似している標章
- ・本法に基づいて保護を受けた地理的表示
- ・大臣が認可したその他の商標

商標の類似基準について：タイ知的財産局では公表していない。

所轄官庁のホームページ：<http://www.ipthailand.org>

現在のところ 2000 年商標法、省令、商標出願・登録件数、異議申し立て件数(タイ語バージョンのみ)などのデータが載っている。商標検索システムについては、出願番号及び出願日、商標見本を入力した上で、すでに公開済みの商標及び登録商標についての検索(概要のみ)が出来る。

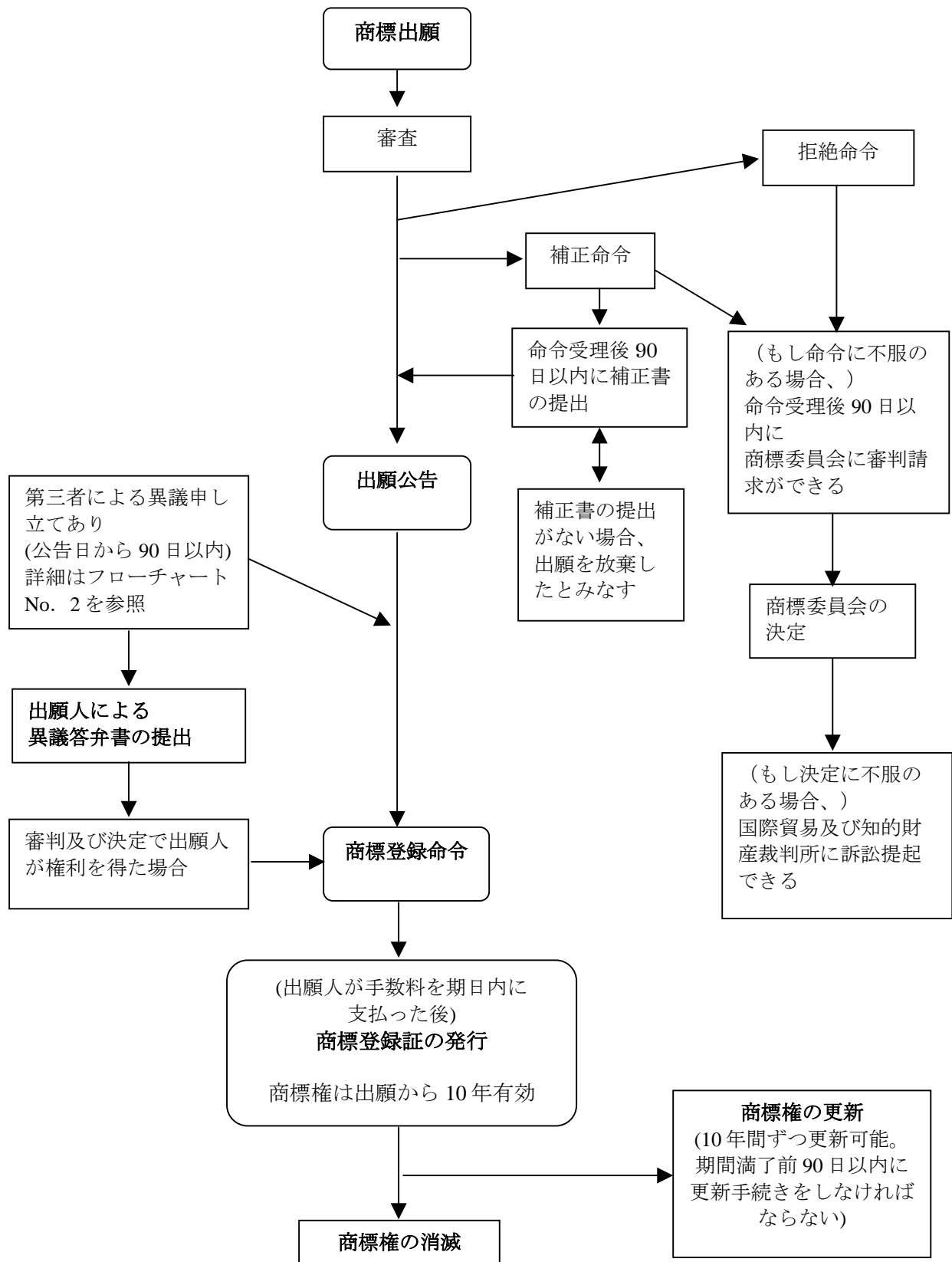
タイ知的財産局での業務サービス

知的財産局では、ホームページの商標検索システム(概要のみ)の他に、知的財産局3階にて商標検索端末機が設置され、一般の人は有料でタイの商標検索を行うことができる。もし、商標だけを知っていて、出願番号や登録番号を知らない場合でも、その商標の詳細について検索できる。例えば、その商標がいつ、誰により出願され、どのような指定商品に使用されているかなどである。また、データベースで検索できる商標は、出願後の商標全てである。

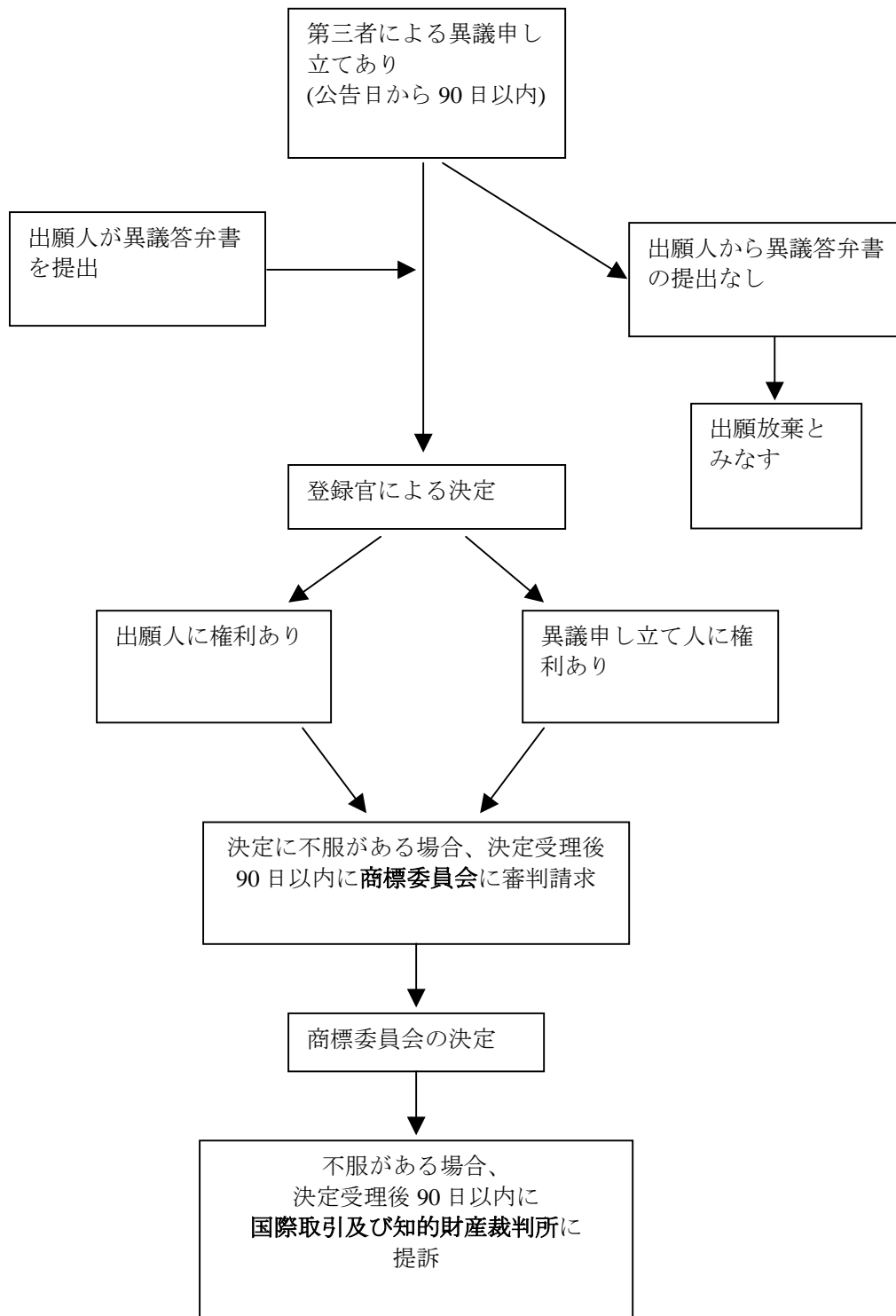
商標出願前の留意点：

商標の出願の前に、既に他者が同一のあるいは類似の商標を登録していないかについての調査を行なうことは非常に重要である。これは事後に他人の出願した商標との間で問題が発生することを防ぐためである。従って、事前にタイ知的財産局の WEBSITE や商標検索端末機による商標調査を行っておくのが良い。

5-6. 商標出願から登録までのフローチャート



5-7. 異議申し立てがあった場合のフローチャート



5-8. 出願の起算日 (第42条)

タイ国商標法により、出願日は出願手続きを行った日とされるが、優先権主張をした場合には以下の例外が適用される。

その商標が先に外国で出願され、その外国出願日から6ヶ月以内にタイ国内で出願された場合、先後願の判断基準日は上記の外国出願日とされる。

5-9. 出願に必要な事項及び書類

出願書類にタイ語で記載する書誌事項概要：

出願人名、出願人国籍、出願人住所、出願人職業、登録を受けようとする商標の見本、指定商品(役務)、商品(役務)区分、(出願代理人による出願の場合は)代理人に関する情報。

商標の見本：

大きさは縦5センチ×横5センチを超えないもので、商標見本は出願書類に1枚貼り付け、残り5枚はタイ政府宛提出用に準備するために準備する。もし商標がカラーである場合は、カラーの商標を用意すること。

指定商品(役務)、商品(役務)区分：

タイでは、2008年2月時点でニース国際分類第8版を使用している。出願の際には指定商品(役務)項目についてタイの指定商品(役務)項目と確認することが必要である。

また、タイの場合は、一区分につき一件の出願となり、日本のような一出願多区分制ではない。(第9条より)

(例)商標Aを2種類の指定商品区分で出願する場合：

一件目：商品区分：Class 28、指定商品：ゲーム機(タイでの指定商品番号はG0034)

二件目：商品区分：Class 9、指定商品：コンピューター製品(タイでの指定商品番号はC0723)

また、出願にかかる手数料は、商標、サービスマーク、証明商標、団体商標とも、一つの商品あるいは役務ごとの指定商品数ごとに随時政府手数料が加算される従量制である。

出願に必要な書類：

出願書類(タイ語の指定フォーム)：原本1部、及びそのコピー5部

タイ商務省知的財産局にて規定のフォームを配布しているので、それに記入する。また、特許の場合と同じく、知的財産局のWEBSITE(タイ語のみ)にてフォームを入手することが出来る。

http://www.ipthailand.org/dip/index.php?option=com_docman&task=cat_view&gid=284&Itemid=162

委任状1通(タイ語)：

代理人による出願で、出願人が外国人の場合は、公証手続きのある委任状(英語翻訳文つき)が1通必要である。一方、出願人がタイ法人である場合、代理人を通さず自らが出願することが可能である。

委任状の提出期限：

「1991年商標法に基づく省令(第4部改訂、2000年)」第12項の3

タイの実務上、出願日当日とされているが担当の登録官によっては、出願日当日しか認めない場合もあるので、注意が必要である。

出願日までに委任状の提出が間に合わない場合には、出願日に書類提出延長申請手続きを行った上で、最長60日以内の書類提出が出来る。また、もし優先権主張案件の場合には、委任状の提出は最長90日間までの延長が出来る。(1回目：60日間 2回目：30日間)

譲渡証1通(タイ語)：

譲渡行為がある場合に用意する。

また、優先権を主張する場合の譲渡証提出は、最長 90 日間の後日の提出が可能である。（委任状と同じ）

優先権証明書：

優先権主張をする場合に必要である。（優先権主張に関する説明は後の項目を参照のこと）

優先権証明書の提出期限：「1991 年商標法に基づく省令（第 4 部改訂、2000 年）」第 12 項の 3 より出願日までに優先権証明書の提出が間に合わない場合には、出願日に書類提出延長申請手続きを行った上で、最長 90 日以内の書類提出が出来る。（1 回目：60 日間 2 回目：30 日間）

5-10. 優先権主張 （第 28 条）

優先権主張とは、ある一定の条件を満たしている出願人については、すでに国外で最初に商標出願した日をタイ国での出願日??とすることができることを言い、商標出願の場合の優先権主張可能な期間は、最初の国外商標出願日から **6 ヶ月以内**と定められている。

優先権主張をすることができる者は、以下のいずれかの場合に限られる。

タイ国籍者、
タイ国内に本社のある法人、
タイ国籍者若しくはタイ国内に本社のある法人に対して商標出願を認めている外国の国籍者、
タイ国内に住所がある者、又はタイ国内において工業若しくは商業を営んでいる者、
タイ国が加盟している商標保護に関する国際協力国又は同盟国の国籍者で、かつその出願人がその国で工業若しくは商業を営んでいること

タイはパリ条約やマドリッド議定書に加盟していないが、WTO の TRIPS 条約に加盟しているため、WTO 加盟国の出願人はタイで優先権主張をすることができる。

5-11. 出願から登録までの手続き

(i) 審査

審査の経過：

出願後、知的財産局ではその商標の登録要件(識別性があること、登録を禁じられている商標でないこと、他人の登録商標と同一又は類似していないこと)について、審査が行われる。

登録官の決定：

審査の結果、登録の要件を満たしていると判断された商標については出願公開命令（第 29 条）が、一方、補正の必要のある出願に対しては補正命令（第 15 条）が、一方、商標の登録要件を満たしていない商標出願については拒絶査定（第 16 条）が出される。

補正命令・拒絶査定の例
自分の商標出願 B が、すでに登録されている他人の商標 A の権利に抵触していた場合(例えば同一又は類似商標であった場合)は、登録要件を満たしていない（第 13 条に該当）として拒絶査定を受ける。
出願人が互いに類似した商標 A, B, C, D を出願し、指定商品が同一あるいは類似しているため（第 14 条に該当）、登録官からそれらの商標を連合商標として登録するよう補正命令が出る場合もある。
商標の一部に、アルファベットのような識別性のない文字が含まれていた場合(商標が文字商標の場合の例：「T-age」の「T」の部分)、登録官からその文字「T」についてのディスクレームするよう補正命令が出る場合がある。（第 17 条）

補正書の提出：

もし補正命令を受けた場合、その命令を受領した日から 90 日以内に出願人は補正書を知的財産局に再び提出しなければならない。

(不服がある場合)商標委員会への審判請求：(第 18 条)

また、この補正命令あるいは拒絶命令に不服のある者は、命令受領後 90 日以内に商標委員会に審判請求することができる。

(ii) 出願公告

出願公告命令：(第 29 条)

審査後、登録要件を満たすと判断された商標は、登録官から公告命令を受ける。

公告に関わる手数料の納付：

出願人が公告に関わる手数料を登録官からの命令を受領した日から 60 日以内に支払った場合、出願公告がなされる。

出願の公告：

出願公告は商標出願公告冊子及び CD-ROM(週に約 2-3 回発行される。不定期。一部あたりの商標出願数は 200 件)にて行われる。一般の人も購入可能である。

第三者による異議申し立て：(第 35 条)

公告日から 90 日以内に、その公告された商標に対して異議のある第三者は異議申し立てをすることができる。

(iii) 登録 (第 40 条)

もし異議申し立てが期間内になかった場合、または異議申し立てが成立しなかった場合、その商標は登録される。

5-12. 商標の保護期間 (第 53 条)

登録日から 10 年間で、この期間内において商標権者はその商標の使用に関する独占的権利を持つ。また、商標は、特許・意匠・小特許と違ってその権利を何度も更新することが可能である。(更新年数：各 10 年)

もし更新を希望する場合、商標権者は商標権の期間満了前の 90 日以内に更新手続きをしなければならない。(第 54 条)

期間満了前 90 日以内に更新手続きをしなかった場合、その商標の登録は取り消される。

5-13. 商標権者の権利 (第 44 条)

商標権者は、登録された物品に関する商標の独占的使用権を有する。

5-14. 不服審判請求

[出願人が行う場合]

出願人による審判請求：(第 18 条)

担当官による補正・拒絶命令や、異議申し立て人を支持する局長の決定に対して不服がある場合、出願人は、それらの命令や決定の通知を受領した日から 90 日以内に商標委員会に対して審判を請求することができる。

[第三者が行う場合]

出願公告後 90 日以内の異議申し立てについて：(第 35 条)

出願公告後、その出願人よりも自分のほうに登録的確性があるか、あるいはその出願に識別性がない場合、登録を禁じられている商標である場合、第三者の登録商標と同一又は類似していると主張する第三者は、出願公告日から90日以内に担当官に対して異議申し立てを行うことができる。

異議申し立てを登録官が受理した後：（第36条）

登録官は、その第三者からの異議申し立て書のコピーを出願人に送付する。

出願人による異議抗弁書(意見書)の提出：

出願人は、第三者からの異議申し立て書のコピーを登録官から受領した日から90日以内に、その異議申し立てに対して、証拠と共に意見書を提出しなければならない。その後、登録官による命令が出される。

登録官の命令に不服がある場合：（第37条）

出願人又は異議申し立て人が、登録官の命令に不服がある場合、その命令を受領した日から90日以内に商標委員会に審判請求することができる。

商標委員会の決定に不服がある場合：（第38条）

出願人又は異議申し立て人が、商標委員会の決定に不服がある場合、その決定を受領した日から90日以内に知的財産及び国際取引中央裁判所に提訴することができる。

5-15. 登録後の商標取り消し審判請求（第61条）

登録後、その登録商標が、例えば識別性の要件に欠けている、登録を禁じられている商標である、又は他人の商標と類似しているため、公衆に対して誤解を招く恐れがある、ということを示すことができる場合、利害関係人又は登録官は、商標委員会に対してその登録商標の取り消しを請求することができる。

また、その他に

登録商標不使用の場合：（第63条）

ある登録商標が、登録された指定商品あるいは指定役務に3年以上使用されていなかった場合、利害関係人または知的財産局の登録官は、商標委員会に対して、その商標の取り消しを商標委員会に請求することができる。

登録商標が一般商標化した場合：（第66条）

また、ある登録商標が公衆の目において商標としての意味を失うほどに商業上ある特定の商品分類で一般的に使用されていた場合、利害関係人または知的財産局の登録官は、国際取引及び知的財産裁判所に対して、その登録商標の取り消しを請求することができる。

5-16. 著名商標登録制度

著名商標登録制度は、2005年8月1日から施行された。（著名商標の登録に関する知的財産局規則2005年より）

著名商標と認定される基準：

- ① 商標、サービスマーク、証明商標、団体商標、もしくは物品あるいはサービス以外に使用される商標であること。
- ② すでに登録済みか、もしくはまだ登録されていない商標であっても良い。
- ③ 申請する商標と同一の商標であること。
- ④ その商標は、物品あるいはサービスに付して使用され、販売、使用あるいは宣伝、もしくはその他の方法により使用されており、善意で、現在にいたるまで継続的に一般に普及している商標であること。
- ⑤ 一般的で善意で使用されており、一般の人々もしくはタイにおける関係者が良く知っている商標であること。前述の一般的な使用とは、タイ国内外を問わない。
- ⑥ その商標の使用の結果、一般消費者の間で有名になった商標であること。

- ⑦ その商標の使用とは、その所有者自身、もしくはその代理人、もしくはその商標の使用を認められた者による使用であり、タイ国内外を問わない。

タイ国知的財産局の商標出願課宛に提出すべき書類：

著名商標の登録に関する知的財産局規則 2005 年より

- ① 申請者によりその商標が使用されている商品もしくは役務の販売、使用あるいは宣伝を示す証拠、もしくはその他の方法によりその商標が広く使用されていることを示す証拠。

例えば、

- 一般の人々が認知していることを示す証拠書類、例えば、雑誌、定期刊行物、新聞、商品カタログなど。
- 販売を示す書類、例えば、領収書、請求書、輸出請求書、歳入局の領収書など。
- 市場での活動を示す書類、例えば、宣伝、卸売りや小売情報などの一般情報。
- ビジネスの規模を示す書類。
- 商標が使用されていること、あるいはすでに登録されていること、あるいは商標出願されていること、あるいはその商標の有名度が維持されていることを示すその他の書類。例えば、価格の推測、販売高順位、信用のある機関からの証明書、インターネットでの普及、商標の模倣に関する取締り実行などの情報。

- ② 政府指定の申請書

著名商標の申請書がタイ知的財産局で受理された後：

タイ知的財産局が著名商標の申請書を受理した際、担当者は申請書及び書類を検討する。

申請書が本規則に基づいて十分であった場合には、この申請書を受理し、審査を続行する。

申請書及び書類の重要部分に瑕疵があった場合、担当者はこの申請を受理せずに、申請者に書類を正しく揃えるよう指示書を出すものとする。

申請書及び書類の重要でない部分に瑕疵があった場合、担当者は瑕疵部分を正しく修正するよう指示書を出し、申請者が前述の瑕疵部分について正しく修正を行った場合には、この申請書を受理し、審査を続行する。

著名商標委員会による著名商標申請書の審査ポイント：

- 一般の人々もしくはその分野の関係者のその商標に対する認識あるいは認知度について。
- その商標の使用期間、内容、及び使用範囲地域について。
- その商標の促進宣伝のための期間、内容、及び宣伝範囲地域について。展示会においてその商標を付した物品や役務を展示・普及させることも含む。
- その商標の登録期間及び登録の場所。
- その商標のライセンスの経歴について。とりわけ、その商標が著名商標として過去にある機関から認められていた場合には、その内容について。
- その商標の価値について。
- その商標に存在する識別性、及びその商標の使用から生じた識別性について。
- タイ国内及び国外における市場の内容について。
- その商標の知名度の保持について。
- 信頼のある機関によるその商標に対する消費者の志向についての調査結果。

著名商標委員会による著名商標の登録命令：

著名商標の審査において、委員会が審査し、前述の商標が上記の規定に基づいた商標である、と判断した場合、委員会はこの申請の登録を認め、商標局にこの著名商標の登録を命じる。

委員会が、前述の商標が第 9 項に規定された原則に基づいた商標ではない、と判断した場合、委員会はこの申請を拒絶し、申請者に対してその旨を通知しなければならない。

申請者は、委員会の命令を受領した日から数えて 60 日以内に、委員会の拒絶通知について反論を申し出ることができる。もし、上記期間内に命令に対して反論をしなかった場合、委員会はその商標の登録を受理しない旨の命令を早急に出さなければならない。

申請者が、上記期間（委員会からの命令受領日から起算して60日以内）に基づいて委員会に対して反論書を提出した場合、委員会は事実の要旨を局長宛てに提案し審査の続行を提案しなければならない。局長は、理由を付して申請者に対して命令通知書を出さなければならない。但し、その命令通知書には、商標法2000年（商標法1991年の第2改訂版）に基づいて前述の命令が申請者の権利を失わせるものではないことを記載しなければならない。

商標の所有者が著名商標についての申請書を本規則に基づいて申請していない場合であれ、もしくは委員会あるいは知的財産局局長が著名商標の登録を拒絶した場合であれ、その商標の所有者がみずからの商標が著名商標であることを証明する権利を妨げない。

著名商標の登録にかかる期間：約3-6ヶ月であるが、ケースバイケースである。

DIPへの著名商標の登録件数：2008年1月現在で57件。

第2編 知的財産権侵害行為に対する法的救済

第1章 はじめに

1-1. 模倣被害実態

タイ国は模倣品の製造者及び販売者として知名度が高く、タイ国への模倣輸入物の多くは、例えば中国やマレーシアなどの外国から輸入されたり、もしくはタイ国境で密輸され持ち込まれたりしている。模倣の形態は様々であるが、その多くは著名な他者の登録商標を、登録権者からの許可を得ずに模倣（デッドコピー）し自社商品に使用したり、あるいはその登録商標の類似商標を自社商品に使用したりしている。巧妙な手口としては、輸入時にはその他者の登録商標は貼付せず、タイに輸入後に、他の場所で部品を組み立てた後に、完成品に他者の登録商標を貼付したりしているケースもある。

模倣品は、例えば洋服、時計、ハンドバッグ、サングラス、香水、工業製品などである。

模倣品の出回っている場所は、外国人観光客の多い、パッポン通り、スクンビット通り、パタヤ、プーケット地域に多い。

1-2. 市場で見かける模倣品の例

模倣品の態様	侵害の種類
自社で登録済みの 特許製品 A を模倣した 製品 B が市場で販売されていた場合：	製品に関する特許権侵害の対象となる
自社で登録済みの方法 特許 A を無断で使用している 製品 B が市場で販売されていた場合：	製法に関する特許権侵害の対象となる
自社で意匠登録済みの 商品 A のデザイン(外観)を模倣した 商品 B が市場で販売されていた場合：	意匠権侵害の対象となる
自社登録 商標 A と同一又はきわめて類似した 商標 B をつけた商品が市場で販売されていた場合：	商標権侵害の対象となる
自社の 著作物 A である CD の コピー商品 B が市場で販売されていた場合：	著作権侵害の対象となる
登録されていないが権利出願中の製品が製品 B として模倣され販売されていた場合：	知的所有権関連法の侵害となりうる。
登録も出願もされていない自社製品 A が他社製品 B に模倣されていた場合：	知的財産関連法ではカバーできないが、民法・商法上の侵害となりうる。

1-3. 模倣行為の救済に関する政府機関名及びその業務内容

模倣行為に対する救済に関わる政府機関（行政機関・裁判所）は以下の通りである。

（各機関の連絡先、対応内容は後述）

No.	政府機関名
1	タイ商務省知的財産局 (Department of Intellectual Property, Ministry of Commerce, 略称は DIP)
2	タイ税関(Customs Department)
3	経済警察 (Economic and Cyber Crime Division、略称は ECD)
4	特別捜査機関 (Department of Special Investigation, 略称は DSI)
5	知的財産及び国際取引裁判所(the Central Intellectual Property and International Trade Court, 略称は CIPITC)

以下、上記の5つの機関の詳細について詳述する。

1. タイ商務省知的財産局 (Department of Intellectual Property, 略称DIP)

DIP住所：

The Department of Intellectual Property, Ministry of Commerce of Thailand
44/100 Nonthaburi 1 Rd., Bang Krasor, Muang District, Nonthaburi 11000 Thailand
Tel: +66-2-547-4621 – 25 Fax: +66-2-547-4691 Hotline(タイ国内から): 1368
URL: www.ipthailand.org

組織概要：

タイ知的財産局は1992年に設立され、知的財産の促進、啓蒙、及び保護を目的としている。管轄は商務省。

業務概要：

特許法（発明特許、発明小特許、意匠を含む）、商標法、著作権法及びその他の関連法律の行使。知的財産の保護のためのシステム開発。知的財産に関する他国組織との連携及び協力関係の構築。

モットー：

特許法、商標法、著作権法及びその他の関連法律に基づいた知的財産権の保護。／知的財産権の保護促進、タイの知恵及び知識を使用して知的財産を創造促進し、知的財産を使用した製品価値を高める。／知的財産に関する法律の改定及び現実の状況に合わせる。／タイ国内外にあるタイの知的財産権の保護メカニズム構築。／知的財産関連の係争手続きの効率化促進。

組織図に関しては、P. 5を参照

2. タイ税関(Customs Department)

タイ税関の住所：

タイ税関局、検査及び取り締まり部門 (Investigation and Suppression Bureau, Customs Department)

Soonthongosa Rd., Klong Toey, Bangkok, 10110 Thailand

Tel. + 66-2-667-7676, + 66-2-667-7777

Fax. + 66-2-249-0445

URL: www.iprcustoms.com E-mail: webmaster@iprcustoms.com

or online call center at: <http://www.iprcustoms.com>

組織概要：

タイ税関は、財務省の管轄にある政府組織である。税関は以下の3つのグループに業務が分けられている。

グループ1：税関の一般的なサポートとサービスに関する業務

グループ2：国際業務、企画、実務評価、通関業務の規格、情報技術開発、そして関税分類と政策に関する業務

グループ3：通関業務、関税の徴収、輸入及び輸出検査、輸出の促進、そしてバンコクと地方の両方に於ける通関上の取り締まりに関する以下の業務

- ① 検査及び取り締まり部門
- ② 通関業務部門
- ③ 税関特権部門
- ④ バンコク港税関局
- ⑤ バンコク税関局
- ⑥ バンコク国際空港税関局
- ⑦ レムチャバン港税関局、そして
- ⑧ - (11) 地方税関局 1-4 まで(※)

※地方税関支局 1- 4:

タイは4つの地域に分かれており、それぞれ地方税関支局によって管轄されている。それぞれの地域に1人の局長がおり、地方業務は以下のように区分される。

地方税関支局 I	バンコク、タイ中央部で12の税関事務所で構成される。
地方税関支局 II	ノンカーイ、タイ北東部で9の税関事務所で構成される。
地方税関支局 III	チェンマイ、タイ北部で9つの税関事務所で構成される。
地方税関支局 IV	ソンクラ、タイ南部で16の税関事務所で構成される。

税関による輸入関税・輸出関税の回収：

税関局によって回収される重要政府収源は、税関法に基づく関税、物品税、そして税務課への付加価値税である。

税関局によって徴収される手数料：

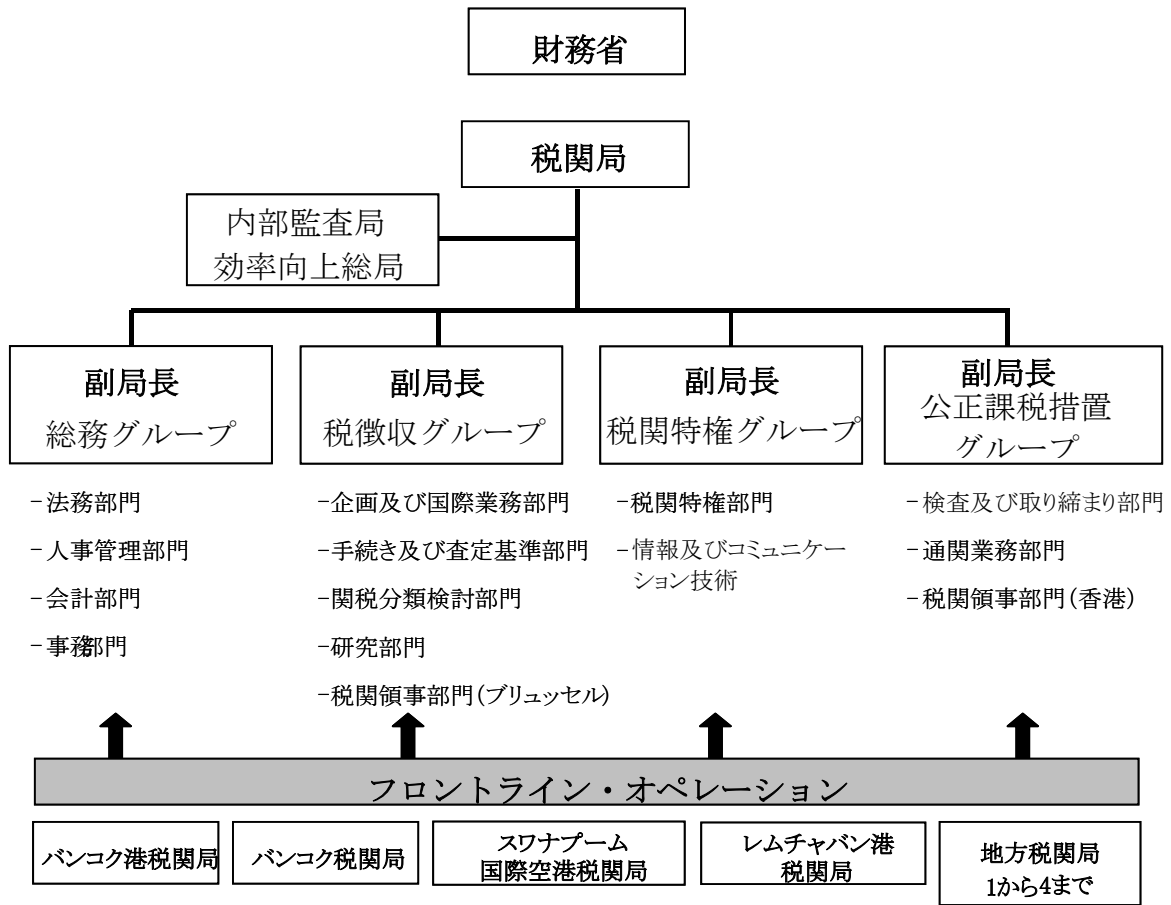
投資促進事業に対する追加税、参加費用、延長料、税関印料、RTCストラップ費用、賃貸料のような税関法に基づく手数料、タイ航法に基づく灯台費用のようなその他法令下の費用である。

中央税関の「検査及び取り締まり部門」の業務：

検査及び取り締まり部門では、税関法及び関連法や省令に反している犯罪の検査、監視及び鎮圧の任務を負っており、IPRの違反の鎮圧もその任務に含まれている。もしDIP（知的財産局）から知的財産権の保護申請書を受領後、本部署は他の税関局や地方税関局と情報を提供し協力体制を取る。

地方税関及び国境沿い地方税関の業務等：後の章に記載。

タイ税関組織図



3. タイ経済警察 (Economic and Cyber Crime Division, ECD)

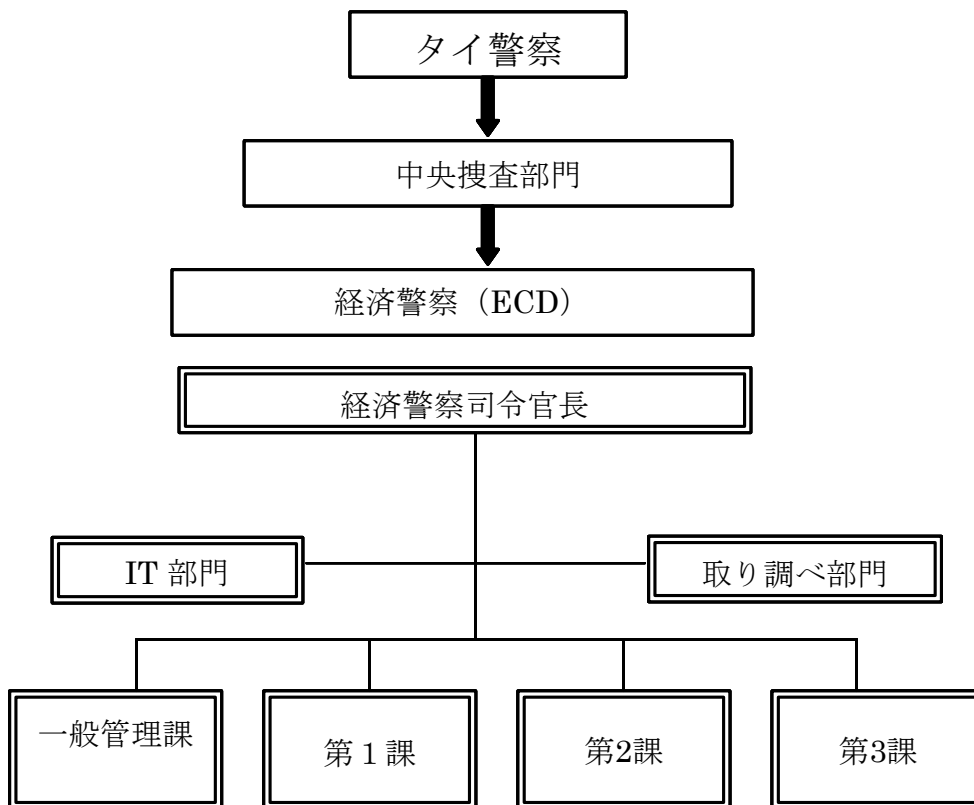
ECDの住所 : North Sathorn, Bangrak Bangkok

Tel: +66-2-237-1199 Fax: +66-2-234-6806

組織の概要:

1987年に警察庁はIPを含む経済犯罪に対応するために特別組織を設置し、その後1991年にECID (The Economic Crime Investigation Division) と名づけられた。この部署は警察の中央捜査局下にある。2005年6月30日以降、ECIDの任務はECD(Economic and Cyber Crime Division)に取って代わった。

ECDの組織図:



4. 特別捜査機関 (Department of Special Investigation, DSI)

DSI の住所 :

499 Sukprapreut Building, Prachachuen Road, Bangsue District, Bangkok 10800

Tel: +66-2-831-9888 ext. 1802 Fax: +66-2-831-9888 ext. 1800

<http://www.dsi.go.th>

組織概要 :

DSI は各省庁・部署・部局の再編成に関する法律 (2002 年) のもとに、2002 年 10 月 3 日付で、法務省下に設立された。DSI は特別技能を持つ専門家らが集まった特別な捜査機関であり、一般人の公益や道徳に弊害をもたらしたり、または国家の安全、国際関係及び財政的経済的システムの安全に関わる刑事的犯罪、国際間にまたがる犯罪、組織化された犯罪、さらに財政、銀行、知的財産、消費者保護、環境保護及び E-Commerce に関する法律に基づく犯罪を扱っている。DSI は、影響力のある人及び組織化された犯罪を含む経済犯罪についても扱っている。

知的財産に関わる部署について : 知的財産案件を扱う部署は、「知的財産権関連犯罪課」と呼ばれており、50 万タイバツ以上の模倣品被害のある以下の知的財産権侵害の刑事犯罪を扱う。

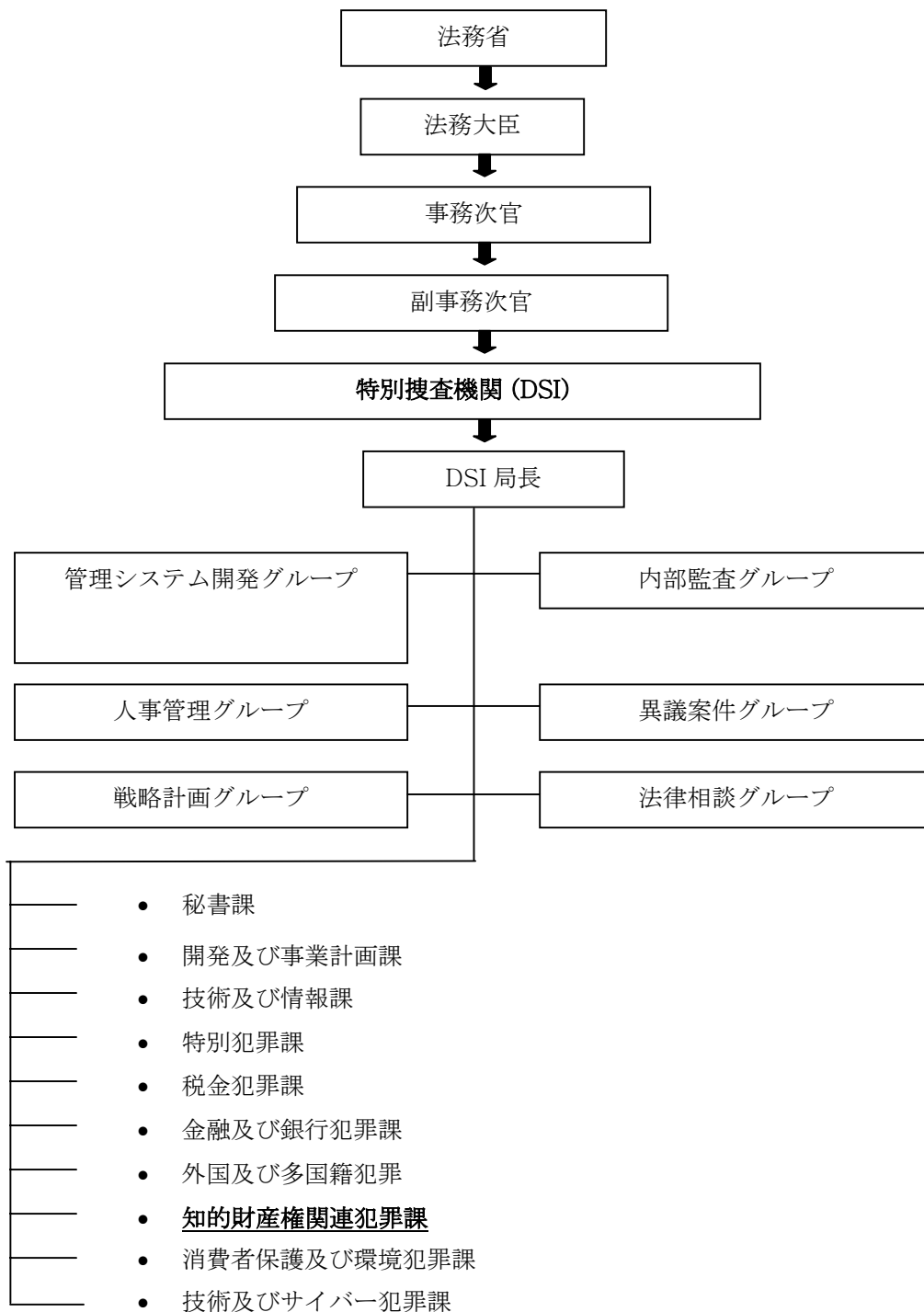
(「50 万タイバツ以上」とは、その模倣品の市場価格を指す。正規品の価格ではない。)

- ・ 集積回路の回路図保護法に関する犯罪で、第 48, 49, 52 条に該当する案件
- ・ 商標法に関する犯罪で、第 108, 109, 110, 114 条に該当する案件
- ・ 著作権法に関する犯罪で、第 69, 70, 74 条に該当する案件
- ・ 特許法に関する犯罪で、第 85, 86, 88 条に該当する案件

「知的財産犯罪部署」の目的及び業務内容については、以下の通りである。

- ・ 知的財産犯罪の犯罪者の防御、逮捕及び取り締まり
- ・ 知的財産犯罪者を取り調べ、係争手続きを進める
- ・ 知的財産犯罪の分析及び解決
- ・ 他の犯罪における知的財産犯罪者の防御、逮捕及び取り締まり
- ・ 知的財産犯罪の防御及び取り締まりのため、分析、調査、計画及び調整
- ・ 証拠を保持し、製品を差し押さえる
- ・ 他の関係団体の業務への協力もしくはサポート

DSI の組織図：



5. タイ知的財産及び国際取引中央裁判所(the Central Intellectual Property and International Trade Court, CIPITC)

CIPITC の住所 :

34 Si Ayutthaya Road. Ratchathewi Bangkok 10400 Thailand
Tel : +66-2-354-5150-7 Fax+66-2-354-5104
e-mail : ipcourt@mozart.inet.co.th
URL: www.cipitc.or.th

組織概要 :

知的財産及び国際取引中央裁判所（以下、CIPITC と呼ぶ）は、1997年12月1日にバンコクに設置された。(根拠法は、知的財産および国際取引裁判所設置法1996年)CIPITC は、第一審裁判所であり、知的財産及び国際間貿易に関する民事及び刑事事件を扱っている。本裁判所設立の背景としては、知的財産及び国際間貿易が、通常の刑事及び民事事件とは異なった案件であるためであり、知的財産及び国際貿易についての有識者である裁判官らにより裁判が行われる。その他にも、公平な専門家上で上記に関する有識者らも、裁判の際に招聘され、より迅速で効率的な手続きが進められている。

タイ国の裁判所では、第一審、控訴審、そして最高裁の3段階のレベルで裁判が行われる。

CIPITC は、知的財産の保護及び知的財産システムの管理を解決するために設立された。如何なる裁判所の判決であれ、その事実関係及び法律について不服とし控訴を申し立てる場合、最終的には最高裁判所にて判決が下される。最高裁判所には、知的財産及び国際間貿易部署と呼ばれる特別な部署があり、最高裁判所の知的財産及び国際間貿易部署の裁判官らは、知的財産及び国際貿易についての有識者である裁判官から選別された裁判官である。

CIPITC の管轄区域 :

知的財産及び国際取引中央裁判所は、バンコク県、サムットプラカーン県、サムット・サーコーン県、ナコンパトム県、ノンタブリー県、及びパトムタニ県を管轄する。現在のところ、知的所有権及び国際取引裁判所が地方に設置されるまでの間は、知的財産及び国際取引中央裁判所の管轄地区外で生じた知的財産及び国際取引関連事件について法務省の裁判所が管轄し、裁判所のサービスをより迅速かつ適格、公平に行うことを目的とする。

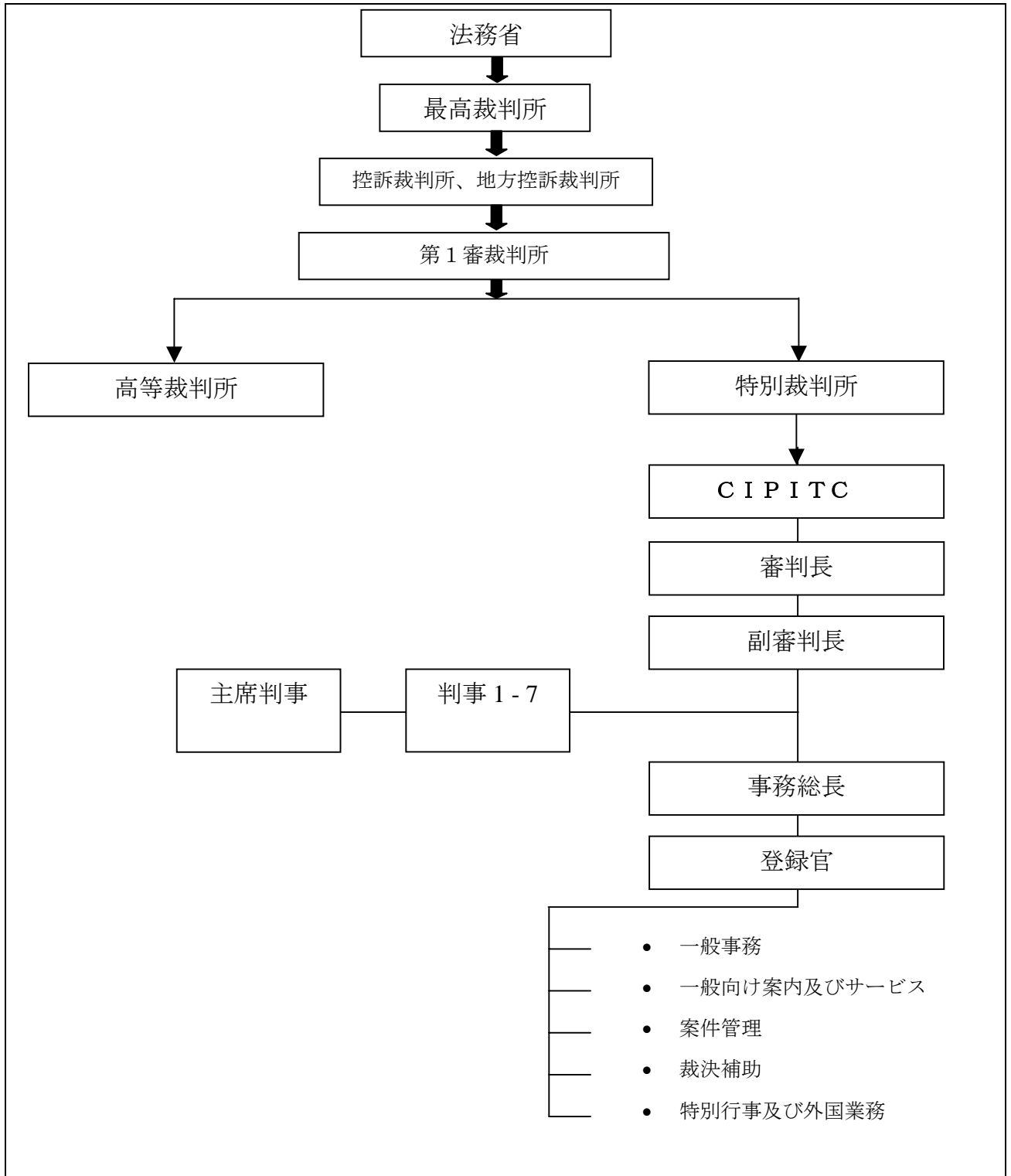
CIPITC の管轄内容 :

(1996年知的財産及び国際取引裁判所設置法第7条による。以下、裁判所設置法と記す)

- ① 商標、著作権及び特許に関する刑事事件
- ② 刑法第271条～第275条に基づく違反に関する刑事事件
- ③ 商標、著作権及び特許に関する民事事件、及び技術伝達契約あるいはライセンス契約の争いから生じた事件
- ④ 刑法第271条～第275条に基づく違反に関連する民事事件
- ⑤ 商品あるいは金融における国際間の販売及び交易、国際間のサービス、国際間の輸送、保険、あるいはその他の法律関連行為に関する民事事件
- ⑥ (5)に関する業務における信用取引に関わる民事事件。資金の国内外への送金、信用受取、前述の業務に関する保証。
- ⑦ 船舶の差し押さえに関する民事事件
- ⑧ 外国からの商品あるいはサービスのダンピング又は買収に関する民事事件
- ⑨ 集積回路の配置、商品名、地理学上の名称、商業上の秘密及び植物品種の保護をめぐる争いに関する民事事件あるいは刑事事件
- ⑩ 知的財産及び国際取引裁判所の権限下に定められている民事事件あるいは刑事事件
- ⑪ (3)～(10)に基づく論争を解決するための仲裁に関する民事事件。

(以下省略)

CIPITC の組織図：



第2章 侵害行為に関する対抗手段の検討

2-1. 他者の侵害行為発見後の検討すべき点

他者からの侵害行為を自社で把握した場合、まず以下の3つの点について検討が必要である。すなわち、

(i) 自社の知的財産権の確認：

自社の知的財産権は、例えば商標権の場合は、（何度も更新可能であるが）現時点も権利が維持されているかどうか？また、特許の場合で現在権利取得中の場合に、すでに公開されたのか、審査請求は行ったのか、他国での対応特許は登録されたのか、など。

知的財産関連法の救済措置は以下の通り規定されている。

特許法の場合：（第77条の2に規定）

特許権者、小特許権者、意匠権者らの権利侵害が生じる可能性が高いという**証拠**があった場合、特許権者又は小特許権者は、当該者に対して行為を中止するよう裁判所に請求することができる。

商標法の場合：（第116条に規定）

タイで登録された商標、サービスマーク、証明商標若しくは団体商標を模倣、偽造したり、あるいは模倣又は偽造した商標を付した商品を輸入、販売、販売のために所持しているか、あるいはそのような行為をしようとしている者がいる、という**明確な証拠**がある場合、その商標、サービスマーク、証明商標若しくは団体商標の権利者は、前述の者の行為を阻止若しくは差し止める命令をするよう、裁判所に請求することが出来る。

著作権法の場合：（第65条に規定）

著作権又は実演家の権利の侵害が行われたか、侵害が行われようとしている**明確な証拠**があるとき、著作権者又は実演家の権利を有する者は、裁判所に対して侵害行為を差し止めるよう請求することができる。

(ii) 他者の侵害品（模倣品）と自社商品の比較：

自社商品が「模倣（侵害）された」と考えるに至った点について、自社商品と模倣品との比較をしておく。例えば、意匠の場合には、その侵害品の外形、色、模様のどこが自社商品と類似しているのか？製法に関する特許の場合には、侵害品のどの点が自社の登録特許と同一の製法といえるのか、等。

(iii) 侵害に対して如何なる救済を求めるか？：

例えば、模倣品の生産、及び販売を止めさせるだけで良いのか？（この場合は、警告書の送付、示談という手順へ進む。）または、上記のほかに、民事訴訟を提起し相手方に対して損害賠償を求めるのか？または、警察に相手方（製造元工場、販売先）を取り締まるよう訴え、刑事事件に持ち込むのか？

2-2. 模倣品についての証拠収集の重要性

侵害品に関する十分な証拠集めをしておくことは、法的手段に至る前段階で、警告状を送付し、その後当事者間で示談に持ちこむ際、相手方の侵害行為を認めさせる上で非常に大切である。また、もし民事あるいは刑事事件を起こす場合には、その前段階として模倣品かどうか疑わしい商品に対して情報収集を行い、違反事実の明確な証拠を準備しない限り、公判に望むにあたって違反者に対して断固とした姿勢をとることは難しい。

具体的に、自社の模倣品が市場に出回っているという情報を入手してから、相手方の模倣品についての証拠収集、そして相手方へ警告書を送付するまでの流れ、及び注意点は以下の通りである。

自社の模倣品が市場に出回っているという情報を入手した後に、調査確認すべきポイントは？		
調査確認すべき項目	調査の際の注意点	作業者
1. 模倣品の販売地域の把握	どのような地域のどのような店で販売されているか、その店の規模はどのくらいか、店内の様子、販売されている商品の量、その模倣品が表立って販売されているか、商品の陳列状況はどうか、社員は模倣品とわかっていながら販売しているのか等を調査する。	詳細な調査が必要な場合には、法律事務所に依頼するか、もしくは調査会社に依頼するのが望ましい。
2. 模倣品の特徴の把握	その模倣品のパッケージにはどのような記載があるか、また模倣品には製造国名、製造番号や製造元名の記載があるか、もしくは自社の名前が入っているか、模倣品の材質はどうか、例えば見た目から自社の製品と異なった劣悪な模倣品であるかわかるか、あるいは自社製品に極めてよく類似した模倣品なのか、並行輸入商品であるか、など。	自社内
3. 自社商品のどの法的権利の侵害に抵触するのかについての検討	商品に自社の商標ロゴがそのまま模倣されていた場合、あるいは自社商標ときわめて類似した商標が使用されていた場合は、 <u>商標権の侵害</u> 。 製品の外観(デザイン)が模倣されていた場合は、 <u>意匠権の侵害</u> 。 許可なく自社製品の特許を使用して、別の商品として販売していた場合は、 <u>特許権の侵害</u> 、の可能性もある。	自社内での検討後、法律事務所等の専門家へ意見を求めることが望ましい。 模倣品が自社の権利に抵触するかどうかについて、専門家から鑑定書を作成してもらったり、又は特許庁の判定制度を利用することも良い。

2-3. 侵害対策の相談先

以下の機関及び企業が望ましい。

- ・ 現地商標又は特許代理人事務所
- ・ バンコクの日本貿易振興機構(JETRO)
- ・ 調査会社
- ・ 特定種類の製品の侵害判例に通じている経済侵害調査局の警察
- ・ タイ商務省知的財産局の知的財産取締り局

また、その際には、

- ① 自社の知的財産権及び関連する自社商品の概要
- ② 違反者の模倣品の詳細
- ③ 相手方の模倣品のどの点が自社知的財産権に抵触している、と考えられるか？
- ④ 相手方に対する自社の対抗方針

について事前に整理しておき、たとえ些細な情報であっても相談先に情報提供することが大切である。その後、知的財産の専門家等の判断を仰ぎ、自社の知的財産権が確かに侵害されていることを確認した後、対抗方針に沿った措置を進めていくという手順になる。

2-4. 侵害者に対する警告方法

模倣品の製造及び販売を止めさせるために、侵害の事実を十分把握し証拠を収集した上で裁判を起こすこともできるが、事前に侵害者に対し警告書を送るのが一般的な方法である。場合によっては、裁判になる前に、侵害者とその侵害行為を止めることもありえるからである。

警告書を送る際には、事前に法律事務所あるいは警察に話を進めて対策を講じておき、協力してアクションを起こすことが安全面の上でも必要である。

2-5. 警告書の法的位置付け

警告書の送付は、商標法やその他の法律で義務付けられてはいないが、裁判では、侵害者の侵害事実の立証が大変大切であるため、権利者が警告書(Notice)を侵害者に通知し侵害事実を訴えたが、侵害者が容認しなかったということを証明する証拠として警告書は非常に有力である。

警告書に記載する内容例としては、

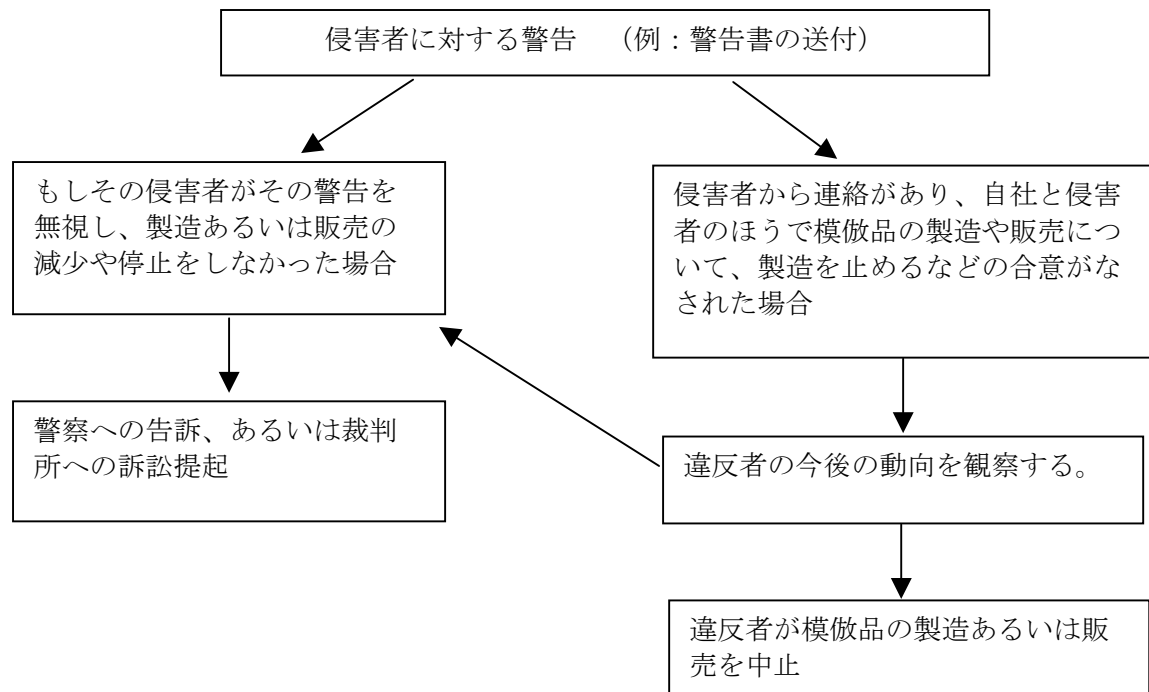
- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 自社がその製品の権利者であること(タイでの登録番号、出願中の場合は出願番号なども明記する)・ 侵害者の模倣品により自己の製品に損害が生じていること・ その模倣品の製造あるいは販売などを止めるよう警告すること・ もしその模倣品の製造あるいは販売などをやめない場合、侵害者に対し告訴する意向があること・ 相手方から自社への回答期限を設けること |
|---|

などを記載する。

警告書を送付することによる効果：

警告後、相手方が模倣品の製造あるいは販売を中止したり、または相手方から示談の申し出が出される可能性もある。

2-6. 警告書送付後のフローチャート



第3章 係争手続きの概要

3-1. 案件ごとの救済措置

救済措置	特徴	救済措置の効果	措置を取る場合	救済措置の使用の頻度
1.仮命令	違反についての確かな根拠があり、被害は金銭に制限されない。		仮命令は係争手続きの申し立てよりも前に要求することができる。	
2.アントンピラー命令 (Anton pillar order)	原告が被告の家屋に立ち入り捜査することについて、裁判所からの許可命令。	原告は、被告の家屋に立ち入り捜査を行うことができる。もし被告が命令に従わなかった場合、裁判所への侮辱罪として実刑判決を科せられる。	証拠が失われるか、もしくは破壊される可能性のある、緊急事態の場合に限る。	稀に使用される。
3.民事的措置 (賠償請求及び差止め命令)				
4.刑事的措置	禁錮刑及び/もしくは罰金刑。侵害行為を防ぐための侵害品の押収、破壊、及び侵害行為に使用された関連物や器材の破壊をも含む。			IP 保護のための刑事的処罰は厳重になっており、刑事係争手続きが取られる例が増加している。

以下、上記表の項目ごとに説明する。

3-2. 仮命令

タイでは TRIPs 条項の第 50 条 (1) (a) に基づき、タイ国商標法(1991 年改訂)の第 116 条、タイ国特許法(1992 年改訂)の第 77 条の 2、タイ国著作権法(1995 年)の第 65 条が下記の通り規定されている。

[商標法]

第 116 条、第 108 条、第 109 条若しくは第 110 条のいずれかに基づく行為を行っている、若しくは行為をしようとしている者がいる、という明白な証拠がある場合、その商標、サービスマーク、証明商標若しくは団体商標の権利者は、前述の者の行為を阻止若しくは差し止める命令をするよう、裁判所に請求することが出来る。

[特許法]

第 77 条の 2、36 条、63 条、又は 36 条を準用する 65 条の 10 において特許権者又は小特許権者の権利侵害が生じる可能性が高いという証拠があった場合、特許権者又は小特許権者は当該者に対して行為を中止するよう中止命令を裁判所に求めることができる。中止命令の発令は 77 条の 3 の特許権者又は小特許権者の損害賠償請求権を損なうものではない。

〔著作権法〕

第65条 著作権又は実演家の権利の侵害が行われたか、侵害が行われようとしている明確な証拠があるとき、著作権者又は実演家の権利を有する者は、裁判所に対して侵害行為を差し止めるよう請求することができる。

第1項に基づく裁判所の命令により、著作権者又は実演家の権利を有する者が第64条に基づき損害賠償を請求する権利を妨げるものではない。

仮命令は、係争手続きの前に請求することができ、仮命令の申請は **IP IT Court** 宛に行う。仮命令の申請は、もし以下の条件を裁判所が認めた場合には受理される。

- a. その仮命令の申請を裁判所が認める適当な理由がある場合。かつ
- b. その損害の性質が金銭、もしくはその他の形態の補償金に限られないこと。あるいは容疑者とその損害について出願人に補償することができない、あるいは後日容疑者に対して判決を下すことが困難な場合。

裁判所は、両者に起こるである損害のバランスについて検討する。その間に、裁判所は申請人に対し、裁判所が適当と判断する量の損害にかかる担保を準備するよう命じることが出来る。

3-3. アントンピラー命令 (Anton Pillar Order)

Anton Pillar Order とは、被告人が原告の案件に関するであろうあらゆる証拠を破壊することを防ぐため、正規の所有者が被告人の家屋からその証拠を確保し、容疑者が証拠を所有することを防ぐ方法のことを言う。正規の所有者は、**IP IT Court** に請願書を提出し、緊急の場合に証拠を差し押さえるよう、**Anton Pillar Order** を求めることができる。この命令は、捜査令状ではないが、裁判所による命令であり、原告が被告の家屋に立ち入り捜査を行うことを許可するものである。

申請者は、他者やその関係者が事前に気がついた時点でその証拠を破損、損失、破壊する可能性のある場合、またその他の理由により、後の段階で引証することが困難な緊急事態であるという事実を提示しなければならない。

もし **IP IT Court** が、差押令状を許可した場合、**IP IT Court** は、適当だと判断した期間及び条件のもとで、起こりうる損害の担保を提供するよう命じることが出来る。

差押令状が発行され、裁判所から差押命令が出されたとき、担当官は、正規の所有者またはその代理人と一緒に、目的の家屋への捜査をすることができる。

この命令は、証拠が処分若しくは破壊される可能性の高いケースの場合に出されるので、このような命令が出されるのは実際には稀である。

3-4. 民事的措置

タイでは、実際の損害の回復を図るための一般的な条項を定めている。原告は、その損害額を立証する責任 (**Burden of Proof**) がある。タイでは、法令の損害制度を採用しており、原告は実際の損害額を得ることができるが、現在のタイの法律下では、利益勘定した金額を請求するのは難しい。著作権法(第76条)によれば、裁判所の判決例に準じて科された罰金の二分の一は、著作権者もしくは実演家の権利者に対して支払われなければならない。しかし、その支払いは、著作権者もしくは実演家権者らが、著作権者もしくは実演家権者が受け取った上記の罰金額を超えた金額の損害賠償を求める権利を妨げるものではない。

3-5. 刑事的措置

TRIPS 協定によると、刑事的措置は、商業目的の不正商標事案及び著作権侵害事案に適用されている。

刑事的措置としては、禁錮刑及び/もしくは罰金刑であり、侵害行為を防ぐための侵害品の押収、破壊、及び侵害行為に使用された関連物や器材の破壊をも含む。

タイは知的財産保護のため、著作権法、商標法、特許法において刑事的制裁措置を取っている。

知的財産権の侵害を防ぐための刑事的措置：

刑事的措置は、知的財産権の侵害を妨げる上で非常に役に立ち、侵害行為を減らす意味で権利者にとっても有益である。それに加え、知的財産権の保護のために、政府手段として刑事的措置を行うことにより、海外からの投資及び国際間の貿易も促進することになる。

民事係争手続きは、長期間に渡り、比較的時間がかかる。従って、多くの知的財産権者らは、むしろ刑事的措置のほうを選択する。もし、違反側が膨大な資産を持っていた場合には、民事手続きのほうが将来的な違反行為を排除する最善の方法といえる。しかしながら、もし違反者が支払不能の場合、稀なケースではあるが、法的な救済として知的財産権者が取っている一番効果的な方法は刑事的措置である。

第4章 行政的救済

4-1. 税関における水際措置

タイの法律で規定されている方法、原則及び規則では、違法貨物の輸出入を共に禁じているのに対し、TRIPS 協定では主に輸入対策を扱っている。一方、通関地点で保護される知的財産権は、TRIPS 協定の第 51 条から第 60 条までの規定における国境措置の手續きに基づき、商標権及び著作権（著作隣接権を含む）保護のみである。不正商標商品あるいは著作権侵害物品に対する保護手續きについては後述する。

一方、商標権やあるいは著作権を除くその他の権利、例えば、特許権や意匠権については、税関の原則や規則で直接的な規定がないが、タイの税関の責務の一つとして、その他の税関の犯罪を含む、密輸や脱税の抑制及び取り締まりと併せてタイの税関で保護される。

税関係官は、権利所有者の申請に従って、特許あるいは意匠を侵害すると思われる輸出入品の差し止め及び押収も行っている。特許及び意匠の権利所有者は、もし自らの権利を侵害している疑いのある貨物がタイで輸出入されることがわかった場合、自らの権利を侵害する疑いのある輸出入貨物の差し止めを税関に求めることが出来、税関は権利者の要求の元で捜査目的でその貨物を差し止めなければならない。しかし、実務上、特許あるいは意匠については、権利内容が商標や著作権よりも複雑であるため、限られた時間内で権利者が権利侵害を確定することは大変難しい。

4-2. 税関業務に関連する TRIPS 協定関連条項

税関当局による物品の解放の停止：（第 51 条）

- ・ 加盟国は、不正商標商品または著作権侵害物品の輸入がなされると疑うべき理由を有する権利者が書面により申し立てを行うことが出来る手續きを採用する。
- ・ 加盟国はその他の知的所有権の侵害にかかわる物品に関しても申し立てを行うことを可能とすることが出来る。
- ・ 加盟国は、国内から輸出される侵害物品の税関による物品の解放停止についても同様の手續きを規定することが出来る。

申し立て：（第 52 条）

- ・ 第 51 条の輸入差し止めに関する手續きの申し立てには、物品に対する十分な証拠及び記述を提出することが要求される。
- ・ 権限のある当局（税関）は、申し立ての受理及び税関の措置期間について、申立人及び輸出入者の両方に通知しなければならない。

担保あるいは同等の保証：（第 53 条）

- ・ 権限ある当局は、申立人に対し、被申立人及び権限ある当局を保護し並びに乱用を防止するために十分な担保または同等の保証の提供を求める権限を有する。
- ・ 意匠、特許、集積回路または非公開情報に関わる貨物の通関が、司法機関その他の独立機関以外の判断を根拠に税関によって停止され、物品の解放停止の期間が、正規の権限を有する機関の前提的救済が与えられることのないまま経過した場合、輸入者その他は、権利者を保護するに至る額の担保を支払わなければならない。

物品の解放の停止の通知：（第 54 条）

- ・ 輸入者及び申立人は、物品の解放停止に従い、物品の解放停止を直ちに通知される。

物品の解放の停止の期間：（第 55 条）

- ・ 10 営業日の物品の解放停止が通知され、必要に応じてさらに 10 営業日の間延長されることが出来る。

物品の輸入者及び所有者に対する賠償：（第 56 条）

- ・ 関係当局は、誤った留置により生じた損害に対して輸入者に適切な賠償の支払いをするよう申立人に命じる権限を有する。

点検及び情報に関する権利：（第 57 条）

- ・ 関係当局（例えば、税関）は、留置された物品を検査するための機会を申立人及び輸入者に与える。

職権による行為：（第 58 条）

- ・ 加盟国が、権限ある当局に職権上で行動するよう求めた場合、権限ある当局は、必要に応じて権限の行使に要する情報を権利者から求めることが出来る。
- ・ 輸入者及び権利者は物品の解放停止について直ちに通知され、輸入者は物品の解放停止に対して異議申し立てを行うことが出来る

救済措置：（第 59 条）

- ・ 不正商標商品に対し、当局は変更ないままの状態での侵害物品の再輸出を許可してはならず、侵害物品の廃棄または排除を命ずる権限を有する。

少量の輸入：（第 60 条）

- ・ 加盟国は、旅行者の個人的荷物に含まれ又は小荷物として送られる少量の非商業的な貨物については、上記の規定を除外することが出来る。
（第 51 条から第 60 条までの全条文は ANNEX を参照）

4-3. 税関業務に関連するタイ知的財産関連法規

通関手続きでの知的財産権の侵害保護に関する法規は、税関の法律や知的財産関連法、さらに商務省下にある物品輸出入法といったその他の法律によっても保護されている。知的財産権関連の法規は以下の通りである。

タイ王国輸出入法 1979 年（仏暦 2522 年）（第 5 条、第 16 条、第 20 条） タイ王国への輸出入品に関する商務省告示 1987 年（仏暦 2530 年） タイ王国への輸出入品に関する商務省告示（第 94 集）1993 年（仏暦 2536 年） タイ王国への輸出入品に関する商務省告示（第 95 集）1993 年（仏暦 2536 年） タイ王国への輸出入に関する商務省告示（第 96 集）1993 年（仏暦 2536 年） タイ王国税関局法 1926 年（仏暦 2469 年）（第 40 条、第 45 条、第 27 条及び第 7 条の 2） タイ税関局一般指導第 2 号 1988 年（仏暦 2531 年、追加税関規則 1987 年） タイ税関局一般指導第 27 号 1993 年（仏暦 2536 年、他人の著作権侵害物品についての実施規則） タイ税関局告示第 28 号 1993 年（仏暦 2536 年、他人の著作権侵害物品についての実施規則） タイ国特許法 1979 年（仏暦 2522 年）（第 36 条） タイ国商標法 1991 年（仏暦 2534 年）第 110 条 タイ国著作権法 1994 年（仏暦 2537 年）第 31 条、第 70 条、第 75 条

以下、詳細を記述する。

(1) タイ王国輸出入法 1979 年（仏暦 2522 年）（第 5 条、第 16 条、第 20 条）

第 5 条：

経済の安定、公共の利益や健康、国家の機密、公共の秩序やその他国家の利益に必要である場合、商務省は、国会の承認を得て、以下の事案に関して官報で告示を設置する権限を有する。

- [1] 輸出入禁止貨物の特定
- [2] 輸出入のライセンスを必要とする貨物の特定
- [3] 輸出入される貨物のカテゴリー、種類、品質、基準、数量、大きさ、サイズ、重さ、価格、商号、サイン、商標、貨物の起源を特定
- [4] 輸出入追加税の必要な輸出入貨物の特定
- [5] 国際的合意あるいは貿易基準に基づき、原産地、数量あるいはその他の事柄に関する証明書を必要とする輸出入貨物の特定
- [6] 本法に基づく輸出入の規則で規定されるその他の事項の特定

第一段落に基づく告示の変更あるいは撤廃は、第一段落に準じる。

第16条：

税関法の規定、及び物品の検査及び密輸品の保護、検査、差し止め及び没収、侵害者の逮捕、訴訟についての税関係官の権限は、本法の輸出入法に準じる。

第20条：

第5条（1）第7条第一段落に基づく禁制品を輸出あるいは輸入する者は、だれでも10年を超えない懲役あるいはその輸出入品の価格の5倍に相当する額の罰金を支払うか、その両方を科せられ、さらに貨物やその貨物の輸送や運搬に使用されたコンテナや乗り物も押収される。

もし違反者が逮捕された場合、裁判所は、検察官の告訴に従って、裁判所が押収したその貨物の販売額の手取り額の30パーセントを情報提供者に、20パーセントを係官に褒賞として支払わなければならない。もしくは、何の押収物もなくあるいは押収物が売れなかった場合、褒賞は裁判所に支払う罰金から差し引かれなければならない。

もし情報提供者がいなかった場合、裁判所が押収したその貨物の販売額の手取り額の30パーセントは、逮捕した係官に支払われるか、あるいは提出物が押収されなかったか又は売れなかった場合、その褒賞は裁判所に支払う罰金から差し引かれなければならない。

逮捕に関わった情報提供者や係官が複数いた場合、褒賞は平等に分配されなければならない。

押収物があるが侵害者が逮捕されなかった場合、外国貿易局の局長は、商務省の承認を得て、国に与えられる押収物の販売額の手取り額から、本条文で規定された率を超えない額の褒賞を支払う権限を有する。

（2）タイ王国への輸出入品に関する商務省告示1987年（仏暦2530年）

本告示は1987年10月14日に発効し、国内外を問わず登録商標の権利者の商標を模倣した物品のタイ国への輸出入を禁じている。

（3）タイ王国への輸出入品に関する商務省告示（第94集）1993年（仏暦2536年）

本告示は1993年4月21日に発効し、録音装置（例えばカセットテープ）、録音ディスク（例えばコンパクトディスク）、音や絵を有する装置（例えばビデオカセットテープ）、コンピュータープログラム、書籍やその他の不正品をタイに輸出あるいは輸入することを禁じている。一方、研究用かあるいは非商業目的で個人が適当な量で輸出入をする場合は除かれる

（4）タイ王国への輸出入品に関する商務省告示（第95集）1993年（仏暦2536年）

本告示は1993年4月21日に発効し、著作権の著作物を複製あるいは改ざんして著作権者の権利を侵害しているという疑いのある物品に対して、著作権者あるいはその権限委任者は、通関手続きの前あるいはその物品が輸入者の手元に渡る前に、税関に対してその物品の輸出入を差し止め、検査するよう申請することが出来る。

（5）タイ王国への輸出入に関する商務省告示（第96集）1993年（仏暦2536年）

本告示は1993年6月10日に公示され、カセットテープ、ビデオテープ、CDの著作権侵害に使用できる機器をタイに輸入する際には、商務省の規定する省令に従って、許可を求めなければならない。

（6）タイ王国税関局法1926年（仏暦2469年）（第40条、第45条、第27条及び第7条の2）

第40条：

税関での貨物の解放前に、輸入者は、税関に関する本法律その他の関連法律を遵守し、申請書を提出し、必要な関税を支払い、あるいは保証金を支払わなければならない。保証金については、局長の規定する規則に従うものとする。

局長に申請書が提出され、局長がその貨物を早急に解放する必要があると判断したとき、局長は自らの判断により、第一段落の規定に関わらずその貨物の解放に関する権限を有するが、局長の規定する条件に従って行わなければならない。さらに、もしその貨物に税金がかかる場合、局長の求める金額あるいはその税金と同額の保証金を支払わなければならない。

第 45 条 :

貨物の輸出の前に、輸出者は、税関に関する本法律その他の関連法律を遵守し、申請書を提出し、必要な関税を支払い、あるいは保証金を支払わなければならない。保証金については、局長の規定する規則に従うものとする。

局長に申請書が提出され、局長がその貨物を早急に輸出する必要があると判断したとき、局長は自らの判断により、第一段落の規定に関わらずその貨物の解放に関する権限を有するが、局長の規定する条件に従って行わなければならない、さらに、もしその貨物に税金がかかる場合、局長の求める金額あるいはその税金と同額の保証金を支払わなければならない。

第 27 条 :

何人も、タイ国から脱税品、禁制品あるいは税関を通関しない貨物を輸出入しようとした場合、あるいは当該貨物を輸出入した場合、あるいはいずれかの方法で輸出入することを幫助した場合、公的な権限なく船舶、波止場、倉庫、保管倉庫、秘密の隠し場所あるいは店から、当該のいずれかの貨物を取り除いたり又は取り除きを幫助した場合、あるいは当該のいずれかの貨物を停泊、保管、秘匿、秘匿を許可した場合、あるいは当該のいずれかの貨物をいずれかの方法で運んだり、移動した場合、あるいは当該のいずれかの貨物を、輸入、輸出、荷揚げ、倉庫保管、輸送に関する税関法やその他の関連するすべての法規に関して回避する場合、あるいは当該のいずれかの貨物の禁止や制限を回避した場合、その者は、当該貨物の支払うべき税金の 4 倍に相当する額の罰金を支払うか、もしくは 10 年を超えない懲役、又はその両方を科せられる。

第 7 条の 2 :

何人も、その貨物が脱税品、あるいは禁制品の輸入であることを知りながら、それを隠匿、販売補助、廃棄補助、販売受け入れその他の行為を行った者は、当該貨物の支払うべき税金の 4 倍に相当する額の罰金を支払うか、もしくは 10 年を超えない懲役、又はその両方を科せられる。

(7) タイ税関局一般指導第 2 号 1988 年 (仏暦 2531 年、追加税関規則 1987 年)

商標を模倣している疑いのある商標に対する商標検査を規定している。

(8) タイ税関局一般指導第 27 号 1993 年 (仏暦 2536 年、他人の著作権侵害物品についての実施規則)

本一般指導は、1993 年 7 月 23 日に公布され、7 月 26 日に発効された。著作権を侵害している疑いのある物品に対する検査手順が規定されている。

(9) タイ税関局告示第 28 号 1993 年 (仏暦 2536 年、他人の著作権侵害物品についての実施規則)

本告示は 1993 年 7 月 23 日に公布された。タイ王国内の輸出入に関する商務省告示 (第 94 集及び第 95 集) 1993 年に従って税関局の任務が適格に行われるようにするために規定された。

著作権の著作物を複製あるいは改ざんして著作権者の権利を侵害しているという疑いのある物品に対する著作権者あるいはそのライセンサーによる税関への輸出入差し止め検査申請の手順が規定されている。

(10) タイ国特許法 1979 年 (仏暦 2522 年) (第 36 条)

第 36 条 :

特許権者は次の独占的権利を有する。

- 1) 物に関する特許権の場合、生産すること、使用すること、販売すること、販売のために所持すること、販売のための申し出又は国内に輸入すること。
- 2) 方法に関する特許権の場合、特許権に基づき方法を使用すること、生産に使用すること、販売すること、販売のために所持すること、販売のための申し出、特許権による方法を使用して生産した製品を販売又は輸入すること。

第 1 項は次の条項には適用しない。

- [1] 特許権者の通常利用に反しない場合や特許権者の権利上の利益に損害を与えない限り、教育、分析、実験あるいは研究に利する行為。

- [2] 製造者あるいは使用者が善意で当該特許出願以前に当該生産に従事し、又は当該装置を取得しており、当該出願登録についての知識もなく、あるいはそれ同等の根拠があり、かつ第 19 条の 2 に該当しない場合、特許登録した物を生産し、または特許登録した方法を使用する行為。
- [3] 当該医薬品を取り扱う行為を含む職業薬剤師による医師処方箋に基く医薬調合行為。
- [4] 特許権権利期間後に当該特許医薬品を生産、販売又は輸入することを目的として、当該医薬品の登録申請を行うことに関連した行為。
- [5] タイが加盟している特許保護のために国際同盟あるいは条約の加盟国から船舶がタイ国に臨時又は事故により入国する際、当該機材が当該船舶にとって必要である場合、船舶、機械又は船舶周辺機器に関する特許を使用する行為。
- [6] タイが加盟している特許保護のために国際同盟あるいは条約の加盟国から航空機、自動車、自動車がタイ国に臨時又は事故により入国する際、航空機、自動車の組み立て、操縦又はその他の機材に関して特許発明である機材を使用する行為。
- [7] 特許権者が当該製品の製造者又は販売者に同意又は許可を与えた場合、当該特許製品の使用、販売、販売を目的とした所持、販売の申し出、輸入行為。

(1 1) タイ国商標法 1991 年 (仏暦 2534 年) 第 110 条

第 110 条 :

(1) 第 108 条に基づく、偽造された商標、サービスマーク、証明商標若しくは団体商標を付した物品、又は第 109 条に基づく、他人の商標、証明商標若しくは団体商標を模倣したものを付した物品を、タイ国で輸入、販売、販売促進、又は販売を目的として所持した者、又は、(2) 第 108 条に基づく、偽造されたサービスマーク、証明商標若しくは団体商標、又は第 109 条に基づく、他人のサービスマーク、証明商標若しくは団体商標を模倣したものを使って、役務を提供若しくは申し出た者は、それぞれの条項に規定された罰則を科せられる。

(1 2) タイ国著作権法 1994 年 (仏暦 2537 年) 第 31 条、第 70 条、第 75 条

第 31 条 :

他人の著作権を侵害したことを知っていたか、知っていたと思われる理由がある者が、その著作物に対して商業を目的として次の行為を行ったとき、著作権の侵害と看做す。

- ① 販売のため所有し、販売を申し込み、貸し、貸すことを申し込み、割賦で売り、割賦で売ることを申し込むこと
- ② 公衆に伝達すること
- ③ 頒布して著作者に損害を与えること
- ④ タイ国内に持ち込み又は輸入の注文をすること

第 70 条 :

第 31 条に基づく著作権を侵害した者は、1 万タイバーツ以上 10 万タイバーツ以下の罰金に処する。

第 1 項の違反が商業目的であった場合、3 ヶ月以上 2 年以下の懲役又は 5 万タイバーツ以上 40 万タイバーツ以下の罰金又は両方に処する。

第 75 条 :

本法に基づく著作権又は実演家の権利を侵害して製作し輸入し、第 69 条又は第 70 条に基づく違反者の所有物であるものは、著作権者又は実演家の権利を有する者に帰属するものとする。違反して使用されたものは没収する。

4-4. TRIPS 協定とタイ関連法規との比較

比較するタイ関連法規は以下の通りである。

No. 1 : タイ王国への輸出入品に関する商務省告示 1987 年 (仏暦 2530 年)

No. 2 : 商務省規則 1987 年 (仏暦 2530 年) : タイ王国への模造品の輸出入に関して

No. 3 : 商標登録官告示 1987 年 (仏暦 2530 年) : 商標保護申請に関する条件、原則、証拠提出方法の手段の特定
No. 4 : タイ王国への輸出入品に関する商務省告示 (第 94 集) 1993 年 (仏暦 2536 年)
No. 5 : タイ王国への輸出入品に関する商務省告示 (第 95 集) 1993 年 (仏暦 2536 年)
No. 6 : タイ王国への輸出入品に関する商務省告示 (第 96 集) 1993 年 (仏暦 2536 年)
No. 7 : 商務省規則第 1 集 (仏暦 2536 年) : 著作権侵害物品の輸出入の禁止に関して
No. 8 : タイ税関局一般指導第 2 号第 1988 年 (仏暦 2531 年) : 税関規則の追加第 20 章第 23 条第 01 項
No. 9 : タイ税関局一般指導第 27 号 1993 年 (仏暦 2536 年、他人の著作権侵害物品についての実施規則)
No. 10 : タイ税関局告示第 28 号 1993 年 (仏暦 2536 年、他人の著作権侵害物品についての実施規則)

TRIPS 協定 : 国境措置に関する特別の要件		対応するタイの法規
第 51 条	税関当局による物品の解放停止	No.1 の第 5 項 No.9 の第 1 項 No.10 の第 1、2 項
第 52 条	申し立て	No.5 の第 4、5 項 No.3 の全項 No.2 の第 3、4 項 No.10 の第 1 項
第 53 条	担保又は同等の保証	No.2 の第 5 項 No.8 の第 1.2 項
第 54 条	物品の解放停止の通知	No.5 の第 5 項 No.9 の第 1 項 No.10 の第 1 項
第 55 条	物品の解放停止期間	No.7 の第 7、8 項 (注 : 該当可能性有り)
第 56 条	輸入者及び物品の所有者に対する損害賠償	No.5 の第 8 項 No.2 の第 5 項
第 57 条	検査及び情報提供の権利	No.5 の第 7 項 No.8 の第 3 項 No.9 の第 2、3 項 No.10 の第 3 項
第 58 条	職権手続き	No.10 の第 5 項
第 59 条	救済措置	なし
第 60 条	少量の輸入	No.1 の第 7 項 No.4 の第 4 項

条文を対応させると詳細は以下の通りである :

TRIPS 協定 : 国境措置に関する特別の要件		対応するタイの法規
第 51 条	税関当局による物品の解放停止 「加盟国は、この節の規定に従い、不正商標商品又は著作権侵害物品が輸入されるおそれがあると疑うに足りる正当な理由を有する権利者が、これらの物品の自由な流通への解放を税関当局が停止するよう、行政上又は司法上の権限のある当局に対し	No. 1 の第 5 項 自己の商標の保護を申し立てる者は、以下の行為を行わなければならない。 5.1 商標登録官が定める条件、原則、方法に従って証拠を提出するとともに商業局の商標登録官に申し立てを行う。 5.2 自己の商標が偽造あるいは模倣されているという妥当な根拠がある場合には、税関の担当官が

	<p><u>書面により申立てを提出することができる手続（注2）を採用する。</u>加盟国は、この節の要件を満たす場合には、知的所有権のその他の侵害を伴う物品に関してこのような申立てを可能とすることができる。加盟国は、自国の領域から輸出されようとしている侵害物品の税関当局による解放の停止についても同様の手続を定めることができる。」</p>	<p>輸出あるいは輸入者に貨物の引渡しを許可する前に、各回ごとに商標の検査を申請する。</p> <p>No. 9 の第 1 項 <u>著作権者あるいはそのライセンシーが、輸出あるいは輸入された貨物が自己の著作権を侵害しているか、あるいは著作権者から許可を得た作品を複製あるいは改造した貨物である、という妥当な理由があり、税関の担当官に対してその貨物の差し止めと検査を申請した場合、</u>局の長、税関の長、あるいは権限を委任された者は、その輸出入貿易地において差し止めをするべきかどうかについて決定をする権限を有する。もし差し止めをするべきであると判断した場合、申請人、輸出者あるいは輸入者に対し直ちにその旨を通知し、申請人は申請書を提出した時点から 24 時間以内にその貨物の検査に立ち会わなければならない。</p> <p>No. 10 の第 1、2 項 1. <u>著作権者あるいはそのライセンシーが、輸出あるいは輸入された貨物が自己の著作権を侵害しているか、あるいは著作権者から許可を得た作品を複製あるいは改造した貨物である、という妥当な理由があり、税関の担当官に対してその貨物の差し止めと検査を申請した場合、</u>局の長、税関の長、あるいは権限を委任された者は、その輸出入貿易地において差し止めをするべきかどうかについて決定をする権限を有する。もし差し止めをするべきであると判断した場合、申請人、輸出者あるいは輸入者に対し直ちにその旨を通知し、申請人は申請書を提出した時点から 24 時間以内にその貨物の検査に立ち会わなければならない。</p> <p>2. 著作権者あるいはそのライセンシーが、自己の著作権を侵害しているか、あるいは著作権者から許可を得た作品を複製あるいは改造した輸出あるいは輸入貨物を見つけた場合、<u>発見から 24 時間以内に捜査官に申し立てを行い、</u>さらに税関にもその旨を届けなければならない。 第一段落に基づく 24 時間という期限内に、業務時間以外あるいは休日のため上記の税関に連絡ができない場合、申請人は業務時間開始時間から 3 時間以内に税関の担当官にその旨を届け出なければならない。</p>
<p>第 52 条</p>	<p>申し立て 「前条の規定に基づく手続を開始する権利者は、輸入国の法令上、<u>当該権利者の知的所有権の侵害の事実があることを権限のある当局が一応確認するに足りる適切な証拠を提出し、及び税関当局が容易に識別することができるよう物品に関する十分詳細な記述を提出することが要求される。</u>権限のある当局は、申立てを受理したか否か及び、権限のある当局によって決定される場合には、税関当局が措置をとる期間に</p>	<p>No. 5 の第 4、5 項 第 4 項 著作権者あるいはライセンシーは、<u>貨物が自己の著作権貨物またはライセンスを受けたものの貨物の複製品あるいは改造品である疑いについて妥当な根拠があれば、</u>タイ王国からの輸出が承認される前又は輸入者に引き渡される前に、その都度差し止めと検査を請求することができる。 第一段落に基づく著作権者又はライセンシーは、法人の代表者、管理者あるいは代理人を含むものとする。第一段落に基づく差し止めと検査は、税関極の定めた原則及び条件に従うものとする。</p>

	<p>ついて、合理的な期間内に<u>申立人に通知する。</u>」</p>	<p>第5項 第4項に基づく申請を受け、税関の担当官が貨物の差し止めを適当だと判断した場合には、<u>税関の担当官は直ちに申請人、輸出者あるいは輸入者に通知し、申請人は定められた期間内にその貨物の検査に立ち会わなければならない。</u></p> <p>No. 3の全項（省略）</p> <p>No. 2の第3、4項 第3項 1987年10月14日交付の「タイ王国への輸出入品に関する商務省告示1987年」に基づいて<u>商標の保護を求め</u>る者は、<u>商標登録官の指定した書式の書類を商業局の特許・商標課に提出しなければならない。</u></p> <p>No. 10の第1項 <u>著作権者あるいはそのライセンスが、輸出あるいは輸入された貨物が自己の著作権を侵害しているか、あるいは著作権者から許可を得た作品を複製あるいは改造した貨物である、という妥当な理由があり、税関の担当官に対してその貨物の差し止めと検査を申請した場合、局の長、税関の長、あるいは権限を委任された者は、その輸出入貿易地において差し止めをするべきかどうかについて決定をする権限を有する。もし差し止めをするべきであると判断した場合、申請人、輸出者あるいは輸入者に対し直ちにその旨を通知し、申請人は申請書を提出した時点から24時間以内にその貨物の検査に立ち会わなければならない。</u></p>
<p>第53条</p>	<p>担保又は同等の保証 「1 権限のある当局は、申立人に対し、被申立人及び権限のある当局を保護し並びに濫用を防止するために十分な担保又は同等の保証を提供するよう要求する権限を有する。担保又は同意の保証は、手続の利用を不当に妨げるものであってはならない。」</p>	<p>No. 2の第5項 第5項 税関に対し輸出あるいは輸入貨物に付されている商標の検査をするよう商標保護の申し立てがあった場合、<u>税関の担当官は申請人に意見聴取を行い、偽造や模倣が行われたとする主張に対する根拠を明確にさせることができる。</u>さらに、その申請人に対し、当該保護申請によって生じた損害に対するすべての補償責任を負わせることができる。この場合は税関局の規定する原則と方法に従わなければならない。</p> <p>No. 8の第1.2項 1.2 その申請人が商標登録官から認定を受けた商標登録証書を示しているかどうか確認する。 前述の審査を行ううえで、知的財産局の商標登録官から提出された商標登録項目と、申請人からの証拠書類とを照らし合わせて審査が進められなければならない。さらに<u>税関の担当官は、申請人に意見聴取を行い、自己の商標が偽造あるいは模倣されたと疑う根拠を明確に説明させる権限を有する。</u></p>
<p>第54条</p>	<p>物品の解放停止の通知 「<u>輸入者及び申立人は、第51条の規定による物品の解放の停止について速やかに通知を受ける。</u>」</p>	<p>No. 5の第5項 第5項 第4項に基づく申請を受け、税関の担当官が貨物の差し止めを適当だと判断した場合には、<u>税関の担当官は直ちに申請人、輸出者あるいは輸入者に通知し、申請人は定められた期間内にその貨物の検査に立ち会わなければならない。</u></p> <p>No. 9の第1項</p>

		<p>1. 著作権者あるいはそのライセンシーが、… (省略) …もし差し止めをするべきであると判断した場合、<u>申請人、輸出者あるいは輸入者に対し直ちにその旨を通知し、申請人は申請書を提出した時点から24時間以内にその貨物の検査に立ち会わなければならない。</u></p> <p>No. 10 の第 1 項 著作権者あるいはそのライセンシーが、… (省略) …もし差し止めをするべきであると判断した場合、<u>申請人、輸出者あるいは輸入者に対し直ちにその旨を通知し、申請人は申請書を提出した時点から24時間以内にその貨物の検査に立ち会わなければならない。</u></p>
第 55 条	<p>物品の解放停止期間 「申立人が物品の解放の停止の通知の送達を受けてから十執務日（適当な場合には、この期間は、十執務日延長することができる。）を超えない期間内に、税関当局が、本案についての決定に至る手続が被申立人以外の当事者により開始されたこと又は正当に権限を有する当局が物品の解放の停止を延長する暫定措置をとったことについて通報されなかった場合には、当該物品は、<u>解放される。</u>ただし、輸入又は輸出のための他のすべての条件が満たされている場合に限る。本案についての決定に至る手続が開始された場合には、合理的な期間内に、解放の停止を変更するか若しくは取り消すか又は確認するかの決定について、被申立人の申立てに基づき意見を述べる機会の与えられる審査を行う。第 1 段から第 3 段までの規定にかかわらず、暫定的な司法上の措置に従って物品の解放の停止が行われ又は継続される場合には、第 50 条 6 の規定を適用する。」</p>	<p>No. 7 の第 7, 8 項（貨物の解放について記載されている条項） 第 7 項：第 6 項に当てはならない輸出品は、本規則に基づく輸出禁止品ではない。<u>税関局は、この貨物を解放しなければならない。</u> 第 8 項：輸入された貨物が関係部署からの通知がなく、あるいは著作権侵害の明らかな証拠がなかった場合、<u>税関局はこの規則に基づき貨物を解放しなければならない。</u></p>
第 56 条	<p>輸入者及び物品の所有者に対する損害賠償 「関係当局は、物品の不法な留置又は前条の規定に従って解放された物品の留置によって生じた損害につき、<u>申立人に対し、物品の輸入者、荷受人及び所有者に適切な賠償を支払うよう命ずる権限を有する。</u>」</p>	<p>No. 5 の第 8 項 第 8 項 <u>第 4 項に基づく貨物の差し止め及び検査を求める著作権者あるいはライセンシーは、輸出者、輸入者並びに税関に対して損害を与えた場合、いかなる責任も負わなければならない。</u></p> <p>No. 2 の第 5 項 第 5 項 税関に対し輸出あるいは輸入貨物に付されている商標の検査をするよう商標保護の申し立てがあった場合、税関の担当官は申請人に意見聴取を行い、偽造や模倣が行われたとする主張に対する根拠を明確にさせることが出来る。さらに、その申請人に対し、<u>当該保護申請によって生じた損害に対するすべての補償責任を負わせることが出来る。</u>この場合は税関局の規定する原則と方法に従わなければならない。</p> <p>No. 10 の第 4 項： すべての行為による輸出者、輸入者及び税関の係り員に対する損害については、申請人である著作権物権利者あるいはそのライセンシーが負うものとする。</p>
第 57 条	<p>検査及び情報提供の権利 「秘密の情報の保護に害することなく、</p>	<p>No. 5 の第 7 項 第 7 項</p>

	<p>加盟国は、<u>権限のある当局に対し、権利者が自己の主張を裏付けるために税関当局により留置された物品を点検するための十分な機会を与える権限を付与する。</u></p> <p>当該権限のある当局は、輸入者に対しても当該物品の点検のための同等の機会を与える権限を有する。本案についての肯定的な決定が行われた場合には、<u>加盟国は、権限のある当局に対し、当該物品の荷送人、輸入者及び荷受人の名称及び住所並びに当該物品の数量を権利者に通報する権限を付与することができる。</u>」</p>	<p>申請者は、<u>第4項に基づき、輸出入者及び受取人に対して名前や住所、貨物の数量を知る権利を有する。</u></p> <p>No. 8 の第3項 <u>商標を検査する際、税関の担当官は申請人の前でのみ検査を行い、検査が終了した場合、以下の手続きを進めなければならない。</u></p> <p>No. 9 の第2, 3項 第2項：<u>税関の担当官は、関係者の面前でその貨物の検査を行い、その結果を記録し、証拠として関係者全員に署名をさせなければならない。</u></p> <p>第3項：<u>もし申請人が輸入者や輸出者の住所、氏名、貨物の数を知らせよう求めた場合、税関の担当官は、その要請に従って通知しなければならない。</u></p> <p>No. 10 の第3項 <u>申請者が求めた場合、税関係官は名前、住所及び貨物の量について通知しなければならない。</u></p>
第58条	<p>職権手続き</p> <p>「加盟国において、権限のある当局が、ある物品について知的所有権が侵害されていることを伺わせる証拠を得た際に<u>職権により行動して当該物品の解放を停止する制度がある場合には、…</u>」</p>	<p>No. 10 の第5項</p> <p>3. 貨物の差し止め及び検査の結果、その貨物が他人の著作権を侵害した輸出あるいは輸入貨物であることが判明し、その輸出者あるいは輸入者が他の抗弁を講じなかった場合、<u>担当官は逮捕記録を作成し、規則に従って手続きを進めなければならない。</u></p>
第59条	救済措置	なし
第60条	<p>少量の輸入</p> <p>「加盟国は、旅行者の手荷物に含まれ又は小型貨物で送られる<u>少量の非商業的な性質の物品については、この節の規定の適用から除外することができる。</u>」</p>	<p>No. 1 の第7項 第7項 以下の場合には、第4項を適用しないものとする。</p> <p>7.1 <u>個人旅行者が適当な量において持ちこみ、あるいは持ち出す個人用あるいは家庭用の貨物</u></p> <p>7.2 <u>個人旅行者が適当な量で持ち込み、あるいは持ち出す土産物品</u></p> <p>No. 4 の第4項 第3項は、個人が研究のために適当な量において、かつ非営業目的で持ち出す場合には適用しない。</p>

4-5. 不正商標商品と著作権侵害物品の定義

TRIPS 協定の第51条に関する参考文献により、不正商標商品及び著作権侵害物品は以下の通りに定義されている。

「不正商標商品」とは、当該貨物につき有効に登録されている商標と同一の又はその本質的部分において識別できない商標を許諾なく付した貨物（包装を含む）であってそのため輸入国の法制度上、当該商標の所有者の権利を侵害するものを言う。

「著作権侵害物品」とは、権利者又は製造国において権利者から適法に許諾を受けた者の承諾なく複製された複製貨物であって当該複製貨物の作製が輸入国の法制上、著作権又は関連する権利の侵害を構成することとなる物品から直接又は間接に作製されたものを言う。

タイの税関法では、税関法の定義により、不正商標商品及び著作権侵害物品はタイで輸入又は輸出を禁じられている。

密輸品とは、税関法あるいはその他の関連法規により輸出入を禁じられている貨物を言う。この規則に違反する者はだれでも、関連法及び税関法第 27 条及び第 27 条の 2 により刑罰が科せられる。密輸品は、不正商標商品、著作権侵害物品を含み、例えば録音装置（例えばカセットテープ）、録音ディスク（例えばコンパクトディスク）、音や絵を有する装置（例えばビデオカセットレコーダ）、コンピュータープログラム、書籍や、著作物を複製あるいは改変したその他の貨物を含む。さらに、タイ王国への輸出入品に関する商務省告示 1987 年（仏暦 2530 年）の第 4 項では、国内外を問わず正規に登録された登録商標の権利者の商標を模倣した物品のタイ国への輸出入を禁じている。

結論として、知的財産権を犯している貨物はタイ税関法による禁制品であるということができ、さらに、著作権侵害物品、コピー貨物及び不正商標商品の輸出入は、知的財産権の侵害であるとみなすことができる。従って、不正商標商品や著作権侵害物品は取り押さえられ、侵害者は、重い罰金及び刑罰を科せられなければならないのである。

4-6. タイ税関における知的財産権の水際取締り概要

税関に知的財産の保護を求める申請をする前に、申請をしようとする権利者は、自らがその申請をすることの出来る法的な権利を持っている、ということを確認しなければならない。

なぜなら、権利者は、申請書を提出する際に、その権利を保有していることを証明する必要があるからである。

商標権の保護については、権利所有者は、例えば商標登録証明書といった商標権の保有を示す書類を提出しなければならない。

著作権の保護については、権利所有者は、例えば著作権の保有者の記録書といった、著作権の保有を示す書類を提出しなければならない。

水際取締りの概要（全般）：

1) 申し立て

理論的に、税関係官は、権利所有者からの申し出がなくとも、知的財産権を侵害している疑いのある輸出入貨物の解放を差し止める職権があるが、実務の効率上のため、権利者の方から、知的財産権を侵害している疑いのある輸出入貨物を検査するよう、税関に対して知的財産権の保護申請書を提出しなければならない。

通関地点で保護される知的財産権は、商標と著作権であるが、発明や意匠、集積回路配置といったほかの知的財産権は除かれている。これは、発明やその他の複雑性から、疑わしい貨物が権利を侵害しているのかどうかについて、税関係官によって検査し決断することが極めて困難であるという実務上の理由によっている。

税関の規則に著作権や商標権以外の知的財産権の保護についての規定がないが、それはタイの税関係官が、権利所有者の求めがあるにせよ税関地点でタイに輸入される貨物で権利侵害をしている疑わしい貨物について軽視している、というわけではない。いずれにせよ、権利所有者は、例えば貨物のサンプルや写真、貨物の図面といった真正品と違反品と見極めるための証拠や情報、また（可能であれば）疑わしい貨物の積荷が到着するスケジュールなどを税関係官に提供しなければならない。加えて、商標保護申請書(FORM 1)を知的財産局に申請しなければならない。

2) 担保あるいは同等の保証

税関係官は、輸入の差止め命令が申請者によって悪用されないよう、輸入者及び担当係り官を保護するため、保証金の前払いを申請者に命じる権限を有している。しかしながら、申請者によってどのくらい金額の保証が支払われるべきかについて、原則はなく、差し止めを求める申請者は、輸入者及び税関係官に対して生じたあらゆる損害について責任を負わなければならない、とする規定があるだけである。前払いされる保証金は、所有者及び輸入者の損害や、倉庫の保管料金、貨物の差し止めや確認作業の際に生じた損害を網羅する。

3) 通関停止の通知

税関係官は、著作権の所有者の求めに応じて疑わしい貨物の差し止めを検討する場合、係官は、権利所有者及び輸出/入者にその旨を遅滞なく通知しなければならない。（税関局告示第 28 号/1993 年（仏暦 2536 年）の第 1 項より）

さらに、税関係官は、権利所有者及び輸出/入者の面前でその貨物の検査を行わなければならない。（税関局告示第 27 号/1993 年（仏暦 2536 年）の第 2 項より）

4) 通関停止期間

通関停止期間についての規定はないが、実務上、税関係官は、TRIPS 協定の第 55 条の規定に基づいて差し止めを行う。従って、不正商標商品や著作権侵害物品の差し止め期間は差し止めの申し出の日から数えて 10 営業日の期間内である。

5) 物品の輸入者及び所有者に対する賠償

知的財産権の権利者の申し出による貨物の差し止めから生じたあらゆる損害について輸出/入者あるいは権利者に支払われる損害賠償金に関する直接的な規定はない。規定には、差し止めを申し出る権利保有者は、輸出/入者や税関に生じたすべての損害について責任を有しなければならない、と規定されているだけであり、もし疑わしい貨物が禁制品ではなかった場合に輸出/入者や税関はどのくらいの金額で、かつどのような内容において損害補償を求める権利を有しているのかについて、明らかに規定されていない。

6) 検査権利及び情報

税関が、疑わしい不正商標商品あるいは著作権侵害物品を見つけた後、税関係官は、検証の手続きが開始され、かつ差し止められている貨物の検査の機会がある、との通知を権利所有者に対して行う。さらに、権利所有者は論点となっている疑わしい貨物を検査する権利を与えられる。著作権侵害物品の場合、税関係官から上記のような差し止めの通知を受けたあと、著作権の所有者は、その差し止められている貨物を先の差し止め申請書の提出から 24 時間以内に検査する責任を有する。（税関局告示第 28 号 1993 年（仏暦 2536 年）第 1 項より）。もしそれに従わない場合、税関係官はその貨物をタイから解放する(輸出の場合)か、あるいは輸入者に引き渡さなければならない(輸入の場合)。

さらに、告示では、輸出入者が貨物を検査する責任を規定していないが、税関係官は権利所有者と輸出入者の面前で検査を行わなければならないため、かつ輸出入者は貨物が差し止められていることを通知される機会がないため、輸出入者が検査を望んだ場合はそのように貨物の検査をすることは法律で禁じていない。また、税関係官には、輸出入者に対して通知する責任について法律で規定されていないからである。

さらに、権利所有者は、税関係官に輸出入者の住所や貨物の量についてさらに情報を求めることが出来る。

7) 押収した貨物の破壊

全体的に、税関係官によって取り押さえられた密輸品や脱税品は、以下の 5 つの手続きで処理される。

- ① 遅滞なくオークションにかけられる：肉や魚、例えば生ものや果物といった、すぐに腐りやすい食べ物に適用
- ② 一般的な競売：
- ③ インターネットを通じた競売：モーターカー、船、金など
- ④ 赤十字のフェアやその他のチャリティーフェアなどで販売する：
- ⑤ 破壊：禁制品など

不正商標商品や著作権侵害物品の場合、その押収した貨物が禁制品であるか不正な輸出/入品であると思われるものは、破壊される。法律や TRIPS 協定の規定によれば、不正商標商品や著作権侵害物品は破棄されるべきであり、従って、税関係官が、その押収した貨物をオークションにかける

のを許可したり、また輸入者がその貨物を積荷しなおすことを許可したりすることは許されていない。

最近、不正商標商品や著作権侵害物品の破壊は、再利用をされることを防ぐ目的から、押収した貨物をトラクターを使って踏み砕く方法がとられている。

しかしながら、不正商標商品や著作権侵害物品の破壊の具体的な規定は、係官らの間で実際的に問題を引き起こしている。それはなぜかという、一般的に、押収した貨物は、所有者がいないか、あるいは没収した日から数えて 30 日以内に誰も所有者として現れないかといった場合には国の財産となるべきだからである。押収した貨物を販売した後、利益は 3 つの側に以下の利率で分配される。

- ① 逮捕を導いた密告者に対して：押収した貨物の売り上げもしくは罰金の 30 パーセントは、係官に対して逮捕を導くような手がかりを与えた者への褒賞として与えられる。
- ② 捜査係官に対して：押収した貨物の売り上げもしくは罰金の 45 パーセントは当該捜査係官への褒章として与えられる。
- ③ 国に対して：残りの 25 パーセントは国に属する。

知的財産関連の貨物は破棄されるため、関係者は何の褒章ももらえない。従って、知的財産権の保護に関わる方策は不十分である、といえる。従って、権利所有者は、捜査係官やその他の係官らに手入れを行ったことに対する法的な褒章金などを与えることが出来る。加えて、2003 年 5 月 23 日の閣僚会議において、商務省に対し、海賊版 CD の取り締まりに関わった係官や個人に対して報奨金を与えるという規定を起案すること及び 2475 万タイバーツの予算を承認した。

4-7. 商標侵害貨物に関連する手続き

通関地点の知的財産権の保護を求めるためには、権利所有者は、まず知的財産局の商標登録官に対して、タイ王国への輸出入品に関する商務省告示 1987 年（仏暦 2530 年）により、商標の保護申請書（Form 1 を参照）を提出しなければならない。

その後、権利所有者は、税関係官に対し、商標権を侵害している疑いのある輸出／入品についてその貨物が解放される前に検査をするよう請求しなければならない。権利所有者は、税関係官への申し出により生じうるあらゆる損害に対する責任を取ることを記載した補償責任引き受け書（Form 4）も提出しなければならない。

商標権を侵害している疑いのある輸出／入品についての貨物検査の申し出は、文書により提出されなければならない。（Form 2 の商標検査申請書フォーム：KorSorKor18）

1) タイで登録された商標の場合の提出書類：

商標がタイ国内で登録されていた場合、必要な書類は以下の通りである。（「商標登録官告示 1987 年：商標保護申し立ての条件、原則、証拠提出の方法の特定に関して」の第 2 項より）

- ① 正しいコピーであることが証明されている商標登録証書のコピー、又は証明権限のある者により証明された商標登録記録書のコピー
- ② （商標権者に代わって代理人が申請する場合は、）委任状の原本
- ③ （商標権者が法人である場合は、）証明権限のある者による証明が記載されている、6 ヶ月以内に発行された会社登記簿の原本
- ④ 商標権者がタイに住所を持たない場合、外国で作成される〔2〕〔3〕の書類には、その外国の公証役場、タイ大使館あるいはタイ領事館による証明書が必要である。
- ⑤ 保護申請によって生じうる損害に対する補償責任引き受け書
- ⑥ 貨物の商標の見本

2) 海外で登録された商標の場合の提出書類：

商標がタイ国外で登録されていた場合、必要な書類は以下の通りである。（「商標登録官告示 1987 年：商標保護申し立ての条件、原則、証拠提出の方法の特定に関して」の第 3 項より）

- 〔1〕 その外国の特許商標局によって発行された、商標登録に関する証明証書あるいはその他の書類のコピーで、さらに当該書類には少なくとも以下の項目が記載されていなければならない。
 - A. 商標権者名
 - B. 商標に使用されている語句あるいは図
 - C. 商品分類と指定商品項目
 - D. (もしある場合は)条件及び制限
 - E. 出願日と商標権の消滅日
- 〔2〕 商標権者に代わって代理人が申請する場合は、委任状の原本
- 〔3〕 商標権者が法人である場合は、証明権限のある者による証明が記載されている6ヶ月以内に発行された会社登記簿の原本
- 〔4〕 外国で作成される〔1〕から〔3〕までの書類にはその外国の公証役場、タイ大使館あるいはタイ領事館による証明書が必要である。
- 〔5〕 保護申請によって生じうる損害に対する補償責任引き受け書
- 〔6〕 貨物に対して使用されるべき商標の見本

ここで注意しなければならない点は、タイ王国への輸出入品に関する商務省告示1987年(仏暦2530年)によって保護される商標は、国内外を問わず登録商標であるという点である。従って、タイで登録されていないが外国で登録されている商標は模倣品の輸出入に対して保護がされることができる。一方、登録されていない商標は保護されない。

3) 著名商標

著名商標に関して、もしその商標がどの国においても登録されていない場合、その商標の保有者は不正商標商品の輸入に対する保護を得ることはできない。さらに、その未登録商標が著名商標であるとしても、税関で保護される商標はすでに登録されている商標でなければならぬため、税関は、その未登録商標の不正商標商品を差し止めることは出来ない。結論として、著名商標であるが未登録の商標保有者が商標保護を求める場合、税関にて保護手続きを進めることは出来ないが、その貨物が市場に解放された後、裁判所に法的手続きを起すことが出来る。

4) 侵害の決定

税関係官が、その輸出／入品が違法であるかどうか決断できかねる場合、この件は商標登録官へと引き継がれ、商標登録官はその差し止められた貨物は登録商標の侵害を構成しているかどうか決断をしなければならない。

さらに、税関係官は、以下の必要書類を添付しなければならない。

- 〔1〕 権利所有者が提出したすべての書類のコピー
- 〔2〕 税関係官による意見書
- 〔3〕 疑わしい貨物の見本
- 〔4〕 権利所有者からの補償責任引き受け書

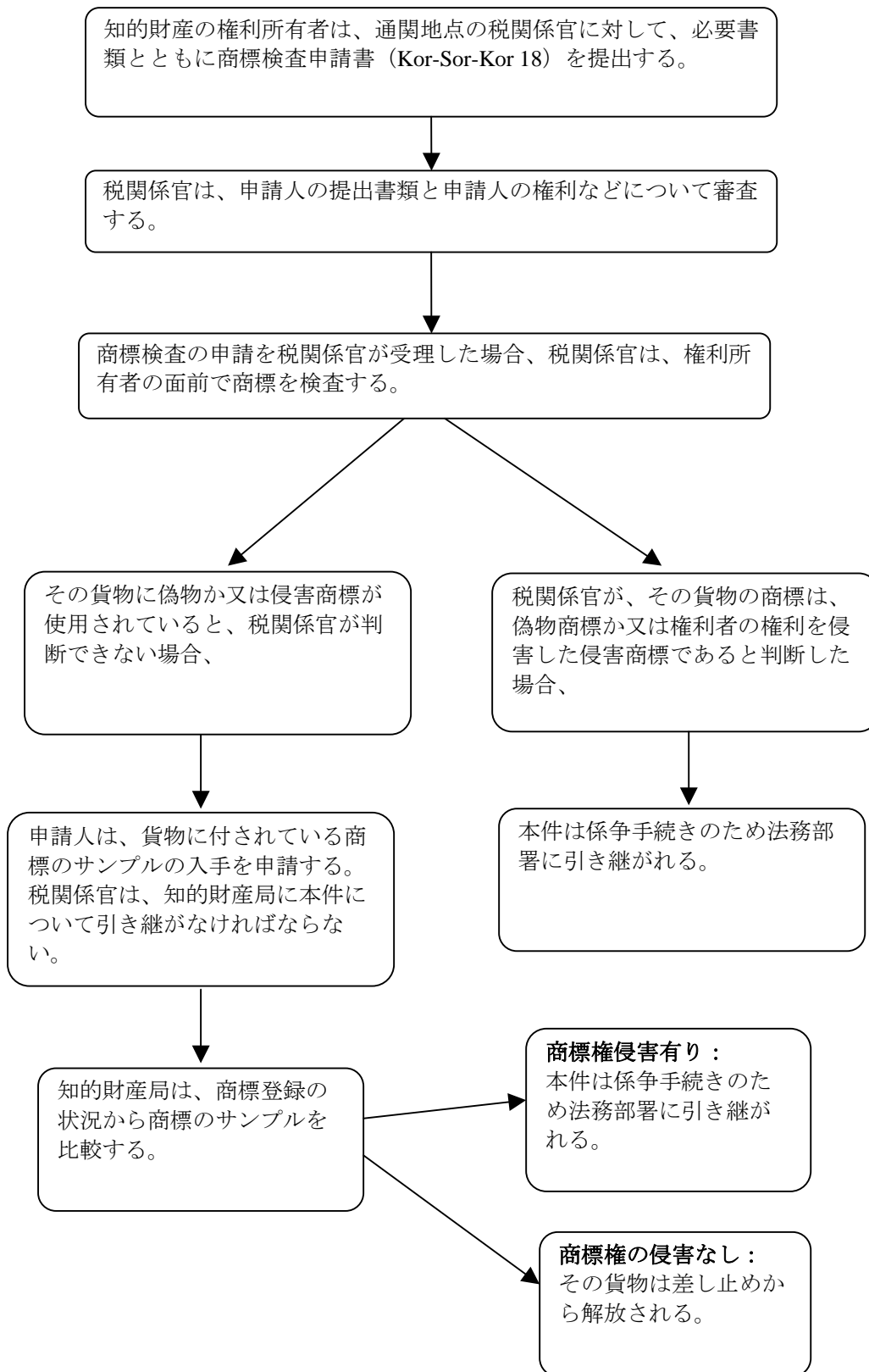
実務として、税関係官はその差し止められた貨物が登録商標の権利の侵害を構成しているかどうかについて商標登録官へ決定するよう、商標登録官へ事案を引き継いでいる。

詳細：

1. 商標審査書を提出できる者は、知的財産権者であるか、もし法人が知的財産権の所有者である場合はその代表権を有する者、あるいは権限を有する代理人でなければならない。
2. 申請書が間違っていたり、あるいは添付書類が完全に揃っていなかった場合、権利所有者は、登録官の命令を受領した日から数えて30日以内に補正書を提出しなければならない。もし従わない場合は、その申請は無効とみなされる。
3. 税関係官による商標の検査は、権利所有者の面前で行われなければならない。

4. 税関係官は、知的財産権が侵害されているという明らかな証拠があるという観点からその貨物の解放差し止めを自主的に行うことができるが、効率の面から、権利所有者は、商標検査の申請書フォームあるいは著作権侵害の差し止めを求める申請書フォームを提出することにより、税関係官に対して侵害品の輸出／入を知らせなければならない。
5. 通関地点で押収される知的財産権関連の侵害貨物は、廃棄され、新たに積荷されることは出来ない。

4-8. 税関における商標権保護の手続きフローチャート
(税関局告示 No. 6/2531 より)



4-9. 著作権侵害貨物に関する手続き

(税関局一般指導第27号1993年(他人の著作権を侵害している貨物についての実施規則)に準ずる)

- ① 輸出入貨物の差し止め及び検査の申請は、輸出入統制及び検査部署 I 及び II に提出される。中央税関局では、その申請書は税関局長あるいはその権限を有する者に対して提出されなければならない。

著作権の所有者あるいはその者から権限を委任された者は、輸出入貨物が自らの著作物を複製あるいは改ざんされたという合理的な疑いのある輸出入貨物である場合に差し止め及び検査を求める申請書を提出する。中央税関あるいは通関地点の税関の権限のある長は、その貨物を差し止めるか否かについての決定権を持つ。その権限のある係官の決定によりその貨物を差し止める場合、その係官は申請人及び輸出/入者に対して、その差し止めを速やかに通知しなければならない。その後、申請があったときから24時間以内に、申請者はその貨物の検査を行う。

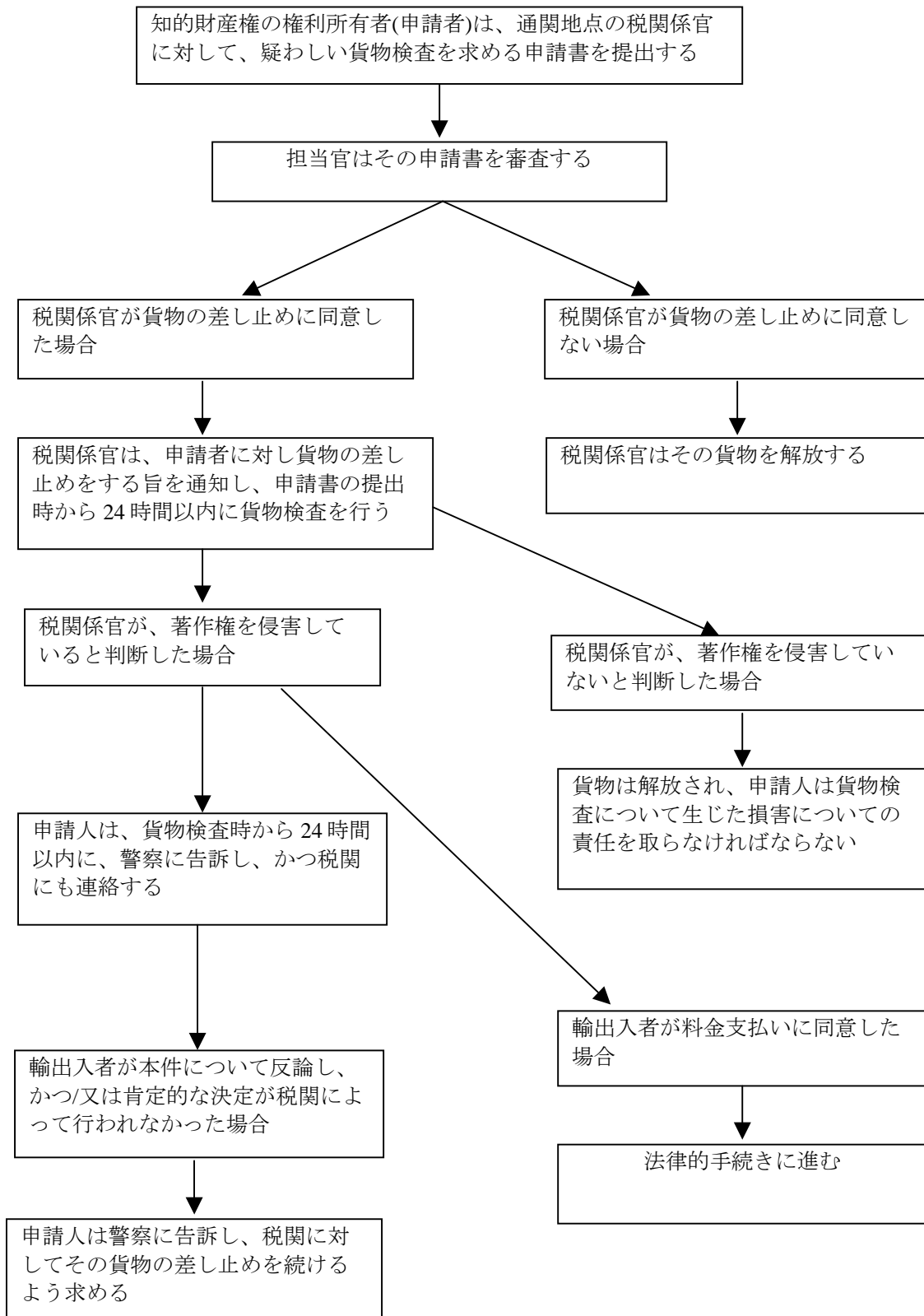
検査後、その著作権所有者がその輸出入品が自らの著作権を複製あるいは改ざんした貨物であると判断した場合、その著作権所有者は、その著作権侵害がわかった時点から24時間以内に税関係官に対して申請書を提出しなければならない。

もし上記の24時間の期間が営業日ではなく、あるいは休日であるために権利所有者がその違反について税関係官に知らせることが出来ない場合、その権利所有者は、最初の営業日の3時間以内に税関係官にその旨を知らせなければならない。

もしその著作権権利者が、捜査官の着手を求める申請書を決められた期間内に税関係官に知らせなかった場合、税関の係官はその貨物をタイ国から解放するか、あるいは同じく輸入者にその貨物を引き渡さなければならない。

- ② 貨物の検査が申請者、輸出/入者の面前で行われる。この検査に関するレポートは、文書でかつ検査に立ち会った双方の側の署名がなければならない。
- ③ 権利所有者は、輸出/入者の名前及び住所を尋ねることができ、係官はそれらの情報を権利所有者に知らせなければならない。
- ④ 知的財産局から受領した著作権の記録は、貨物の検査に使用するため、税関の法律部署からすべての部署に引き渡されなければならない。
- ⑤ 検査により、その輸出入貨物が著作権侵害物品であることが明らかになり、かつその輸出/入者が反論しなかった場合、係官はタイ国へ禁制品を輸入あるいはタイ国から禁制品を輸出しようとした罪状による逮捕記録を作成しなければならない。その記録は、その違反に対するさらなる係争手続きのため、法律部署に引き継がなければならない。
- ⑥ 税関係官がその貨物は著作権侵害物品ではないと判断した場合、税関係官は、その貨物をタイ国から解放するかあるいは同様に輸入者に引き渡さなければならない。一方、差し止め及び検査を申請した著作権所有者は、その申請の手続きにおけるすべての費用を含む、輸出/入者並びに税関がこうむった損害に対して責任を取らなければならない。

4-10. 税関における著作権保護の手続きフローチャート
(税関局告示 No. 28/2536 より)



4-11. 地方税関及び国境付近の税関における水際取締りについて

タイ税関での水際取締り実務について（インタビューまとめ）：

タイ税関での輸出入業務、税金の徴収、そして出入国地点での海賊版若しくは偽造品の鎮圧を目的とした模倣品や密輸品の取り扱いについては、3つのルート（海路、空路、陸路）に分けることが出来る。我々は、バンコク港税関局、レムチャバン港税関局、その他タイの国境沿い税関として大きな役割を果たしている Mae Sai 税関局（タイの北部）、Nong Khai 税関局（タイの東北部）、Aranyaprathet 税関局（タイの東部）の検査官らにインタビューを行った。

インタビューによりわかったことだが、以前、タイ国は不正商標商品や著作権侵害物品を輸入しているとして非難を受け、米国や日本といった先進国から見ても、知的財産権の保護に消極的態度を取っているというイメージをもたれていた。しかし、今や知的財産権保護はタイ税関の懸案事項となっており、タイ税関は、知的財産権侵害の鎮圧及び知的財産権の保護について真剣にしかも継続的に行っていく方針を取っている。また、タイ税関は、知的財産権を侵害する犯罪の検査、監視及び鎮圧の責務を負っている検査及び差し止め部の組織内に「知的財産権鎮圧部」を設置することを計画しており、近い将来にはこの部署が正式に設置される予定である。

しかしながら、政府は知的財産権侵害の鎮圧に対処するための十分な予算を税関に与えておらず、知的財産権侵害物品の検査及び差し押さえに関する特別な税関検査官がいない。そして、知的財産権侵害鎮圧を担当する検査官は、通関業務を担当している一般の検査官である。税関では、著作権侵害物品や不正商標商品は税関の検査を通ることは稀である。というのは、通常は税関からの検査を逃れ、密輸にてタイに入ってくるからである。従って、税関にて差し止められた海賊版もしくは模倣品のケースは無い。密輸に関して言えば、税関を通して模倣品を輸入する行為にはいくつかの方法があるが、通常は、物品のブランド名について虚偽の内容が記載されていたり、申告書の物品名に実際に輸入する物品とは異なる内容が記載されたりする。

貨物検査についてであるが、各税関では X-Ray 機械を通じて輸入物（梱包物、手荷物も含む）を検査し、疑わしい貨物等については貨物の中味を開けて詳細に検査を行う。また、コンテナ貨物を扱う税関（例えば、タイ中央税関、バンコク港税関局、Laemchabang 港税関局、Pranburi 税関局など）では、コンテナ用の X-Ray 機械（固定型、移動型）を導入して貨物検査を行っている。

知的財産権に違反している海賊版物品で逮捕され差し止められたものは、殆どは不正商標商品や著作権侵害物品である。侵害品は、それぞれの地点の税関に近い他国から輸入されてくる海賊版音楽 CD や映画 CD が多い。例えば、Nong Khai 県の Khong 川で差し止められた海賊版 CD は、その海賊版 CD の生産工場がラオスにあり、ラオスにて生産されている。費用についてであるが、税関宛に知的財産権侵害の鎮圧を求めて費用が払われることは無い。但し、その鎮圧願いから何らかの損害が発生した場合は除く。正規権者が貨物の差し止めを要求する際の税関に対する補償金支払いには基準がなく、それぞれの税関によって基準が異なっているのが実情である。

国境沿い及び港税関の取締官の話によると、模倣品の国境沿い水際取締りの効率化を図るために重要なことの一つは、正規権者からの模倣品及び正規品に関する詳しい情報（情報のアップデートも含める）の継続的な提供、及び真贋鑑定の際の正規権者もしくはその代理人の迅速な協力である、とのことであった。

タイ税関の場所及び連絡先 :

引用 UHL: <http://www.customs.go.th/AboutCustoms/CustomsHouse.jsp>



1. タイ中央税関局の「検査及び鎮圧局」

タイ中央税関局の「検査及び取り締まり部門」
(Investigation and Suppression Bureau, Customs Department)
住所：Soonthongosa Rd., Klong Toey, Bangkok, 10110 Thailand
Tel. +66-2-667-7676, +66-2-667-7777
Fax. +66-2-249-0445
URL: www.iprcustoms.com E-mail: webmaster@iprcustoms.com
or online call center at: <http://www.iprcustoms.com>

本局は 2003 年に設置され、模倣品の貿易の阻止をより効率化することを目的として設置された。本局には約 11 人の専門担当官が違法貨物の阻止についての権限を持っており、その他にはタイの全土（港や国境税関）に渡り約 200 人の専門検査官が水際取り締まりの任務を負っている。税関での IPR 侵害について、本局は、税関法及び関連法や省令に反している犯罪の検査、監視及び鎮圧の任務を負っており、IPR の違反の鎮圧もその任務に含まれている。

検査及び取り締まり部門の業務：

- ・ 税関法及びその関連法及び規則に違反する行為について、検査、監視、鎮圧する
- ・ 押収物を廃棄する

現在のところ、知的財産権侵害物品の検査及び差し押さえに関する専門の税関検査官がおらず、知的財産権侵害鎮圧を担当する検査官は、通関業務を担当している一般の検査官である。DIP（知的財産局）から知的財産権の保護申請書を受領後、本部署は他の税関局や地方税関局と情報を提供し協力体制を取る。

タイ税関は、知的財産権に違反する犯罪の検査、監視及び鎮圧の責務を負っている検査及び差し止め部の組織内に「知的財産権鎮圧部」を設置することを計画しており、近い将来にはこの部署が正式に設置される予定である。

輸入貨物の検査：

コンテナ用の検査手段として X-Ray 機械が導入されている。

- ・ X-Ray 機械（固定型）2 台の導入：現在、この機械は中央税関局及び LaemChabang 港税関局にても使用されている。
- ・ X-Ray 機械（移動型）7 台の導入：現在、この機械はバンコク港税関局及び Pranburi 税関局（タイ南部）にても使用されている。

コンテナの検査の仕方：

税関のデータベース等から検査するコンテナを特定化し、X-Ray 検査場所までコンテナを移動する。その後、X-Ray 検査機械により、コンテナ全体をスキャンし（数分かかる）、スキャン後の画像を、輸入申告書類と照らし合わせて分析する。（申告書に記載のコンテナの貨物の内容は何か、アイテムは数種類あるのか、どのように梱包されているか等。）そして、もし不審な貨物が見つかった場合には、コンテナを開けて貨物の中味を検査する。



コンテナ用の X-Ray 機械

コンテナ付きトラックを左側に駐車、X-Ray 機械にてコンテナをスキャンする。



税関に提出された貨物に関する書類と照らし合わせながら、コンテナの内部を検査する。
もしコンテナ内部に疑わしい貨物が入っていると判断された場合には、コンテナの内部について、さらに検査が行われる。

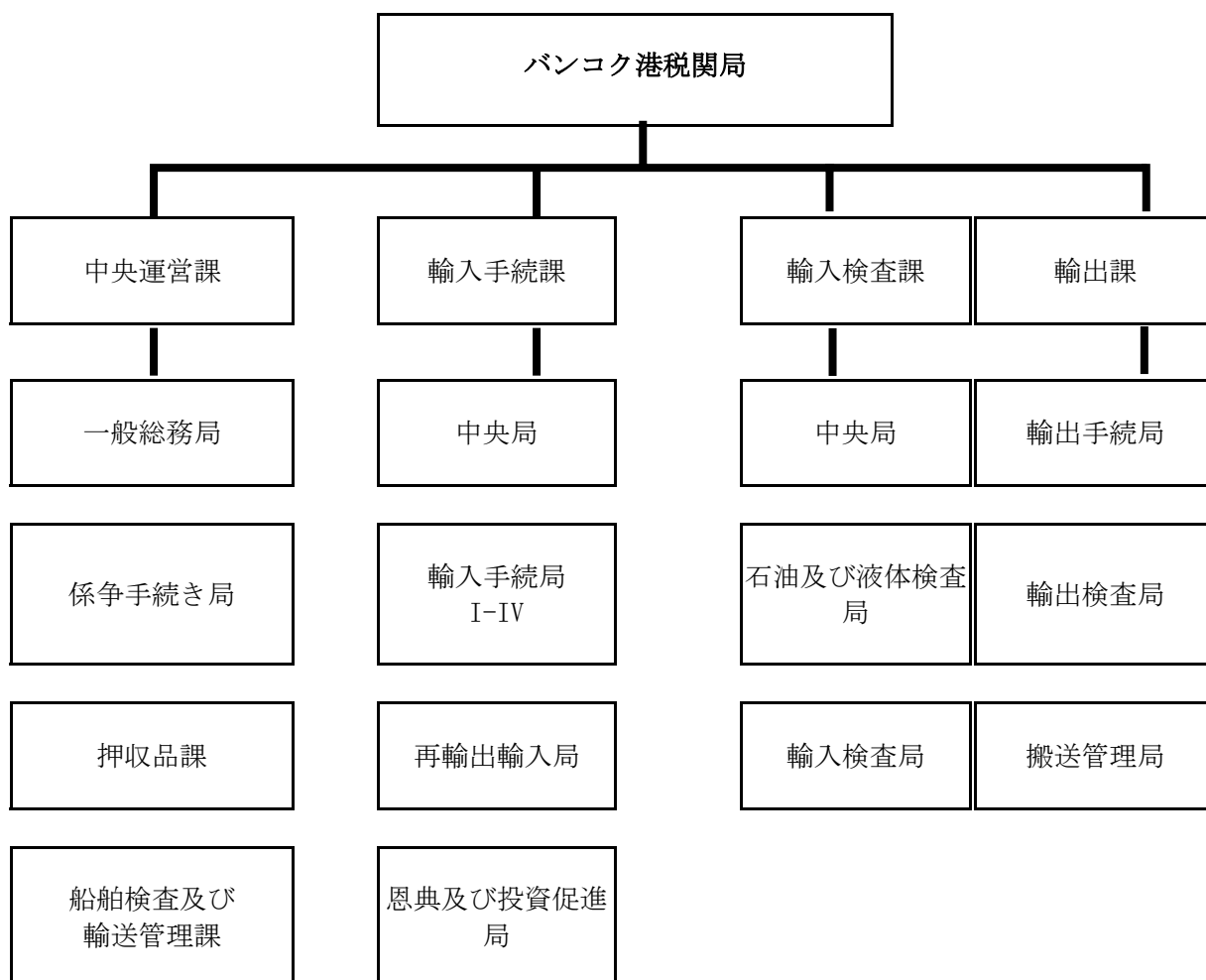
2. バンコク港税関局

住所： Bangkok Port Customs Bureau
 1, Sunthorn Goosa, Klongtoey, Bangkok 10110
 Tel: +66-2-249-7382 Fax: +66-2-249-7382
 WEBSITE: 無し

検査及び取り締まり部門の業務：

- ・ 税金徴収、貨物の調整、輸出入物の検査及び通関手続き、貨物の別の船への移動、移動貨物、保税倉庫の貨物の出入り管理、フリーゾーンやEPZ(緊急時計画地域)の管理
- ・ 税関法及びその関連法及び規則に違反する行為について、検査、監視、鎮圧する
- ・ 押収物を廃棄する

バンコク港税関局の組織図



バンコク港税関局の統計：

バンコク港税関局にて差し止められた知的財産権侵害品 (2006-2007年度) (単位：タイバーツ)			
年度	件数	量 (個)	金額 (タイバーツ)
2006(Jan 1,2006-Dec.31,2006)	20	219,660	15,707,2530.89
2007(Jan 1,2006-Dec.31,2007)	26	882,094	33,980,705.00

3. レムチャバン港税関局

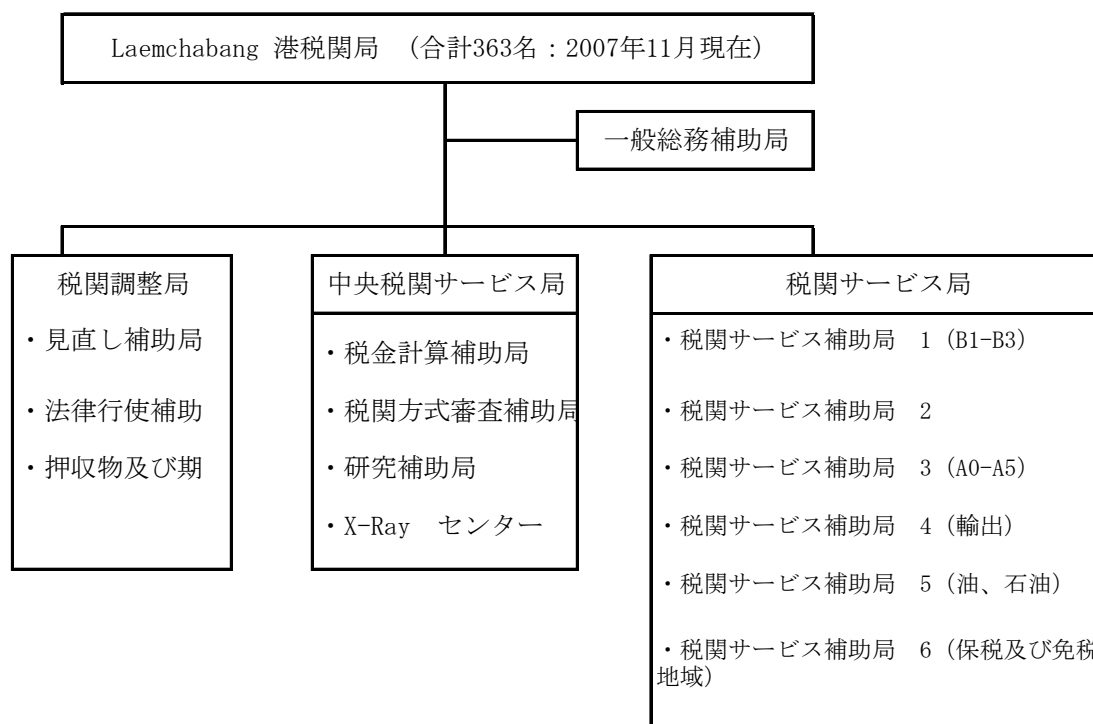
住所： Laemchabang Customs Bureau
Tambon Siiracha, Amphee Siiracha, Chonburi, 20110
Tel: +66-3-840-7701 Fax: +66-3-840-7702

WEBSITE: <http://www.lbcustoms.net>

検査及び取り締まり部門の業務：

- ・ 税金徴収、貨物の調整、輸出入物の検査及び通関手続き、貨物の別の船への移動、移動貨物、保税倉庫の貨物の出入り管理、フリーゾーンやEPZの管理
- ・ 税関法及びその関連法及び規則に違反する行為について、検査、監視、鎮圧する
- ・ 押収物を廃棄する

Laemchabang 港税関局の組織図：



Laemchabang 港税関局の統計：無し

4. メーサイ（MaeSai）税関局：（ミャンマーとタイの国境沿い）

住所：

Phaholyothin road, Mae Sai, Chaing Rai , 57130 Thailand

Tel: +66-5-3731-715

Fax : +66-5-3733-663

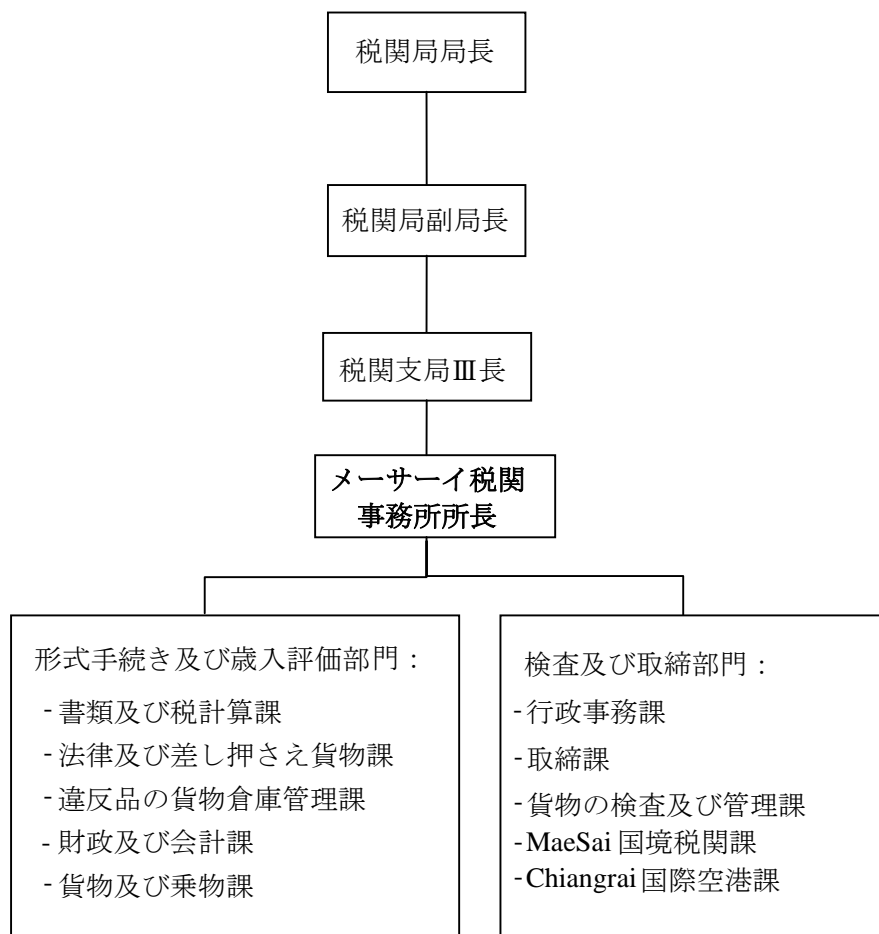
WEBSITE: <http://www.maesaicustoms.com/>

メーサーイ税関局は、税関支局Ⅲ下にあり、タイの北部に位置している。国境はミャンマー（タチレック地区）に接しており、メーサーイ川によって分断されている。メーサーイ税関局からバンコクまでは900キロメートルである。メーサーイ税関局は、税関法（No. 7）2480年の財務省省令No.4のもとで、1940年7月26日に設立された。

メーサーイ税関局の管轄区域：

- ・ チェンセン税関局の管轄であるチェンセン、チェンコン税関局の管轄であるチェンコンとティエン以外の、チェンライ県すべて
- ・ チェンコン税関局の管轄であるチェンクム以外の、パヤオ県すべて
- ・ チェンライ国際空港

MaeSai 税関局の組織図：



輸出入品について：

メーサーイ税関局での通関地点での輸出入貨物は、ミャンマーからタイへの輸入品やタイからの輸出品だけでなく、ミャンマーを経由して他国へ輸出される場合や他国からミャンマーを経由する場合もある。

Table 1……MaeSai 税関で扱った輸出入品金額（1996-2006 年まで）

MaeSai 税関で扱った輸出入品金額（1996-2006 年まで）			
単位：100 万タイバーツ			
年度	輸出入金額	輸出品金額	ミャンマーが国境を封鎖していた期間
1996	29.70	1,635.12	
1997	97.74	2,605.98	
1998	202.43	2,095.23	
1999	154.36	1,977.23	
2000	48.95	1,937.85	Oct.2 - Nov.23 2000 (1 ヶ月 21 日間)
2001	55.61	949.23	Feb.13 - June 23,2001 (4 ヶ月 10 日間)
2002	91.22	1,049.47	May 22 - Oct.15,2002 (4 ヶ月 23 日間)
2003	85.20	1,564.10	
2004	498.39	1,915.42	
2005	385.99	1,916.59	
2006	306.58	2,111.89	

Table 2……MaeSai 税関での取り締まり件数（2005-2006 年度）

MaeSai 税関での取り締まり件数（2005-2006 年度）				
詳細	2005 年度		2006 年度	
	件数	タイバーツ	件数	タイバーツ
覚せい剤	38	9,270,000	24	12,510,000
著作権侵害品	11	1,780,000	40	14,360,000
税関法で禁じられている物品	240	8,390,000	141	11,560,000
合計	289	19,440,000	205	38,430,000

Table 3...MaeSai 税関での密輸品取締り 2006 年度

MaeSai 税関での密輸品取締り 2006 年度 (単位：タイバーツ)							
Month	Case	Value	Duty	Excise Tax	Municipal Tax	VAT tax	Total value including Duty
Oct. 2005	26	1,412,097.00	39,895.00	-	-	21,517.00	1,473,509.00
Nov.	14	2,886,893.00	705,725.00	8,898.00	890.00	152,790.00	3,755,196.00
Dec.	16	179,093.00	48,965.00	-	-	5,401.00	233,459.00
Jan. 2006	29	1,864,809.00	101,057.00	5,400.00	309.00	67,220.00	2,038,795.00
Feb.	10	949,763.00	114,157.00	9,210.00	-	72,934.00	1,146,064.00
Mar.	18	10,458,091.00	241,407.00	22,167.00	2,217.00	119,375.00	10,843,257.00
Apr.	19	1,425,097.00	110,724.00	15,854.00	73,362.00	782.00	1,625,819.00
May	19	3,837,190.00	327,897.00	3,306.00	-	234,017.00	4,402,410.00
Jun.	20	4,245,483.00	235,842.00	1,065.00	107.00	214,884.00	4,697,381.00
July	10	1,772,442.00	326,257.00	5,110.00	406.00	130,709.00	2,234,924.00
Aug.	17	2,930,091.00	672,666.00	-	-	241,828.00	3,844,585.00
Sep.	7	1,678,990.00	325,158.00	-	-	124,719.00	2,128,867.00
Total	205	33,640,039.00	3,249,750.00	71,010.00	77,291.00	1,386,176.00	38,424,266.00

5. ノーンカーイ (NongKhai) 税関局：(ラオスとタイの国境沿い)

Nong Khai Customs House
Address : Mitrapaph Road, Nong Kom Koh, Muang district, Nong Khai
Tel :

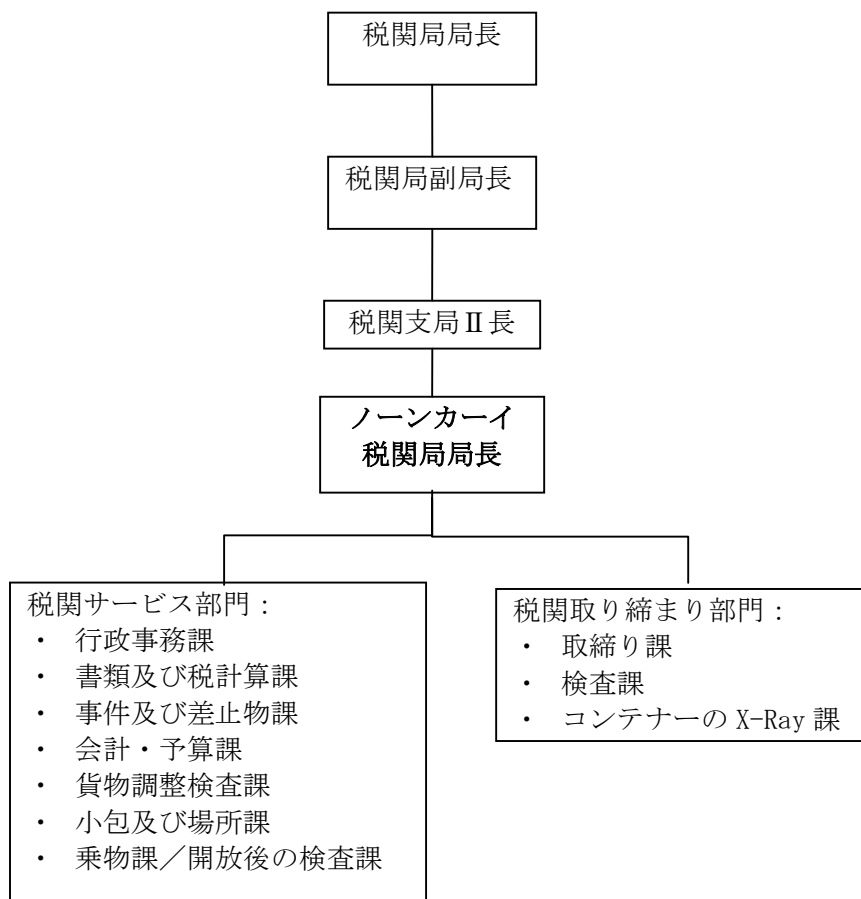
ノーンカーイ税関局は、税関支局Ⅱ下にあり、タイ北東部のノーンカーイ県、ノンコムコー、ミトラパップ通りの政府機関のある中心部に位置している。国境は、ラオスと接しており、メコン川によって分断されている。

ノーンカーイ税関局の管轄区域：

ノーンカーイ税関局の管轄区域は、ブンカルン税関局の権限区域を除いたノーンカーイ県のムアン、シリチェンマイ、スンコム、パタック、タボ、スラクライ、ポンピサイ、ファオライ、ラタナワペー、ソピサイ、パカッド地区である。

ノーンカーイ税関局の職員数：60名(2007年10月現在)

Nong Khai 税関局の組織図：



輸出入品：

ノンカーイ税関局での通関地点での輸出入品は、ラオスからタイへの輸出入品やタイからラオスへの輸出品だけでなく、ラオスから他国を経由または他国からラオスを経由する場合もある。例えば、ヨーロッパで製造されたものがラオスを経由してタイで販売される。

Table 1 : Nong Khai 税関での輸出入品金額

Nong Khai 税関での輸出入品金額 (2005-2007) 単位：百万タイバーツ		
Fiscal Year	Imported Goods	Exported Goods
2005	1,277.75	16,595.31
2006	1,526.16	18,131.70
2007	1,510.42	21,888.50

Table 2 : Nong Khai 税関での輸人品上位 10 項目

Nong Khai 税関での輸人品上位 10 項目 (2007 年度) 単位：タイバーツ		
No.	輸出品名	金額
1	板材	566,736,649.92
2	完成品の車用電気線	85,465,984.06
3	寄木	41,320,643.96
4	電気線	27,656,111.92
5	電気抵抗線	18,329,718.85
6	男性用、子供 (男子) 用下着	17,678,789.43
7	亜鉛鉱石	16,841,799.07
8	ユニフォーム	15,793,107.39
9	紙	13,695,678.35
10	男性用、子供 (男子) 用の洋服	11,814,106.43

Table 3 : Nong Khai 税関での輸出品上位 10 項目

Nong Khai 税関での輸出品上位 10 項目 (2007 年度) 単位：タイバーツ		
No.	輸出品名	金額
1	石油系製品	3,627,752,122.60
2	車	1,632,144,470.02
3	セメント粉	813,491,467.80
4	長パイル布	553,877,944.67
5	ニット系の布	240,619,151.86
6	医療器具	173,966,435.66
7	掘り起こし用器具	133,236,407.87
8	エチレンポリマー	129,294,941.17
9	タイル	128,930,066.01
10	トラック及び車用の外タイヤ	126,777,385.75

Table 4: Nong Khai 税関での密輸品取り締まり件数、機関名 (2007 年度)

Nong Khai 税関での密輸品取り締まり件数、機関名 (2007 年度) 単位：タイバーツ			
取締り機関名	Nong Khai 税関	警察	軍
対象物	車、にんにく、洋服、携帯電話、化粧品、外国酒、外国タバコ、ワイン、ブランド物婦人用カバン、米、DVD や VCD、ゲーム、洋画等	洋服、靴下、材木、のこぎり、消耗品等	
金額	10,056,655.50	2,870,653.00	135,905.00
取り締まられた側の人数	130	45	14

6. アランヤプラテート (Aranyaprathet) 税関局：(カンボジアとタイの国境沿い)

住所：Aranyaprathet Customs House
 Address：Ban Klong Luk, Aranyaprathet district, Sra Keaw
 WEBSITE: <http://www.arancustoms.org/>

アランヤプラテート税関局は、税関支局 I 下のタイ東部にあり、タイ国境から一キロメートルのサケーオ県アランヤプラテート地区、バンロールクに位置している。1931年11月1日に設立され、カンボジア国のバンタイ・ミンチャイ県に接している。

アランヤプラテート税関局の管轄地域は、プラチンブリ県とサケーオ県を含む地域である。

アランヤプラテート税関局の職員数：68名 (2007年11月現在)

Table 1... Aranyaprathet 税関局での輸入品上位 5 品目 (2007 年度、1 October 2006 - 30 September 2007)

Aranyaprathet 税関局での輸入品上位 5 品目 (2007 年度、1 October 2006 - 30 September 2007)		
No.	Import Goods	Value (Million タイバーツ)
1	鉄廃棄物や鉄くず	336,296
2	中古の洋服	176,986
3	アルミニウム廃棄物やアルミニウムくず	175,074
4	飼料用とうもろこし	159,204
5	大豆種	128,325

Table 2... Aranyaprathet 税関局での輸出品上位 5 品目 (2007 年度、1 October 2006 - 30 September 2007)

Aranyaprathet 税関局での輸出品上位 5 品目 (2007 年度、1 October 2006 - 30 September 2007)		
No.	Export Goods	Value (Million Baht)
1	オートバイのパーツ	1,443,046
2	ポルトランドセメント	1,069,550
3	エンジン	937,686
4	動物用飼料	839,014
5	オートバイの付属品	935,988

Aranyaprathet 税関局での密輸品取締り (2003-2007 年度)

Fiscal year	No. of cases	Value of Seized Goods (タイバーツ)
2003	120	4,244,510.87
2004	128	6,836,011.00
2005	178	8,224,341.00
2006	347	12,102,155.00
2007	269	16,617,831.500

Table 4 : Aranya prathet 税関での輸出入品金額 (2004-2007) 単位 : 百万タイバーツ

Aranya prathet 税関での輸出入品金額 (2004-2007) 単位 : 百万タイバーツ		
Fiscal Year	Imported Goods	Exported Goods
2004	1,178.347	12,160.031
2005	828,595	14,711.858
2006	1,194.775	16,642.474
2007	1,306.818	17,161.530

第5章：知的財産権侵害に関連する民事訴訟

5-1. 民事訴訟制度について

タイの司法制度は、三審制、すなわち、第一審裁判所、控訴審、そして最高裁判所を最高権威機関としている。しかし、知的財産ケースのような特別事件の場合は、二審制を取っている。IP・IT裁判所は知的財産及び国際貿易に関する民事・刑事事件を管轄しており、外債の訴訟をも含む。IP・IT裁判所の判決事案は最高裁判所のIP・IT部署に直接控訴することが出来る。

5-2. 民事的救済の性質

タイでは、実際の損害に対する一般的条項を定めている。原告は、損害額についての証明義務を有している。タイは法定の損害制度を採用している。原告は実際の損害額を得ることが出来るが、現在のタイの法律で利益高を請求することは難しい。

著作権法(第76条)によれば、裁判所の判決例に準じて科された罰金の二分の一は、著作権者もしくは実演家の権利者に対して支払われなければならない。しかし、その支払いは、著作権者もしくは実演家権者らが、著作権者もしくは実演家権者が受け取った上記の罰金額を超えた金額の損害賠償を求める権利を妨げるものではない。

一般的に、知的財産侵害の民事的救済は、実際の損害額の賠償である。原告は実際の損害を回復できるが、タイの法のもとでその利益高や懲罰的損害賠償を請求するのは困難である。しかしながら、最近の裁判所判決によると、TRIPs協定で要求されている「適当な賠償」が強調されており、結果として、より重要な損害額が支給されている。

損害は権利者が被った損失、もしくはその侵害によって侵害者が得た利益に基づいている。もしそのどちらかを決定することが困難な場合、その損害は、必要に応じてライセンス実施料をもとに計算されなければならない。裁判所は、権利者の要求に従って、侵害調査費用や侵害を止めさせるための費用、代理人費用のすべてもしくはその一部の費用、といった適当な費用を、支給すべき損害額として組み入れることができる。

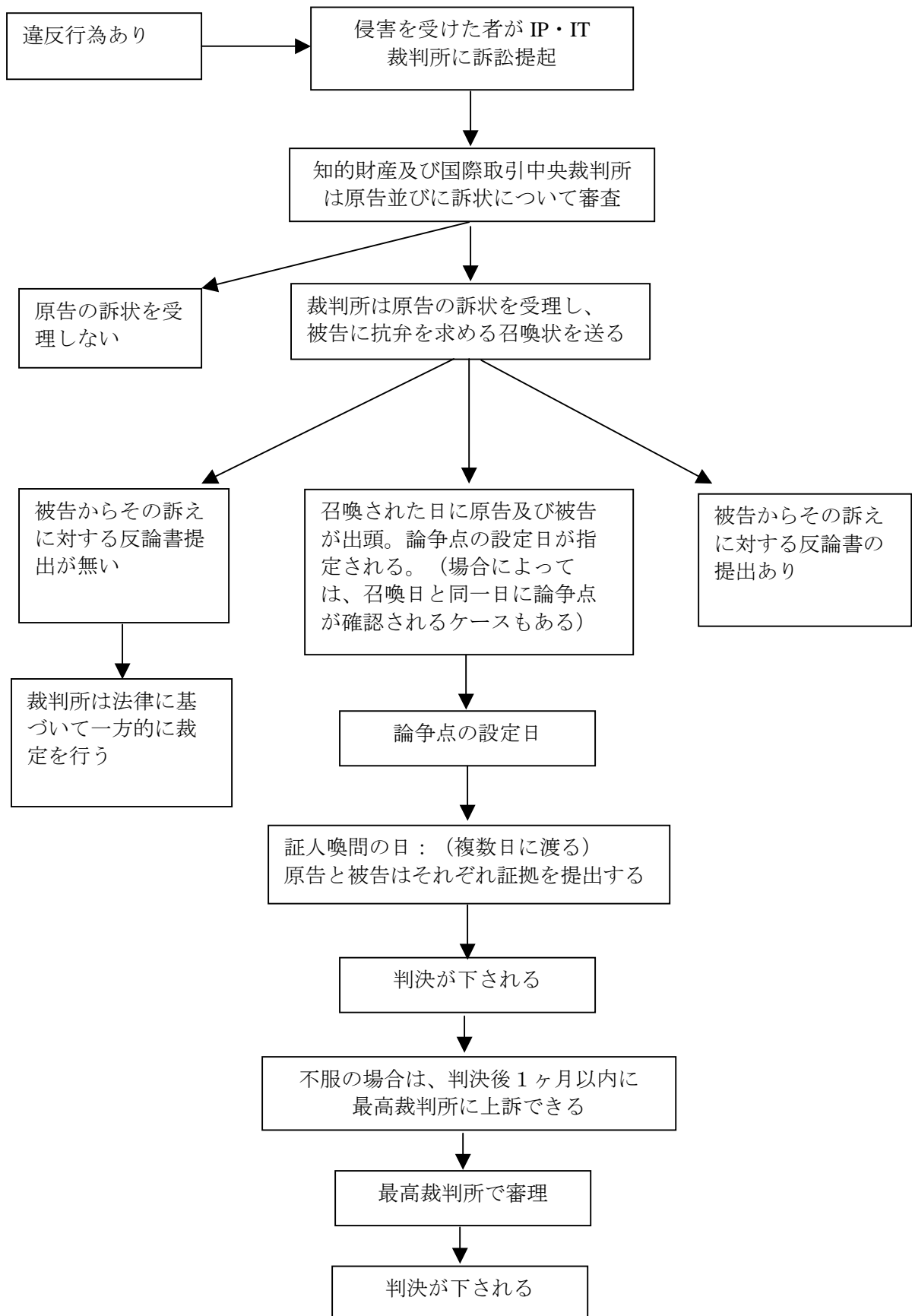
特許登録済みの製品を業として使用もしくは販売した者は、もしその者が法的な手段により製品を取得したということを証明することが出来る場合には、特許権者に対して損害を支払う責任は無い。

5-3. 証拠の作成

民事事件を準備するにあたり、原告は、侵害者に対し、その訴訟を補強するために証拠を集めて提出しなければならない。原告は、調査を行い、侵害者、侵害場所、侵害物の品質を特定化しなければならない。さらに、証明可能な損害額を考慮し、かつ、侵害者が判決の際に支払える資産があるかどうかについても考慮することが大切である。

外国からの証拠については、如何なる書類であれ、タイ大使館もしくは領事館にて公証手続き及び認証手続きが必要である。また、外国語で書かれた如何なる文書書類もタイ語に翻訳されなければならない。

5-4. 民事訴訟手続きのフローチャート



5-5. 民事訴訟手続きについて

原告が IP・IT 裁判所に訴状を提出した後、IP・IT 裁判所は検討し受理するか、もしくは拒否し原告にその訴状を返却する。IP・IT 裁判所により訴状が受理されると、IP・IT 裁判所は原告の訴状コピーと共に、被告へ召喚状を発行し出頭を命じる。一方、原告はその訴状の登録日から 7 日以内に、上記の召喚状の送達を行うよう、IP・IT 裁判所の担当者に請願しなければならない。

(注：もしその原告がその訴状の登録日から 7 日以内に上記担当者に請願しなかった場合、その訴状提起は却下される。(民商法第 174 条 (1) より))

その後、被告は、召喚状及び訴状の送達日から起算して 15 日以内に、裁判所に文書にて反論書を提出しなければならない。

被告は、原告の主張のすべてもしくは一部に同意するか、否認するのか、もし否認する場合にはその理由を文書にて回答しなければならない。もしその反論書の内容が、訴状の原文と全く関係が無かった場合、IP・IT 裁判所は被告に対し、別の訴訟として分けるよう、命じなければならない。反論書は、裁判所にて審査され受理されるか、もしくは返還され拒絶される。

訴状の提出後に、答弁書及び反論書(必要な場合)が提出された後、IP・IT 裁判所は、指定日において「論争点の確認」をするための日を当事者らに対して設定しなければならない。その論争点確認日は、上記指定日から少なくとも 15 日間以降に設定しなければならない。但し以下の案件を除く。

- ① 被告が答弁をしなかった場合
- ② その答弁が、訴状全体について同意を認めている場合
- ③ その答弁が、原告の主張を理由無く拒否しており、IP・IT 裁判所が論争点を設定する必要がある、と判断した場合
- ④ IP・IT 裁判所が、証拠の引用無しに、全てのケースを処理するほうがより妥当である、と判断した場合。
- ⑤ そのケースが些細なケース、もしくは単純なケースである場合
- ⑥ IP・IT 裁判所が、その論争点は単純であるか、もしくは論争点を設定する必要がある、と判断した場合。

もし、論争点の設定をする必要が無い場合、IP・IT 裁判所は論争点の設定を維持し(必要に応じて)証人喚問の日(Taking Evidence)を設定し、両者がその命令を知っているか、もしくはその命令を知っているかに関わらず、両者はその出頭命令に従わなければならない。

当事者は論争点の設定について合意し、その論争点の設定についての共同の供述書を IP・IT 裁判所に提出する。その場合、IP・IT 裁判所はその論点に従って論争点を設定しなければならない。しかしながら、もしその供述書が正しくない IP・IT 裁判所が判断した場合には、IP・IT 裁判所はその供述書を撤回し論争点の設定をするよう命じる権限がある。

論争点の設定の日に、当事者両者は裁判所に出頭し、IP・IT 裁判所は訴状、及び当事者の供述書を審査する。

IP・IT 裁判所は、主張、論点を比較及び説明し、当事者に対し、主張や論点及び裁判所に提出された証拠について、当事者がそれぞれ同意するのか、それとも争うのかについて、質問する。当事者によって提出された如何なる事実も、相当に決定に役立たなければならない。一方の当事者により提起されたが、もう一方の当事者に否定された点もしくは事実で、それが訴状の論点に直接的に関係している場合、IP・IT 裁判所は、争点のポイントを確定し、すべての論点について、証拠を(証人喚問日の期間にわたって)提示するよう命じなければならない。

IP・IT 裁判所での当事者への尋問に際し、当事者はそれぞれ、IP・IT 裁判所から聞かれた質問に答えるか、もしくは相手側の主張、論点、そして相手側が IP・IT 裁判所に提出した証拠についての事実点について相手側から要求を受けていることについて、答えなければならない。

そして、もし、一方の側が、事実に基づいた質問に答えなかったり、また根拠無く事実を否定した場合、その者はその事実を認めたもの、とみなされる。但し、その者がそのときに答える状況下にないか、あるいは否定する理由を示す状況下でない場合を除く。

当事者らは、IP・IT 裁判所にて設定された争点もしくは事実証明が正しくない、と口頭証言の際に反論するか、または IP・IT 裁判所が争点若しくは事実証明を設定するよう命じた日から 7 日以内に IP・IT 裁判所に申し立て書を提出することが出来る。IP・IT 裁判所は、証人喚問の日よりも前の日に、反論について決定しなければならない。

論争点を設定する時に、IP・IT 裁判所は論争点の設定の日から起算して少なくとも 10 日間以上の期間に、証人喚問の日を決定しなければならない。もし論争点の設定が無い場合、IP・IT 裁判所は、証人喚問の日を確定した出頭命令を出し、両者に通知する。その結果、両者は、10 日間を超えた日以内にその出頭命令の通知を受ける。

第6章：知的財産権侵害に関連する刑事訴訟

6-1. 対象となる侵害行為

TRIPs 協定の第61条によると、加盟国は商業的規模の知的財産権侵害について刑事罰を定めなければならない。タイ国は、上記の TRIPs 協定第61条に基づいて、知的財産権侵害について罰金や拘禁刑を含む形而上の制裁を採用し、タイの IP 法にはすべて知的財産権侵害行為に対する刑事上の制裁を定めている。

[特許法]

特許法（第2版改訂、1992年）及び特許法（第3版改訂、1999年）において、特許行為に関する刑事的制裁は以下の通り定められている。

(i) 刑事上の制裁

- ① 物に関する特許（特許法第36条）：特許権者の許可無しに、生産、使用、販売、販売のための所持、販売のための申し出、国内への輸入を行うこと。
- ② 方法に関する特許（第36条）：特許権者の許可無しに、その特許権に基づいた方法を使用、生産に使用、販売、販売のための所持、販売のための申し出、もしくはその特許権による方法を使用して生産した製品を販売又は輸入すること。
- ③ 刑罰：2年以下の拘禁刑もしくは40万タイバーツ以下の罰金、又はその両方が科せられる。

(ii) 特許法に関するその他の救済措置

- ① 禁止命令（第77条の2）：第36条、第63条、又は第36条を準用する第65条の10において特許権者又は小特許権者の権利侵害が生じる可能性が高いという証拠があった場合、特許権者又は小特許権者は当該者に対して行為を中止するよう中止命令を裁判所に求めることができる。中止命令の発令は第77条の3の特許権者又は小特許権者の損害賠償請求権を損なうものではない。
- ② 損害賠償請求（第77条の3）：第36条、第63条、第36条に関連する第65条の10に基づく特許権者又は小特許権者の権利侵害が生じた場合、裁判所は侵害者に対し、損害の度合い及び利益損失、特許権者または小特許権者の権利行使にかかる費用を考慮して適当と認められた金額を損害賠償として支払うよう命令する権限を有する。
- ③ 侵害品の没収及び破壊（第77条の4）：第36条、第63条、及び第36条に関連する第65条10の特許権者または小特許権者の権利侵害行為による侵害者の全ての商品は没収される。裁判所が適当と判断した場合、裁判所は当該商品の頒布を防止する他の方法あるいは当該商品の破壊を命じることができる。

[商標法]

タイで保護されている登録商標の侵害者に対する刑事訴訟は、商標法（第2版改訂、2000年）の罰則の規定下の刑事違反行為とされる。刑事的制裁に関する規定は以下の通りである。

- ① 国で登録されている他人の商標、サービスマーク、証明商標若しくは団体商標を偽造すること（第108条）
刑罰内容：4年を超えない懲役若しくは40万タイバーツを超えない罰金、又はその両方を科せられる。
- ② タイ国で登録されている他人の商標、サービスマーク、証明商標若しくは団体商標を、その他人の商標、サービスマーク、証明商標若しくは団体商標であると公衆に誤解させるように模倣すること（第109条）
刑罰内容：2年を超えない禁錮刑若しくは20万タイバーツを超えない罰金、又はその両方を科せられる。

- ③ 偽造された商標、サービスマーク、証明商標若しくは団体商標を付した物品をタイ国で輸入、販売、販売促進又は販売を目的として所持すること（第 110 条）
刑罰内容：4 年を超えない禁錮刑若しくは 40 万タイバーツを超えない罰金、又はその両方を科せられる。
- ④ 他者の商標を模倣した商標、サービスマーク、証明商標若しくは団体商標を付した物品をタイ国で輸入、販売、販売促進、又は販売を目的として所持すること（第 110 条）
刑罰内容：2 年を超えない禁錮刑若しくは 20 万タイバーツを超えない罰金、又はその両方を科せられる。
- ⑤ 偽造された商標、サービスマーク、証明商標若しくは団体商標を付して役務を提供若しくは申し出ること（第 111 条）
刑罰内容：4 年を超えない禁錮刑若しくは 40 万タイバーツを超えない罰金、又はその両方を科せられる。
- ⑥ 他人の商標を模倣した商標、サービスマーク、証明商標若しくは団体商標を付して役務を提供若しくは申し出ること（第 111 条）
刑罰内容：2 年を超えない禁錮刑若しくは 20 万タイバーツを超えない罰金、又はその両方を科せられる。
- ⑦ 商標法に反するその他の救済措置：タイ商標法に違反する行為で、販売のためタイ国に輸入された物品、若しくは販売のため所有されていたすべての物品は、判決に基づいて処罰された者の有無を問わず、すべて没収される。（第 115 条）

〔著作権法〕

タイで保護されている著作権物の侵害者に対する刑事訴訟は、著作権法（1994 年）の罰則の規定下の刑事違反行為とされる。刑事的制裁に関する規定は以下の第 69-77 条である。

- ① 著作権者による許可を得ないで複製、改変をすること、もしくは公衆へ伝達すること。（第 27 条）
刑罰内容（第 69 条）：2 万タイバーツ以上 20 万タイバーツを超えない罰金。もしその違反が商業目的であった場合、違反者は 6 ヶ月以上 4 年を越えない禁錮刑、もしくは、5 万タイバーツ以上 40 万タイバーツ以下の罰金、又はその両方を科せられる。
- ② 著作権を有する視聴覚著作物、映画、録音著作物の音、絵に対して、著作権者による許可を得ないで複製又は改変をすること、公衆への伝達をすること、もしくは原本または複製物を貸与すること（第 28 条）
刑罰内容（第 69 条）：2 万タイバーツ以上 20 万タイバーツを超えない罰金。もしその違反が商業目的であった場合、違反者は 6 ヶ月以上 4 年を越えない禁錮刑、もしくは、5 万タイバーツ以上 40 万タイバーツ以下の罰金、又はその両方を科せられる。
- ③ 著作権を有する音、絵を発する著作物に対して、著作権者による許可を得ないで、視聴覚著作物、映画、録音著作物又は音、絵を発する著作物の全部又は一部の製作をすること、もしくは音と絵の全部又は一部を複製すること、もしくは金銭又は商業上の利益を得て、音、絵を発する著作物を公衆に見せ、聞かせること。（第 29 条）
刑罰内容（第 69 条）：2 万タイバーツ以上 20 万タイバーツを超えない罰金。もしその違反が商業目的であった場合、違反者は 6 ヶ月以上 4 年を越えない禁錮刑、もしくは、5 万タイバーツ以上 40 万タイバーツ以下の罰金、又はその両方を科せられる。
- ④ 電子計算機のプログラムに対して、著作権者の許可を得ないで、複製し又は改変、もしくは公衆に伝達すること、もしくは原本又は複製を貸与すること。（第 30 条）

刑罰内容(第 69 条) : 2 万タイバーツ以上 20 万タイバーツを超えない罰金。もしその違反が商業目的であった場合、違反者は 6 ヶ月以上 4 年を超えない禁錮刑、もしくは、5 万タイバーツ以上 40 万タイバーツ以下の罰金、又はその両方を科せられる。

- ⑤ 他人の著作権を侵害したことを知っていたか、知っていたと思われる理由がある者が、その著作物に対して商業を目的として、販売、販売のため所有し、販売を申し込み、貸し、貸すことを申し込み、割賦で売り、割賦で売することを申し込むこと、もしくは公衆に伝達すること、もしくは頒布して著作者に損害を与えること、もしくはタイ国内に持ち込み又は輸入の注文をすること。(第 31 条)

刑罰内容(第 70 条) : 1 万タイバーツ以上 10 万タイバーツを超えない罰金。もしその違反が商業目的であった場合、違反者は 3 ヶ月以上 2 年を超えない禁錮刑、もしくは、5 万タイバーツ以上 40 万タイバーツ以下の罰金、又はその両方を科せられる。

- ⑥ 著作権法に反するその他の救済措置 : 著作権法に基づく著作権又は実演家の権利を侵害して製作し輸入し、第 69 条又は第 70 条に基づく違反者の所有物であるものは、著作権者又は実演家の権利を有する者に帰属するものとする。違反して使用されたものは没収される。(第 75 条)

- ⑦ 判決により納付された罰金の半額は著作権者又は実演家の権利を有する者に支払わなければならない。但し、著作権者又は実演家の権利を有する者は受領した罰金を超える分について民事上の損害賠償を訴えることができ、罰金の支払いはなんら著作者の権利又は実演家の権利に影響を与えない。(第 75 条)

[集積回路の回路図保護法]

集積回路の回路図の侵害者に対する刑事訴訟は、集積回路の回路図保護法(2000 年)の罰則の規定下の刑事違反行為とされる。刑事的制裁に関する規定は以下の通りである。

- ① 正規権利者の許可を受けずに登録済みの回路図を複製すること

刑罰内容(第 48 条) : 5 万タイバーツ以上 50 万タイバーツを超えない罰金。

- ② 回路図を商業的目的で輸入、販売、もしくは頒布すること

刑罰内容(第 49 条) : 2 万タイバーツ以上 20 万タイバーツを超えない罰金。

- ③ 集積回路の回路図保護法に反するその他の救済措置(第 53 条) : 違反者が第 48 条もしくは第 49 条のもとで違反行為を行ったことについて裁判所が判決を下した場合、裁判所は、正規権利者の権利を侵害して違反者に所有されていた物を押収しなければならない。裁判所が適切と判断した場合には、将来においてそれらが頒布されることを防ぐため、違反物を破壊するよう命じることができる。(第 75 条)

[種苗法]

タイ国種苗法(1999 年)下の違反行為者に対する刑事的制裁は、以下の通りである。

- ① 正規権利者からの許可を受けずに、植物新品種の繁殖種の生産、販売、輸入、輸出、あるいは前述の行為のいずれかの行為を行うために所持すること。(第 64 条)

刑罰内容 : 2 年を超えない禁錮刑若しくは 40 万タイバーツを超えない罰金、又はその両方を科せられる。

- ② 正規権利者からの許可を受けずに、地域固有植物品種の繁殖種について、品種の改良、研究、実験、調査、生産、販売、輸出、あるいはその繁殖種の宣伝のためのあらゆる様式の頒布を行うこと。(第 64 条)

刑罰内容 : 2 年を超えない禁錮刑若しくは 40 万タイバーツを超えない罰金、又はその両方を科せられる。

- ③ 植物品種が、種苗法に基づいて保護を受けた植物品種であると他人に誤解させる目的で、偽造あるいは模倣した標章を使用、あるいはその他の行為を行なうこと。（第 67 条）
刑罰内容：6 ヶ月以上 5 年以下の禁錮刑及び 2 万タイバーツ以上 20 万タイバーツ以下の罰金を科せられる。

6-2. 刑事罰を課するための要件（違法性、有責性）

知的財産侵害や模倣行為は、民事上の責任若しくは刑事上の責任となりうる。しかしながら、民事上の責任は「過失」が生じた場合に生じるのに対し、刑事上の責任は、その者が故意にその行為を行ったときのみが生じる点で少し異なっている。民事上及び刑事上の責任は、同一の違反行為から発生する。

刑事上の違反についての「故意」の要素：

タイの法律では、その者がその行為を故意に行ったときのみについて刑事上の違反であると判断される。但し、その者が、不注意でその行為を行ったとしても違反となる、と法が規定している場合、もしくはその者が、たとえ故意無しにその行為を行ったとしても違反となる、と法が明確に規定している場合は除く。しかしながら、知的財産関連法では、その者が意図せずにその行為を行った場合に違反する、とは規定していない。

以下の知的財産関連法では、刑事上の責任について「故意」の要素を求めている。

〔特許法〕

特許法では、特許の刑事的侵害に故意が必要かどうかについては特別に定めていない。

〔商標法〕

訴え人は、裁判所に対し、その商標が他者のものであると消費者が誤解したり、及び/もしくは消費者への混乱を導いた、という故意を裁判所に確証させるために、登録商標の模倣を証明しなければならない。

〔著作権法〕

他人の著作権を侵害したことを知っていたか、知っていたと思われる理由がある者が、その著作物に対して商業を目的として次の行為を行っていた場合(第 31 条)、すなわち、

- ・ 販売、販売のため所有し、販売を申し込み、貸し、貸すことを申し込み、割賦で売り、割賦で売ることを申し込むこと
- ・ 公衆に伝達すること
- ・ 頒布して著作者に損害を与えること
- ・ タイ国内に持ち込み又は輸入の注文をすること

訴え人は、裁判所に対して上記の商業目的の事実があったことを証明しなければならない。

〔集積回路図保護法〕

集積された集積回路のタイへの輸入、販売あるいは頒布を行った者がいた場合、訴え人は、裁判所に対して上記の商業目的の事実があったことを証明しなければならない。

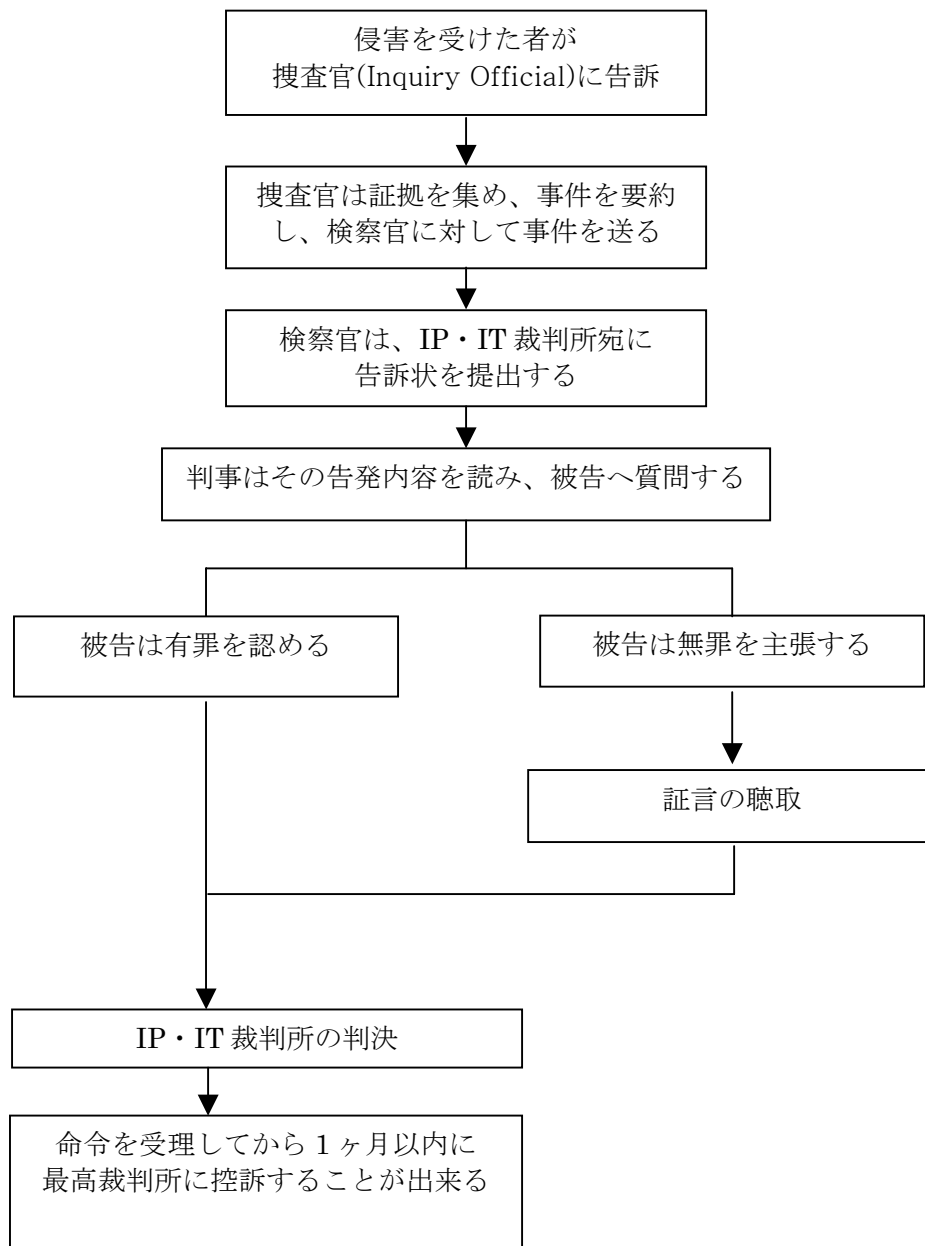
〔種苗法〕

種苗法では、種苗の刑事的侵害に故意が必要かどうかについては特別に定めていない。

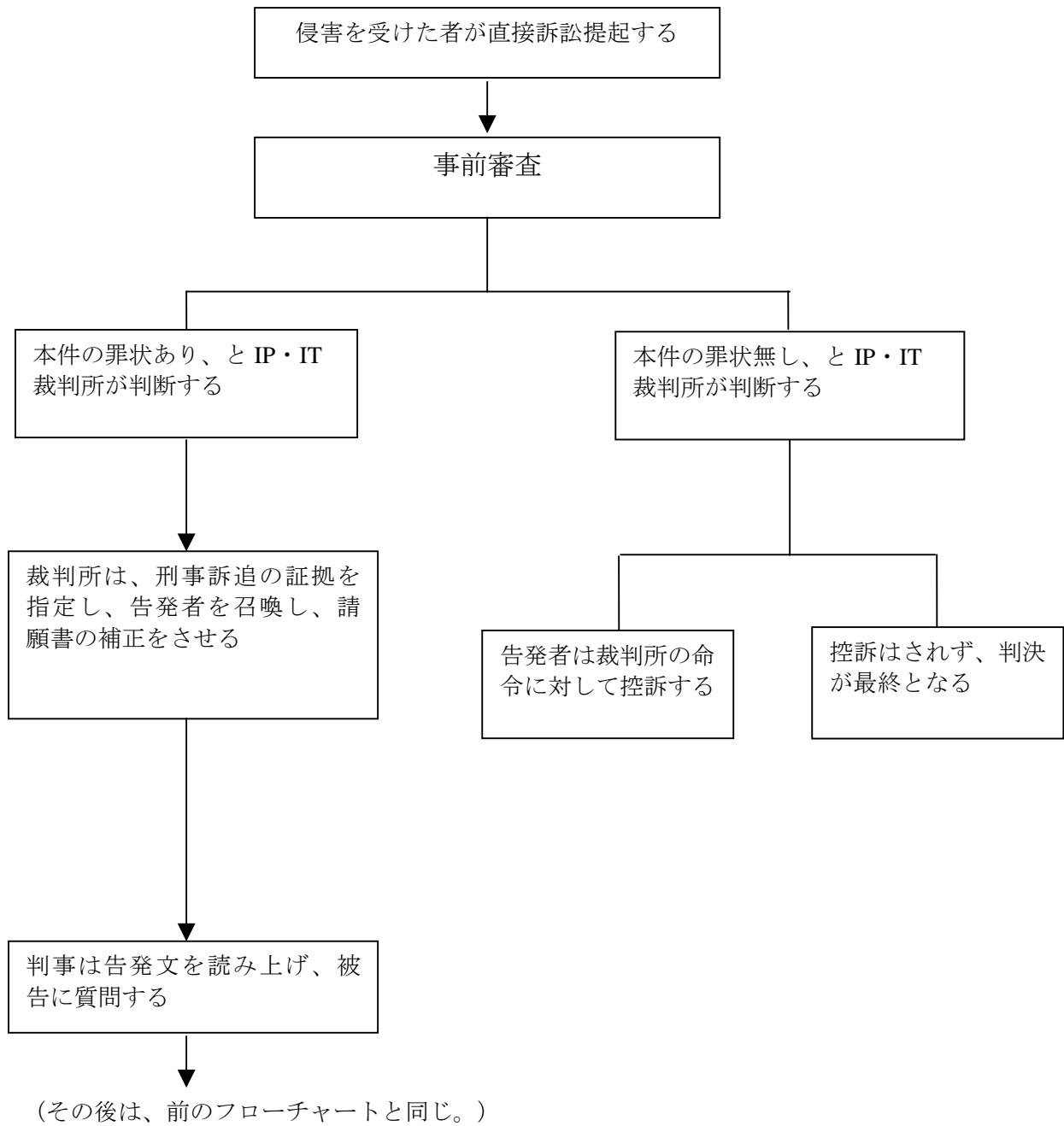
故意の要素（Intentional Element）の立証責任：

故意の要素の立証責任は原告の下にかかっている。刑事事件の立証責任は非常に高い。もし適当な疑いが存在した場合、その疑いの利益は、告発された者に与えられることになるだろう。その場合には、その違反が確かに犯され、かつ告発された者がその違反を行ったということについて裁判所に完全に満足させるまで、有罪の決定は出されない。

6-3. 刑事訴訟手続きのフローチャート（検察官が訴訟告発者の場合）



6-4. 刑事訴訟手続きのフローチャート（侵害を受けた者が告発者の場合）



6-5. 刑事訴訟の手続きについて

告訴を提起することの出来る者：

現在のタイの法律では、正規の知的財産権利者のみが侵害行為に対する法的アクションを起こすことが出来る。主な流通業者もしくは副流通業者も、たとえ独占的若しくは非独占的であったとしても、法的アクションを起こすことは出来ないが、もしその流通業者もしくは副流通業者らが委任状により知的財産権者から権限を委任されていた場合は除く。

告訴状の提出先：

侵害者に対して刑事訴訟の提起を求める知的財産権者は、以下の機関のいずれかに告訴状を提出することが出来る。

- ① IP・IT 裁判所、もしくは
- ② IP Enforcement を扱っている管轄の警察機関、例えば ECOTEC, DSI、もしくは地元警察署

知的財産権者が IP・IT 裁判所に直接告訴を行った場合、その者は侵害者に対する証拠をすべて自分で集めなければならない。さらに、裁判所がその案件を受審する前に、その者は裁判所に侵害者とその違反行為を行っているということを十分に実証しているという罪状を確立しなければならない。

告訴状が一旦提出されると、知的財産権者は、事前聴取の際に侵害に罪状があることを署名しなければならない。その際に、侵害者は侵害を防御する機会を与えられる。従って殆どの場合、侵害を受けた者が直接 IP・IT 裁判所に告訴をすることはあまり実用的ではない。

タイでは、殆どの知的財産権者は、警察機関に対して刑事上の告発を行っている。それは何故かと言うと、より効率的で且コストダウンすることが出来るからである。警察はその案件の証拠集めの責務を負っている。しかし、知的財産権者は警察に対して、侵害の事前証拠を提示しなければならない。その証拠とは、例えば下記の通りである。

- ① 侵害品のサンプル
- ② 真正品のサンプル
- ③ 侵害が行われた場所
- ④ 知的財産権者がその侵害を受けた知的財産権の独占権を有していることを示す書類
 - a. 著作権の場合：著作権が最初に公開されたことを示す書類、もしくは DIP により証明された著作権の記録
 - b. 商標の場合：商標登録証書
 - c. 特許の場合：タイでの特許登録証書。明細書、クレーム
- ⑤ 委任状の原本
- ⑥ その他

捜査及び取り締まり：

警察機関がその違反について一応真実であるとみなされるような事実を認めた場合 (*prima facie*)、警察は裁判所に捜査令状を発行するよう要求する。もし捜査令状が発行された場合、警察は知的財産権者の代理人 (例えば弁護士、捜査員など) と共に、侵害者の家屋へ取り締まりを行い、侵害品を押収し、責任者を逮捕する。(これは取り締まりのときである)

捜索及び押収が行われた後、警察は関係者 (当事者) 全員からの供述書を取り、さらなる証拠を集める。違反者の訴追を具申すべく、検察官への具申案を準備する。

取り締まりの効率を図るため、知的財産権者は、機関の要請に従って、補充証拠を提供する。さらに知的財産権者は、必要に応じて代理人に侵害品の特定を指示したり、適した者にその侵害品を検査させたりする。

警察による告発の有無の決定：

警察が本件に罪状がある、と判断した場合、警察は裁判所に告訴するよう、検察官に対し告訴状を提出する。

裁判での審理（知的財産権者の参加の可能性）：

知的財産権者は、検察官と共に、共同告訴者として参加することが出来る。共同原告として参加することにより、押収された侵害品が破壊されたか、処分されたかについて、刑事手続きが終了した時点で確実にする。

判決：

事件が裁判まで進み、侵害者がその罪状を認めた場合、もしくは裁判所により罪状を決定した場合、その侵害品は裁判所に没収され、最終的には破壊される。

アントン・ピラー命令：

刑事告発を行うとき、先ほどの妨害に対処する試みとして、IP・IT裁判所に提起される訴訟に先んじて、失われたり移動され侵害者に隠匿される可能性のある証拠を確保するため、侵害を受けた者は、緊急に証拠を差し押さえるために、IP・IT裁判所に捜査令状（アントンピラー型命令としてよく知られている）を発行するよう、IP・IT裁判所に請願することが出来る。

請願書において、侵害を受けた者は、もし、他者もしくは関係者が事前に気づいたとき、その証拠が破壊、損失、もしくはその他の理由により、後日提出することが出来ないほどに緊急な状況であることを示す事実を供述しなければならない。

もしIP・IT裁判所は、そのような捜査令状の発行を許可する場合、IP・IT裁判所は、起こる可能性のあるあらゆる損害に対する担保を、IP・IT裁判所が適当とみなす期間と条件のもとで侵害を受けた者が提供するよう、侵害を受けた者に対して命じなければならない。捜査令状が発行され、IP・IT裁判所からの取り締まり命令が出された場合、捜査官は、侵害を受けた者又は侵害を受けた者の代理人と共に、目的地の家屋にて捜索を行うことが出来る。

侵害の事実証明（Burden of proof）：

原告は、知的財産侵害事件に於いて、侵害の事実証明を行う責任がある。刑事事件では、侵害の事実証明の割合はとても高い。もし何らかの適当な疑いが生じたとき、その疑いから利益を得るのは、告発された側である。その場合には、その犯罪が確かに犯され、かつ告発された者がその犯罪を行ったというのを裁判所が完全に満足しない限り、有罪判決が出されることは無い。

訴訟の解決の可能性：

訴訟が提起された後、知的財産権者は違反者とは協議しなくて良い。訴訟は判決に至るまで検察官によって取り仕切られる。裁判所の外での和解は知的財産侵害事案では不可能だが、著作権侵害の場合は例外である。

著作権法では、著作権者は告訴を取り下げ、さらに個人的に訴訟和解することが出来る。この場合の和解は、刑事手続き中いつでも行ってよいが、判決が下される前で無ければならない。さらに、IP・IT裁判所から違反者宛に取り立てられる刑事上の罰金の半額は著作権者に支払われなければならない、と定められている。

手続きにかかる時間：

一般的に、違反者が裁判のときに罪状を認める場合を除いて、刑事手続きはIP・IT裁判所にて1年ぐらいかかる。しかし、もし違反者が罪状を認めた場合には、アレイメント（起訴認否手続き）、罪状認否、刑の言い渡しは1回の審問にて行われる。

費用：

侵害者に対する刑事事件手続きに掛かる費用を見積もるのは困難である。なぜなら、ケースバイケースであり、その事件の複雑さや、かかる時間によって異なるからである。

知的財産権者がIP・IT裁判所に訴状を提出することによって刑事事件の訴訟を選択するとき、裁判所へ支払う手数料は小額であるが、訴訟、弁護士費用、その他雑費についての費用予測は難しい。また、殆どの費用は、刑事訴訟が警察組織によって提起される場合のレイド（警察の手入れ）の執行から発生する。従って、ターゲットの選定やその他発生する複雑な事情があるため、見積もりは尚のこと困難である。

控訴：

裁判所の判決もしくは命令に対する控訴は、宣告日から起算して1ヶ月以内に最高裁判所に提出しなければならない。刑事事件で法が最長3年以下の禁錮刑もしくは最高6万タイバーツの罰金、又はその両方を科している場合、事実関係の問題（Question of fact）についてのIP・IT裁判所の宣告に対して控訴することは出来ないが、告発された側が、下記の事実関係の問題について控訴する場合は除く。

- ① 告発された者が、懲役に処せられるか、もしくは懲役の代わりに拘留される場合。
- ② 告発された者が、懲役に処せられるが、懲役が保留される場合。
- ③ IP・IT裁判所が告発された者に有罪を証明しているが、宣告を保留している場合。
- ④ 告発された者が5千タイバーツ以上の罰金を支払うよう命じられた場合。

6-6. 最近の重要な判決例

最高裁判決 No.4085/2003

原告：Microsoft Corp/ VS 被告：First Comp System Co.,Ltd.

案件：著作権侵害事案

〔概要〕

著作権侵害事案の原告は、民事・刑事の両方について訴訟手続きを行った。原告が刑事訴訟を起こしたとき、刑事訴訟手続法が適用された。従って、原告は被告が訴状に記載した通り、違反をしたということについての証明を行わなければならなかった。そして、さらに、自らが被害者であることも証明しなければならなかった。

原告によって提出された証拠は、被告の違反行為が故意によるものであることを明確に示していなかった。原告は Mr.F を雇い、おとり捜査を行った。被告は原告に騙され、違反を行った。従って、原告は、訴訟を提起する権限が無く、法的な被害者ではない。

最高裁判決 No.1774/2006

原告：Whirlpool Corporation Co.,Ltd. Vs. 被告：タイ商務省知的財産局、及び被上訴人12名

(※被上訴人：特許委員会のメンバー)

案件：特許権侵害事案

〔概要〕

年金支払い時期の延長を認めないとする特許委員会の命令を撤回することが妥当かどうか？

IP・IT裁判所は証拠について考察し、被上訴人にはタイの代理人である Tilleke & Gibbins

International Ltd.がいたことが判明したが、被上訴人はタイの上記代理人からのサービスを受けることを望んでいなかった。一方、被上訴人はその義務をCPAに依頼した。

訴状により被上訴人がCPA(USA)に2001年6月2日以内に年金を支払うよう通知することを故意に行わなかったわけではないことは事実であるならば、先の代理人は被上訴人に対して費用若しくはサービス料を支払うべきであったし、被上訴人もCPAにその案件を引き継いだのであれば年金を支払っていなかったことを通知すべきであった。

10年目の年金支払期限が切れたとき、IP・IT裁判所にはCPAが被上訴人のタイ弁理士宛に年金を代わりに支払うよう連絡したように思えたが、実際は、5-9年目の年金もタイの特許代理人により支払いが行われるべきであったし、被上訴人もタイの代理人にCPAの手続きについてその際に連絡を取るべきであった。連絡方法の問題、コンピューターの問題とした言い訳は根拠がない。実際、被上訴人は故意にこの特許の年金を支払わなかったのだと聞こえる。被上訴人の特許番号No.10280の特許を撤回するよう命じた特許委員会の命令についてIP・IT裁判所は支持する。

決定：IP・IT裁判所の決定により、特許番号No.10280の特許登録を撤回し、年金支払いの延長も認めない。控訴費用は放棄されるべきである。

第3編 関連法の活用

第1章 刑法、民法、不正競争防止法

特許や意匠といったタイで保護されることの出来る知的財産権は、タイ国内で登録されなければならない。もしタイ国内で登録されていない知的財産権は、知的財産関係法にて保護されない。一方、刑法は、特許、意匠、著作権法に対応していない。刑法は未登録の商標に対して適用される。しかし、民商法の不法行為に関する規定は、もし知的財産権者を侵害する違法行為がある場合には、あらゆる知的財産の違反について適用される。

.....

1-1. 刑法(The Penal Code)

商標法のもとで保護される商標は、タイで登録されていなければならない。未登録の商標についても、もしそれが著名商標である場合には商標法により保護される。(商標法では「著名商標」の直接的な定義はない。参考となる条文は商標法第8条(10)、及び「著名商標の登録に関する知的財産局規則2005年」)

未登録の商標は商標法によっては保護されないが、刑法の第7章「貿易に関する侵害」の下記の規定により保護される。

刑法:

第271条: 商品の出所、性質、品質もしくは質量に関して買い手を騙す意図で、不正にもしくは詐欺的なあらゆる方法を使って、商品を販売した者は、もしその者の行為が不正行為及び詐欺行為を構成しない場合には、3年以下の禁錮刑もしくは6千タイバーツ以下の罰金、もしくはその両方を科せられる。

(注: 上記行為が詐欺罪を構成する場合には、別途、タイ国刑法第341条-348条(第3章 詐欺罪)が適用される。)

第272(1)条: 一般の人々に対して他人の商品もしくはビジネスであると信じさせることを目的として、他人のビジネスに使用されている名前、写真、絵、あるいはその他の内容を使用したり、もしくは商品、包装、包装に使用する物に表示したり、内容を記載したり、価格を表示したり、もしくはビジネスに関する手紙もしくはその他の物に表示した者は、1年を超えない禁錮刑もしくは2千タイバーツの罰金、あるいはその両方を科せられる。

第274条: 他人の登録商標を模倣した者は、たとえそれがタイ国内外で登録された商標であっても、その者の登録商標であると一般の人々に信じさせることを目的とした場合、その者は1年以下の禁錮刑もしくは2千タイバーツ以下の罰金、もしくはその両方を科せられる。

刑法下での侵害行為は、訴状が捜査官に提出された後に、権利者と侵害者が和解することは出来ない。刑法下の懲罰及び罰金はとても小さいので、効果的な方法であるとは言えない。

1-2. 民商法(The Civil and Commercial Code [CCC])

第420条: 意図的にもしくは不注意により、法に違反して、他人に対して命を落とす程度の損害を与えたり、身体に危害を与えたり、健康あるいは自由を犯したり、財産や権利を侵害した者は、その行為に対する賠償行為を行わなければならない。

第421条: 他人に危害を及ぼすことを目的として行為を行うことは非合法である。

民商法(CCC)の不法行為に関する規定では、法に反して生命、身体、健康、自由を侵害することは不法行為である。知的財産に反する違法行為も、知的財産権者の権利を侵害する不法行為であるため、民商法(CCC)を適用することが出来る。商標権者は、パッシングオフについて民事手続きを取ることが出来るが、商標が許可無く使用されたことによりその者やその者のビジネスに侵害が生じたということを証明する義務がある。

正規権者は、侵害者に対して永久的差し止め命令を要求し、侵害により生じた実際の損害を回復することが出来る。著作権者や特許権者についても同様に民商法の不法行為の規定を適用することが出来る。

1-3. 不正競争防止法 (The Unfair Competition Law)

タイでは、不正競争防止法を公布していない。公平な取引について今のところ存在している法律は、価格固定及び独占禁止法(1979年)(The Prices Fixing an Anti-monopoly Act) と、競争事業法(1999年)(The Trade Competition Act) である。競争事業法の第 25-29 条、第 30 条によると、事業者が、競争を制限しているか、もしくは不公正な取引実務や行為と考えられる事業取引に関わることは禁じられている。

1-4. ドメインネーム

タイネットワークインフォメーションセンター (Thai Network Information Center, THNIC) は、タイでの国コードトップレベルのドメイン名の登録について責任を負っている。国コードトップレベルとしては、7つの第2レベル名が定義されている。

- .co.th (営利法人及び企業)
- .ac.th (学術機関)
- .go.th (政府機関、例えば政府各省庁や組織)
- .net.th (インターネットサービス提供者)
- .or.th (非営利団体)
- .mi.th (軍の使用)
- .in.th (個人若しくは企業)

登録するために、ドメインネームは文字、数字やハイフンから構成されなければならない。登録できるドメインネームは、その組織の求める名前から成り立たなければならない。

タイネットワークインフォメーションセンター (THNIC) では、タイ商標法やその他の法律を犯すドメインネームの登録は受け付けないという登録方針を持っている。ドメインネームとして “.co.th” を使用したい民間企業は、商務省の商業登録局で登録された会社でなければならない。また外国企業は、タイに連絡先がなければならない。

ドメインネーム申請には、例えば会社登記簿、付加価値税登録証明書は、申請されたドメインネームが会社名と同じか非常に類似していることを証明するための補充書類が提出されなければならない。

外国企業がドメインネームを申請するとき、現地代理人は、親会社による同意書、及びその登録の詳細を示す書類を提出しなければならない。

申請フォームは、下記の **WEBSITE** にて入手でき、フォームや説明は英語及びタイ語対応である。詳細な情報については **THNIC** のウェブサイトをご参照頂きたい。

THNIC website (URL: <http://www.thnic.net/index.php>)
T. H. NIC Co., Ltd.
111 Moo 9 Thailand Science Park, 2nd Floor, Room P-206
Pholyothin Road Klong Nueng, Klong Luang Pathumthani 12120
Tel : +66-2-244-8261
Fax : +66-2-564-8033

ドメインネームの保護 :

ドメインネームの登録は、その名前に法的な権利を与えないので、特定の名前を使用する権利について当事者と論争がある場合には、通常の法的な意味を使用している側との間で解決されるべきである。

タイはドメインネームの保護に関する特別の法律がないが、商標法、刑法の第 271-272 条、民商法の第 420-421 条をドメインネームの違反に適用することが出来る。

商標法とドメインネームとの関連性：

商標法によると、商標とは「標章所有者の使用する物品が他人の使用する物品と異なることを表すため、物品あるいは物品に関連して使用、若しくは使用目的とした標章」と規定され、「標章」とは、「語句若しくは名前」を含んで定義されている。

一般の人々にでっち上げ、もしくは誤解させる意図で、他者から商標使用許可を得ずにその他者の登録商標を使用することは、商標法の侵害行為となる。

所有者からの許可なく商標をドメインネームとして使った場合は、商業目的で商品又は役務に「標章」を使用したと判断される。それは侵害行為の定義に該当する。

刑法とドメインネームとの関連性：

刑法第 271 条：商品の出所、性質、品質もしくは質量に関して買い手を騙す意図で、不正にもしくは詐欺的なあらゆる方法を使って、商品を販売した者は、もしその者の行為が不正行為及び詐欺行為を構成しない場合には、3 年以下の禁錮刑もしくは 6 千タイバーツ以下の罰金、もしくはその両方を科せられる。

(注：上記行為が詐欺罪を構成する場合には、別途、タイ国刑法第 341 条－348 条（第 3 章 詐欺罪）が適用される。)

第 272(1) 条：

一般の人々に対して他人の商品もしくはビジネスであると信じさせることを目的として、他人のビジネスに使用されている名前、写真、絵、あるいはその他の内容を使用したり、もしくは商品、包装、包装に使用する物に表示したり、内容を記載したり、価格を表示したり、もしくはビジネスに関する手紙もしくはその他の物に表示した者は、1 年を超えない禁錮刑もしくは 2 千タイバーツの罰金、あるいはその両方を科せられる。

他者の登録商標と同一かもしくは類似したドメインネームを、所有者の許可なしに商業目的で使用した場合には刑法が適用される。しかし、もし非商業目的で使用した場合には適用されない。

民商法とドメインネームとの関連性：

第 420 条：意図的にもしくは不注意により、法に違反して、他人に対して命を落とす程度の損害を与えたり、身体に危害を与えたり、健康あるいは自由を犯したり、財産や権利を侵害した者は、その行為に対する賠償行為を行わなければならない。

第 421 条：他人に危害を及ぼすことを目的として行為を行うことは非合法である。

侵害された登録商標の商標権者は、その登録商標を許可なくドメインネームとして使用され、自らあるいは自分のビジネスが侵害されたということを証明しなければならない。

さらに、商標権者は、そのドメインネームが、個人名もしくは法人名、あるいは個人名か法人名である登録商標を侵害しているとき、民商法第 18 条を根拠として、ドメインネームの登録を取り消すよう民事裁判所に申し立てることができる。

第 18 条：

もし、資格を与えられた個人による名前の使用权が他者と争われた場合、もしくは資格を与えられた個人の所有権が、他者が同じ名前を許可なく試用することによって侵害された場合、その者は、その侵害の禁止を要求することが出来る。もし侵害が継続して行われていることが認められた場合には、その者は差止を請求することができる。

裁判所の管轄：

ドメインネームは、もしその案件が商標法、もしくは刑法の第 271-275 条の規定のもとで争点が生じていた場合には、民事若しくは刑事事件に関わらず、IP・IT 裁判所に訴訟提起することが出来る。しかし、民商法の第 420 条もしくは第 421 条から生じた係争については、IP・IT 裁判所の管轄ではない。民商法の元で不法登録ドメインネームに関して係争手続きを行う場合は、民事裁判所に扱われる。

第2章：著作権法

タイの著作権法は1978年に制定され、1994年に改正された。現行法はタイ著作権法（1994年改訂第2版）である。

2-1. 著作権の定義

タイ著作権法(1994年改訂版)の第4条によると、「著作権」とは、「著作者が創作した著作物に関し、この法律に基づく排他的権利をいう」と定義されている。

著作権としての要件：著作物として認められるには、以下の構成要件が必要である。

- ① 思考の表現であること
- ② 理解可能な作品として表現されていること
- ③ 独創性があること
- ④ 法に違反していない作品であること

2-2. 著作物について

著作権法によると、著作権となる作品は、下記の通り定義されている。

「著作物」とは、文字で表現されたあらゆる著作物を意味し、例えば文学、演劇、美術、音楽、視聴覚、映画、録音作品、もしくは、その他の文学、科学、あるいは芸術的分野における作品をいう。

「文学著作物」：文字で表現されたあらゆる著作物を意味し、例えば書物、冊子、印刷物、講演、説教、談話、挨拶、コンピュータプログラムを含む。

「コンピュータプログラム」：コンピュータを動かすため又は結果を出すために使用されるあらゆる種類のコンピュータ言語の命令、および命令の集合をいう。

「演劇著作物」：演劇の中で構成される踊り、舞踊、振り付け、パントマイムを含む著作物。

「美術著作物」：次の各項目に掲げるものをいう。

- ① 線、光、色、又は、その他様々なもので構成されるものを特定又は多様な素材の上に創作された絵画及び図画著作物
 - ② 触れ、掴むことのできる形で創作された造形美術著作物
 - ③ 印刷手段で創作された図画で印刷に使用する版下を含む著作物
 - ④ 建物その他構築物デザイン、建物、構築物の周囲を含む内、外装のデザイン、から成る建築物、又は、建物、構築物の模型を含む著作物
 - ⑤ 写真著作物とはレンズを通し光をフィルムまたはガラス板に透過させるカメラを用い、ある化合物により当該フィルムまたはガラス板を現像しあるいは写像を作り出すあらゆる他の方法により創作された写真、あるいは写真と似た他の方法や器材を用いて得る画像を含む著作物
 - ⑥ 地理、トポロジー、科学に関するイラスト、地図、構造図、スケッチ、あるいは三次元著作物
 - ⑦ 応用美術著作物とは上記(1)から(6)に基づく一あるいはそれ以上の構成からなり、当該著作物自体の鑑賞ではなく、実用、装飾用素材または器材又は商用に用いられるような著作物
- (1) から (7) については、美術的価値があるなしに拘らずその写真または図を含む。

「音楽著作物」とは、音調及び歌詞を有するか又はそのいずれかを問わず演奏又は歌われる音楽著作物をいい、音譜又は分割された楽譜及び結合した音を編曲したものを含む著作物。

「視聴覚著作物」：様々な媒体に記録された絵の連続で構成されたもので、使用するために必要な機器により繰り返すことができ、音がある場合、音も含む著作物。

「映画著作物」：音の有無に拘らず視的像の連続で構成され、映画として連続して映すため、映画として連続して映すことのできるもの、又は物質上に記録することのできるものをいい、映画を構成する音があった場合、音も含む著作物。

「録音著作物」：音楽、演奏の音、又はその他の音の順序で構成されたもので、物体上に記録され、その物体を使用するために必要な機器を使用して繰り返すことができるものをいう。但し、映画著作物を構成する音又はその他の視聴覚著作物を構成する音を含まない。

著作物とはみなされない作品：（第7条）

- ① 時事の報道並びに文学、科学、美術に属さない単なる情報の性格を有する事実
- ② 憲法及び法律
- ③ 省、庁、局、その他中央又は地方政府機関の規約、規則、公告、命令、通知及び回答書
- ④ 判決文、命令、決定及び政府の報告
- ⑤ 省、庁、局又は、その他中央又は地方政府機関が作成した（1）から（4）までの各項に基づくものの翻訳、収集物

2-3. 著作権の商務省知的財産局への登録制度

タイはベルヌ条約の締結国であり、自動的な保護方針を採用している。よって、著作権法のもとでは、著作権作品は登録の必要はないが、著作権者は商務省知的財産局にその作品の記録サービスを受けるのが良い。

2-4. 著作権が保護される作品

- ① 未公表の作品について(第8条)
創作の全期間中又はほとんどの期間において、著作者はタイ国の国籍を有するか、タイ国内に居住するか、又は、タイ国が加盟している著作権に関する条約の加盟国の国籍を有するか当該国に居住する者でなければならない。
- ② 公表済みの作品について(第8条)
最初の公表はタイ国内でなされたか、又は、タイ国が加盟している著作権に関する条約の加盟国でなされなければならない。もしその最初の公表がタイ国外又はタイ国が加盟している著作権に関する条約の加盟国でない国でなされた場合、続いてその公表がタイ国内又はタイ国が加盟している著作権に関する条約の加盟国で最初の公表の日から30日以内になされることが必要である。
著作者が法人の場合、その法人はタイ国法律により設立された法人でなければならない。
- ③ 著作者が従業員又は被雇用者として創作した著作物は、もし、文書により合意していなかった場合、その著作権は著作者に帰属する。ただし、雇用者は雇用の目的に従い公衆に伝達する権利を有する。(第9条)
- ④ 著作者が雇用者から指示されて創作した著作物は、著作者と雇用者が他に合意している場合をのぞき、雇用者が著作権を有する。(第10条)
- ⑤ この法律に基づく著作権を有する著作物を著作者の許可を受けて改変する場合、改変した者は、この法律に基づき改変した部分につき著作権を有する。但し、改変を受けた元の著作者の著作物に含まれる著作者の権利には影響を与えない。(第11条)
- ⑥ この法律により著作権を有する著作物を、著作者の許可を得て編集又は編纂するとき、又は機械、機器により読み、写すことのできるデータその他のものを編集又は編纂するとき、もし他人の著作物を模倣しないで選択、並べ変えることにより編集、編纂する場合において、編集、編纂した著作物の著作権はこの法律に基づき編集、編纂した者に帰属する。但し、編集、編纂された元の著作者の著作物又はデータその他のものに含まれる著作者の権利には影

響を与えない。(第 12 条)

2-5. 著作権の権利内容 (第 15 条)

- ① 複製又は改変
- ② 公衆に対して伝達すること
- ③ 電子計算機のプログラム、視聴覚著作物、映画及び録音著作物の原本又は複製物を貸与すること
- ④ 著作権から生ずる利益を他人に与えること
- ⑤ 条件を付しまたは無条件で①、②又は③の権利の使用許諾を他人に与えること。但し、その条件は不公平に競争を妨げるものであってはならない。

注：「複製」とは、原創作物又はその複写の一部あるいは全部を問わず、複写、エミュレーション、複製、版組み、音声記録、ビデオ記録あるいは音及びビデオの記録を意味する。コンピュータプログラムに関しては、一部あるいは全部を問わず、あらゆる手段でいかなる媒体からコンピュータプログラムの実質的部分を複写あるいは複製することを意味する。

注：「改変」とは、創作物を全部あるいは一部を新しい著作物を作り出すことなく変更、拡張、修正あるいは複写し実態に合わせるように複製することを意味する。

- ① 文学著作物に関して、文学著作物の翻訳、選択や脚色による文学著作物の翻案、収集を含む
- ② コンピュータプログラムに関し、プログラムの全部あるいは一部を新しい著作物を作り出すことなくコンバージョン、変更、拡張による複製を含む
- ③ 演劇著作物に関し、元の言語と同じか違うかに拘らず非演劇著作物を演劇著作物に変えること又はその逆の変更を含む。
- ④ 美術著作物に関し、二次元や三次元への著作物の変更あるいは元の著作物の模型の製造を含む。
- ⑤ 音楽著作物に関し、コーラス、調律の変更あるいは歌詞やリズムの変更を含む。

2-6. 著作権の保護期間 (第 19 条-第 26 条)

著作権の保護期間は著作者の生存期間及びその死後 50 年間存続する。しかしながら、保護期間は一般原則により異なっている。例えば、共同著作者の場合、著作者が法人の場合、写真、視聴覚著作物、映画、録音著作物又は音、絵で表現するものの著作権の場合などである。

- ① 共同著作物の場合、著作権は、共同著作者の生存期間及び最後に死亡した共同著作者の死後 50 年間存続する。
- ② 著作者又は共同著作者の総てが、著作物の公表前に死亡したときは、著作権は最初の公表のときから 50 年間存続する。
- ③ 著作者が法人であるとき、著作権は著作者が創作したときから 50 年間存続する。但し、その間に公表されたときは、最初に公表されたときから 50 年間存続する。
- ④ 著作者が筆名又は匿名により創作した著作物のこの法律に基づく著作権は創作されたときから 50 年間存続する。但し、その期間中に公表されたときは、最初に公表されたときから 50 年間存続する。
- ⑤ 写真、視聴覚著作物、映画、録音著作物又は音、絵で表現するものの著作権は、創作されたときから 50 年間存続する。但し、その期間中に公表されたときは、最初に公表されたときから 50 年間存続する。
- ⑥ 応用美術の著作権は、創作されたときから 25 年間存続する。但し、その期間中に公表されたときは、最初に公表されたときから 25 年間存続する。
- ⑦ 雇用又は命令又は第 14 条の管理下に著作された著作物の著作権は、著作されたときから 50 年間存続する。但し、その期間中に公表されたときは、最初に公表されたときから 50 年間存続する。

2-7. 著作権侵害について

著作権侵害は、直接的もしくは間接的侵害に分けられる。

- ・ 直接的侵害とは、例えば、複製、または改変、公衆への伝達(第 29 条)

→上記権利を侵害した者は、2 万タイバーツ以上 20 万タイバーツ以下の罰金が科せられる。また、上記違反が商業目的であった場合、6 ヶ月以上 4 年以下の懲役又は 10 万タイバーツ以上 80 万タイバーツ以下の罰金に処するか又は両方が科せられる。(第 69 条)

- ・ 間接的侵害とは、他人の著作権を侵害したことを知っていたか、知っていたと思われる理由がある者が、その著作物に対して商業を目的として次の行為を行ったとき。(第 31 条)

- ① 販売、販売のため所有し、販売を申し込み、貸し、貸すことを申し込み、割賦で売り、割賦で売ることを申し込むこと
- ② 公衆に伝達すること
- ③ 頒布して著作者に損害を与えること
- ④ タイ国内に持ち込み又は輸入の注文をすること

→上記権利を侵害した者は、1 万タイバーツ以上 10 万タイバーツ以下の罰金が科せられる。また、上記違反が商業目的であった場合、3 ヶ月以上 2 年以下の懲役又は 5 万タイバーツ以上 40 万タイバーツ以下の罰金又は両方が科せられる。

2-8. 著作権侵害の例外 (第 32 条)

この法律に基づく他人の著作権に対する行為で、著作権から利益を追求せず、著作者の法律に基づく権利に特に影響を及ぼさないものは著作権侵害とはみなされず、以下の行為は著作権侵害と看做されない。

- ① 著作物を利益を目的とせず、分析、研究すること
- ② 自己のために、又は、自己及び家族内又は近親親戚の個人のために使用すること
- ③ 著作物の著作者であることを知っていることを認めて業績を批評し、推薦すること
- ④ 著作物の著作者であることを知っていることを認めてマスメディアで報道すること
- ⑤ 裁判の判断のため、又は、法律により権限を持つ担当官のため、又は、判断の結果を報告するため複製し、改変し、展示し又は利用できるようにすること
- ⑥ 教師が、利益の追求ではなく、教育のため複製し、改変し、展示し、利用できるようにすること
- ⑦ 教師又は教育機関が、教室又は教育施設内で学生に配布、販売するため複製し、著作物の一部を修正し、又は、切除し、又は、要約すること。但し、利益を追求するものであってはならない。
- ⑧ 試験の問題、回答の一部として使用すること

第3章 種苗法

タイ国植物新品種保護法は、生物多様性条約への加盟に向けて 2000 年に施行された。

3-1. 保護対象となる「植物品種」の要件 (第 13 条)

- ① その植物品種に特有の遺伝が現れるために、種に、形状学上・生理学上において均一な特徴、あるいはその他の特徴が存在すること (均一性)
- ② その品種にとって一般的な方法で繁殖種を生産したときに、その種が、毎回定期的な特徴を現すことの出来る安定性を持っていること (安定性)
- ③ 他の品種と異なる遺伝が現れるために、種に、他の品種と明白に区別される特徴が形状学上・生理学上で存在すること、あるいは形状学上・生理学上のいずれか一つに存在すること (他の植物品種との区別性)

保護対象となる植物品種は以下の通りである。：(第 12 条)

- ① 出願日から 1 年以上前に、国内外において、販売様式に関わらず品種改良者あるいは品種改良者の許可による繁殖種の利用がなかった植物品種。
- ② 出願日に明らかになったその他の植物品種と区別性があり、その区別性は、栽培、調剤法、生産あるいは加工に役立つ特徴と関連があること。さらに、以下の植物品種との区別性があることをも含むものとする。
 - a. 出願日より前に、国内外において、すでに保護登録を受けている植物品種
 - b. 国内ですでに出願された植物品種で、その後登録された植物品種

また、植物新品種の他に、以下の植物品種も定義されている。

「地域固有植物品種」(第 3 条)

タイ国の特定の地域だけに生息し、かつ植物新品種として登録されたことのない植物品種のことで、本法に基づいて「地域固有植物品種」として登録されたものをいう。

「野生植物品種」(第 3 条)

自然状態にしたがってタイ国内に生息あるいは生息していたことのある植物品種のことであり、かつまた広範囲に栽培されたことのないものをいう。

「地域一般植物品種」(第 3 条)

タイ国内で発生した、あるいはタイ国内に生息している植物品種で、広範囲に利用されており、かつ植物新品種、地域固有植物品種、野生植物品種ではない植物品種の意味までも含む。

植物新品種の出願人の要件は以下の通りである。(第 15 条)

- ① タイ国籍者、もしくはタイ人に対して植物品種の保護を認めている国の者
- ② タイに本社のある法人、もしくはタイ人に対して植物品種の保護を認めている国の法人
- ③ 雇用契約もしくはそれ以外の契約に基づく従業員もしくは雇用者
- ④ 共同育成者

育成者権の保護申請先：

タイ農業共同組合省の農業部、種苗保護局 (Division of Plant Varieties

Protection, Department of Agriculture, Ministry of Agriculture and Cooperatives) 宛に申請する。

3-2. 育成者権とは (第 34 条)

植物新品種の権利者は、植物新品種の繁殖種の生産、販売、輸入、輸出、あるいは前述の行為のいずれかの行為のための所有についての排他的な権利を有する。

3-3. 育成者権の例外 (第 34 条)

- ① 繁殖種として使用する目的のない、保護を受けている植物新品種に関する行為
- ② 植物品種の改良あるいは開発のために保護を受けている植物新品種に関する研究、実験あるいは分析
- ③ 保護を受けている植物新品種に関する正当な行為
- ④ 農業従事者が生産者として繁殖種を使用することによって、保護を受けている植物新品種に関する品種を栽培あるいは繁殖させること。しかし、大臣が、委員会の同意を得て、その植物新品種の品種改良を促進すべきであると公示した場合、農業従事者は、今までの生産量の 3 倍を超えない量において、その品種の栽培あるいは繁殖をすることが出来る。
- ⑤ 保護を受けている植物新品種に関する商業目的でない行為
- ⑥ 権利者あるいは権利者の許可を得て市場に出された、保護を受けている植物新品種の繁殖種の販売、輸入、輸出、あるいは前述のいずれかの行為のための所有。

3-4. 法的保護について

民事的救済措置：(第 61-62 条)

育成者は育成権の侵害に対する損害を裁判所に訴えることができる。すなわち、植物品種の権利者あるいは地域一般植物品種の権利者の権利侵害がある場合、裁判所は、権利者に対する損害額を、権利者の権利に基づく利益損失及び不可欠な支出をも含んだ損害の大きさを考慮することにより、裁判所が適当と判断した額に基づいて、違反者に弁償させるよう命じる権限を有する。そして、裁判所は、正規権者の権利侵害となっているすべての植物品種あるいは行為者の管理下にあるものについてを押収するよう命令を出すことができる。

裁判所が押収したものは、国の所有物とされる。

刑事的救済措置：(第 63-69 条)

植物品種権者からの許可を得ずに、植物新品種の繁殖種の生産、販売、輸入、輸出、あるいは前述の行為のいずれかの行為のための所有を行った者、もしくは

地域固有植物品種権者からの許可を得ずに、登録済みのその地域固有植物品種の繁殖種の改良、地域固有植物品種の研究、実験、調査、生産、販売、輸出、あるいはあらゆる様式の販売を行なった者は、

→2 年を超えない禁錮刑あるいは 40 万タイバートを超えない罰金、あるいはその両方を科せられる。

植物品種が、本法に基づいて保護を受けた植物品種であると他人に誤解させる目的で、偽造あるいは模倣した標章を使用、あるいはその他の行為を行なった者は、

→6 ヶ月以上 5 年以下の禁錮刑及び 2 万タイバートを 20 万タイバート以下の罰金を科せられる。

第4章 半導体集積回路の回路図保護法

4-1. 保護対象、根拠法

半導体集積回路に関する保護規定は、2000年に集積回路の回路図保護法（the Protection of layout-designs of integrated Circuits Act 2000）が施行（施行日：2000年8月10日）された。本法の目的は、「コンピュータチップ」や「セミコンダクターチップ」の工業発展を促進するために、それらの回路図の考案者らを保護したものである。

集積回路の定義：

集積回路とは、電子回路の機能を生じさせる素子から成る、電子的機能を果たす完成製品もしくは半完成製品をいい、その素子の一部もしくはすべてをつなぐ部分は、半導体材料上で層状に設置されているか、もしくはその半導体材料の一部としてその半導体上に設計されているものをいう。回路配置とは、如何なる形態や方法であれ、集積回路の配列を示すことを目的とした原型、配置もしくは画像をいう。

4-2. 集積回路としての登録要件（第6条）

その回路配置が創作者によって独自に創作され、かつ集積回路業界の中でありふれていないもの。かつ、回路配置の素子やそれをつなぐ部分、集積回路が集積回路業界の中でありふれていないが、それらを再配置することにより、ありふれていない創造的な回路配置になり、結果として新しく形成された回路配置となること。

集積回路を登録できる者：（第7-12条）

- ① 回路図の創作者もしくは共同創作者
- ② 労働契約に基づく公務員もしくは被雇用人
- ③ 雇用契約に基づく被雇用人
- ④ 国家機関、国営企業、地方の政府組織、サービス契約の一環もしくは命令、もしくはその管轄下で回路配置を創作した法的機関
- ⑤ 譲受人もしくは承継人

4-3. 登録者の資格（第13条）

- a タイ国籍者
- b タイに本社のある法人
- c タイが加盟している集積回路の保護に関する国際間協定の加盟国
- d タイで、もしくはタイが加盟している集積回路の保護に関する国際的協定の加盟国で、実際に集積回路の創作もしくは製造に関するビジネスを行っている者

権利の譲渡：

半導体保護権は譲渡可能で、かつ相続が可能である。譲渡は文書にて行われ、譲渡人及び譲受人らの署名がなくてはならない。

もし創作者が複数の場合、その者らは共同で半導体保護権を有する。もし創作者らのうち一人が、保護のための申請を拒否した場合、残りの創作者らが代わりに申請することができる。その場合、出願人として加わらなかった共同創作者は、登録される前までの間に共同出願人として加わることができる。この手続きは、同意しない側によって上訴することも出来る。

4-4. タイ知的財産局への申請

申請は特許保護の場合と同じで、回路図は保護を受けるために登録されることが必要である。申請には、その回路図が業として利用されるのか、それとも業とせずに利用されるのか、によって申請の時期に違いがある。

「業として」利用する場合（第14条）：回路図が業としてタイ国内で利用される場合は、最初の利用日から2年以内に申請しなければならない。

「業とせずに」利用する場合（第14条）：回路図の創造完成日から15年以内。

申請に必要な事項及びその附属書類：

タイ知的財産局に集積回路の申請をするとき、外国語の書類はすべてタイ語に翻訳され、また附属書類を提出しなければならない。

- ① 指定の申請書フォームとその謄本1セット
氏名、国籍、創作者氏名とその住所、保護申請にあたっての譲渡証。この場合は、集積回路の創作日であると同時に、この集積回路を業として利用したことを示す記述と共に、業として利用した最初の日を記載すること。
- ② 集積回路を特定するための図面または写真、もしくはその他のもので同様の効果を示す物。
集積回路の電子的構造に関するデータも含む。
- ③ 保護を受けようとする集積回路の商品（もし業として利用する場合）
- ④ 集積回路が一体化されている集積回路の見本4個（もし業として利用する場合）
- ⑤ 公証手続き済みの委任状原本
- ⑥ 譲渡証（もし必要な場合）、譲渡人及び譲受人の署名が入っていること。署名日付は、委任状よりも前の日付であることが必要である。

集積回路の構成物質の要旨を変える事のない方式的変更は、登録日前まで提出できる。しかし、もし要旨の変更をする場合には、新たに申請しなければならない。

審査官による審査：（第16条）

審査官は申請受理後、第14条及び第15条に沿って審査し、局長宛に審査報告書を提出する。もし、その申請が第14条及び第15条に沿っていなかった場合、局長は登録の拒絶を命じ、出願人に対しその旨を遅滞なく通知しなければならない。（第18条）

出願人は、上記の拒絶通知を受領した日から90日以内に、上記局長の命令に対する異議申し立てを委員会に申し立てることができる。この申し立ては、省令に規定される原則及び手続きに従って行われなければならない。

委員会が決定をしたとき、その決定を不服とする出願人は、その通知を受領した日から90日以内に裁判所に上訴することができる。もし、上記の期日以内に出願人が上訴しなかった場合には、委員会の上記決定を最終とする。

4-5. 保護の期間

集積回路権は登録及び証明書発行により保護される。集積回路権は、出願日から10年間、もしくは最初に業として利用した日のいずれか早い日を起算日とする。しかし、その保護期間は創作日から15年を超えないものとする。

年金：

年金は保護の2年目から支払うことが出来る。支払いは2年目の最初の日から60日以内とし、以後の年についても同様とする。また、年金は一括して支払うことも出来る。年金を一括前払いした場合、権利者がその権利を放棄、もしくは取り消した時には支払済みの年金の返金はない。また、（年金の利率は変動するが）年金で不十分な金額について後日追加料金は無い。

追加料金：

もし年金を支払い忘れた場合、権利者はその年金の30%を追加料金として払わなければならない。もし6ヶ月以内にその追加料金を支払わなかった場合、その集積回路権は無効とされる。

権利者の権利：（第 22 条）

権利者は、回路配置を用いて、半導体集積回路を製造する権利、及び回路配置を用いて製造した集積回路を譲渡、貸し渡し、譲渡もしくは貸し渡しのために展示し、または輸入する行為についての独占権を有する。

非侵害行為：（第 23 条）

- ・ 評価、分析、研究もしくは教育を目的とした複製
- ・ 回路配置の結合
- ・ 業を目的とせず、自らの関心により複製すること

登録の撤回：

回路配置法の要件に満たない回路配置の登録は撤回される。撤回は回路配置出願の公開日から 1 年以内に如何なる者によっても行うことが出来る。本法では、撤回の請求者は当事者又は利害関係者に限らない。権利者は、局長からの撤回命令を不服として、その命令受領日から 90 日以内に委員会に対して不服申し立てを行うことが出来る。請求者もしくは権利者は、委員会の決定に不服の場合には、その命令を受領した日から 90 日以内に裁判所に訴訟提起することが出来る。

集積回路の保護の消滅：

権利者の回路配置権は以下の場合に消滅する。

- ・ 権利者が回路配置証明書を返還し回路配置権を放棄する場合
- ・ 保護期間が満了するか、もしくは追加料金の支払いを怠った場合
- ・ 権利者が承継人なしに死亡する場合
- ・ 局長もしくは委員会が、命令若しくは決定をするか、もしくは裁判所が回路配置の登録撤回を最終的に判決したとき

4-6. 侵害への救済策

集積回路法では、違反と考えられる以下の行為について罰則を設けている。

〔個人の場合〕

- ・ 保護されている回路配置を、権利者からの許可を得ずに複製すること、もしくは
- ・ 回路配置を業として輸入、販売もしくは頒布すること

→上記の場合には 2 万タイバツ以上 20 万タイバツ以下の罰金が科せられる。

- ・ 担当官に対して虚偽の記述をして出願するか、もしくは書類提出すること

→6 ヶ月を超えない禁錮刑、10 万タイバツ以下の罰金、もしくはその両方を科せられる。

〔法人の場合〕

- ・ 取締役、部長、もしくはその法人の代表は、その法人の違反が本人の知らないところ、もしくは本人の同意無しに行われた、ということを証明することが出来ない限り罰則を科せられる。しかし、罰則は罰金のみで禁錮刑は無い。

管轄裁判所：

IP・IT 裁判所は集積回路に関する論争を管轄する。IP・IT 裁判所は、権利者の権利を侵害している回路配置、集積回路もしくは商品を侵害者が所有していた場合、その商品すべてを没収することを命じなければならない。さらに、IP・IT 裁判所は、将来の頒布を防止するため、それらの回路配置、集積回路もしくはその他の青果物の破壊を命じることが出来る。

4-7. 政府料金表

政府料金表	タイバーツ (Thai Baht)
回路配置の登録申請	1,000 Baht
回路配置の出願公開	500 Baht
回路配置の登録証明書発行	1,000 Baht
登録されている回路配置の撤回申請	500 Baht
局長の命令に対する不服申し立て	1,000 Baht
年金	
2年目	2,000 Baht
3年目	4,000 Baht
4年目	6,000 Baht
5年目	20,000 Baht
6年目	30,000 Baht
7年目	40,000 Baht
8年目	50,000 Baht
9年目	60,000 Baht
10年目	70,000 Baht
年金一括払い	280,000 Baht
回路配置権のライセンス契約の登録申請	500 Baht
回路配置権の譲渡手続き	500 Baht
回路配置権のライセンス申請	500 Baht
回路配置権のライセンスの申請	1,000 Baht
回路配置権のライセンス許可書	100 Baht
回路配置権の登録証明書謄本	100 Baht
回路配置権のライセンス許可書謄本	100 Baht
書類のコピー (1ページあたり)	10 Baht
コピー書類の証明で10ページを超える場合、1ページあたり	100 Baht
コピー書類の証明で10ページ以下の場合、1ページあたり	10Baht
その他の申請 (1セットあたり)	100 Baht

統計資料：無し

第5章 地理的表示保護法

5-1. 保護対象、根拠法

地理的表示権は、多くの生産者に直接的に影響を与える共同体権利である。タイは、地域の生産物の発展を援助するための地理的表示保護の方針を持っており、それは国家の貿易にも役立つ。また、地理的表示の保護により、地域生産者の生産物のイメージアップをも刺激することにつながる。地理的原産地について一般の人々が混乱することを防ぐために、生産物の地理的表示登録がなされ、実際の地理的表示について混同する可能性のある地理的表示の使用は禁じられている。現在の地理的表示法（2003年）は2003年4月28日に施行された。本法の施行前においては、地理的表示名が許可無しに使用されることから地理的表示所有者を保護するような特別法はタイにはなく、タイでは、例えば刑法、消費者保護法、商標法を地理的表示保護のために適用していた。

5-2. 登録可能な地理的表示（第3条）

「地理的表示」とは、「名前、象徴、地理的場面で使われるもの、そしてその地理的原産地から生まれた商品であると示すことができるもの、質、評価、若しくはその地理的原産地特有の特徴があるもの」を言う。

「地理的原産地」とは、「国、地域、地方、そして地区を意味する。また、海、湖、川、運河、島、山、若しくは水が溜まっている地域も同時に意味する」。

地理的表示は、その地理的表示についての品質、社会的評価、又は特性が表されていないと認められない。出願人は、その商品がどこの地域と接しているのか、他の地理的表示地域にある類似した商品との違いは何か、について説明しなければならない（第5条）。

地理的表示にふさわしい商品の特性とは、様々な要素、例えば、原材料の質、地元の知恵としてありふれていない過程を経ていること、生産上の技術、もしくは地域性として行われていること、などの要素に影響を受ける。

タイの地理的表示名の例としては、「Chaiya Salted Eggs」「Praewa Thai Silks」「Aranyik knives」などである。

5-3. 登録できない地理的表示（第5条）

その地理的表示が、使用される商品の一般名称である場合には地理的表示として登録は認められない。一般名称とは、例えば「ブランデー」のように、特別な種類の商品の名前を示す、一般に知られている名前を意味する。さらに、公序良俗若しくは公共の秩序若しくは国の政策に反する地理的表示の場合も登録は認められない。

5-4. 登録者の資格（第6条及び第7条）

[タイ国の地理的表示]：

以下の者は地理的表示の登録を受ける資格がある。（第7条）

- ① 政府機関、公共機関、公営企業、地方行政機関又はその商品の地理的原産地を管轄する責任のある法人の行政機関。
- ② 自然人、団体、若しくは地理的表示を使用した商品に関する事業を行い、商品の地理的原産地に住所がある法人。
- ③ 消費者団体、又は地理的表示物を使用した商品の消費者機関。

[外国の地理的表示]：（第6条）

国外の地理的表示は、その国の法律に基づき保護を受けている地理的表示であるということ、及びタイ国内で出願登録を提出する日まで使用されていたことを示す明らかな証拠が必要である。

5-5. 外国の地理的表示の登録手続き（第8条）

外国の出願人は TRIP s 協定の加盟国の国籍を持っているか、タイもしくは TRIP s 協定の加盟国に居住しているか、もしくは事業を行っていること、が必要である。

5-6. 登録手続きの流れ（第10条）

地理的表示の保護を受けるためには出願登録が必要である。地理的表示の出願については「地理的表示の出願、公開、異議申し立て、変更、登録、不服申し立て、補正、もしくは登録撤回についての規則及び手続きに関する省令（2004年4月28日）」に詳細が規定されている。

〔出願〕

地理的表示の登録にあたり、出願願書に記載する主な項目は以下の通りである。

- ① 出願人についての詳細
- ② 地理的原産地の代わりに呼ばれたりもしくは使われたりする名前、特徴、もしくはその他のもの
- ③ 地理的表示に使用される指定商品
- ④ 地理的表示に使われる商品の品質、有名度、特質もしくは品性についての詳細
- ⑤ 地理的表示に使われる商品と地理的原産地との関連性についての詳細
- ⑥ 登録申請する地理的原産地の設定についての詳細
- ⑦ 登録申請する地理的表示のラベルの商品への付し方についての詳細
- ⑧ 出願人の署名及び、その出願人記載による署名日

また、すべての書類はタイ語に翻訳され、以下の補充書類が出願願書に添付されなければならない。

- ① 願書のコピー（1セット）
- ② 地理的表示の登録に使用される商品の写真
- ③ 地理的表示の登録に使用する商品ラベルの原本、コピーもしくは写真
- ④ 委任状の原本

出願書類はタイ知的財産局の担当官、もしくは地方の商業局、もしくは書留郵便にて担当官当てに提出することが出来る。

担当官により受理された日を出願日とする。書留郵便の場合の出願日は、その受領日を出願日とする。

〔方式審査〕（第11条）

地理的表示出願書類を受領後、担当官は方式審査を行う。

- ・ 出願人の資格についての審査
- ・ 地理的表示登録の法的観点からの審査
- ・ 外国の地理的表示の場合には外国の登録に関する証拠を審査
- ・ 申請書に提出された地理的表示の品質、有名度、もしくはその特徴についての審査

上記の審査は、出願日から120日以内に行われる。その出願が規則に則っていない場合、登録官は、審査結果報告書の受理日から30日以内にその出願を拒絶し、出願人に対して文書にて15日以内に通知しなければならない。出願人は地理的表示委員会に審判請求することが出来、委員会は出願人の審判請求に審決を下した後、審決及びその理由を審決日から15日以内に出願人に文書として通告する。

委員会の審決に出願人が不服の場合、出願人は、その審決受理日から90日以内にIP・IT裁判所に訴訟を起こすことが出来る。また、もし出願人が上記の期日以内に訴訟提起しない場合には、上記の審決を最終とする。

〔公開〕（第15条）

登録官が出願登録書が規則に基づいていると判断し、あるいは、裁判所がその出願を支持した場合、その出願は、商務省タイ知的財産局の見えやすい場所に90日間公的に掲示される。

もし、異議申し立てがなかった場合、又は、異議申し立てがあつたが地理的表示委員会の登録官又は IP・IT 裁判所が最終の決定を行ったとき、その異議申し立ては却下される。結果として、登録官は、公開日の最後の日、もしくは裁判所の決定書の受領日から起算して 15 日以内に、その出願を登録しなければならない。

〔異議申し立て、審判請求〕（第 16-18 条）

公開に対する異議申し立ては、公開日から 90 日以内に利害関係人により申し立てることが出来、異議申し立てにはその理由説明書も併せて提出しなければならない。出願人は、その異議申し立てが出された日から 15 日以内に異議申し立て写しを受け取り、その異議申し立て写し受領後 90 日以内に答弁書を提出しなければならない。

登録官の決定を不服とする側は、その決定を受領後 90 日以内に地理的表示委員会に審判請求をすることができる。その後、地理的表示委員会の審決を不服とする側は、その審決を受領後 90 日以内に IP・IT 裁判所に訴訟提起することができる。

〔発効日〕（第 20 条）

地理的表示の発効日は、出願日を起算日とする。もし異議申し立てがあつたが登録官がその異議申し立てを却下した場合であっても、その出願は登録可能であり、出願願書を提出した日からその出願は完全であると認められているからである。

〔審判請求〕（第 13 条）

① 登録官が出願の延期を命令する場合

第 13 条に基づき、出願が法に沿っていない場合、登録官はその審査報告書の受理日から 30 日以内に、その出願の拒絶命令を出し、その拒絶命令を出したから 15 日以内に理由と共に出願人に通知しなければならない。出願人は、その拒絶通知の受領日から 90 日以内に委員会に審判請求をすることができる。その審判請求は省令で規定した規則及び手続きによらなければならない。

② 登録官による拒絶及び異議申し立て

第 14 条に基づき、委員会が審判請求に対する審決を下した時、その審決が出された日から 15 日以内に出願人にその理由と合わせて通知しなければならない。出願人は、委員会の審決に対して不服がある場合、その審決受領日から 90 日以内に IP・IT 裁判所に訴訟提起することができる。もし上記の期日以内に裁判所に訴訟提起されなかった場合には、委員会の審決を最終とする。

〔登録の補正及び撤回〕

登録官もしくは委員会は、以下の条件のもとに地理的表示の登録を補正若しくは撤回することができる。

① 登録官による場合（第 21 条）

登録項目において誤記、又は不正確な箇所がある場合、登録官は、自らにより誤記若しくは不正確な箇所を指摘するか、もしくは出願人による申し出に基づいて、その誤記又は不正確な箇所を補正するように命令することができる。

② 委員会による場合（第 22 条）

登録官が第 19 条に基づき地理的表示の登録を受けた後、出願登録、又は登録が法律に反している、若しくは虚偽の記載がある、若しくは登録した時と事実が異なっている項目がありながら登録が行われてたことが後になって証拠として出てきた場合、利害関係人もしくは担当官は、登録官に対して、委員会が補正又は無効の審決の命令を出すよう、要求できる。

③ 訴訟提起する権利（第 24 条）

委員会が審決を下し、委員会の審決を不服とする利害関係人は、その審決の受理後 90 日以内に裁判所に訴訟を起こす権限を有する。もし上記の期日以内に訴訟提起が行われなかった場合、委員会の審決を最終とする。

5-7. 地理的表示の保護期間（第20条）

地理的表示の保護期間は、出願日から発効する。

[地理的表示の登録の登録補正及び登録の撤回]（第25条）

商品の地理的表示が登録された際、その地理的原産地に住む商品の製造者、又はその商品の商売に従事する者は、登録官が定めた条件に基づいて登録された商品に関して、地理的表示を使用する権限を有する。

地理的表示使用を差し止められた者は、その差し止め命令を受領した日から90日以内に登録官に対して不服申し立てをすることが出来る。その不服申し立てについては省令に定められる規則及び手続きに基づいて行われなければならない。（第26条）

5-8. 罰則規定

本法では、以下の行為につき罰則規定を設けている。

- ・ その商品がある地理的表示を元にしていて商品であると他人を騙すことを目的として、もしくは商品の実際の地理的原産地について混同を生じさせることを目的として、故意に地理的表示を使用すること。（第27条違反）

→20万タイバーツ以下の罰金が科せられる。

- ・ その地理的表示が地理的原産地として登録されていない商品に対して使用されていた場合に、特別な商品として広告されていた場合。（第27条違反）

→20万タイバーツ以下の罰金が科せられる。

違反者が法人であり、本法の処罰を受ける場合：（第42条）

法人の取締役、理事、若しくはその法人の代表者は、その違反に対して法律が定める処罰を受けなければならないが、その法人の違反行為において本人が知らなかった、又は同意しなかったということをその者が証明できる場合は除く。しかし、本法で科せられる罰則は罰金のみであり、懲役は無い。

局長は本法に基づく違反について調停する権限を有する。そして違反者がその調停文に従って罰金を支払った後、その事件は刑事訴訟法によって終了したものとする。（第43条）

5-9. 政府手数料表

政府手数料表（単位：タイバーツ）	
（「地理的表示の出願、公開、異議申し立て、変更、登録、不服申し立て、補正、もしくは登録撤回についての規則及び手続きに関する省令（2004年4月28日）」により規定されている）	
地理的表示出願申請	1,000
地理的表示登録への異議申し立て申請	1,000
登録官の命令または決定に対する審判請求	1,000
地理的表示登録の補正申請	200
地理的表示登録の撤回申請書	200
その他申請	200

第6章 営業秘密法

6-1. 保護対象、根拠法

営業秘密保護の性質について：

タイ国では、営業秘密の違反に対する責任を網羅したタイの法律がなかったということに加え、タイでは自由貿易を促進し、また不公正な貿易実務を防ぐことを目的として、本法の制定に至った。タイ営業秘密法は2002年4月12日付で公布された。

営業秘密の定義について：（第3条）

本法では以下の通り定義されている。

「営業秘密」とは、「まだ一般に広く認識されていない、又はその情報に通常触れられる特定の人にまだ届いていない営業情報であって、かつ機密であることにより商業価値をもたらす情報、及び営業秘密管理者が機密を保持するために適当な手段を採用している情報であるもの」を意味する。

「営業情報」とは、「伝達方法及び形態に関わらず、主旨、内容、事実又はその他の意味を伝える媒体を意味し、調製法、様式、解釈若しくは結合したもの、プログラム、方法、技術、又は工程を含む。」。

「営業秘密保有者」とは、「他人の営業秘密権を侵害することなく、営業秘密である営業情報を発見、調査、収集若しくは創造した者、又は営業秘密である実験結果若しくは営業情報における正当な権利を持つ者を意味し、かつこの法律において権利を譲渡された者を含む。」。

「営業秘密管理者」とは、「営業秘密保有者を意味し、かつ営業秘密を占有、管理、又は監督する者を含む。」。

営業秘密権の譲渡：（第5条）

営業秘密権は譲渡することが出来る。営業秘密保有者がその権利を他人に譲渡する場合には、書面にてなされなければならない。加えて、自然承継により承継人に譲渡される。

営業秘密の形態について：

本法では営業秘密の形態については規定していない。それは文書、図面、写真、マイクロフィルム、VCD、CDやコンピュータのデータベース、口頭の情報、例えば雇用主が従業員に秘密の旨話した口頭記述、あらゆる物などが挙げられる。

6-2. 保護を受けられる営業秘密の要件

- ① その情報は、一般的に知られてはならず、またその情報に連絡してきたビジネスの競合先の者にアクセスされてはならない。その秘密は、一般に知られていない場合には、それを守る任務にある内部の者だけにのみ秘匿的に知られていること。（秘匿性）
- ② その情報は、その秘密ゆえに業として有用性があること。その情報は営業秘密保有者のビジネス上の重要な情報であり、営業秘密保有者はその秘密を維持するために時間や労力をかけていること。（有用性）
- ③ その営業秘密の保護を獲得するために、営業秘密管理者はその秘密を維持するために合理的な努力を払っていること。（秘密管理性）
営業秘密管理者はその営業秘密の保有者、管理者もしくは世話をする者を含む。

営業秘密と考えられる追加の状況について：

- ・ その情報を知っている一般の人々の数
- ・ その情報を知っている内部のスタッフの数
- ・ その秘密を維持するための適当な方法
- ・ 営業秘密保有者や競合相手の情報の使用
- ・ 他者が情報にアクセスする場合の困難さ

6-3. 営業秘密の例

営業秘密は2つのカテゴリーに分けられる。すなわち、技術上の情報と、ビジネス上の情報である。

- ① 技術上の情報：専門化された器材についての計画、デザイン、パターン。薬品や植物、化学製品その他の物質の製造に関する製造工程や調法。（例えば、コカコーラの調法。）製造に関する方法や技術。工学技術に関する筆記帳。コンピューターソフトウェア（プログラムもしくはソースコード）等。
- ② ビジネス上の情報：ビジネス上の情報は、一般公開に先立つ金融情報、コスト及び価格情報、製造情報、内部のマーケット分析や予測、顧客リスト、まだ公示していない交渉中もしくは交渉に入った会社とのビジネス関係、ビジネスの可能性についての情報、例えば他の会社や情報の入手の可能性。個人情報（主力となる従業員は誰か、主力の従業員に対する報酬方式は何か、従業員の誰が特別に能力を持っているとして引き抜かれる可能性があるか、勧誘に対する受容力、等）

6-4. 営業秘密の保護制度について

営業秘密の保護は特許、商標もしくは集積回路の回路配置のような知的財産とは異なっている。登録は営業秘密保護には必要ない。営業秘密はそれが秘密である限り自動的に保護される。しかし、営業秘密保有者は自らが所有者であるということを記録するべくタイ知的財産局に営業秘密を記録しておく、万が一係争手続きがあったときの場合に備えて営業秘密に関する証拠を提出しておくのが良い。知的財産局はデータを集積しアクセスして来た者に対してデータベースを提供しなければならない。

秘密情報の重要部分はデータベースには公開されず、その秘密情報が関連する分野のみの情報が載せられている。

保護の発効日：

営業秘密はそれが秘密である限り自動的に保護される。しかし、本法は、この法律の施行前の営業秘密の開示、持ち出しもしくは使用については適用されない。

6-5. 権利者の権利（第5条）

本法では、営業秘密保有者は営業秘密を開示、持ち出し若しくは使用する権利を有し、又は今後もその営業秘密の機密性を保持するという条件のもとで、他人が営業秘密を開示、持ち出し若しくは使用するのを許可する権利も有する。

営業秘密は譲渡可能である。営業秘密の譲渡で相続でないものは、譲渡人及び被譲渡人が署名をした文書によって行わなければならない。もし譲渡契約に期間が規定されていない場合には、10年間の譲渡とみなされる。

6-6. 権利の侵害

① 法律違反行為：（第6条違反）

この法律における営業秘密権の侵害とは、当該営業秘密保有者の許可を受けることなく営業秘密を開示、持ち出し又は使用することであり、正当な商業手法に違反するものをいう。この点について、侵害者は前述の行為が正当な商業手法に違反すると認識していたか、又は認識していたと思われる根拠がなければならない。また、「正当な商業手法に違反する行為」とは、当事者双方の信頼に基づく営業秘密契約の不履行、侵害若しくは侵害するよう勧誘すること、贈収賄、強迫、詐欺、窃盗、盗品の受領、又は電子若しくはその他の方法を使った諜報活動を意味する。

② 製造過程の違反の推定：（第12条違反）

製品の製造過程についての営業秘密の管理者が、営業秘密権の侵害者に対して民事訴訟を起こした場合、もし営業秘密の管理者が、侵害者が製造した製品が自己の営業秘密である製造過程を使用して製造された製品と同一であると証明できれば、侵害者は前述の製品製造に当該営業秘密を使用したとみなされる。ただし、侵害者が異なることを証明できた場合はこの限りではない。

6-7. 権利侵害の例外規定 (第7条)

営業秘密に対する次に掲げる行為は、営業秘密における侵害とはみなされない。

- ① 当該営業秘密を取得した者が、当該営業秘密が、契約者の一方が他人の営業秘密権を侵害して取得したものであると認識せず、又は認識していたと思われる根拠なしに、営業秘密を合法的に開示又は使用すること。
- ② 次の場合において、管轄の政府機関が当該営業秘密を開示又は使用すること。
 - a. 公衆の衛生若しくは公の秩序を保護するために必要な場合。又は
 - b. 商業目的でない公共の利益のために必要な場合で、かつ前述の場合において当該営業秘密を監督する政府機関、又は当該営業秘密の取得に係る政府機関若しくは関係者が不正な商業手法に使用されないよう、前述の営業秘密を保護するために合理的段階を講じて業務を遂行した場合。
- ③ 独自に発見した場合。即ち発見者が自己の知識、専門により発明又は創造をすることにより、他人の営業秘密を発見した場合。又は
- ④ リバースエンジニアリングを行った場合。即ち発見者が当該製品を発明、製造又は開発するための方法を探す目的で、一般に知られている製品の評価及び解析をすることにより、他人の営業秘密を発見した場合。ただし、評価及び研究分析をした者はその製品を善意で取得しなければならない。

上記④における行為は、もし前述のリバースエンジニアリングを行った者が、営業秘密保有者又は製品の販売者と明らかに別途契約を結んでいる場合はその限りではない。

6-8. 侵害行為に対する権利行使 (第8条、第9条)

ある者が営業秘密権を侵害している、又は侵害に当たる行為をしようとしているという明確な証拠がある場合、当該営業秘密の管理者は次に掲げる権利を有する。

- ① 裁判所に対して、当該営業秘密権の侵害の仮差止め又は中止を侵害者に命ずるよう、請求することができる。及び
- ② 裁判所に対して、侵害者による営業秘密権の侵害を永久的に禁止するよう訴えることができ、かつ侵害者に補償金を請求する訴えを起こすことができる。

上記①の権利は上記②における訴訟提起の前に行使できる。

第8条の仮差し止めもしくは補償金請求の訴えを行行使するに先立って、営業秘密権を侵害されている、又は侵害されようとしている営業秘密の管理者及びもう一方の当事者は、委員会に対して営業秘密に係る紛争の調停又は和解を合意の上で申し立てることができる。この点について、上記紛争の調停又は和解が成立に至らない場合も、当該営業秘密の管理者及びもう一方の当事者が仲裁人の審理を請求する権利、又は裁判所に訴訟を起こす権利を妨げるものではない。

営業秘密の侵害に対する訴えの行使は、営業秘密の管理者がその侵害を知り、かつ侵害者を認識した日から3年未満の間で、かつ侵害があった日から数えて10年を超えてはならない。(第10条)

[違法行為に対する罰則]

- ① 営業秘密管理者が事業を営む上で損失を被るよう悪意により、他人が保有する当該営業秘密を営業秘密である状態でなくなるよう、一般に認識されるよう開示した場合。文書、音声放送若しくは映像放送を使用した広告、又はその他の方法によって開示したかを問わない。(第33条)

罰則：1年以下の禁錮刑若しくは20万タイバーツ以下の罰金、又はその両方が科せられる。

- ② 営業秘密を保護管理する地位権限を持つ者が、自己又は他人の利益のために正当な権利なく当該機密を開示又は使用した場合。(第34条)

罰則：5年以上10年以下の禁錮刑、若しくは100万タイバーツ以上200万タイバーツ以下の罰金、又はその両方が科せられる。

- ③ 通常非開示で保護されるべき性質を持った、営業秘密管理者の活動に係る事実を、この法律の執行において取得又は認識し、開示した場合。

罰則：5年以上7年以下の禁錮刑、若しくは50万タイバーツ以上100万タイバーツ以下の罰金、又はその両方が科せられる。ただし公務又は事件の捜査若しくは審理のための行為である場合は除く。

- ④ 公務又は事件の捜査若しくは審理に際して取得又は認識した事実を開示した場合。

罰則：5年以上7年以下の禁錮刑、若しくは50万タイバーツ以上100万タイバーツ以下の罰金、又はその両方が科せられる。

6-9. ケーススタディ

知的財産及び国際取引中央裁判所 判例

未判決事件番号：IP 35/2004

判決事件番号：IP 9/2006

判決言い渡し日：2006年1月31日

原告：有限会社 オーティー ケミカル アンド プレーティンジック

被告：株式会社スター テック ケミカル及びその他

タイトル：営業秘密権侵害

2002年タイ国営業秘密法

判決：

秘密を守るための適切な手段が取られていないため、原告の調合組成に関する情報は営業秘密ではないとする。従って原告の訴えを棄却する。

原告の主張：

原告はあらゆる種類の材料表面上にメッキ処理をする化学液の製造・輸入・販売に従事しており、金属にメッキ処理をする化学製品に用いる調合組成を考え出した。原告が製造する商品はメッキ処理した金属に光沢を出す特別な性質があり、他の製造者の製品を使った金属表面のメッキ処理とは異なることから、その特別な調合に関する情報を社内の秘密として適切な手段で管理している。従ってその化学製品に用いる調合組成は原告の営業秘密である。

以前被告2,3は原告の社員だったが、2003年2月に退職し会社被告1を設立した。被告3者は原告の調合組成を許可なしに黙って化学製品の製造に利用、販売した。これは原告の営業秘密権侵害行為であり、原告は被害を被った。

従って裁判所に被告3者又はその代表に対して50万タイバーツ、つまり研究資本金250万タイバーツ、商業上の原告の名声毀損に対する損害賠償金100万タイバーツ、利益損失に対する損害賠償金150万タイバーツを支払うと共に、営業秘密権侵害行為から得た収益を返還し、さらに訴訟日から支払終了までの期間について利息年7.5%を支払う命令を下すよう請求する。

被告の主張：

原告の調合組成は公けになっている様々な書類から情報入手可能で、他社も原告と同種の商品を製造することができる。また原告の他の社員も製造方法を知っていることから、原告にはその製造方法を秘密にする意思は無かったと言える。さらに、被告2は原告の会社を退職後自身の調合と製法を考え出し営業秘密として登録、保証されたが、その後原告はその事実を知って自身の営業秘密としても登録を行った。従って原告の調合組成は営業秘密ではなく、原告は原告の訴えるような損害を受けていない。

裁判所の判断：

原告は調合組成を秘密にしたことはなく、広く開けた場所で他の化学物質と一緒にその化学物質を保管している。これ以外にも、実験室内で調合を隠して行っていないため化学物質の調合中は社員全員がその製造を目にすることができ、原告の他の社員も調合することが可能である。従って原告の調合組成は、秘密を守るための適切な手段が取られていないため営業秘密とは言えず、原告の訴えを棄却する。原告に被告3者に代わって裁判費用と弁護士費用9万タイバーツを支払うよう命ずる。

判事団：Mr. タッチャポン ウィスuttiサンウォン
Mrs. タウインウォン ジットウィワット
Mrs. パンニー スパッタラン

第7章 伝統医薬及び知識の保護と促進に関する法律

7-1. 保護対象、根拠法

根拠法：「伝統医薬及び知識の保護と促進に関する法律」（1999年制定）である。

タイの伝統医薬の定義：

タイの伝統医薬とは、実験、分析、セラピー、治療、もしくは疾病の予防、もしくは人間や動物の健康促進やリハビリテーション、出産補助、タイマッサージ、タイの伝統医薬の調合、医薬品関連機器等の発明で、古代から受け継がれてきた知識もしくは文書に基づくもの、を言う。

保護される内容：（第14条）

伝統医薬及び伝統知識として保護される内容は、タイの医薬調法やタイの医療に関するタイの伝統知識をいう。

伝統医薬及び伝統知識の種類：（第16条）

伝統医薬及び伝統知識は下記の3つの種類に分けられる。

- ① 国家のタイ伝統医薬もしくはタイ伝統知識文書
- ② 一般のタイ伝統医薬もしくはタイ伝統知識文書
- ③ 個人のタイ伝統医薬もしくはタイ伝統知識文書

伝統医薬及び伝統知識の登録：（第20条）

国民的なタイ伝統医薬として登録を受け、法に則って医薬製造の許可を受けることを望む者、もしくは業として新しい医薬調合法を研究開発することを望む者は、何人もその使用を受けるため出願登録をすることが出来る。

7-2. 出願人資格（第21条）

伝統医薬及び伝統知識の登録を受けられる者は、タイ国籍者で、かつ以下の要件を満たさなければならない。

- ① タイ伝統医薬調合もしくはタイ伝統医薬文書の作成者であること
- ② タイ伝統医薬調合もしくはタイ伝統医薬文書の開発研究者であること
- ③ タイ伝統医薬調合もしくはタイ伝統医薬文書の承継人であること

7-3. 登録を受けられない伝統医薬及び伝統知識（第22条）

- ① 国家のタイ伝統医薬調合もしくはタイ伝統医薬文書である場合
- ② 個人のタイ伝統医薬で、タイ伝統医薬の原理に基づかずに調合されているもの。例えば、天然物質でない植物や動物からの抽出物を使用していたり、租加工でない方法を用いている場合。

7-4. 出願の公開、異議申し立て（第24条）

登録官はその出願を審査し、出願人の資格に問題なく、伝統医薬及び伝統知識が登録拒絶の理由が無いと判断した場合、登録官はその出願を、管理局にて遅滞なく公開しなければならない。

異議申し立て：（第29条）

伝統医薬及び伝統知識の登録にあたり自らのほうがよりよい権利を持っていると主張する者は、その公開日から起算して60日以内に登録官に対して異議申し立てをすることが出来る。

7-5. 保護期間、権利者の権利

伝統医薬及び伝統知識の保護期間は権利者が生存している間において保護され、その権利者の死後50年間においても権利は継続する。（第33条）

権利者の権利内容：（第 34 条）

権利者は、その登録を受けたタイ伝統医薬もしくはタイ伝統知識を使って、その医薬品を製造、研究、開発に関する独占権を有する。

独占権の例外：（第 34 条）

以下の行為については独占権は除外される。

- ① 大臣規則に基づく、教育、投資、実験、研究を目的として行われる如何なる行為
- ② タイ伝統医薬によって薬剤師が薬を調合すること、もしくは、
- ③ 大臣規則に基づき、地方の自給自足のために薬を生産すること。国家の製薬創造のために薬を生産すること。製薬治療を目的としてタイ伝統医薬に関する本を使用すること。

譲渡の不可：（第 35 条）

伝統医薬及び伝統知識権は、自然承継以外には譲渡は不可である。承継人はその権利者が死亡後 2 年以内に登録官に対して登録申請をしなければならない。

ライセンスング：（第 36 条）

伝統医薬及び伝統知識は省令に基づいてライセンスングを行うことが出来る。

登録の撤回：（第 37－38 条）

① 登録官による撤回（第 37 条）

- ・ 公序良俗に反して権利者がその権利を行った場合
- ・ 登録された伝統医薬及び伝統知識について登録官が定めた条件及び制限に反して権利者が違反した場合
- ・ 登録を受けた伝統医薬及び伝統知識について権利者が有害を被るような形で権利を行った場合

② 利害関係人による撤回申請（第 38 条）

- ・ 権利者がその資格を満たしていない、もしくは伝統医薬及び伝統知識が登録できない伝統医薬及び伝統知識であると主張する利害関係人もしくは検察官は、その伝統医薬及び伝統知識の登録を撤回するべく裁判所に訴えることが出来る。

7-6. 外国人の出願（第 43 条）

その者（外国人）が、その外国でタイと同様に伝統医薬及び伝統知識の保護について登録を認めている国である場合、その者は、タイでその国で登録された伝統医薬及び伝統知識についての出願をすることができる。

7-7. ハーブの保護（第 46 条）

何人も、許可無しに、業を目的として管理されているハーブの調査研究、輸入、処分、もしくは加工を行ってはならない。

7-8. 罰則（第 77－82 条）

本法における伝統医薬及び伝統知識権の侵害については、刑事罰、すなわち 1 ヶ月以上 2 年以下の禁錮刑もしくは 2 千タイバーツ以上 40 万タイバーツの罰金が科せられる。

第8章 薬事法

タイ国では、医薬品特許の取得は医薬承認手続きと分かれている。タイで医薬品の販売を希望する者は、その医薬品を製造若しくは市場に出す前に、タイ食品及び医薬局（FDA）からの承認を得なければならない。FDAは、保健省下の組織である。FDAはタイ国内の医薬品の安全性、効能及び品質を保証する責務を負っている。タイ食品及び医薬局（FDA）の医薬統制部署（The Drug Control Division）が、医薬品の市場に出す前後の調整に重要な役割を果たしている。

8-1. ライセンスの取得

薬事法1967年の第12条によると、タイで医薬品の販売、製造及び医薬品の輸入を希望する者は、ライセンス局からのライセンスを取得しなければならない。

ライセンスの申請は、タイ食品及び医薬局（FDA）の医薬統制部署（The Drug Control Division）に提出しなければならない。ライセンスが交付される前に、医薬品の製造者やその工場は、WHO（世界保健機構）のGMP（適正製造規範）に沿って検査を受け、その出願人がそのようなビジネスを行うことが出来るかについて確認がなされる。

8-2. 申請人の要件

ライセンスを与えられた製造者もしくは輸入者のいずれかの者が、その登録を受けることが出来る。

8-3. 医薬品の承認申請手続き

FDAで医薬品の承認申請が必要な医薬品は以下の通りである：

- ・ ジェネリック医薬品
- ・ 伝統的な医薬品
- ・ 新薬 (Original New Drug, New Generic Drug)
- ・ 生物学的製品
- ・ ハーブ医薬品

本稿では、ジェネリック医薬品、及び新薬（Original New Drug, New Generic Drug）における承認手続きを下記の通り記載する。

8-4. ジェネリック医薬品の承認申請手続き

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、ある医薬品と同じ主成分及び投薬量を含んだ医薬品のことで、違う製造者により製造されたものを言う。

一般に、タイでのジェネリック医薬品の承認は3ステップから成る。

① 医薬品見本の製造若しくは輸入の申請

（タイ食品及び医薬局（FDA）の医薬統制部署に申請）

必要書類は以下の通りである。

- ・ 申請フォーム
- ・ 薬物構造式（主成分のみ）
- ・ 医薬品の表記
- ・ 医薬品のラベリングや包装
- ・ 海外のサプライヤーからの認定
- ・ 自由販売証明書
- ・ 分析証明書
- ・ 医薬品価格リスト

② 医薬品の品質管理及び分析方法の承認を求める申請書

（医学省（Department of Medical Sciences）に申請）

必要書類は以下の通りである。

- 申請フォーム
- 薬物構造式（完成版）
- 製造方法
- 製造過程の調整
- 活性及び不活性成分の原材料の説明
- 完成品の製品の詳細
- 活性成分の分析証明書
- 薬品分析調整方法
- 包装及びラベルの見本
- 保管条件についての情報
- 完成品の安定性についての研究

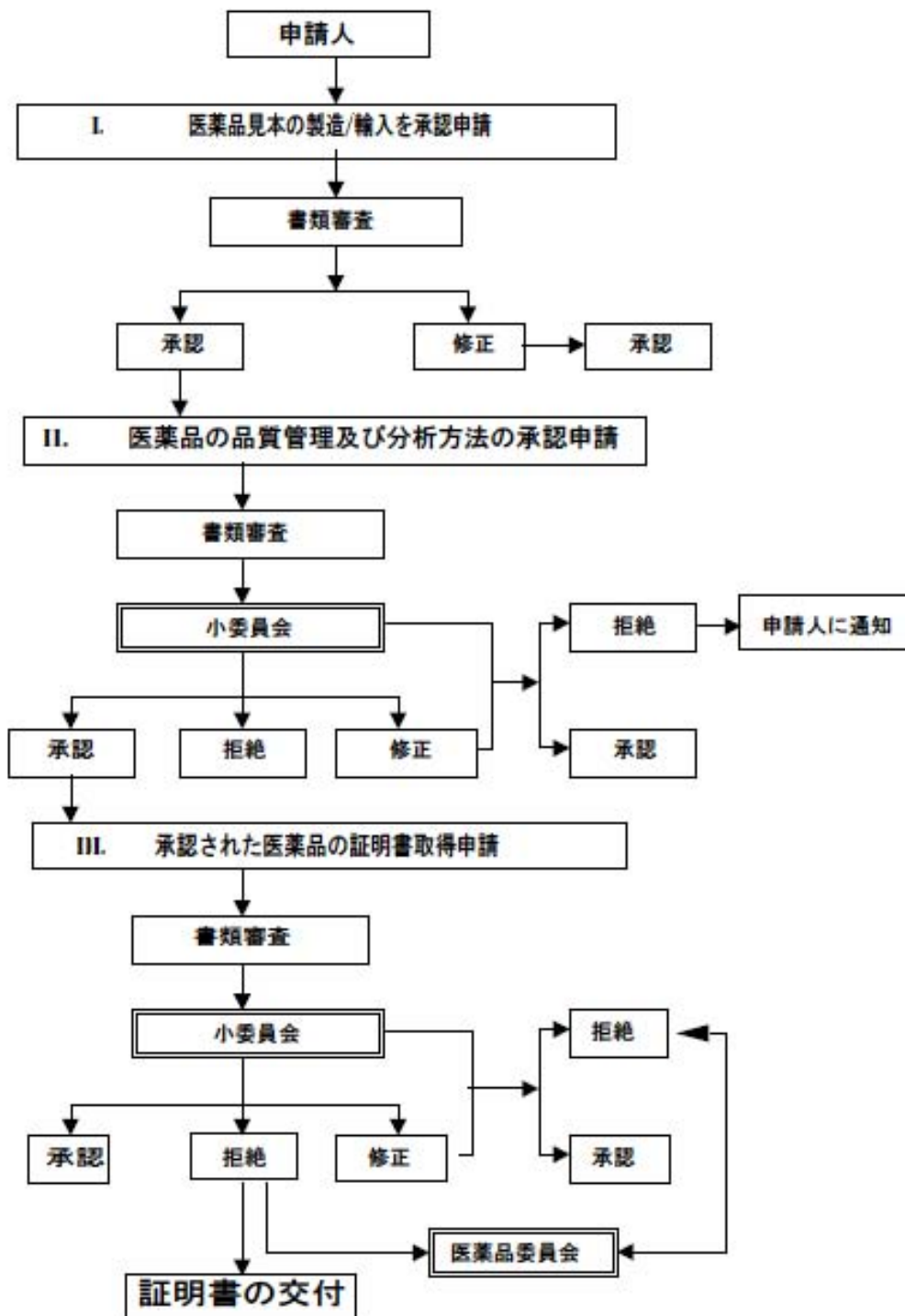
③ 承認された医薬品の証明書の取得申請
（タイ食品及び医薬局（FDA）の医薬統制部署に申請）

必要書類は以下の通りである。

- 申請フォーム
- 医薬品見本の製造若しくは輸入許可書
- 医薬品の見本
- 認可された医薬品の品質管理及び分析方法
- 薬理学上及び毒物学的研究（もし必要の場合）
- 臨床実施
- 安全性及び有効性の研究（もし必要の場合）
- 薬物構造式
- 医薬品の記述
- ラベルや包装に関する情報
- タイ大使館又はタイ領事館から保証された、輸入医薬品についての自由販売について合法化された証明書

8-5. ジェネリック医薬品の承認申請手続きフローチャート (No. 1)

引用したURL: <http://www.appl.fda.moph.go.th/drug/eng/files/status.pdf>



8-6. 新薬の承認申請手続き

新薬は、新しい化学製品、新しい表示、新しい配合もしくは新しい交付制度、新しい投薬形態を含む。新薬の手続きは1989年8月に改訂され、条件無しの承認及び流通の承認に先立って、安全監視プログラムの期間や販売限定の期間が定められた。

一方で、ジェネリック製品は、その効能を確かめるために、生物学的同等性試験に合格しなければならない。生物学的同等性試験のデータは、新薬の申請と共に、標準品質を満たしていることを証明するためにFDAに提出されなければならない。

1989年8月に設置された新薬の承認特別小委員会は、承認証明書が交付される前に、新薬及びジェネリック医薬品の両方についての安全性・有効性についての評価を行う任務を有している。

8-7. 新薬の承認申請手続きフローチャート

FDA 告示より引用

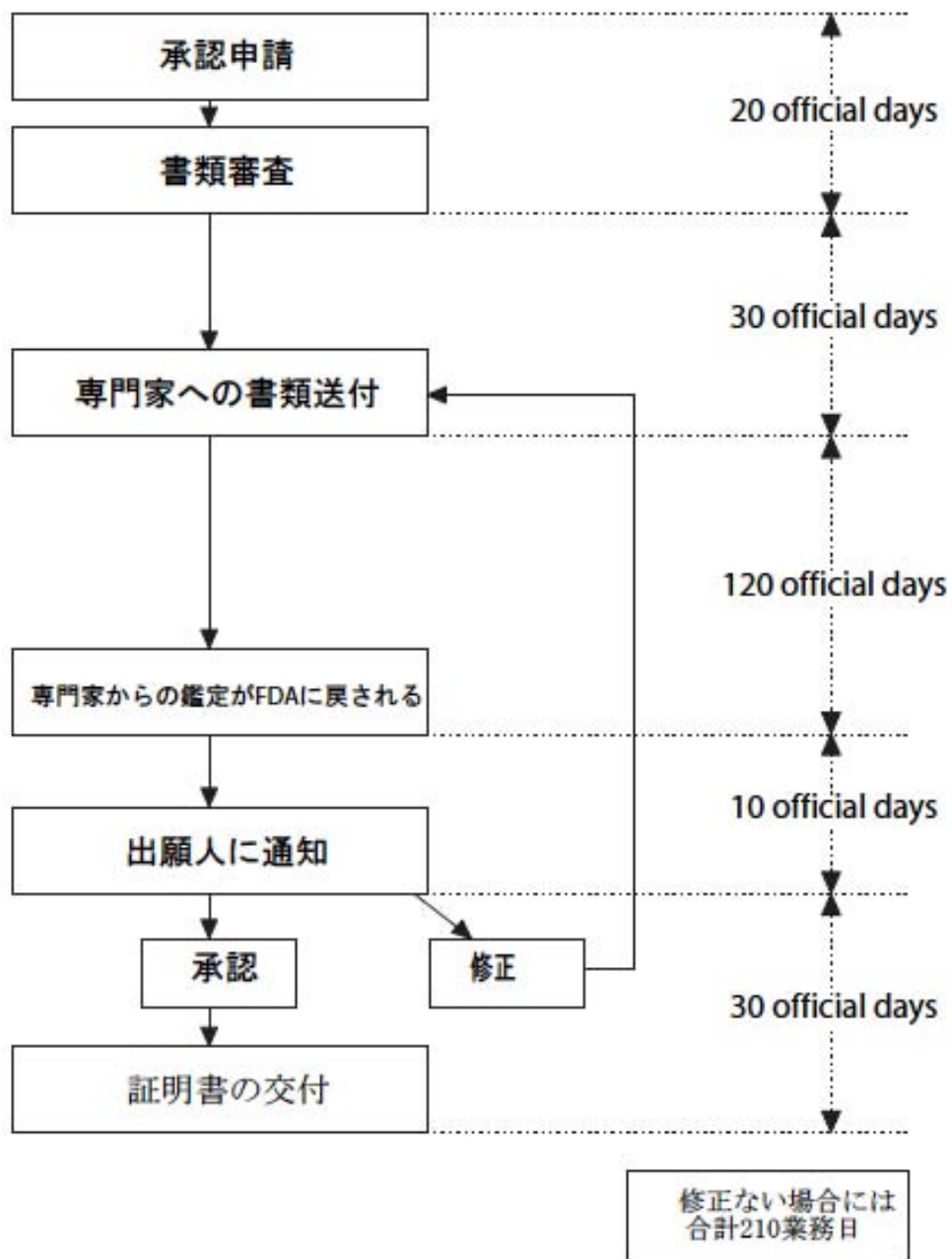
〔標準手続き〕には2通りある。

- ・ 対象：一般の医薬品
- ・ フローチャート1：小委員会に申請しない場合
- ・ フローチャート2：小委員会に申請する場合

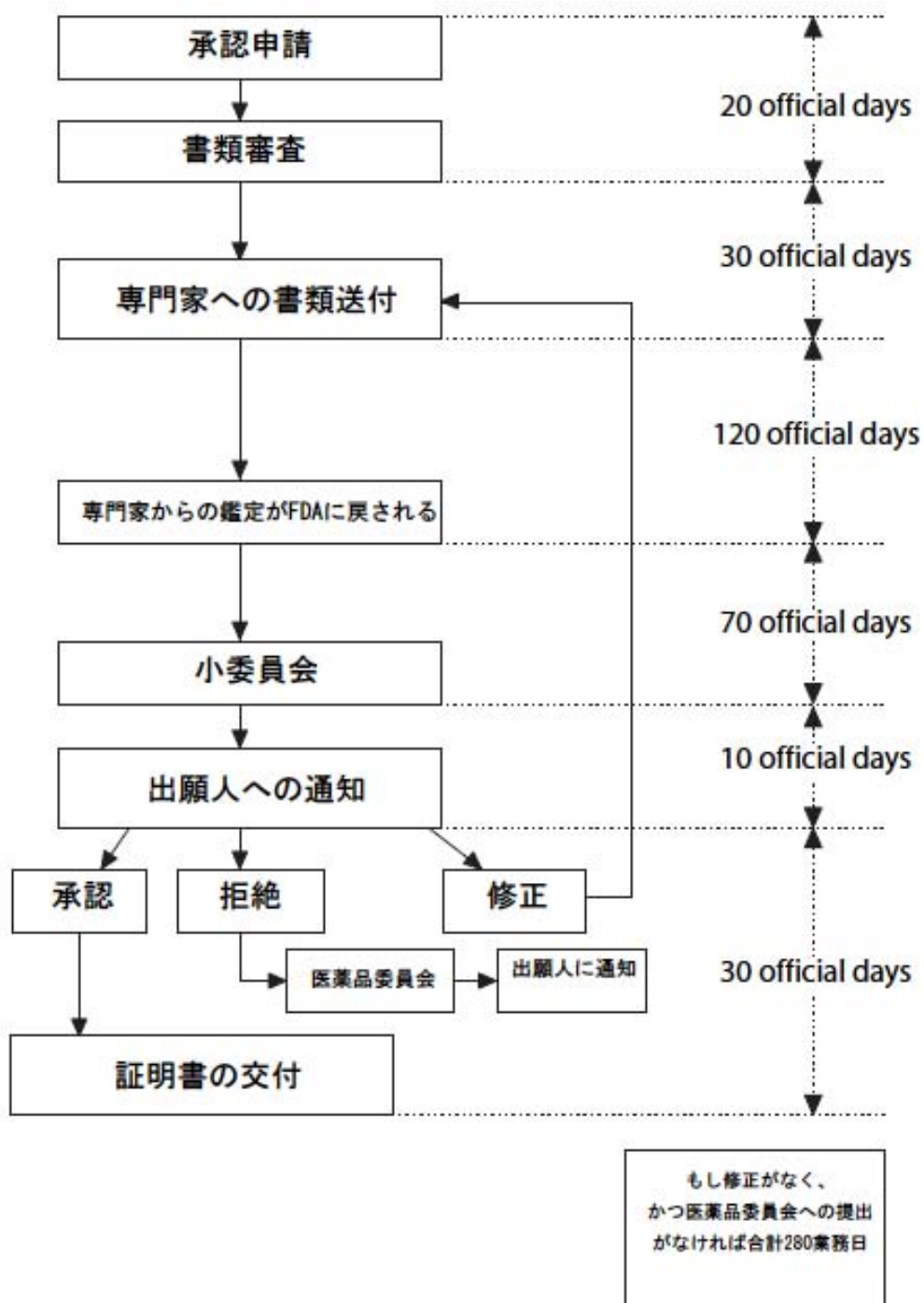
〔緊急又は優先的手続き〕には2通りある。

- ・ 対象：国の衛生問題解決のため、もしくは国民の健康問題のため、もしくは生命の危険に関わる医薬品、例えばエイズ特効薬、がん治療特効薬などFDAが必要と認めた治療薬などが適用される
- ・ フローチャート3：専門家からの鑑定が一致しない場合には、その申請は小委員会宛に審査が送られる
- ・ フローチャート4：何らかの書類の提出が遅れた場合で、専門家から小委員会に審査が送られ、小委員会にて更に検討される場合

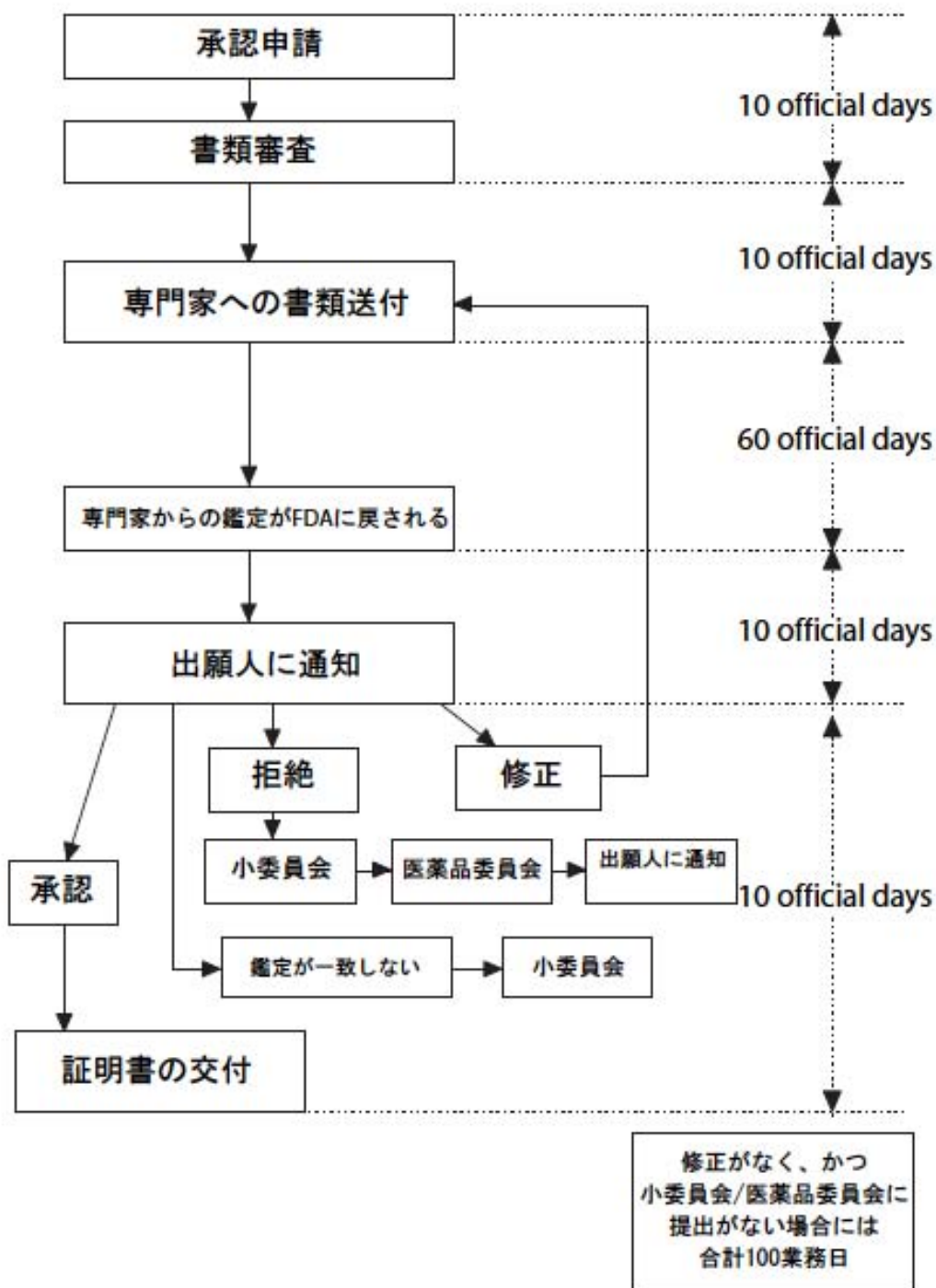
新薬承認申請手続きフローチャート〔方法1〕
標準手続き：小委員会へ申請しない場合



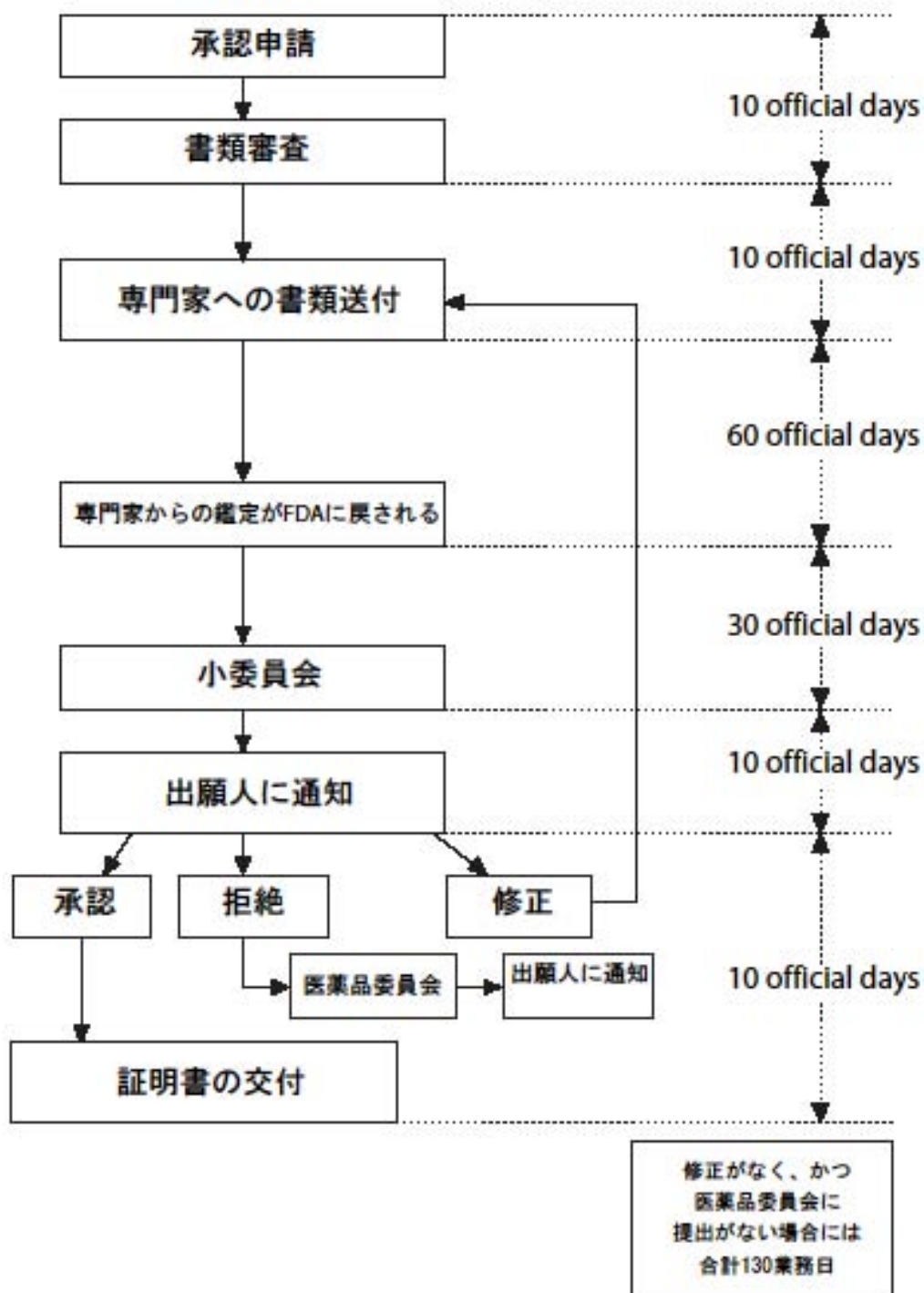
新薬承認申請手続きフローチャート〔方法1〕
標準手続き：小委員会へ申請する場合



新薬承認申請手続きフローチャート〔方法2〕
緊急又は優先的手続き：（ケース1）



新薬承認申請手続きフローチャート〔方法2〕
 緊急又は優先的手続き：（ケース2）



8-8. 先発医薬品 (Original New Drug) の承認申請手続き

タイ食品及び医薬局 (FDA) の医薬統制部署に、医薬品見本の輸入もしくは製造許可を申請する。申請書と共に、適当な量の見本、医薬品の有効性、品質についての完全な証拠、医薬品の有効性、安全性及び品質についての技術データを提出する。

尚、上記について必要な証拠及びデータは以下の通りである。

- ・ 申請書類
- ・ ラベル及びリーフレット
- ・ 動物の場合、薬理的及び毒物学的データ
- ・ 人間の場合、薬理的及び臨床データ
- ・ 化学的及び薬物的データ
- ・ 輸入する医薬品の自由販売についての証明書
- ・ 地方で製造する医薬品の原材料に関する証明書
- ・ 外国における医薬品承認の状況について

条件についての承認を得た後、出願人は以下の通りに行わなければならない。

- その医薬品を、政府若しくは私立の医療施設にて、安全性についての監視がなされる医師の処方の下で販売する。

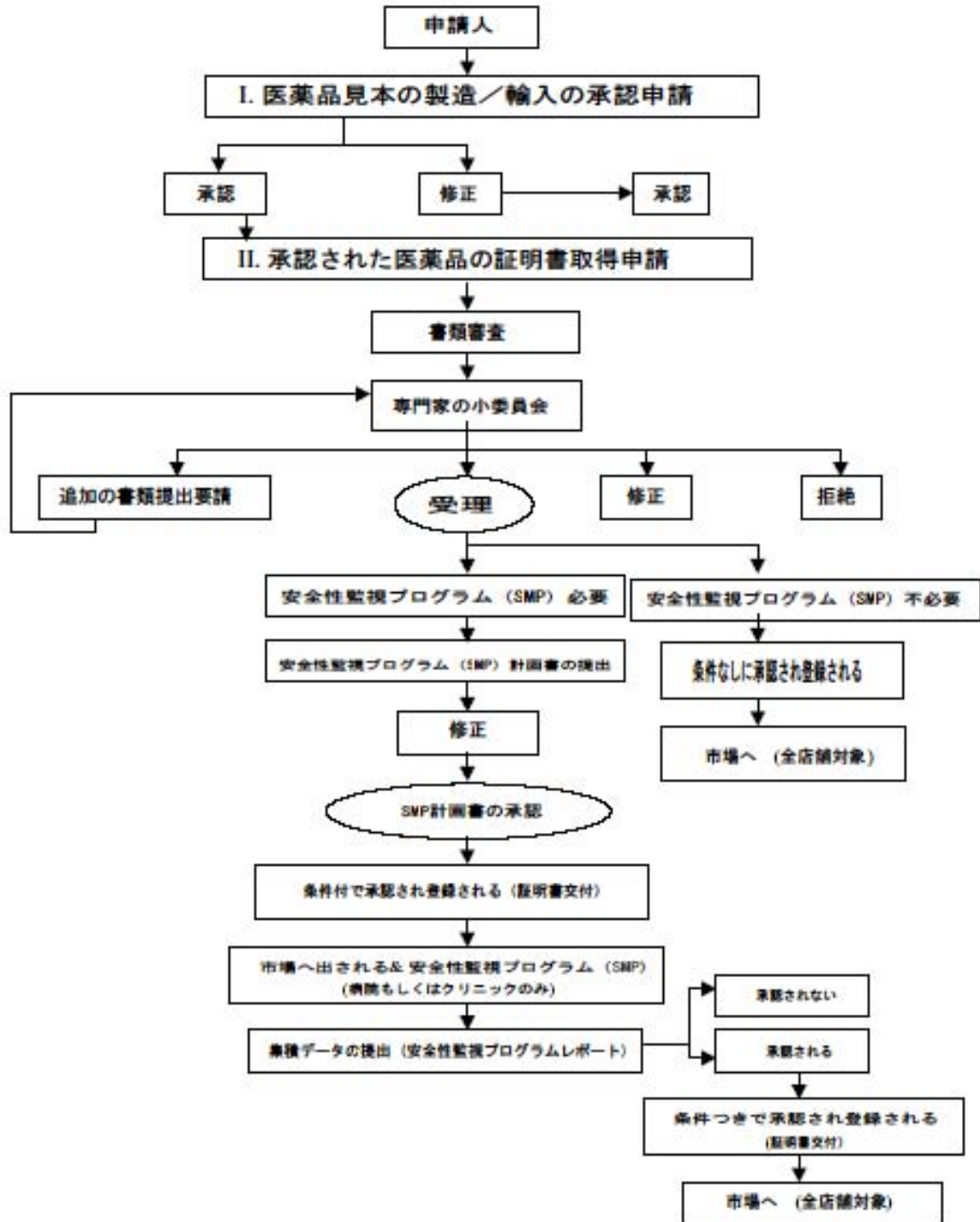
- 監視プログラムの終わりに、外国で試験されたその他の医薬品情報と共に、有害な医薬品の反応について簡潔に記録、評価し、FDA に報告する。

FDA はその提出されたデータやレポートが科学的に正しく完全である、と判断した場合には、条件をつけずにその登録を承認する。

その医薬品は普通の市場を通して販売されることが出来る。

8-9. 先発医薬品の承認申請手続きフローチャート

引用したURL: <http://www.appl.fda.moph.go.th/drug/eng/files/status.pdf>



8-10. 新ジェネリック医薬品の承認申請手続き

新ジェネリック医薬品とは、1992年以降に登録された、新しい成分の医薬品と同一の有効成分、服用量の医薬品のことを言う。

生物学的同等性試験の手続き手順をタイ食品及び医薬局（FDA）の医薬統制部署に提出する。輸入若しくは製造を申請する医薬品の見本を提出する。

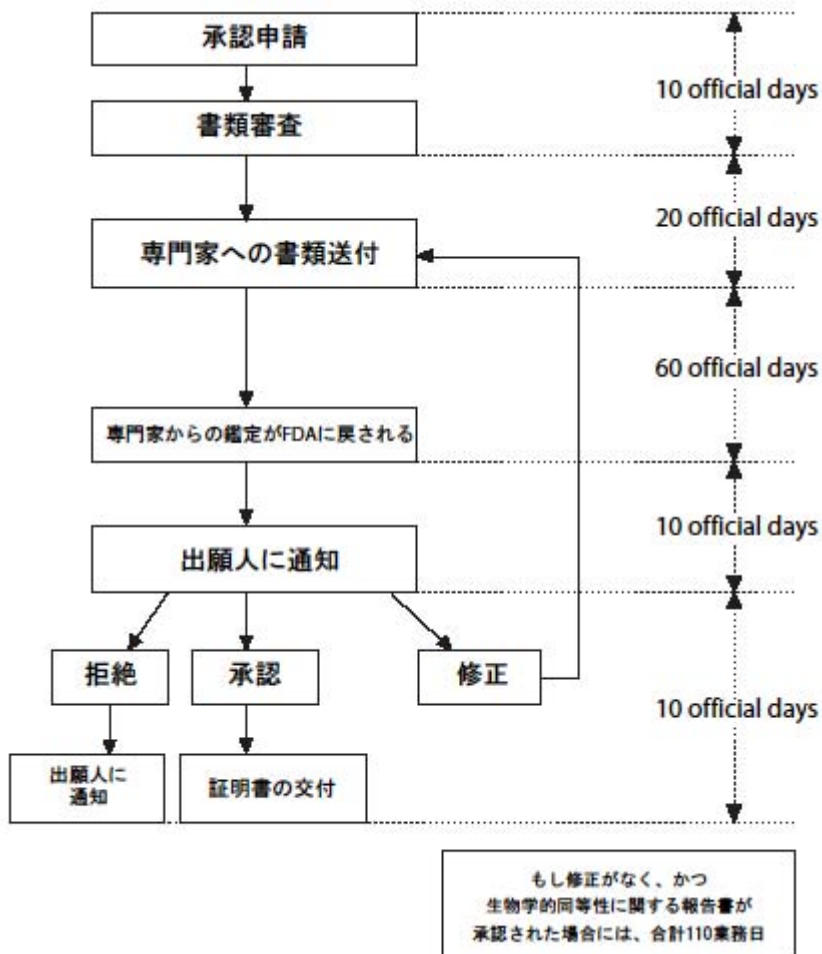
特定の政府機関で許可された手続き手順に基づいて、生物学的同等性試験を実施する。

新ジェネリック医薬品の承認申請手続きフローチャート：FDA 告示より引用

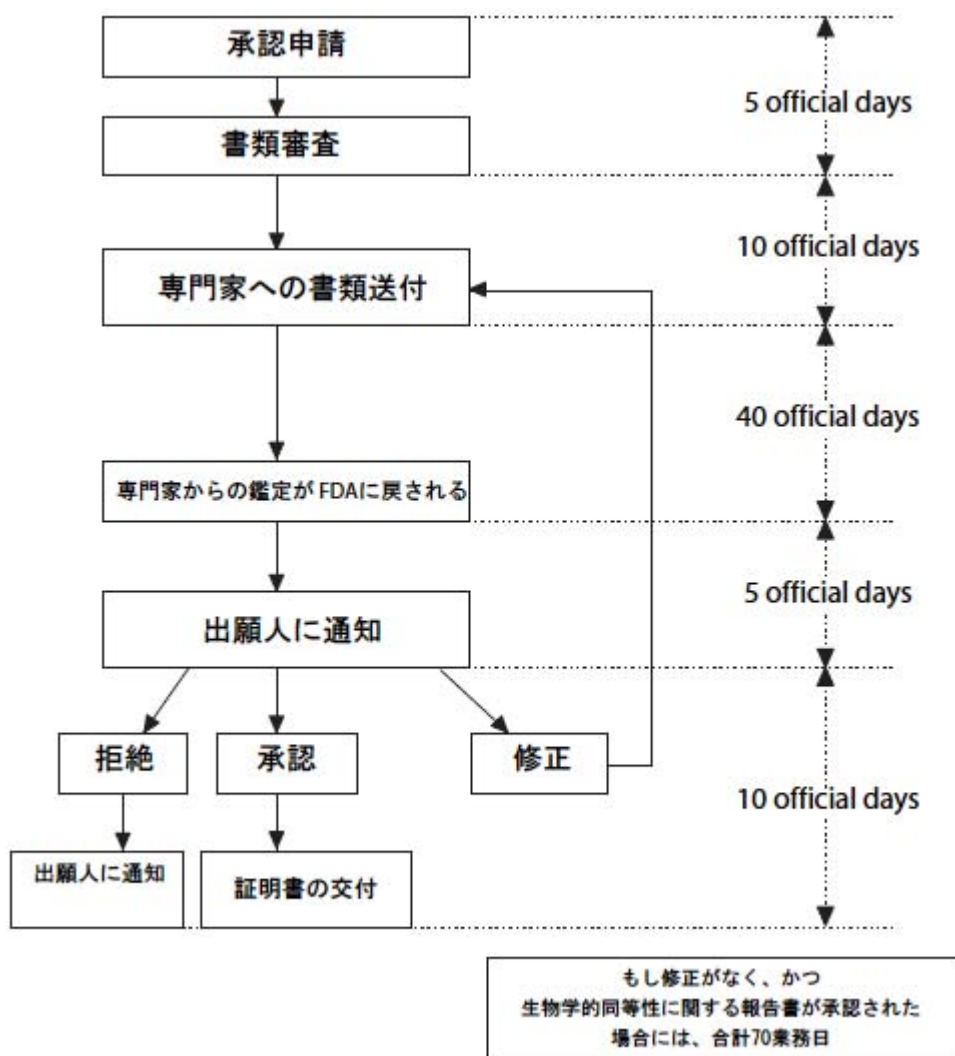
<p>[標準手続き]</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象：一般の医薬品
<p>[緊急又は優先的手続き]</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象：国の衛生問題解決のため、もしくは国民の健康問題のため、もしくは生命の危険に関わる医薬品、例えばエイズ特効薬、がん治療特効薬などFDAが必要と認めた治療薬などが適用される 外国での販売を目的とする医薬品も含む

8-11. 新ジェネリック医薬品の承認申請手続きフローチャート

新ジェネリック医薬品の承認申請手続きフローチャート [方法1]
標準手続き



新ジェネリック医薬品の承認申請手続きフローチャート〔方法2〕
緊急又は優先の手続き



第4編 使用許諾契約

1-1. 特許(小特許、意匠)のライセンス

特許(小特許、意匠)のライセンスに関する法規定

特許権者の独占的権利：(第36条)

特許権者は、

- ① 物に関する特許権の場合、特許製品を製造、使用、販売、販売のための所持、販売のための申し出、及び輸入する権利。
- ② 方法に関する特許権の場合、特許方法を使用し、また特許方法で製造された物を生産、販売、販売のための申し出、及び輸入する権利。
を有する。

また、上記規定は小特許にも準用される。

意匠特許権者の独占的権利：(第63条)

特許権者は特許権に基づく意匠を使用し、又は販売し、販売のために所持し、販売のための申し出をし、国内に輸入する独占的権利を有する。(但し、教育又は研究の目的のために使用する場合は除く。)

ただし、以下の場合においては、特許権者の排他的権利は認められない。(第36条。小特許にも準用される)

- ① 特許権者の通常利用に反しない場合や特許権者の権利上の利益に損害を与えない限り、教育、分析、実験あるいは研究に利する行為。
- ② 製造者あるいは使用者が善意で当該特許出願日以前に当該生産に従事し、又は当該装置を取得しており、当該出願登録についての知識もなく、あるいはそれ同等の根拠があり、かつ第19条の2に該当しない場合、特許登録した物を生産し、または特許登録した方法を使用する行為。
- ③ 当該医薬品を取り扱う行為を含む職業薬剤師による医師処方箋に基づく医薬調合行為。
- ④ 特許権権利期間後に当該特許医薬品を生産、販売又は輸入することを目的として、当該医薬品の登録申請を行うことに関連した行為。
- ⑤ タイが加盟している特許保護のために国際同盟あるいは条約の加盟国から船舶がタイ国に臨時又は事故により入国する際、当該機材が当該船舶にとって必要である場合、船舶、機械又は船舶周辺機器に関する特許を使用する行為。
- ⑥ タイが加盟している特許保護のために国際同盟あるいは条約の加盟国から航空機、自動車、タイ国に臨時又は事故により入国する際、航空機、自動車の組み立て、操縦又はその他の機材に関して特許発明である機材を使用する行為。
- ⑦ 特許権者が当該製品の製造者又は販売者に同意又は許可を与えた場合、当該特許製品の使用、販売、販売を目的とした所持、販売の申し出、輸入行為。

上記②の特許出願日以前の使用について：

タイ国で、製造に従事し又は装置を取得している善意の製造者又は使用者による、特許出願日以前の

特許製品の製造又は特許方法の使用については、特許権者の権利の侵害にはあたらないと規定されている。

タイ特許法におけるライセンスの規定：

特許法では、特許ライセンス契約の内容に関して、以下の内容が規定されている。(第45条より。小特許、意匠にも準用される)

特許権者は、自己の特許権による権利を他人が使用することを許諾することができる。

特許権使用の許諾については、特許権者が公平に欠ける条件を定めたり、競争を制限するような制限を設けたり使用料を定めることは出来ない。

ライセンス登録申請について：(第41条)

特許実施許諾契約は、商務省の知的財産局に書面にて登録しなければならない。(申請の項目で詳しく後述)

ライセンスの登録申請内容：

ライセンスを与える上での条件や使用料などが明確に記載されることが必要である。

ライセンス契約を結ぶ上で、特許権者は公平に欠ける条件を定めたり、競争を制限するような使用料を定めることは禁じられている。



特許実施権許諾契約の内容について特許法ではどのように規定されているか：

第39条では以下の規定がある。(小特許、意匠にも準用される)

1. 特許権者は、公正な競争を制限したり、影響を与えたりするような条件、制限、使用料(ロイヤルティー)を契約条項として入れてはならない。
2. 特許権者は、特許権消滅後の特許の使用に対し、ライセンシーにロイヤルティーを請求してはならない。



具体的にどのような条件、あるいは制限が公正な競争の制限にあたるのか、については特許法に基づく省令で詳しく定められている。

1979年特許法に基づく省令 No. 7 (1986年公布)
1979年特許法に基づく省令 No. 9 (1986年公布)
1999年特許法に基づく省令 No. 25 (1999年公布)
1999年特許法に基づく省令 No. 26 (1999年公布)

不当に競争を制限している可能性がある条件あるいは使用料とは：(省令 No. 25 第3項)

- ① ライセンシーが、特許権者、小特許権者、又は特許権者あるいは小特許権者が規定あるいは許可した販売人から、生産に使用するための材料の全て又は一部を手配するよう制限すること。生産に使用する材料に使用料があるか否かを問わない。
ただし、特許あるいは小特許に基づく効果が生産物に生じるようにするためそのように制限する必要性があるか、又はタイ国内で手配することの出来ない材料であるか、計算した使用料が他人から手配出来る同等の品質の材料の値段よりも低いことを証明できる場合は除く。

- ② ライセンシーが、特許権者あるいは小特許権者が規定した販売人から生産に使用するのための材料の全てあるいは一部を手配するよう制限すること。ただし、そのように制限しないと生産物が特許あるいは小特許に基づく成果がない原因となるか、又はタイ国内のいずれかの場所から手配することの出来ない材料であると証明できる場合は除く。
- ③ 許可した発明あるいは意匠を使用して生産を行うための個人の雇用に関するライセンシーの条件あるいは権利を制限すること。ただし、生産物に発明あるいは意匠に基づく成果があるようにするためそのように制限する必要性があると証明できる場合は除く。
- ④ ライセンシーの生産した製品の半分以上を特許権者、小特許権者、又は特許権者あるいは小特許権者が規定した者に対して販売するよう制限すること。
- ⑤ 特許権者、小特許権者、又は特許権者あるいは小特許権者が規定した者に対して、ライセンシーが生産した製品のすべてまたは一部の販売における権限を委任するよう制限すること。
- ⑥ ライセンシーが、製品の生産量、販売量を制限するよう規制すること。
- ⑦ ライセンシーが生産した製品を外国に輸出又は販売するよう規制すること。又は、ライセンシーが、生産した製品を外国に輸出又は販売する前に、特許権者あるいは小特許権者から許可を受けなければならないよう規制すること。ただし、ライセンシーが特許又は小特許のライセンス契約をする前に、特許権者又は小特許権者が前述の国の特許権者又は小特許権者であり、かつ第三者に対しその国において特許又は小特許に基づく製品を販売する排他的権利を許可していた場合は除く。
- ⑧ 発明又は意匠の研究、実験、開発に関するライセンシー条件あるいは権利を制限すること。
- ⑨ 許可を受けた発明又は意匠以外の他人の発明又は意匠の使用におけるライセンシーの条件や権利を制限すること。
- ⑩ 特許権者又は小特許権者が生産した製品の販売価格を決定する権限を持つよう規制すること。
- ⑪ 特許又は小特許のライセンス契約の時には、容易に立証することができなかつた瑕疵が有つた場合における、特許権者又は小特許権者の責任に関する例外あるいは制限を規定すること。
- ⑫ 特許権者又は小特許権者が他のライセンシーに対して行なつたライセンス契約で規定した率よりも必要以上に高いかあるいは不公正な率の特許又は小特許のライセンス契約の使用料を規定すること。
- ⑬ 競争に関する法律の妨げとなる条件を規定すること。

不当に競争を制限しているとみなされる条件あるいは使用料とは：（省令 No. 25 第 4 項）

- ① 特許権者又は小特許権者の他の発明又は意匠を使用するようライセンシーに規制し、かつその使用に関する使用料を要求すること。
ただし、特許あるいは小特許に基づく効果が生産物に生じるようにするためそのように規制する必要があるか、又はタイ国内の他のいずれかの場所で探すことのできない発明あるいは意匠であるか、さらに計算した使用料が前述の発明又は意匠から得られる効果と匹敵すると証明することが出来る場合は除く。
- ② 特許権者の特許が第 54 条あるいは第 64 条に基づかない、あるいは小特許権者の小特許が第 65 条の 9 あるいは第 77 条の 8 に基づかない、といった反論をライセンシーが提起することを規制すること。

- ③ ライセンシーが改良した発明又は意匠を公開するよう規制すること、又はライセンシーに対し、利益に見合った使用料を規定せずに特許権者あるいは小特許権者が前述の発明又は意匠の排他的権利者であることを認めさせること。
- ④ 特許又は小特許の期限が切れた後に発明あるいは意匠の使用に関する特許権又は小特許権の使用料をライセンシーが支払うよう規制すること。
- ⑤ 裁判所が判決したことがある、あるいは委員会又は競争に関する法律に基づいて設置された委員会が決定したことがある、競争を不当に制限する条件、権利の制限あるいは使用料をライセンシーに対し強制すること。

1-2. 特許ライセンス契約の登録申請

登録申請方法：（第 41 条及び 1979 年特許法に基づく省令第 26 部[1999 年]）

知的財産局規定の申請フォームとライセンス契約書を特許庁に提出しなければならない。また申請するにあたり、書留で以下のいずれかの役所に郵送することもできる。

- ① 商務省知的財産局
- ② 局長が指定する他の地方商務局事務所

特許権者がタイ国内に住所を有しない場合、特許の申請を代行した代理人が委任状をつけて申請書を提出できる。

ライセンス契約の登録申請に関する審査：

登録官は提出書類と契約書の内容を審査する。この段階で、内容が不適切であったり、書類が不備の場合は、登録官は訂正あるいは追加の書類の提出を求めるか、または当事者あるいは代理人を呼び、幾つかの点の説明を求めることができる。

申請人あるいは代理人は特許庁からの通知を受けた日から 90 日以内に書類の提出をしなければならない。もし従わない場合は、局長が特別に期日の延長を認める以外は、実施許諾の登録の申請は放棄されたものと見なされる。

申請書類が適切かつ十分であり、契約のどの条項や制限も特許法の趣旨に反しないと判断した場合、局長は実施許諾契約の登録を命ずる。

局長が申請書及び添付書類が不適切かつ不十分と判断した場合：

局長は申請を却下する。局長が契約書のいずれかの条項が特許法のライセンス条項および他の規定に抵触すると判断する場合、特許委員会に審査を付託する。

特許委員会の決定：

特許委員会でその契約書がライセンスの規定に違反すると認めたとき、局長はこの契約の両当事者が無効な条項を削除し、局長が契約の有効な部分を許可できる場合を除き、その登録を拒絶しなければならない。

1-3. 特許の強制実施権

特許法には強制実施に関する幾つかの規定がある。強制実施権が行使できる基準は大きく以下の 3 つに分けられる。

A: 特許の不実施の場合（第 46 条）

B: 特許に含まれたクレームの実施が他の特許権を侵害する恐れがある場合で、そのクレームの実施を望む場合（第 47 条）

C: 政府が公衆の利益のため特許を利用する場合（第 51 条）

A: 特許の不実施の場合：(第 46 条)

何人も、特許の付与から 3 年経過後、または出願の日から 4 年後のどちらか遅い時期に、特許権者が以下の行為をしていた場合、特許庁局長に対して強制実施権を申請することができる。

- (1) 正当な理由がないのに、国内で特許製品が製造されていない、あるいは製法特許が使用されていない。
- (2) 正当な理由がないのに、その特許を使った製品が国内で販売されていない、あるいは販売されているとしても法外に高い値段で販売されているか、あるいは一般公衆の需要量を満たしていない。

強制実施権の申請者は、特許権者からライセンスを得るため、妥当な条件及び実施料を提示して努力したにもかかわらず、妥当な時間内に合意に到らなかったということを示さなければならない。

B: 特許に含まれたクレームの実施が他の特許権を侵害する恐れがある場合で、そのクレームの実施を望む場合：(第 47 条)

以下の条件をすべて満たせば、その特許権者は他人の特許の強制実施権を申請できる。

- (1) ライセンスを求める特許発明と比較したとき、そのライセンスを申し出る者の発明が、技術面において重要でかつ進歩性があり、よりよい経済的利益をもたらしていること、かつ
- (2) 当該特許権者はライセンス申請者の特許権を適当な条件下で実施できること、かつ
- (3) ライセンス申請者は当該実施権を他の者に譲渡しないこと、この場合当該譲渡がライセンス申請者の特許権と一緒に譲渡される場合、この限りではない。

この点で、ライセンス申請者は、条件及び適当な使用料を提示し特許権者の特許に基づく権利の使用を申請する努力をしたが適当な期間内に合意に達することができなかった、ということを示さなければならない。

A 及び B の強制実施権の申請に対する審査について：

審査にあたり、担当官は申請者、特許権者、実施権者に対し、当該申請を審査する期日を通知し、特許権者及び実施権者に対し当該申請の複写を送付する。

また、担当官は申請者、特許権者若しくは実施権者を出頭させて陳述を求め、追加の文献若しくは物品を送付させる場合がある。

担当官が審査をし局長が裁定した後、裁定の内容を申請者、特許権者、実施権者に通知する。

局長の裁定に対し不服がある場合、関係当事者は裁定の通知を受けた日から 60 日以内に委員会に不服の申立てをすることができる。

強制実施権を与えることを局長が決定した場合：

局長は使用料、実施条件、特許権者の権利制限及び実施権者について特許権者と実施権者が合意した内容で説明をしなければならない。

局長が提示した期間内に両者が合意しなかった場合、局長は以下の規則に従って

適当と見なされる使用料、条件、制限を決めなければならない。

- (1) ライセンスの範囲と期間については必要以上のものであってはならない。
- (2) 特許権者は、他の実施権者に実施許諾する権利を持つものとする。
- (3) 実施権者はビジネス又は信用を譲渡しない限り、ライセンスを他人に譲渡する権利は持たないものとする。
- (4) 実施許諾は国内の公共の需要に見合う目的を一義的に持つものとする。
- (5) 調整された実施料は環境に応じて適当なものでなければならない。

使用料、実施条件、制限を局長によって調整した後、局長は申請者に対しライセンス証明書を発行する。

ライセンス証明書の発行及びその手続きは省令、規則で定められている。

局長の決定に対して不服がある場合：

決定を受け取った日から 60 日以内に委員会に上訴することができる。

C：政府が公衆の利益のため特許を利用する場合（第 51 条）

政府は以下の場合に限り、強制実施権を行使することができる。

- (1) 公共の消費サービスを実行するため、あるいは国防に重要なもの、あるいは天然資源、環境の獲得及び保全のため、あるいは食品の欠乏を緩和あるいは避けるために、あるいは他の公共目的のために消費、使用するために、省、政府各局はそれ独自で、あるいは他者を介して特許法に基づきいかなる特許権も実施できる。
- (2) 首相は内閣の承認を得て、戦争及び緊急事態の間、国防及び安全保障のためにいかなる発明の実施を命ずる事が出来る。

(1)の場合、政府省、局は、特許権者あるいは実施権者に対し使用料を支払い、また特許権者に対し特許権の使用について遅滞なく書面で通知しなければならない。（A及びBの強制実施権の申請の場合には適用しない。）

(2)の場合、政府は、特許権者に相応の使用料を支払い、特許権の使用について遅滞なく特許権者に通知しなければならない。

もし特許権者がその強制実施権の行使について不服がある場合、その者はその命令を受け取った日から 6 日以内に命令あるいは使用料について裁判所に上訴することができる。

強制実施権により取得したライセンス契約の取り消しについて

強制実施権によって取得したライセンス証明証の撤回を求める申請書を提出する場合：

申請人は、以下に記述する証拠を示さなければならない。

- (1) そのライセンス書の交付が無効となり、かつ再交付はないこと、かつ
- (2) 前述のライセンスの撤回が、ライセンシーの使用権あるいは利益に影響を与えないこと。

提出後の経過：

局長が、特許権あるいは小特許権のライセンスの撤回を決定した場合、担当官は、特許権者、小特許権者、あるいはライセンシーに対し、その旨を遅滞なく通知しなければならない。

1-4. 強制実施権についてのケーススタディ

タイ政府により行われた3品目の特許権についての強制実施権行使について(2007年2月):
(以下、タイ保健省発行の「Facts and Evidences on the 10 Burning Issues “Related to the Government Use of Patents on Three patented essential Drugs in Thailand”」(Issued on February 2007, ISBN 978-974-94594-5-7)より抜粋し引用した。弊所にて和訳)

タイ政府により行われた3品目の薬剤及びタイ保健省の見解は以下のとおりである。

1. Merck Sharp & Dohme 社の Efavirenz 薬剤について

この薬剤は有効な抗エイズ薬剤で、製薬事局が製造した抗エイズ薬剤の Nevirapine という薬剤よりも害の少ない薬剤である。Nevirapine には GPO VIR という成分が入っており、先進国や発展途上国においてこの薬剤を使用してアレルギーを起こす人は全体の20%に上っている。従って、Efavirenz を使用するようになったが、今までタイ国では、患者全員はまずこの GPO VIR を服用しなければならなかった。この薬剤を使用してアレルギーのひどい場合には、価格が2倍以上もする Efavirenz をかわりに使用した。現在、患者の人数はかなり多いが、必要とされる薬剤を使用することは出来ないでいる。疾患統制局局長による政府の権利実施により、Efavirenz の値段は、以前は一月あたり1,300THB だったのが、650THB に下がり、今までの2倍の患者に割り当てることができるようになった。このままこの権利実施を続けることにより、薬剤の価格が下がる傾向と思われる。もし薬剤の価格が今までの価格の20%にまで下がった場合、我々は Efavirenz を新しい患者全員にも割り当てることができ、患者に対して今後 GPO VIR という成分が入った Nevirapine を服用させる危険がなくなる。

2. Abbott Laboratories Limited 社の Clopidogrel 薬剤について

疾患統制局の研究によると、エイズ患者が薬剤を初めて服用すると (GPO VIR もしくは Efavirenz)、最初の段階で薬剤に対する抵抗作用を起こすが、それは薬剤を常時服用しているか、さらにエイズ菌そのものの影響による。エイズ患者が抗エイズ薬剤を最初に服用した1-2年目に薬剤に対する抵抗作用を起こすのが全体の10%であると予想されている。タイ国ではエイズ患者が約50万人いる。従って、短い時期でエイズ薬剤の抵抗作用を防ぐ薬剤を求めている患者が少なくとも5万人いることになる。薬剤の抵抗作用を防ぐ薬剤として重要な薬剤は、Abbott という会社の Lopinavir + Ritronavir (もしくは市場の名称で言うと Kaletra) であり、疾患統制局、健康保健省に対して販売している価格は一月当たり4,000THB もしくは年間では92,000THB である。もし、5万人にこれらを使用すると、必要な予算は年間に36億 THB となる。すなわち政府では、何十万人もいるエイズ患者に対して最初の薬剤を提供しなければならない任務を負っているため、患者全員に十分な予算を確保する道は無い。患者が薬剤をもらえない場合には、まもなくエイズ菌が移ってしまい、最後には死亡する。我々はこのようなエイズにかかってしまった人を、薬剤があるのにもかかわらず、適当な年齢よりも前に死亡させ、見過ごしてしまうことになるのだろうか。その他に、Lopinavir + Ritronavir は国家薬剤リストにも載っている薬剤で、タイ国民全員が得る権利を持っている。

3. ChanofiiSintrabo (Thailand) 社の Lopinavir + Ritronavir 薬剤について

この薬剤は血液の凝固を防ぐ薬剤で、とりわけ心臓の血管が詰まることを防ぐ。従って、心臓の血管が詰まって死亡する病気を防ぐための重要な薬剤である。この薬剤は一粒あたり90THB である。しかし、もしタイ国内もしくはインドなどの外国から輸入した場合には、一粒あたり10パーツを超えない価格である。現在、国家健康保険原則に基づく権利者は、国家薬剤リストに載っているにも関わらずまだこの薬剤を得られていない。なぜなら、病院では十分な予算がないため、アスピリンをその代わりに使用している。ケースによってはその効果は少なく、むしろ副作用が生じることが多い。前述の薬剤に対して政府(健康保健省)が権利実施の公示を行ったことにより、国家健康保険原則に方針に基づく患者の多くが前述の薬剤を使用することができることになった。

以上の3つの薬剤のケースから、健康保健省が権利実施の公示を行ったことは、必ずしも政府の予算が節約されたわけではなく、Clopidogrel のケースで言えば、政府の各医療施設では逆に責務が

増えている。しかし、まだ責務を負える範囲にある。一番重要な目標とは、タイ国民が必要な薬剤を使用して病気治療ができるようになることである。

1-5. 商標のライセンス

タイ商標法では、第5章の第68条から第79条にライセンスについての規定がある。

タイ商標法では、

商標権者は登録された指定商品に関する商標の独占的使用を有する

と定められている。

そこで、

タイ商標法でライセンスはどのように定められているか：

商標法では、ライセンス契約の内容に関して、以下の内容が規定されている。

登録された商標権者は、登録された商標についての物品の全て若しくは一部分を、他人に使用させる契約(以下ライセンス契約と称する)を結ぶことが出来る。

商標のライセンス契約は、書面で、かつ登録官に対して登録されなければならない。

ライセンス契約の申請手続きや使用書類については、以下の省令で細かく規定されている。

1991年商標法に基づく省令第4部(2000年に改定)

2000年知的財産局告示(商標及びサービスマークのライセンス申請について)

1-6. 商標ライセンスの登録申請

商標実施許諾契約は商務省の知的財産局宛に書面にて登録しなければならない。

登録申請方法：

以下の書類を商標登録官に提出する。

(提出すべき書類については2000年知的財産局告示第2項に記載されている)

- (1) 書式 KOR-05 の申請書 1 部
- (2) 商標の所有者及びライセンス申請者の署名のある、商標のライセンス契約書
- (3) ライセンス契約書のコピーで、ライセンス申請者により正しいことが証明されているもの。(契約者双方の署名が必要)
ただし、契約者両者が契約の一部を公開する意思がない場合、契約者双方は商標のライセンスに関わる部分の書類のコピーのみを提出する。さらに、ライセンス契約に関わる説明書(書式 IP-01)も共に提出する。
- (4) 商標のライセンス契約書が外国語で作成されている場合は、翻訳者により正確に訳されたことを示す証明書のあるタイ語翻訳書
- (5) 商標登録証明書あるいは登録更新書
- (6) ライセンシーが個人である場合は、その者の身分証明書あるいは政府により発行されたその他の身分証明書あるいは外国人身分証明書あるいはパスポートのコピー(次の項目7がある場合は除く)

- (7) ライセンス申請者が法人である場合、法律に基づく権限を有する者により証明されたライセンス申請者の会社登記簿で交付日から6ヶ月を超えていないもの。但し、その法人が外国法人である場合は、次の(8)の書類を提出すること。
- (8) ライセンス申請者が代理人を設置した場合には、委任状。但しその委任状には、そのライセンス申請者の住所のある国のタイ国大使館あるいはタイ国領事館の長、あるいはそのライセンス申請者が居住している国に常駐している商務局長、あるいは前述の者の代わりに同様の権限を与えられた者による認証手続きが必要である。
もし、上記の委任行為がタイ国内でなされ、かつ代理人設置者もしくは委任者がタイに住所を有さない場合、その者のパスポートコピーもしくは在留証明書のコピー、もしくはその者が代理人設置時あるいは権限委任時にタイにいたことを登録官に示すことのできるその他の証拠が必要である。
- (9) ライセンス申請者が代理人を設置した場合に、その代理人に関する上記(6)または(7)の書類コピー。

ライセンス契約の登録申請に関する審査：

担当官は、まず上記の申請書類が正しく提出されたかどうかを確認し、(3)の書類を審査した結果、原本と一致して正しいと判断した場合、原本を確認したことを表す内容をその書類のコピーに押印し、ライセンス申請者に商標ライセンス契約書の原本を返却しなければならない。
さらに、担当官はライセンス契約の内容に必要な事項が記載されているかどうかについて検討する。

以下の必要事項はライセンス契約に記載されなければならない：

- (1) 商標権者とライセンス申請者との間において、商標権者が申請人の商品の品質を真に管理することのできるような条件あるいは制限(Quality Control)
- (2) その商標の使用を許可された対象商品の特定
- (3) ライセンス申請者がその商標の排他的使用権者であるか、又は商標権者が他人にその商標の使用を許可していることを示す内容

また、以下のライセンス契約は登録が拒絶される：

公衆に混乱若しくは誤解を生じさせるおそれがあり、又は公序良俗若しくは国策に反している契約

商標のライセンス契約が、公衆に混乱若しくは誤解を生じさせるおそれがなく、かつ公序良俗若しくは国策に反していない、と判断した場合、条件並びに制限を付し、契約を登録するよう命じなければならない。

登録官が拒絶命令を出す場合：

登録官は商標権者とライセンシーに対し、文書によりその旨を速やかに知らせなければならない。また、登録官が、条件若しくは制限を付して申請を登録することを命じるか、又は拒絶することを命じる場合、前述の者にその理由を付して、その旨を知らせなければならない。

登録官の拒絶命令に不服がある場合：

商標権者あるいはライセンシーは、登録官による拒絶通知を受領してから90日以内に、商標委員会に対し審判請求をすることができる。もし、前述の期間内に審判請求をしなかった場合は、登録官の命令を最終とする。

商標委員会の決定を最終決定とする。

ライセンス契約の効力と期間について：

商標法では以下の規定がある。

営業活動でライセンシーがライセンスに基づいて物品に商標を使用することは、商標権者による使用とみなされる。(第70条)
(この結果、使用権を与えられた商標は、使用されたと見なされるため、不使用を理由とする登録取り消しの対象とはならない。)

商標のライセンス契約は、商標登録の取り消しがなされた場合無効となる。(第76条)

(そのライセンス契約に他の規定がない限り)商標権者は、その商標を自分で使用するか、あるいはライセンシー以外の他人にさらに使用許可を与えることができる。(第77条)

(そのライセンス契約に他の規定がない限り)ライセンシーは、その商標が登録されている間、登録されている全ての商品について、国内でその商標を使用することが出来、登録期限を更新した場合も同様に使用できる。(第78条)

(そのライセンス契約に他の規定がない限り)ライセンシーは、第三者に対してそのライセンス契約に基づいた使用権を譲渡したり、他人に再許諾することは出来ない。(第79条)

また、他者による商標侵害があった場合、商標権者のみが侵害者を訴えることができ、ライセンシーは単独で訴えることは出来ない。(ライセンス契約の内容でライセンサーがその行為を許可していた場合は除くが、通常、商標権者のみにその商標の独占的使用権が与えられているため、そのような行為はできない。)

逆に、ライセンシーが他者の商標権を侵害したと訴えられた場合、ライセンシーに侵害の意図があったかどうか、そのライセンサーとのライセンス契約の内容はどのように規定されていたか、問題となっている商標が商標法に基づく登録商標であるか、などが争点となる。従って、場合によってはその商標のライセンサーも責任を問われることになる。

商標ライセンス契約書の項目を変更する場合：

商標権者並びにライセンシーは、元の書類の変更部分を明記し、共同して申請書を提出し、その際以下の書類を添付しなければならない。

- (1) 変更した商標ライセンス契約で、商標権者並びにライセンシーの署名のあるもの
- (2) 登録証明証

商標権者らが書類を提出した後、登録官は、商標ライセンス登録証の項目変更を許可する命令を出した場合、登録簿並びに証明証にその変更部分を記載し、その証明証並びにライセンス契約書を商標権者に返却しなければならない。

商標ライセンスの取り消しを申請する場合について：

A. 商標権者並びにライセンシーが申請する場合の書類は以下の通りである。

商標登録証、
その商標のライセンス契約書、
(契約期限が過ぎたことを理由とする取り消し申請の場合は)その商標のライセンス契約が期限を過ぎたことを示す書類

登録官は、審査の結果、商標のライセンス契約の登録解除命令を出す場合、登録簿、商標登録証明証並びに商標のライセンス契約書にその旨を記録し、その商標の登録証明証並びにライセンス契約書を商標権者に返却しなければならない。

B. また、利害関係人又は登録官が商標委員会に対し、その商標のライセンス契約の登録を取り消

すよう、請求することが出来る場合もある。その条件は以下の通りである。

- 利害関係人又は登録官が、
- (1) ライセンシーによる商標の使用が公衆に混乱若しくは誤解を生じさせ、又は公序良俗や国策に反している、又は、
 - (2) その商標権者が、その商標に使用されている物品の品質を、今後実際に管理することが不可能である、
- ということが示すことができる場合。

Bの場合の申請経過：

- ① 利害関係人が申し出人であった場合、その利害関係人は、その商標のライセンス契約の登録解除を求める理由を示して、登録官に対して申請書を提出しなければならない。登録官は、その申請書を受理した後、その申請書を委員会に対して提案しなければならない。
- ② 登録官が申し出人であった場合、登録官は、その商標のライセンス契約の登録解除を申請する理由を示して、委員会に対して申請書を提出しなければならない。

最終的な登録官の命令あるいは委員会の決定、又はBの場合に基づく委員会の命令、又は裁判所の判決があった場合：

登録官は、その商標権者を召喚してその商標の登録証明証並びにライセンス契約書を提出させ、その解除を登録証明証並びにライセンス契約書に記載し、その商標権者にそれらの書類を返却しなければならない。

1-7. 商標のライセンスについての注意点

1991年商標法が効力を有する前に行われた商標ライセンス契約について登録が必要か：

登録の必要はないが、その契約が1992年2月13日以降に効力を有する場合は除く。(商標法に基づく省令2000年第4部より)

商標ライセンス契約が1年毎に効力を有する場合、各年毎に登録を行わなければならないか：

各年ごとに登録が必要である。(商標法に基づく省令2000年第4部より)

商標ライセンス契約の実施料を決める基準はあるか：

各種産業分野で実施料のレートを設定するような機関はない。また、実施料の限度額を設けた規定もない。従って、実施料の内容は両当事者間の決定に委ねられる。

実施料を送金する場合：

タイ国内から外国に実施料を送金する場合、タイ中央銀行は実施料の上限を規定していないが、国外送金をするときの形式として地場銀行を通じてタイ中央銀行の承認を得ることが義務づけられており、送金額の15%が税法上ライセンス料、例えば、場合に応じて著作権料、商標料として源泉徴収される。

登録商標を使った製品の代理販売契約は登録が必要か：

代理販売契約が商標ライセンス契約の要素を含む場合は、商標ライセンス契約と見なされ、法に従って登録をする必要が出てくる。なぜなら、商標法は、商標権者がライセンシーの製品の品質をコントロールすることを可能にし、それにより消費者を保護しようとするからである。商標法により登録が義務づけられるのは、代理販売契約に従い販売者が製品を輸入しさらにそれを製造する場合である。

サブライセンス契約の場合、商標ライセンス契約またはサブライセンス契約は登録が必要か：

ライセンス契約のなかで、ライセンシーがさらに外部の者に権利を譲渡するかあるいは他人に商標の一時使用を許可することができる、と規定していた場合、権利の譲渡あるいは一時的な使用許可は文書で登録官に対して登録されなければならない。(商標法に基づく省令2000年第4部より)

第5編 先使用権の主張

1-1. 特許法における先使用権

先使用権とは、ある者が特許出願をする前に、同じ製品を善意に生産、もしくは同じ製法を善意に使用する行為から生じる実施権である。タイ特許法には、この先使用権を明確に定義した条文はない。また、このような先使用権に関するケースは、タイの裁判所ではまだ扱われていない。しかしながら、特許法第36条の特許権の規定の中で、独占的な権利の範囲外として、解釈されている。

特許権者は次の独占的権利を有する。（第36条）

- ① 物に関する特許権の場合、生産すること、使用すること、販売すること、販売のために所持すること、販売のための申し出又は国内に輸入すること。
- ② 方法に関する特許権の場合、特許権に基づき方法を使用すること、生産に使用すること、販売すること、販売のために所持すること、販売のための申し出、特許権による方法を使用して生産した製品を販売又は輸入すること。

第1項は次の条項には適用しない。

- ① 特許権者の通常利用に反しない場合や特許権者の権利上の利益に損害を与えない限り、教育、分析、実験あるいは研究に利する行為。
- ② 製造者あるいは使用者が善意で当該特許出願日以前に当該生産に従事し、又は当該装置を取得しており、当該出願登録についての知識もなく、あるいはそれ同等の根拠があり、かつ第19条の2に該当しない場合、特許登録した物を生産し、または特許登録した方法を使用する行為。

（以下、略）

従って、36条②により、先使用者は、特許権の排他的権利の例外として、その特許を使用することが可能となる。

添付資料

添付資料 A : タイ主要官庁等の所在地一覧

(注 : 電話及びFAX番号はタイ国内番号で記載しております。タイの国番号 : 66)

<p>商務省知的財産局(Department of Intellectual Property, Ministry of Commerce) Address: 44/100 Moo 1, Sanambinnam-Nonthaburi Road, Bangkrasor, Amphur,Nonthaburi,Nonthaburi 11000 Tel:02-547-4621-25 Fax:02-547-4691 URL: http://www.ipthailand.org</p>
<p>知的財産局の知的財産権侵害に対する鎮圧局(Office of Suppression of Intellectual Property Rights Violation, Department of Intellectual Property, Ministry of Commerce) Address:44/100 Moo 1, Sanambinnam-Nonthaburi Road, Bangkrasor, Amphur Nonthaburi, Nonthaburi 11000 Tel:02-547-4701,03 Fax:02-547-4705</p>
<p>タイ経済警察 (Economic and Cyber Crime Division, ECD) Address: North Sathorn, Bangrak Bangkok Tel: 02-237-1199 Fax: 02-234-6806 UHL: http://www.ecotecpolice.com</p>
<p>タイ税関 検査及び取り締まり部門 (Investigation and Suppression Bureau, Customs Department) Address : Soonthongosa Rd., Klong Toey, Bangkok, 10110 Thailand Tel. 02-667-7676, 02-667-7777 Fax. 02-249-0445 URL: www.iprcustoms.com E-mail: webmaster@iprcustoms.com</p>
<p>特別捜査機関 (Department of Special Investigation, DSI) Address : 499 Sukprapreut Building, Prachachuen Road, Bangsue District, Bangkok 10800 Tel: 02-831-9888 ext. 1802 Fax: 02-831-9888 ext. 1800 URL:http://www.dsi.go.th</p>
<p>タイ知的財産及び国際取引中央裁判所 (the Central Intellectual Property and International Trade Court, CIPITC) Address : 34 Si Ayutthaya Road. Ratchathewi Bangkok 10400 Thailand Tel : 02-354-5150-7 Fax: 02-354-5104 E-mail : ipcourt@mozart.inet.co.th URL: www.cipitc.or.th</p>
<p>最高裁判所(The Supreme Court) Address:6 Thanon Ratchadamnoen Nai, Bangkok 10200 Tel:02-221-3161-70 URL: www.supremecourt.or.th</p>
<p>仲裁裁定所 (Thai Arbitration Institute) Address:Ratchadaphisek Road, Chatuchak, Bangkok 10900 Tel:02-541-2293, 02-541-2268, 02-513-0656 Fax:02-541-2314, 02-541-2268 URL: http://www.judiciary.go.th/adro/sub/tai/th/index.php</p>
<p>民事裁判所(The Civil Court) Address:Ratchadaphisek Road, Chatuchak, Bangkok 10900 Tel(Secretary) :02-541-2522-3 Fax:02-541-2522 URL: http://www.cvcourt.com/</p>
<p>刑事裁判所 (The Criminal Court) Address:Ratchadaphisek Road, Chatuchak, Bangkok 10900 Tel:02-541-2284-91 Fax:02-541-2042, or 02-541-2273 URL: http://www.crimc.judiciary.go.th/</p>

添付資料 B：水際措置に関わる参考資料及び書類書式

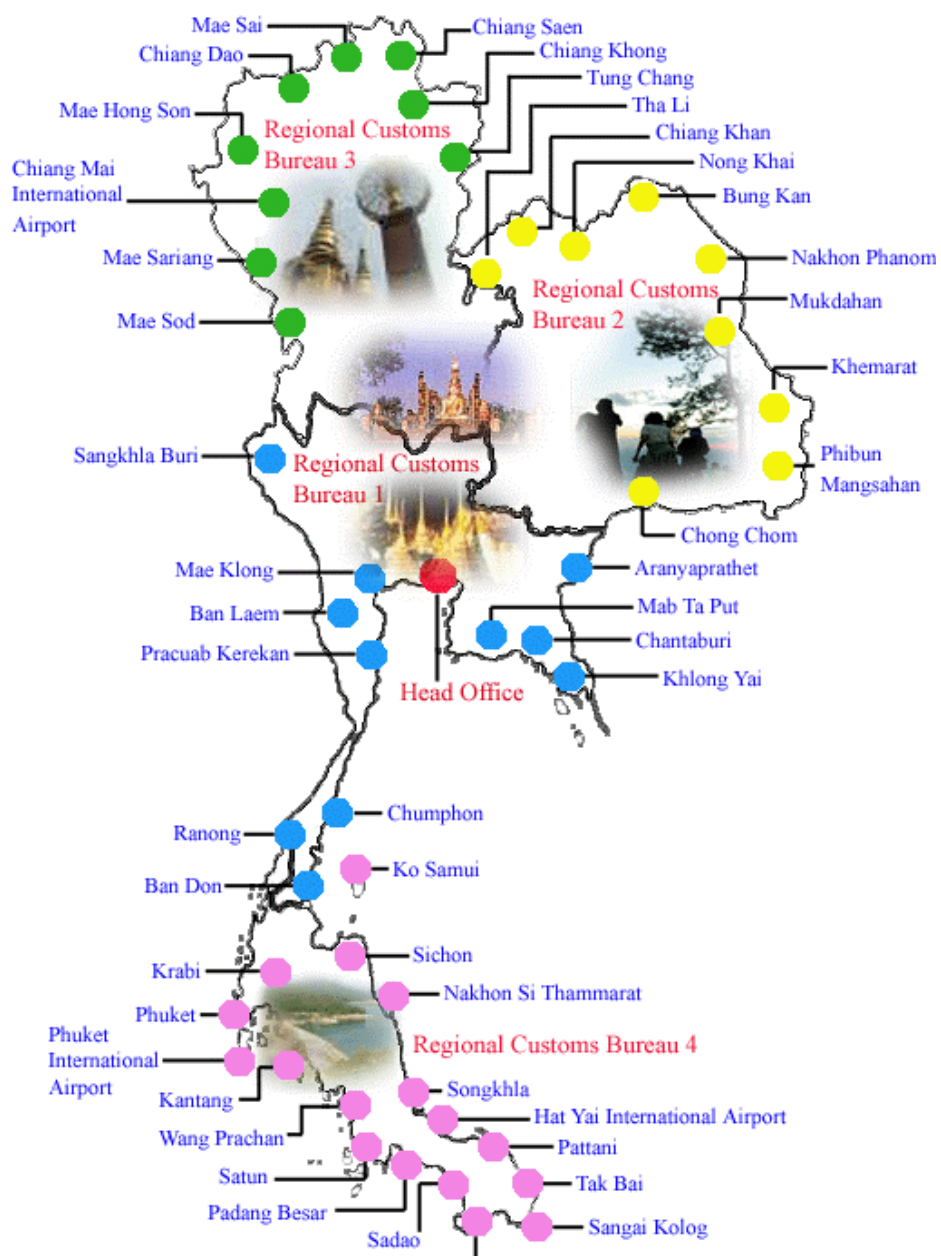
1. タイ税関の地図及び連絡先
 - ・ 全国地図
 - ・ 税関の連絡先（地域別）

2. タイ税関での輸入/輸出手続
 - (1) 書類作成
 - (2) 輸入通関手続
 - (3) 輸出通関手続
 - (4) 輸入手続きフローチャート（ペーパーレス、EDI、MANUAL）

3. フォーム（和訳。非公式使用）
 - Form 1：商標保護申請書フォーム（タイ王国への輸出入品に関する商務省告示/1987 年（仏暦 2530 年））
 - Form 2：商標検査申請書フォーム（KorSorKor18）
 - Form 3：著作権侵害貨物の差し止め申請書フォーム（税関局告示 No. 28/1993 年より）
 - Form 4：補償責任引き受け書

1. タイ税関の場所及び連絡先

引用 UHL: <http://www.customs.go.th/AboutCustoms/CustomsHouse.jsp>



中央部

局/ 税関	地区	県	郵便番号	電話番号
税関局	クロントイ	バンコク	10110	0-2249-9017, 0-2249-0431-40
税関局長	クロントイ	バンコク	10110	0-2249-0442
副税関局長 I	クロントイ	バンコク	10110	0-2249-4055
副税関局長 II	クロントイ	バンコク	10110	0-2672-7685, 0-2672-7865
副税関局長 III	クロントイ	バンコク	10110	0-2249-4073, 0-2672-8133
副税関局長 IV	クロントイ	バンコク	10110	0-2249-4081, 0-2249-0443
法務局	クロントイ	バンコク	10110	0-2667-7024
バンコク港税関局	クロントイ	バンコク	10110	0-2249-7382
バンコク税関局	クロントイ	バンコク	10110	0-2249-0444, 0-2667-6000-1
バンコク国際空港税関局	ドンムアン	バンコク	10210	0-2535-1431, 0-2535-1039, 0-2523-7324, 0-2523-6430
レムチャバン港関税局	クロントイ	バンコク	10110	(038) 409301, 490151
内部監査部	クロントイ	バンコク	10110	0-2667-7368, 0-2671-7368
関税部類局	クロントイ	バンコク	10110	0-2249-4399, 0-2671-8658
税関外務参事官	クロントイ	バンコク	10110	0-2660-5759
手続・査定基準局	クロントイ	バンコク	10110	0-2667-7170-3
貨物分析局	クロントイ	バンコク	10110	0-2249-1122
効率向上業務	クロントイ	バンコク	10110	0-2667-7795, 0-2667-7564
国庫課	クロントイ	バンコク	10110	0-2249-4113
秘書課	クロントイ	バンコク	10110	0-2667-7980, 0-2672-8127
人材管理局	クロントイ	バンコク	10110	0-2667-7969, 0-2671-7969, 0-2249-4218
企画・国際業務局	クロントイ	バンコク	10110	0-2240-2617, 0-2671-7639
特別税関局	クロントイ	バンコク	10110	0-2672-8122
情報技術・伝達局	クロントイ	バンコク	10110	0-2249-4167
税務監査局	クロントイ	バンコク	10110	0-2249-4192
調査・取締局	クロントイ	バンコク	10110	0-2249-4205

地方税関支局 I

局 / 税関	地区	県	郵便番号	電話番号
地方税関支局 I	クロントイ	バンコク	10110	0-2667-7299
プラチュアップケレカン 税関	ムアン	プラチュアップケレカン	77000	(032)611383, 611378
バンレーム税関	バンレーム	ペッチャブリー	76110	(032)481825-6
メクロン 税関	ムアン	サムットソンクラン	75000	(034)711555, 713079
アランヤプラテート 税関	アランヤプラテート	サケーウ	27120	(037)231214
クロンヤイ税関 House	クロンヤイ	トラート	23110	(039)581019, 581361
マブタプット税関	ムアン	ラヨー	21150	(038)683371, 683369
サンクラブリ税関	サンクラブリ	カンチャナブリー	71240	(034)595298-9
ラノー	ムアン	ラノー	85000	(077) 824874, 824872
チュムポー	ムアン	チュムポー	86000	(077) 571734-5
バンドン	ムアン	スラータニー	84000	(077) 282510, 272016
チャンチャブリー	ムアン	チャンタブリー	22000	(039) 322133
サムイ島	サムイ島	スラータニー	84140	(077) 421366

地方税関支局 II

局 / 税関	地区	県	郵便番号	電話番号
地方税関支局 II	ムアン	ノーカイ	43000	(042) 411715, 461153
ノーカイ	ムアン	ノーカイ	43000	(042) 411518, 421468
ブンカン	ブンカン	ノーカイ	43140	(042) 491179, 491180
ナコンパノム	ムアン	ナコンパノム	48000	(042) 511499
ムッタハン	ムアン	ムッタハン	49000	(042) 611758, 611775
タリ	タリ	ルーイ	42140	(042) 889187
チェンカン	チェンカン	ルーイ	42110	(042) 821100
チョンジョム	ムアンスリン	スリン	32000	(044) 513847
ピブンマンサハン	ピブンマンサハン	ウボンラーチャタニー	34110	(045) 441013, 441345
ケマラット	ケマラット	ウボンラーチャタニー	34170	(045) 491180

地方税関支局 III

局/税関	地区	県	郵便番号	電話番号
地方税関支局 III	ムアン	チェンマイ	50000	(053) 270660-1 ext. 102
メーサーイ税関	メーサイ	チェンライ	57130	(053) 733662
チェンセーン税関	チェンセーン	チェンライ	57150	(053) 777097-8
チェンコン税関	チェンコン	チェンライ	57140	(053) 791435
メーホンソーン税関	ムアン	メーホンソーン	58000	(053) 612041, 611921
メーサリアン税関	メーサリアン	メーホンソーン	58110	(053) 681312
チェンダオ税関	チェンダオ	チェンマイ	50170	(053) 455187, 455055
チェンマイ空港税関	ムアン	チェンマイ	50000	(053) 277699, 280827
メーソッド税関	メーソッド	タック	63110	(055) 563095, 563910
タンチャン	タンチャン	ナーン	55130	(054) 795082

地方税関支局IV

局/税関	地区	県	郵便番号	電話番号
地方税関支局IV	ムアン	ソクラーン	90000	(074) 311871
ナコンシータマラート税関	ムアン	ナコンシータマラート	80000	(075) 369371
シチョン税関	シチョン	ナコンシータマラート	80120	(075) 536433, 536434
ソクラーン税関	シンナコーン	ソクラーン	90280	(074) 331399
サダーオ税関	サダーオ	ソクラーン	90120	(074) 412594, 411029
パダンバサー関税	サダーオ	ソクラーン	90120	(074) 521991-2
ハジャイ空港税関	ハジャイ	ソクラーン	90115	(074) 251082
パッタニー税関	ムアン	パッタニー	94000	(073) 335163-4
タバイ税関	タバイ	ナラティワート	96110	(073) 581276-7
サンガイコロン税関	サンガイコロ ン	ナラティワート	96120	(073) 611368-9
ベトン税関	ベトン	ヤラ	95110	(073) 231024, 231194
プーケット税関	ムアン	プーケット	83000	(076) 211105-6
プーケット国際空港税関	タラン	プーケット	83110	(076) 327436-5
クラビー税関	ムアン	クラビー	81000	(075) 611350, 620950
カンタン税関	カンタン	トラン	92110	(075) 251003
ワンプラチャン税関	クアドーン	サトゥーン	91160	(074) 797095
サトゥーン税関	ムアン	サトゥーン	91000	(074) 711072, 721389

2. タイ税関での輸入/輸出手続

引用 URL <http://www.customs.go.th/Customs-Eng/CargoClearance/CargoClearance.jsp?menuNme=Cargo>

タイに積荷が発着する際、輸入者又は輸出者は貨物の通関手続のため、税関に証明書類と一緒に貨物申請書を提出しなければならない。適法な積荷の流れ、動きをスピードアップ、円滑にするために、税関局は2つの通関システム、マニュアル型とオンラインデータ交換（EDI）を提供している。

(1) 必要書類

法人：輸入・輸出業者に関連した法人は以下のように分類された適当なスマートカードの申請が必要となる。

- (a) 輸入者・輸出者用ゴールドカード
- (b) 認可済み税関ブローカーカード（シルバー）
- (c) 所有者又は管理者カード（イエロー）
- (d) 代理人カード（グリーン）
- (e) 税関手続カード（ピンク）

税関部は民間企業が輸入者・輸出者や関係者にスマートカードを発行することを許可しています。スマートカードについてさらに詳しい情報は、以下までご連絡ください。
Ground Floor, 120-Year Building, Customs Department, Tel. 0-22402773-6 and 0-22402779.

自然人：自然人は通関手続の段階で下記の身分証明書類のいずれかの提出を求められる。

- (a) IDカード
- (b) 国家公務員用 ID カード
- (c) 国営企業職員用 ID カード
- (d) パスポート（タイ非居住人）

(2) 輸入通関手続

輸入申請書の提出：輸入通関手続の初段階としてマニュアル又は EDI システムにて輸入申請書（Customs Form 99 or 99/1）を提出する。

証明書類の準備：第2段階として証明書類を準備する。（税関通知書 No. 38/2543 の規定）

- (a) BL 又は AWB
- (b) 請求書の複製3枚
- (c) 梱包明細書
- (d) 保険請求書
- (e) 解放承諾書（Customs Form 100/1 or 469）；
- (f) 輸入価額 500,000 バーツを超える場合、外国取引書
- (g) 輸入許可証（適用可能な場合）
- (h) 原産地証明書（適用可能な場合）
- (i) カタログや製品の明細書などその他関連書類

申請書と証明書類の確認：第3段階として税関によって通関港に申請書と全ての証明書類が検査のため提出される。（EDI レッドライン又はマニュアル形式の場合）税関職員は申請書が適切に記入されているかどうか、必要証明書類が揃っているかどうかを確認する。加えて関税の算定、資材評価もこの段階で検査される。

関税の徴収：第4段階としては適切な関税の支払いそして/ または預金の保証である。現在輸入関税の支払いには4つの意味がある。

- ① 税関局での支払い：輸入者は輸入港の出納課に支払いをする。税関はそれから貨物を関係倉庫での検査及び解放で使用される領収書を発行する。支払いは現金か小切手によるものとし、小切手の場合は以下のものでなければならない。
- ・タイ銀行（BOT）で発行された小切手
 - ・銀行振出小切手；
 - ・銀行の保証書を伴った小切手
 - ・為替手形又は国際為替手形
- ② BOT のパーツ単位によるオンライン支払い：1998年1月1日より、輸入者はタイ商業銀行が関税局に対してタイパーツ単位で支払いを転送することが認められている。
- ③ クルンタイ銀行のオンライン支払い（出納システム）：税関局とクルンタイ銀行は2000年9月1日から提携している。このサービスを利用する輸入者は、税関通知書 No 77/2543 に添付されている関税支払い用紙を複製1枚と共にそろえる。
- クルンタイ銀行のいずれかの支店にて関税局の口座への支払い用紙を提出する。そして銀行は輸入者に支払い確認番号を添えてその複写を返却する。取引処理それぞれの銀行手数料は30パーツである。
- 輸入申請書の1ページ目に支払い確認番号を記入し、積荷の検査と解放で使用される領収書を受け取るために証明書類を関税局の出納課に提出する。
- ④ EDI 経由のオンライン支払い（EFT）関税支払人（輸入者・輸出業者）、仲介の銀行（輸入者・輸出業者が口座を持っている銀行）、税関銀行、そして税関局の間で支払いが行われる。EDI を通した EFT システムの過程は以下のとおり。
- ・関税支払人はオンラインで税関銀行に対して支払いを転送するように指示する。
 - ・オンライン支払いが承認された後、仲介銀行は関税支払人に参考のため処理番号を割り当てる。そして税関銀行に支払いを転送する。
 - ・EFT を通し支払いが完全にされた際、税関銀行はオンラインで仲介銀行が関税支払人に与えた処理番号に関して関税局に支払い通知をする。
 - ・同時に、関税支払人もオンラインで与えられた処理番号を参考に税関局に支払い通知をする。
 - ・税関 EDI システムは関税支払人からの支払い通知を審査し、それを証明書類と比較する。
 - ・全ての書類に誤りがない場合、税関局は関税支払人に積荷の検査、解放の際使用する領収書を受け取りに来るようにオンラインメッセージを送る。

積荷の検査と解放：最終段階は検査と税関保護監督からの解放である。輸入者は適切な倉庫へ支払いの領収書と共に検査通知書を提出する。税関検査官はその通知に対して輸入品の検査を行う。その積荷が通知書と一致する場合、税関検査官はコンピューターシステムにその検査結果を記録し、輸入者にその積荷を開放する。

それでもやはりマニュアル形式の下での積荷検査の工程は EDI システムのそれとは異なる。マニュアルの通関手続について、積荷は税関局によって無作為な基準で検査される。しかしながら EDI システムは税関局が仕様した無作為な度合いに関係なく検査された積荷を要求している。（税関通知書 No. 47/2543）

（3）輸出税関手続

輸出申請書の提出：輸出税関手続の第1段階は、税関のマニュアル又は EDI システムで規定されている輸出申請書の提出である。（税関通知書（No. 101 or No. 101/1）

証明書類の準備：第2段階としては、下記の証明書類の準備である。

- (a) 請求書
- (b) 梱包明細書
- (c) 輸入価額 500,000 パーツを超える場合、外国取引書
- (d) 輸出許可証（適用可能な場合）

(e) その他関連書類（適用可能な場合）

申請書と証明書類の確認：第3段階としては、税関より輸出先へ検査のための申請書と全ての証明書類の提出である。（EDI レッドライン又はマニュアル形式の場合）税関職員は申請書が適切に記入されているか、必要な証明書類が揃っているかを確認する。

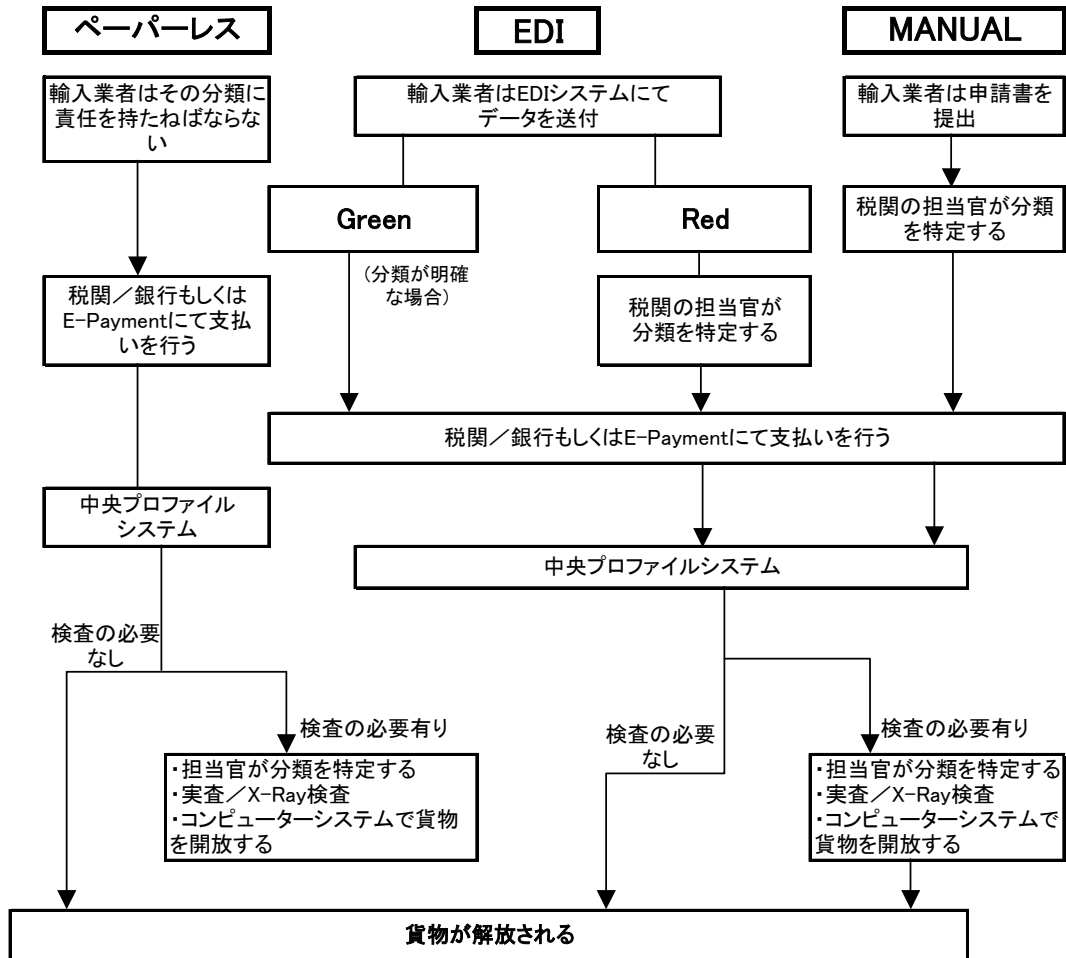
輸出関税の徴収（ある場合）：第4段階としては、適当な関税の支払いである。

貨物の検査と解放：最終段階としては、積荷の検査、そして最終的に税関監督保護下から解放である。輸出業者は適当な倉庫へ領収書（ある場合）と共に確認済みの申請書を提出する。税関検査官はその申請書にそって輸出貨物を検査する。その申請書と貨物が一致する場合、税関検査官はコンピューターシステムにその検査結果を記録し、貨物を解放する。

輸出業者がEDIのグリーンライン工程を利用する場合、その者はオンラインシステムで税関局に先に述べた申請書を提出することができる。その後関税局はEDIシステムを通したオンライン申請書を再確認する。その申請書が適切に記入されていて、グリーンラインとして分類された場合、関税局は貨物の検査と解放のために倉庫へ直接手続をした輸出業者に申請番号を割り当てる。

(4) 輸入手続フローチャート

税関での輸入手続き



3. タイ税関での水際対策に必要な書類書式

(1) 商標保護申請書 (Form 1)

タイ王国への輸出入品に関する
 商務省告示 1987年 (仏暦 2530年) に基づく
 商標保護申請書

担当者用
受理番号:
日付
時間
担当者名

1. 私は商標の保護を申請致します。

名前	法人名 (会社/パートナーシップ、会社登録番号、 国籍)				個人 (氏名及び国籍)		
所有者							
代理人							
住所	番号	ソイ	通り	地区	地方	国	
所有者							
代理人							
所有者電話番号					代理人電話番号		

2. 私は、商標登録官に対して、以下の商標の保護を申請致します。

登録番号		分類		貨物名	
出願番号					
国名					

3. 私は、商標登録官に対して、以下の補正/更新を申告致します。

登録番号	出願番号	国名	
番号	補正/更新のリスト	補正/更新日	期限日

4. 私は、以下の証拠を申請書とともに提出致します。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 商標登録証書/登録証明書/商標登録書のコピー一部 ・ 委任状の原本一部 ・ 宣誓書の原本一部 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保証責任引き受け書一部 ・ 貨物のラベルのサンプル二部 ・ その他 ・ 数量
--	---

5. 私は、商標登録官へ申請したとおり、私の商標を模倣した貨物の輸出あるいは輸入を禁じることを求め、上記の内容が事実であることを証明致します。ここに添付する3枚のフォームは、保護を求める商標の詳細です。(更新の通知を除く)

注釈: 住所はタイ国内で連絡の取れる場所あるいはオフィスを意味する。

書名欄 _____ 申請人/代理人
 (_____)
/...../.....

(Form 1 翻訳書類: 非公式書類)

(2) 商標検査申請書フォーム (Kor Sor Kor 18) Form 2

記載場所及び日付：

件名：

宛て先：

私（会社名及び住所、電話番号を記載）は、税関の係官に対して、（住所連絡先を記入）の（会社あるいはパートナーシップなどの名前及び住所を記載）の貨物で、（日付記載）に（本国向け／外国向けの）貨物番号（ ）である貨物の商標検査を申請致します。

上記の貨物は、（ ）港に（ ）によって輸入／輸出されたものです。

荷物の荷印：	量、貨物の外見：	種別：	商標：
--------	----------	-----	-----

私は、もし本商標検査によって損害が生じた場合、輸入／出業者及び税関に補償責任を負うことに同意します。

私は税関の係官に対して当該貨物の商標を検査することを申請致します。
また、この書類とともに（ ）を提出致します。

署名欄（ ）
管理者／所有者／代理人（ ）

商標サンプルの送付申請：

私（ ）は、税関による商標検査に立会い、かつ商標のサンプルは検査のため知的財産局の商標登録官に送付される事に同意致します。

署名欄：（ ）
申請人：（ ）

(Form 2 翻訳書類：非公式書類)

(3) 著作権侵害貨物の差し止め申請書フォーム (Form 3)

(税関局告示 No. 28/1993 年より)

記載場所：

日付：

案件：著作権侵害貨物の差し止め申請

宛て先：

私（氏名を記入）は、（ ）という企業経営責任者あるいは事業の経営パートナーであり、（ ）という貨物の著作権者もしくは著作権使用許諾者で、この貨物に使用している商標（ ）であり、正規に登録されている住所又は企業の所在地は（ ）です。私の著作権物あるいは著作権ライセンスを侵害し、複製あるいは改ざんした疑いのある貨物の輸出入者である（氏名： ）による（ ）個（ ）パック）の輸出入品が船便名（ ）で（日付）に（番号札ナンバー： ）にて（ ）へ出港／入港します。

従って、私は、税関に対してその貨物の差し止めを求めます。もし上記の貨物が著作権侵害物品としてみなされず、輸出入者あるいは税関に損害を与えた場合、私は、私の申請に関わることによって生じたすべての損害あるいは費用について責任を取ることに同意致します。

署名欄：（ ）
申請人（ ）

注釈：この申請書に添付して提出される書類は以下の通りである。

1. 住居登記簿及び身分証明書のコピー
2. 会社登記証明書の原本
3. （必要な場合）委任状
4. 著作権の所有者であることを示す証拠書類

(Form3 翻訳書類：非公式書類)

(4) 補償責任引き受け書 (例) (Form 4)

会社名 :

日付 :

件名 : 補償責任引き受け書

宛先 : タイ税関局

私 () は、私の商標を侵害する貨物の輸出入を差し止めるよう求めた私の申請によって税関の関係者が私の商標を侵害する貨物を検査したことから生じたすべての損害について責任を有します。

署名欄 : ()

申請人 : ()

(Form 4 翻訳書類 : 非公式書類)

添付資料 C：税関での知的財産権水際措置に関わる法規

1. 税関での知的財産権水際措置に関わる法規

- 法規 1：タイ王国への輸出入品に関する商務省告示 1987 年（仏暦 2530 年）
- 法規 2：タイ王国への輸出入品に関する商務省告示（第 94 集）1993 年（仏暦 2536 年）
- 法規 3：タイ王国への輸出入品に関する商務省告示（第 95 集）1993 年（仏暦 2536 年）
- 法規 4：タイ王国への輸出入品に関する商務省告示（第 96 集）1993 年（仏暦 2536 年）
- 法規 5：税関局法 1939 年（仏暦 2482 年）（第 19 条の 2）
- 法規 6：税関局一般指導第 2 号/1988 年（仏暦 2531 年）（議題：追加税関規則 1987 年第 20 章第 23 条第 1 項）
- 法規 7：税関局一般指導第 27 号/1993 年（仏暦 2536 年）（議題：他人の著作権を侵害している貨物についての実施規則）
- 法規 8：税関局告示第 28 号/1993 年（仏暦 2536 年）（議題：他人の著作権を侵害している貨物についての実施規則）
- 法規 9：偽造あるいは模倣商標を付したタイ王国への輸出入品に関する商務省規則 1987 年（仏暦 2530 年）
- 法規 10：商標保護申し立ての条件、原則、証拠提出方法の特定に関する商標登録官告示 1987 年（仏暦 2530 年）
- 法規 11：著作権侵害物品の輸出入の禁止に関する商務省省令（第 1 集）1993 年（仏暦 2536 年）
- 法規 12：著作権の侵害に使用されうる機器のタイ国への輸入許可に関わる商務省規則（第一部）1993 年（仏暦 2536 年）

(法規 1)

タイ王国への輸出入品に関する商務省告示 1987 年（仏暦 2530 年）

正確でかつ需要に合致した貨物の輸出および輸入が国家の経済的な安定をもたらすために、タイ王国内の輸出入品法 1981 年第 5 条が定める効力により、商務大臣はここに告示を交付する。

第 1 項

この告示を「タイ王国への輸出入品に関する商務省告示 1987 年」と称する。

第 2 項

この告示は政府官報で告示後 90 日以降に効力を有する。

第 3 項

この告示において、「商標」とは、国内外を問わず、所有者がある 1 品目あるいは複数の品目において正式に登録し、商標登録官が税関に報告したリストにある商標をいう。

本告示における「商標登録官」とは、特許・商標局、商業局長をも意味し、さらに商標局長が商標登録官として任命した者をも含む。

第 4 項

商標権者が第 5 項のもとに商標保護を申し立てたとき、偽造もしくは模倣商標をつけた貨物の輸出又は輸入は禁じられる。

第 5 項

自己の商標の保護を申し立てる者は、以下の行為を行わなければならない。

- 5.1 商標登録官が定める条件、原則、方法に従って証拠を提出するとともに商業局の商標登録官に申し立てを行う。
- 5.2 自己の商標が偽造あるいは模倣されているという妥当な根拠がある場合には、税関の担当官が輸出あるいは輸入者に貨物の引渡しを許可する前に、各回ごとに商標の検査を申請する。

第 6 項

税関の担当官が、その貨物が偽造あるいは模倣商標を付した輸出あるいは輸入貨物であると判断できなかった場合、税関の担当官は、その件の判断を商標登録官に任せ、商標登録官は、商標登録の原則に従って判断を行わなければならない。

第 7 項

以下の場合には、第 4 項を適用しないものとする。

- 7.1 個人旅行者が適当な量において持ちこみ、あるいは持ち出す個人用あるいは家庭用の貨物
- 7.2 個人旅行者が適当な量で持ち込み、あるいは持ち出す土産物品

第 8 項

本告示に従って商務大臣は責務を遂行しなければならない。

1987 年 10 月 11 日交付
(Montri Pongpanich)
商務大臣

(法規2)

タイ王国への輸出入品に関する商務省告示(第94集)1993年(仏暦2536年)

他人の著作権を侵害する輸出入品を規制し、タイの経済を安定させるため、「タイ王国の輸出入法1979年」第5条の定める効力により、商務大臣は内閣承認のもとで以下の告示を公布する。

第1項

本告示を「タイ王国への輸出入品に関する商務省告示(第94集)1993年」と称する。

第2項

本告示は政府官報の公示日の翌日から発効する。

第3項

本告示において、他人の著作権を侵害して作成された、複製あるいは改変カセットテープ、コンパクトディスク、ビデオテープ、コンピュータープログラム、書籍あるいはその他の貨物の輸出あるいは輸入を禁止する。

第4項

第3項については、妥当な数量でかつ非営利目的でない場合の、個人的な使用又は研究や学術のための使用の場合には適用されない。

第5項

本告示に基づき商務大臣は責務を遂行しなければならない。

1993年4月21日公示

Utai Pimjaichon
商務大臣

(1993年4月27日付政府官報第110集第52巻で公示された)

(法規3)

タイ王国への輸出入品に関する商務省告示(第95集)1993年(仏暦2536年)

著作権関連貨物の輸出入を正確で合法に行い、タイの経済を安定させるために、「タイ王国の輸出入法1979年」第5条の定める効力により、商務大臣は内閣承認のもとで以下の告示を公布する。

第1項

本告示を「タイ王国への輸出入品に関する商務省告示(第95集)1993年」と称する。

第2項

本告示は政府官報の公示日から90日以降に発効する。

第3項

本告示の、

「複製」とは、原創作物やその複製品の重要部分の全体あるいは一部を問わず、複写、模写、複製、鋳型作成、音声の録画、画像の録画あるいは音声及び画像を録画する行為をいう。

「改変」とは、新しい著作物を作り出すことなく、原創作物の重要部分の全体あるいは一部を問わず、変更、修正、模倣することをいう。

第4項

著作権者あるいはライセンシーは、貨物が自己の著作権貨物またはライセンスを受けたものの貨物の複製品あるいは改造品である疑いについて妥当な根拠があれば、タイ王国からの輸出が承認される前又は輸入者に引き渡される前に、その都度差し止めと検査を請求することが出来る。

第一段落に基づく著作権者又はライセンシーは、法人の代表者、管理者あるいは代理人を含むものとする。

第一段落に基づく差し止めと検査は、税関極の定めた原則及び条件に従うものとする。

第5項

第4項に基づく申請を受け、税関の担当官が貨物の差し止めを適当だと判断した場合には、税関の担当官は直ちに申請人、輸出業者あるいは輸入者に通知し、申請人は定められた期間内にその貨物の検査に立ち会わなければならない。

第6項

著作権者あるいはライセンシーは、自己の著作権貨物またはライセンスを受けたものの貨物の複製品あるいは改造品を見つけた場合、その発見から24時間以内に捜査官に申し立てを行い、かつ税関の担当官にその旨を届け出なければならない。

業務時間以外あるいは休日のために上記の24時間という期限内に税関に連絡できない場合、申請人は業務時間開始時間から3時間以内に税関の担当官に届け出なければならない。

第一段落及び第二段落に基づく期限を過ぎても著作権者あるいはライセンシーからの届出がなかった場合、税関の担当官は、その貨物の輸出を承認するか、又は輸入者にその貨物を引き渡さなければならない。

第7項

第4項に基づく貨物の差し止め及び検査申請人は、輸出入者の氏名及び住所、荷受人名、及び貨物の数量を知る権利を有する。

第8項

第4項に基づく貨物の差し止め及び検査を求める著作権者あるいはライセンシーは、輸出業者、輸入者並びに税関に対して損害を与えた場合、いかなる責任も負わなければならない。

第9項

本告示に従って商務大臣は責務を遂行しなければならない。

1993年4月21日公示
Utai Pimjaichon
商務大臣

1993年4月27日付の政府官報第110集第52巻で交付された

(法規4)

タイ王国への輸出入品に関する商務省告示(第96集)1993年(仏暦2536年)

著作権侵害を検査し抑止するため、「タイ王国の輸出入法1979年」第5条の定める効力により、商務大臣は内閣承認のもとで以下の告示を公布する。

第1項

本告示を「タイ王国への輸出入品に関する商務省告示(第96集)1993年」と称する。

第2項

本告示は政府官報の公示日から発効する。

第3項

カセットテープ、ビデオテープ、CDの著作権侵害に使用できる機器をタイに輸入する際には、許可を得なければならない。

第4項

第3項に基づく輸入許可は、商務省の規定する省令に従わなければならない。

第5項

本告示に基づき商務大臣は責務を遂行しなければならない。

1993年6月10日公示
Utai Pimjaichon
商務大臣

1993年6月22日付の政府官報第110集第81巻で交付された。

(法規 5)

税関局法 1939 年 (仏暦 2482 年) (第 19 条の 2)

第 19 条の 2 : 外国の港に輸出され、あるいは外国の港に向かっている船舶に保管されている貨物が、輸入貨物に混合されたか、組み立てられたかあるいは梱包された貨物であると局長あるいは局長から権限を受けた者から認められた場合、すでに輸入貨物に支払われた輸入関税は、以下の基準及び条件に従って、輸入者に払戻金として償還されなければならない。

- (a) その輸入貨物への払い戻しが省令で禁じられていないこと
 - (b) 輸出貨物の製造、混合、組み立て、梱包に使用された輸入貨物の量は、局長の承認あるいは通知した原則によらなければならない。
 - (c) その貨物は、払い戻しが請求されている港あるいは場所を通じて輸出されていること
 - (d) その貨物は、輸出貨物の製造、混合、組み立て、あるいは梱包に使用された貨物の輸入日から 1 年以内に輸出されていること
 - (e) 払い戻しの申し出は、局長が適切と判断した場合に限って期限の延長が行われ、貨物の輸出日から 6 ヶ月以内に行われなければならない。
- 局長は、貨物の特定及び再輸出、書類の準備及び作成、適切な払戻金の計算その他、この払い戻しの申し出に関わる手続きについての規定を定める権限を有する。

(法規 6)

税関局一般指導第 2 号 1 9 8 8 年 (仏暦 2531 年)
(追加税関規則 1 9 8 7 年 第 2 0 章第 2 3 条第 1 項)

第 2 0 章第 2 3 条第 1 項

商標を偽造あるいは模倣している疑いのある場合の商標検査について

1. 輸入検査課、輸出検査課あるいは税関が、本規則に貼付されている書類 Kor Sor Kor 18 の提出によって商標検査の申請を受理した場合、税関の担当官は以下の手続きを進めなければならない。
 - 1.1 申請人の申請書の詳細に加え、その申請人に申請をする権利があるかどうか、例えば管理人あるいはその商標権者、あるいは管理人や商標権者から委任された代理人であるかどうかを確認する。
 - 1.2 その申請人が商標登録官から認定を受けた商標登録証書を示しているかどうか確認する。
前述の審査を行ううえで、知的財産局の商標登録官から提出された商標登録項目と、申請人からの証拠書類とを照らし合わせて審査が進められなければならない。さらに税関の担当官は、申請人に意見聴取を行い、自己の商標が偽造あるいは模倣されたと疑う根拠を明確に説明させる権限を有する。
2. 前述の 1.1 と 1.2 の手続きが終了した後、担当の課の担当官あるいは税関の担当官は、申請に応じてその申請者から通知を受けた模倣あるいは偽造商標を疑われる商標の検査をするため、担当官を派遣しなければならない。
3. 商標を検査する際、税関の担当官は申請人の前で検査を行い、検査が終了した場合、以下の手続きを進めなければならない。
 - 3.1 税関の担当官がその商標が模倣あるいは偽造商標であるかどうか判断ができなかった場合、又申請書類 Kor Sor Kor 18 の最後のページに申請人が商標サンプルの送付を申請していた場合、税関の担当官と申請人は、当該商標の付されている貨物を採取し、税関の担当官は、その貨物の見本に書式 133 の用紙を貼り付ける。さらに税関の担当官は自らの判断を詳細に記録し、それらすべてを商標登録官に送付し、商標登録官に判断を委ねなければならない。その際、以下の証拠書類を添付しなければならない。
 - (1) 申請人に関するすべての証拠書類のコピー
 - (2) 税関の担当官の意見を詳細に記した記録書
 - (3) 輸出業者あるいは輸入者の貨物の見本
 - (4) 申請人からの書類のコピー商標登録官が追加の証拠書類の送付を請求した場合、税関の担当官は提出をしなければならない。
商標登録官からの決定を待つ間、税関の担当官はその貨物は差し止めなければならない。
 - 3.2 その商標が模倣あるいは偽造商標であると決定された場合、その件は訴訟課へ手続きが進められる。

1988 年 1 月 21 日より発効
1988 年 1 月 18 日公布

Viroj Laophaphan
税関局局长

(法規 7)

税関局一般指導第 27 号 1993 年 (仏暦 2536 年)
(他人の著作権を侵害している貨物についての実施規則)

他人の著作権を侵害する貨物がタイ国から輸出、輸入されることを規制するために、タイ王国への輸出入品に関する商務省告示(第 94 集及び第 95 集) 1993 年に従って税関局の任務が的確に行われるようにするため、1926 年税関法第 3 条の規定に依拠し、他人の著作権を侵害する貨物に関する活動規定である税関活動規定 1987 年に第 202302 項を追加する。

1. 著作権者あるいはそのライセンサーが、輸出あるいは輸入された貨物が自己の著作権を侵害しているか、あるいは著作権者から許可を得た作品を複製あるいは改造した貨物である、という妥当な理由があり、税関の担当官に対してその貨物の差し止めと検査を申請した場合、局の長、税関の長、あるいは権限を委任された者は、その輸出入貿易地において差し止めをするべきかどうかについて決定をする権限を有する。もし差し止めをするべきであると判断した場合、申請人、輸出業者あるいは輸入者に対し直ちにその旨を通知し、申請人は申請書を提出した時点から 24 時間以内にその貨物の検査に立ち会わなければならない。
2. 税関の担当官は、関係者の面前でその貨物の検査を行い、その結果を記録し、証拠として関係者全員に署名をさせなければならない。
3. もし申請人が輸入者や輸出業者の住所、氏名、貨物の数を知らせよう求めた場合、税関の担当官は、その要請に従って通知しなければならない。
4. 知的財産局が税関に対して通知した著作権に関する情報は、貨物の検査に関わる情報として、法務部と税関局のすべての局に通知されなければならない。
5. 差し止めと検査の申請に基づく検査により、その輸出あるいは輸入貨物が他人の著作権を侵害していることが判明した場合、担当官は、タイに不正品を輸入しようとしたか、あるいは不正品を国外に輸出しようとしたという罪状をそれぞれの場合に応じて記録し、規則に従って事件としてその後の手続きを送らなければならない。

税関の担当官が、その商標が模倣あるいは偽造商標であるかどうか判断ができなかった場合、又は、申請書類の最後のページに申請人が商標サンプルの送付を申請していた場合、税関の担当官と申請人は、当該商標の付されている貨物を採取し、さらに税関の担当官は自らの判断を詳細に記録し、商標登録官に送付し、商標登録官にその件についての判断を委ねなければならない。その際、以下の証拠書類を添付しなければならない。

- (1) 申請人に関するすべての証拠書類のコピー
- (2) 税関の担当官の意見を詳細に記した記録書
- (3) 輸出業者あるいは輸入者の貨物の見本
- (4) 申請人からの書類のコピー

商標登録官が追加の証拠書類の送付を請求した場合、税関の担当官は提出をしなければならない。

本命令は、1993 年 7 月 26 日より効力を有する。

1993 年 7 月 26 日公布
Aran Thammano
税関局局长

(法規 8)

税関局告示第 28 号 1993 年
(他人の著作権を侵害している貨物についての実施規則)

他人の著作権を侵害する貨物がタイ国から輸出、輸入されることを規制するために、タイ王国内の輸出入に関する商務省告示(第 9 4 集及び第 9 5 集) 1993 年に従って税関局の任務が的確に行われるようにするため、税関局は以下の告示を公布する。

1. 著作権者あるいはそのライセンシーが、輸出あるいは輸入された貨物が自己の著作権を侵害しているか、あるいは著作権者から許可を得た作品を複製あるいは改造した貨物である、という妥当な理由があり、税関の担当官に対してその貨物の差し止めと検査を申請した場合、局の長、税関の長、あるいは権限を委任された者は、その輸出入貿易地において差し止めをするべきかどうかについて決定をする権限を有する。もし差し止めをするべきであると判断した場合、申請人、輸出業者あるいは輸入者に対し直ちにその旨を通知し、申請人は申請書を提出した時点から 24 時間以内にその貨物の検査に立ち会わなければならない。
2. 著作権者あるいはそのライセンシーが、自己の著作権を侵害しているか、あるいは著作権者から許可を得た作品を複製あるいは改造した輸出あるいは輸入貨物を見つけた場合、発見から 24 時間以内に捜査官に申し立てを行い、さらに税関にもその旨を届けなければならない。
第一段落に基づく 24 時間という期限内に、業務時間以外あるいは休日のため上記の税関に連絡ができない場合、申請人は業務時間開始時間から 3 時間以内に税関の担当官にその旨を届けなければならない。

第一段落及び第二段落に基づく期限を過ぎても著作権者あるいはライセンシーからの届出がなかった場合、税関の担当官は、通常通り、その貨物の輸出を承認するか、又は輸入者にその貨物を引き渡さなければならない。
3. もし申請人が、輸入者や輸出業者の住所、氏名、貨物の数を知らせよう求めた場合、税関の担当官は、その情報を与えなければならない。
4. 貨物の差し止め及び検査を求める著作権者あるいはライセンシーは、輸出業者、輸入者並びに税関に対して与えた如何なる損害に対しても、全責任を負わなければならない。
5. 貨物の差し止め及び検査の結果、その貨物が他人の著作権を侵害した輸出あるいは輸入貨物であることが判明し、その輸出業者あるいは輸入者が他の抗弁を講じなかった場合、担当官は逮捕記録を作成し、規則に従って手続きを進めなければならない。
貨物の差し止め及び検査の結果、税関の担当官が、その貨物が他人の著作権を侵害した輸出あるいは輸入貨物であると判断せず、さらに輸出業者あるいは輸入者と申請人との間で意見の食い違いが生じている場合で、その申請人が引き続きその貨物の差し止めを求める場合、申請人が捜査官に対して訴えを起こし、さらに第 2 項に従って税関の担当官に速やかにその旨を届けなければならない。
6. 貨物差し止め申請書は、貨物ごとに輸入検査係 I、II あるいは輸出検査係に提出されなければならない。中央税関並びに税関支局では、各々の最高責任者である税関長に提出されなければならない。差し止め申請書は本規則末尾に添付されているものを使用し、その申請書には家屋登記簿、身分証明書、会社登記簿、(もし必要な場合は)委任状、著作権者あるいは知的財産局から承認されたライセンシーであることを証明する証拠のコピーを貼付しなければならない。

本告示は 1993 年 7 月 26 日より効力を発する。

1993 年 7 月 23 日公布
Aran Thammano
税関局局长

(法規 9)

偽造あるいは模倣商標を付したタイ王国への輸出入品に関する 商務省規則 1987 年 (仏暦 2530 年)

1987 年 10 月 14 日に交付された「タイ王国への輸出入品に関する商務省告示 1987 年」は、タイ国内外を問わず正式に登録されている商標を偽造あるいは模倣した商標を付した貨物の輸出あるいは輸入を禁じている。以上の告示の行使を確実にかつ効果的にするために、商務省は以下の規則を交付する。

第 1 項

本規則を「偽造あるいは模倣商標を付したタイ王国への輸出入品に関する商務省規則 1987 年」と称する。

第 2 項

本規則は 1988 年 1 月 21 日より施行される。

第 3 項

1987 年 10 月 14 日交付の「タイ王国への輸出入品に関する商務省告示 1987 年」に基づいて商標の保護を求める者は、商標登録官の指定した書式の書類を商業局の特許・商標課に提出しなければならない。

第 4 項

第 3 項に基づく書類を受理した後、審査の担当官は、その商標権者の提出した証拠書類や、商標権者名、指定貨物名、商標に使用されている語句や図が記載されているリストから審査を行う。審査が終了した後、税関の担当官が以後審査を行うための情報を提出するべく商標登録官にその旨を通知しなければならない。

第 5 項

税関に対し輸出あるいは輸入貨物に付されている商標の検査をするよう商標保護の申し立てがあった場合、税関の担当官は申請人に意見聴取を行い、偽造や模倣が行われたとする主張に対する根拠を明確にさせることが出来る。さらに、その申請人に対し、当該保護申請によって生じた損害に対するすべての補償責任を負わせることが出来る。この場合は税関局の規定する原則と方法に従わなければならない。

第 6 項

税関の担当官が、その輸出あるいは輸入貨物が偽造あるいは模倣商標を付しているか否かについて確定ができない場合、商標登録官に以下の証拠書類を添付して、その判断を商標登録官に委ねなければならない。

- (1) 保護申請人に関するすべての証拠書類のコピー
- (2) 税関の担当官による審査に関する意見
- (3) 当該輸出あるいは輸入貨物のサンプル
- (4) 第 5 項に基づく申請人から得た書類のコピー

この場合において、商標登録官は、適当と考える追加の証拠を税関の担当官から求めることが出来る。

第 7 項

1987 年 10 月 14 日に交付の「タイ王国への輸出入品に関する商務省告示 1987 年」に基づいて行使された後、裁判になった件について、商標登録官は当該告示第 6 項に基づく規定に従って決定をすることはできない。

第 8 項

本規則にしたがって、商業局局长ならびに税関局局长は責務を遂行しなければならない。

1987 年 12 月 25 日交付
(Montri Pongpanich)
商務大臣

(法規 10)

商標保護申し立ての条件、原則、証拠提出方法の特定に関する 商標登録官告示 1987 年 (仏暦 2530 年)

1986 年 10 月 14 日交付の「タイ王国への輸出入品に関する商務省告示 1987 年」第 5 項の効力により、商標登録官は、商標保護申請の条件、原則、証拠提出方法の特定を以下のように公布する。

第 1 項

タイ国内外を問わず正式に登録されている商標の商標権者で、1986 年 10 月 14 日交付の「タイ王国への輸出入品に関する商務省告示 1987 年」に基づいて自己の商標の保護を申請する者は、商標登録官に対して一つの商標につき一部の申請書類を提出することが出来る。

第 2 項

第 1 項に基づき申請書を提出する際、商標がタイで登録されていた場合、申請書とともに以下の書類を提出しなければならない。

- (1) 正しいコピーであることが証明されている商標登録証書のコピー、又は正しいコピーであることが担当官によって証明されている商標登録記録書のコピー
- (2) 商標権者に代わって代理人が申請する場合は、委任状の原本
- (3) 商標権者が法人である場合は、証明権限のある者による証明が記載されている、6 ヶ月以内に発行された会社登記簿の原本
- (4) 商標権者がタイに住所を持たない場合、外国で作成される(2)と(3)の書類には、その外国の公証人やタイ領事館あるいはタイ大使館による証明書が必要である。
- (5) 保護申請によって生じうる損害に対する補償責任引受書
- (6) 本来その貨物に対して使用されるべき商標の見本

第 3 項

第 1 項に基づき申請書を提出する際、商標が外国で登録されていた場合、申請書とともに以下の書類を提出しなければならない。

- (1) その外国の特許商標局によって発行された、商標登録に関する証明証書あるいはその他の書類のコピーで、さらに当該書類には少なくとも以下の項目が記載されていなければならない。
 - A. 商標権者名
 - B. 商標に使用されている語句あるいは図
 - C. 商品分類と指定商品項目
 - D. (もしある場合は)条件および制限
 - E. 出願日と商標権の消滅日
- (2) 商標権者に代わって代理人が申請する場合は、委任状の原本
- (3) 商標権者が法人である場合は、証明権限のある者による証明が記載されている 6 ヶ月以内に発行された会社登記簿の原本
- (4) 外国で作成される(1)、(2)、及び(3)の書類には、第 2 項の(4)の規定を準用する。
- (5) 保護申請によって生じうる損害に対する補償責任引受書
- (6) 本来その貨物に対して使用されるべき商標の見本

第 4 項

第 1 項に基づき商標保護申請書が提出された後に、後日その商標に関する登録項目あるいは商標権の期限に変更があった場合、その申請人は、商標担当官に対して本告示の末尾にある書式に従って、その商標に関する登録項目あるいは商標権の期限の変更を知らせなければならない。この場合、当該変更の許可を受領した日から 30 日以内にてその変更を許可されたことを示す担当官からの証明書類を添付しなければならない。

第一段落に基づく商標担当官への書類提出については、第 2 項(2)(3)及び(4)が準用されなければならない。

第 5 項

商標権者が第 4 項に従わなかった場合、最初に提出された登録項目を正しい項目であるとみなす。

第 6 項

本告示に基づいて作成される書類が外国語であった場合、それらの書類をタイ語に翻訳し、さらに申請人によりその翻訳が正しいことが証明された証明書を付さなければならない。

第7項

商標登録官に対して提出される書類は、タイ語で正しくかつ明確にタイピングされ、さらに申請書に規定されている事項をもれなく記載していなければならない。

本告示の末尾にある申請書の規定の枠に貼付するよう定められている商標の語句あるいは図については、登録商標と同一のものを使用しなければならない。もし当該商標の語句あるいは図が規定の枠よりも大きい場合、商標登録官が適当と考える方法で布の裏地あるいは別の素材に貼付し、折って枠内に収まるようにしなければならない。

第8項

保護申請を行う者の住所がタイ国内にない場合、商標登録官が連絡を取れるようタイに連絡場所や事務所がなければならない。

第9項

告示に従って商標権者が提出した申請書類や証拠書類を審査し、商標登録官が当該書類が正しくなく、あるいは瑕疵があると判断した場合、商標登録官は、その商標権者に対して補正をさせたり、又は書類や追加の書類を提出させたり、又は追加の供述をさせることができる。

その商標権者が、当該商標登録官の命令を受領した日から30日以内にその命令に従わなかった場合、その申請を放棄した、とみなす。

1988年1月21日施行

1987年12月28日公布

(Narongsak Pichayapanich)
特許・商標局長
商標登録官

(法規 11)

著作権侵害物品の輸出入の禁止に関する商務省省令（第 1 集）1993 年 （仏暦 2536 年）

1993 年 4 月 21 日における、他人の著作権を侵害して作成された、複製あるいは改変カセットテープ、コンパクトディスク、ビデオテープ、コンピュータープログラム、書籍あるいはその他の貨物の輸出入を禁じた「タイ王国への輸出入に関する商務省告示（第 94 集）1993 年（仏暦 2536 年）」を遂行するため、商務省は以下の省令を發布する。

第 1 項：

本省令を「著作権侵害物品の輸出入の禁止に関する商務省省令（第 1 集）1993 年（仏暦 2536 年）」と称する。

第 2 項：

本省令は直ちに施行される。

第 3 項：

本省令において、

「著作権」とは、著作者が創作した著作物に関するあらゆる排他的権利をいう。

「複製」とは、原創作物やその複製品の重要部分の全体あるいは一部を問わず、複写、模写、複製、鋳型作成、音声の録画、画像の録画あるいは音声及び画像を録画する行為をいう。

「改変」とは、新しい著作物を作り出すことなく、原創作物の重要部分の全体あるいは一部を問わず、変更、修正、模倣することをいう。

1. 文学著作物に関して、選択や脚色による翻訳、変更、収集を含む。
2. 演劇著作物に関して、元の言語が異なる言語であるかに関わらず、非演劇著作物を演劇著作物に変えること、またその逆の変更を含む。
3. 美術著作物に関し、原創作物を二次元又は三次元へ変更したり、あるいは原創作物の模型の製造を含む。
4. 音楽著作物に関して、歌詞やリズムの調整あるいは変更を含む。

第 4 項：

本省令による輸出入を禁じられる貨物とは、本省令で定義される著作権者の複製あるいは改変著作物を意味する。

第 5 項：

知的財産局は、本告示に基づく輸出入品に関わる手続きのために使用される証拠として、税関及び国際貿易局に、著作権者の所有する証拠及び情報を送らなければならない。もし、追加の証拠及び情報があった場合は、随時税関及び国際貿易局に送付しなければならない。

第 6 項：

タイ国からの輸出の際、第 5 項に基づいて知的財産局が税関に通知したリストに基づく著作権侵害物品の輸出は禁じられるが、輸出業者がその著作権所有者か著作権者本人または代理人である場合は除く。

第 7 項：

第 6 項に基づかない輸出品は、本告示に基づく禁じられた輸出品ではない。税関はそれらの貨物を解放しなければならない。

第 8 項：

関係機関からの通知のない貨物や、著作権侵害であるとの明確な証拠のない貨物である場合、税関は、本告示に基づく禁じられた貨物でないことを根拠にその貨物を解放しなければならない。

第 9 項：

外国貿易局の局長は、本省令について責務を遂行しなければならない。

1993 年 6 月 22 日公布
Mr. Uthai Pimchaichon
商務大臣

(法規 12)

著作権の侵害に使用されうる機器のタイ王国への輸入許可に関わる 商務省規則(第一部) 1993年(仏暦 2536年)

1993年6月10日に公示された「タイ王国への輸出入品に関する商務省告示(第96集)1993年」により、カセットテープ、ビデオテープ、CDの著作権侵害に使用できる機器をタイに輸入する際には、許可を得なければならない。さらに前述の貨物をタイ国内に輸入する許可を得るためには商務省の規定に従わなければならない。

前述の告示を遂行するために、商務省は以下の規則を公布する。

第1項

本規則を「著作権の侵害に使用されうる機器のタイへの輸入許可に関わる商務省規則(第一部)1993年」と称する。

第2項

本規則は直ちに施行される。

第3項

本規則において、「機器」とは、以下の意味を有する。

3.1 テープカセット高速録音機

- (1)一秒間に3 1/4 × 16インチ以上の速度で送る音声を出すシステム
- (2)一秒間に1 7/8 × 16インチ以上の速度で送る音声を出すシステム
- (3)テープの巻き返し

3.2 コンパクトディスク製造機

- (1)CD打ち出し機
- (2)CD印刷機
- (3)CD検査機器

3.3 コンパクトディスク原盤製作機

3.4 ビデオテープ高速録画機

3.5 NTSCからPALへ、あるいはPALからNTSCへとシグナルを変換する機器

第4項

国際取引局は、適当と認めたときは第3項に基づく機器のタイ国内への輸入許可についての審査を行わなければならない。

第5項

その許可された貨物を第三者に対して販売、頒布、譲渡する場合、その許可を受けた者は、その許可を受けた日から15日以内に、規定に従って国際取引局に対して報告をしなければならない。さらに、その譲渡を受けた者は、販売、頒布、譲渡を受けたことを国際取引局に対して、規定に基づく期限内に報告をしなければならない。さらにそれ以降譲渡を受けた者も同様に、販売、頒布、譲渡を受けたことを、国際取引局の規定した原則及び手順に従って、国際取引局に対して報告をしなければならない。

第6項

国際取引局は、著作権の侵害を審査しかつ取締るために、第5項に基づく許可及び報告に関する証拠書類のコピーを知的財産局に送付しなければならない。

第7項

国際取引局局長は本規則に従って責務を遂行しなければならない。

1993年7月5日公布
Utai Pimjaichon
商務大臣

2. TRIPS 協定からの抜粋(第51条—第60条。和訳抜粋)

(引用 URL: http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/trips/ta/chap4.htm)

第4節 国境措置に関する特別の要件 (注)

- 第51条 税関当局による物品の解放の停止
- 第52条 申し立て
- 第53条 担保又は同等の保証
- 第54条 物品の解放の停止の通知
- 第55条 物品の解放の停止の期間
- 第56条 物品の輸入者及び所有者に対する賠償
- 第57条 点検及び情報に関する権利
- 第58条 職権による行為
- 第59条 救済措置
- 第60条 少量の輸入

(注) 加盟国は、関税同盟を構成する他の加盟国との国境を越える物品の移動に関するすべての管理を実質的に廃止している場合には、その国境においてこの節の規定を適用することを要求されない。

第51条 税関当局による物品の解放の停止

加盟国は、この節の規定に従い、不正商標貨物又は著作権侵害物品(注1)が輸入されるおそれがあると疑うに足りる正当な理由を有する権利者が、これらの物品の自由な流通への解放を税関当局が停止するよう、行政上又は司法上の権限のある当局に対し書面により申し立てを提出することができる手続(注2)を採用する。加盟国は、この節の要件を満たす場合には、知的所有権のその他の侵害を伴う物品に関してこのような申し立てを可能とすることができる。加盟国は、自国の領域から輸出されようとしている侵害物品の税関当局による解放の停止についても同様の手続を定めることができる。

注1 この協定の適用上、

(a) 「不正商標貨物」とは、ある貨物について有効に登録されている商標と同一であり又はその基本的側面において当該商標と識別できない商標を許諾なしに付した、当該貨物と同一の貨物(包装を含む。)であって、輸入国の法令上、商標権利者の権利を侵害するものをいう。

(b) 「著作権侵害物品」とは、ある国において、権利者又は権利者からの正当に許諾を受けた者の承諾を得ないである物品から直接又は間接に作成された複製物であって、当該物品の複製物の作成が、輸入国において行なわれたとしたならば、当該輸入国の法令上、著作権又は関連する権利の侵害となったであろうものをいう。

注2 権利者によって若しくはその承諾を得て他の国の市場に提供された物品の輸入又は通過中の物品については、この手続を適用する義務は生じないと了解する。

第52条 申し立て

前条の規定に基づく手続を開始する権利者は、輸入国の法令上、当該権利者の知的所有権の侵害の事実があることを権限のある当局が一応確認するに足りる適切な証拠を提出し、及び税関当局が容易に識別することができるよう物品に関する十分詳細な記述を提出することが要求される。権限のある当局は、申し立てを受理したかしなかったか及び、権限のある当局によって決定される場合には、税関当局が措置をとる期間について、合理的な期間内に申立人に通知する。

第53条 担保又は同等の保証

1 権限のある当局は、申立人に対し、被申立人及び権限のある当局を保護し並びに濫用を防止するために十分な担保又は同等の保証を提供するよう要求する権限を有する。担保又は同意の保証は、手続の利用を不当に妨げるものであってはならない。

2 意匠、特許、回路配置又は開示されていない情報が用いられている物品に関して、この節の規定に基づく申立てに伴い、当該物品の自由な流通への解放が司法当局その他の独立した当局以外の権限のある当局による決定を根拠として税関当局によって停止された場合において、第55条に規定する正当に権限を有する当局による暫定的な救済が与えられることなく同上に規定する期間が満了したときは、当該物品の所有者、輸入者又は荷受人は、侵害から権利者を保護するために十分な金額の担保の提供を条件として当該物品の解放についての権利を有する。ただし、輸入のための他のすべての条件が満たされている場合に限る。当該担保の提供により、当該権利者が利用し得る他の救済措置が害されてはならず、また、権利者が合理的な期間内に訴えを提起する権利を行使しない場合は、担保が解除されることを了解する。

第54条 物品の解放の停止の通知

輸入者及び申立人は、第51条の規定による物品の解放の停止について速やかに通知を受ける。

第55条 物品の解放の停止の期間

申立人が物品の解放の停止の通知の送達を受けてから十執務日（適当な場合には、この期間は、十執務日延長することができる。）を超えない期間内に、税関当局が、本案についての決定に至る手続が被申立人以外の当事者により開始されたこと又は正当に権限を有する当局が物品の解放の停止を延長する暫定措置をとったことについて通報されなかった場合には、当該物品は、解放される。ただし、輸入又は輸出のための他のすべての条件が満たされている場合に限る。本案についての決定に至る手続が開始された場合には、合理的な期間内に、解放の停止を変更するか若しくは取り消すか又は確認するか等の決定について、被申立人の申立てに基づき意見を述べる機会の与えられる審査を行う。第1段から第3段までの規定にかかわらず、暫定的な司法上の措置に従って物品の解放の停止が行われ又は継続される場合には、第50条6の規定を適用する。

第56条 物品の輸入者及び所有者に対する賠償

関係当局は、物品の不法な留置又は前条の規定に従って解放された物品の留置によって生じた損害につき、申立人に対し、物品の輸入者、荷受人及び所有者に適当な賠償を支払うよう命ずる権限を有する。

第57条 点検及び情報に関する権利

秘密の情報の保護に害することなく、加盟国は、権限のある当局に対し、権利者が自己の主張を裏付けるために税関当局により留置された物品を点検するための十分な機会を与える権限を付与する。当該権限のある当局は、輸入者に対しても当該物品の点検のための同等の機会を与える権限を有する。本案についての肯定的な決定が行われた場合には、加盟国は、権限のある当局に対し、当該物品の荷送人、輸入者及び荷受人の名称及び住所並びに当該物品の数量を権利者に通報する権限を付与することができる。

第58条 職権による行為

加盟国において、権限のある当局が、ある物品について知的所有権が侵害されていることを伺わせる証拠を得た際に職権により行動して当該物品の解放を停止する制度がある場合には、

- (f) 当該権限のある当局は、いつでも権限の行使に資することのある情報の提供を権利者に求めることができる。
- (g) 輸入者及び権利者は、速やかにその停止の通知を受ける。輸入者が権限のある当局に対し当該停止に関して異議を申し立てた場合には、当該停止については、第55条に定める条件を準用する。
- (h) 加盟国は、措置が誠実にとられ又はとることが意図された場合に限り、公の機関及び公務員の双方の適当な救済措置に対する責任を免除する。

第59条 救済措置

権利者の他の請求権を害することなく及び司法当局による審査を求める被申立人の権利に服することを条件として、権限のある当局は、第46条に規定する原則に従って侵害物品の廃棄又は処分を命ずる権限を有する。不正商標貨物については、例外的な場合を除くほか、当該権限のある当局は、変更のない状態で侵害貨物の積戻しを許容し又は異なる税関手続に委ねてはならない。

第60条 少量の輸入

加盟国は、旅行者の手荷物に含まれ又は小型貨物で送られる少量の非商業的な性質の物品については、この節の規定の適用から除外することができる。

添付資料 D : 各種統計

1. タイ知的財産局 (DIP)

知的財産権の出願・登録件数

タイ知的財産局 WEBSITE の統計のページより引用 :

http://www.ipthailand.org/dip/index.php?option=com_docman&task=cat_view&gid=134&Itemid=162

統計一覧表は以下の通り。

No.	種類別	統計の内容
1	特許/意匠	Number of Patent Application (1979-2006)
2		Number of Patent Application Classified by Country (2001-2006)
3		Number of Granted Patent (1979-2006)
4		Number of Granted Patent Classified by Country (2001-2006)
5	小特許	Number of Petty patent Application and Granted petty patent (1999-2006)
6	商標	Number of Trademark Application Classified by Country (1983-2006)
7		Number of Trademark Classified by Type Application / Registration (1992-2006)
8		Number of Trademark Application by Classes (2001-2006)
9		Number of Trademark classified by Thai- Foreigner Application / Registration (1999-2006)
10	著作権	Number of Copyright Notification classified by Work (1992-2006)
11	営業秘密	Number of Trade Secret Notification (2003-2007) Industrial / Commercial
12		Number of Trade Secret Notification (2006) Industrial / Commercial Bangkok/ Provincial
13	伝統知識の保護	Number of Traditional Knowledge Notifications (2003-2007) Local Knowledge / Folklore Bangkok /Provincial
14		Number of Traditional Knowledge Notifications (2006) Local Knowledge / Folklore Bangkok /Provincial

1.Number of Invention / Design Application (1996-2006)

Unit : Number

Year	Design			Invention		
	Total	Thai	Foreigner	Total	Thai	Foreigner
2006	3,560	2,524	1,036	6,261	1,040	5,221
2005	4,545	3,367	1,178	6,340	891	5,449
2004	3,569	2,609	960	5,373	819	4,554
2003	3,631	2,624	1,007	4,943	802	4,141
2002	3,237	2,415	822	4,489	615	3,874
2001	2,662	1,970	692	5,332	534	4,798
2000	2,697	1,939	758	5,049	561	4,488
1999	1,721	1,148	573	5,176	738	4,438
1998	1,338	789	549	5,071	479	4,592
1997	1,224	523	701	5,394	246	5,148
1996	960	419	541	4,558	203	4,355

2.Number of Invention/Design Application Classified by Country (2001-2006)

Unit : umber

	Total	2006	2005	2004	2003	2002	2001
1. Design	17,644	3,560	4,545	3,569	3,631	3,237	2,662
Thai	12,985	2,524	3,367	2,609	2,624	2,415	1,970
US	925	173	159	164	264	198	140
Japan	1,643	447	468	379	304	278	214
EU	1,139	295	341	199	267	172	160
Asean	113	18	27	29	11	22	24
Others	839	103	183	189	161	152	154
2. Invention	26,477	6,261	6,340	5,373	4,943	4,489	5,332
Thai	3,661	1,040	891	819	802	615	534
US	6,321	1,300	1,466	1,265	1,095	1,068	1,427
Japan	7,144	1,572	1,682	1,383	1,327	1,255	1,497
EU	5,827	1,812	1,448	1,220	1,134	944	1,081
Asean	331	28	90	93	48	47	53
Others	3,193	509	763	593	537	560	740
2.1 Chemistry	14,130	3,486	3,009	2,798	2,610	2,476	3,237
Thai	997	378	203	216	223	193	162
US	4,030	878	828	734	731	730	1,007
Japan	2,893	680	618	567	488	533	687
EU	4,441	1,309	976	890	843	789	943
Asean	91	15	18	25	15	14	19
Others	1,678	226	366	366	310	217	419
2.2 Engineering	8,137	1,556	2,567	1,806	1,294	1,189	1,281
Thai	1,704	394	483	363	354	274	230
US	1,431	218	494	360	176	171	230
Japan	2,975	556	850	631	502	480	512
EU	885	246	354	230	118	78	105
Asean	168	10	64	46	20	17	21
Others	974	132	322	176	124	169	183
2.3 Physics	4,210	1,219	764	769	1,039	824	814
Thai	960	268	205	240	225	148	142
US	860	204	144	171	188	167	190
Japan	1,276	336	214	185	337	242	298
EU	501	257	118	100	173	77	33
Asean	72	3	8	22	13	16	13
Others	541	151	75	51	103	174	138

3.Number of Granted Invention/ Design (1996-2006)

Year	Design			Invention		
	Total	Thai	Foreigner	Total	Thai	Foreigner
2006	757	450	307	1,121	118	1,003
2005	769	443	326	553	62	491
2004	1,328	810	518	716	57	659
2003	1,320	741	579	1,006	56	950
2002	1,364	596	768	1,102	39	1,063
2001	720	360	360	796	58	738
2000	328	119	209	416	45	371
1999	206	81	125	392	29	363
1998	452	218	234	723	43	680
1997	425	176	249	706	22	684
1996	471	168	303	884	18	866

4.Number of Granted Invention/ Design Classified by Country

Unit : Number

	Total	2006	2005	2004	2003	2002	2001
1. Design	5,501	757	769	1,328	1,320	1,364	720
Thai	2,950	450	443	810	741	596	360
US	694	91	72	115	170	226	111
Japan	695	116	135	117	102	206	135
EU	676	74	55	141	158	234	88
Asean	37	6	6	21	5	4	1
Others	449	20	58	124	144	98	25
2. Invention	4,173	1,121	553	716	1,006	1,102	796
Thai	272	118	62	57	56	39	58
US	1,124	284	119	192	297	306	210
Japan	1,545	420	217	273	342	417	296
EU	718	225	104	134	184	175	121
Asean	21	2	4	5	6	4	2
Others	493	72	47	55	121	161	109
2.1 Chemistry	1,829	492	128	401	396	503	401
Thai	96	63	16	34	17	16	13
US	622	118	34	114	145	194	135
Japan	540	144	35	134	102	136	133
EU	388	147	32	87	95	99	75
Asean	6	1	2	0	1	2	1
Others	177	19	9	32	36	56	44
2.2 Engineering	1,625	396	303	223	433	407	259
Thai	100	32	24	16	25	12	23
US	352	113	68	48	109	80	47
Japan	726	169	146	103	176	186	115
EU	234	48	40	36	59	61	38
Asean	11	1	1	5	4	1	0
Others	202	33	24	15	60	67	36
2.3 Physics	719	233	122	92	177	192	136
Thai	76	23	22	7	14	11	22
US	150	53	17	30	43	32	28
Japan	279	107	36	36	64	95	48
EU	96	30	32	11	30	15	8
Asean	4	0	1	0	1	1	1
Others	114	20	14	8	25	38	29

5. Number of Petty Patent

Unit : Number

Year	Application			Registration		
	Total	Thai	Foreigner	Total	Thai	Foreigner
2006	2,062	1,968	94	791	750	41
2005	1,652	1,561	91	609	592	17
2004	1,454	1,390	64	392	364	28
2003	1,344	1,290	54	487	476	11
2002	1,222	1,148	74	389	376	13
2001	811	745	66	392	341	51
2000	616	555	61	125	108	17
1999	202	185	17	7	7	0
Total	9,363	8,842	521	3,192	3,014	178

6. Number of Trademark Applications Classified by Country

Unit : Number

Year	Thai	USA	EU	Japan	Asean (タイを除く)	Others	Total
2006	21,171	3,365	3,500	1,598	721	3,217	33,572
2005	24,275	2,846	3,758	1,880	846	2,818	36,423
2004	26,414	2,417	2,957	1,465	716	2,999	36,968
2003	23,335	2,608	2,953	1,374	636	2,143	33,049
2002	21,518	2,241	3,639	1,305	599	807	30,109
2001	16,712	2,297	3,151	1,476	504	1,979	26,119
2000	15,495	2,972	3,993	1,505	799	2,291	27,055
1999	13,601	2,808	3,055	911	392	1,672	22,439
1998	10,034	2,418	3,107	834	299	1,727	18,419
1997	9,526	3,102	4,087	1,369	437	1,388	19,909
1996	10,012	2,667	2,640	1,453	389	1,915	19,076

7.Number of Trademark classified by Type

Unit : Number

Year	Application					Registration				
	Total	Trademark	Service mark	Certification mark	Association mark	Total	Trademark	Service mark	Certification mark	Association mark
2006	33,572	27,736	5,793	17	26	24,115	20,544	3,538	28	5
2005	36,423	31,294	5,084	29	16	27,445	23,558	3,858	18	11
2004	36,968	32,318	4,625	11	14	23,532	20,805	2,664	21	42
2003	33,049	29,367	3,621	21	40	17,983	15,478	2,484	9	12
2002	30,109	26,300	3,786	10	13	23,146	19,357	3,776	2	11
2001	26,119	22,043	4,059	7	10	19,937	16,895	3,027	13	2
2000	27,055	22,069	4,976	7	3	14,217	12,046	2,165	1	5
1999	22,439	19,289	3,149	0	1	15,711	13,727	1,974	4	6
1998	18,419	15,938	2,471	10	0	12,321	11,057	1,258	1	5
1997	19,909	17,439	2,468	2	0	8,157	7,289	844	24	0
1996	19,076	16,793	2,271	0	12	9,928	8,773	1,134	11	10
Total	303,138	260,586	42,303	114	135	196,492	169,529	26,722	132	109

8.Number of Trademark Application by Classes

No.	Articles	Inter.Class	Year					
			2006	2005	2004	2003	2002	2001
1	Chemical Products, Drugs, Cosmetics	1 - 5	6,698	7,923	7,973	6,988	6,222	5,954
2	Metal, Tools & Equipment, Construction Materials	6,8,19	1,166	1,683	1,708	1,456	1,375	767
3	Machinery, Electrical Appliances, Vehicles, Weapons	7, 9 - 13	5,285	5,635	5,407	4,772	4,723	4,382
4	Precious Stone, Watches, Leather Products	14, 18	1,300	1,296	1,315	1,206	980	823
5	Musical Instruments, Toys, Sport Equipment, Tobacco & Equipment	15, 28, 34	831	829	796	685	694	546
6	Paper, Stationary, Printing Materials	16	1,180	1,299	1,304	1,156	1,185	933
7	Rubber, Plastic	17	331	311	359	314	268	254
8	Furniture, Household Appliances, Needle Works, Carpet, Flooring Mterials	20, 21, 26, 27	1,179	1,474	1,553	1,837	1,359	971
9	Fiber, Thread, Textiles, Clothing	22 - 25	3,734	4,192	4,641	4,325	3,445	2,839
10	Food, Beverage, Sweet	29 - 33	6,032	6,652	7,262	6,628	6,049	4,574
11	Service Marks	35 - 42 (New: 35-45)	5,793	5,084	4,625	3,621	3,786	4,059
12	Certification Marks	43 (New: 46)	17	29	11	21	10	7
13	Collective Marks	44 (New: 47)	26	16	14	40	13	10
	Total		33,572	36,423	36,968	33,049	30,109	26,119

9. Number of Trademark classified by Thai-Foreigner

Unit : Number

Year	Application			Registration		
	Total	Thai	Foreigner	Total	Thai	Foreigner
2006	33,572	21,171	12,401	24,115	15,595	8,520
2005	36,423	24,275	12,148	27,445	18,497	8,948
2004	36,968	26,414	10,554	23,532	15,918	7,614
2003	33,049	23,335	9,714	17,983	11,440	6,543
2002	30,109	21,518	8,591	23,146	13,281	9,865
2001	26,119	16,712	9,407	19,937	11,453	8,484
2000	27,055	15,495	11,560	14,217	7,686	6,531
1999	22,439	13,601	8,838	15,711	7,230	8,481
Total	245,734	162,521	83,213	166,086	101,100	64,986

10. Number of Copyrights Notification classified by Work

Year	Total	Literary	Dance	Artistic	Musical	Audiovisual	Cinematographic	Sound Recording	Unit - Number	
									Broadcasting	Others
2006	39,511	1,892	4	3,899	28,347	1,709	16	2,329	0	1,315
2005	22,019	1,598	3	2,607	15,325	575	50	1,757	2	102
2004	20,418	1,128	5	2,280	15,395	698	195	595	0	122
2003	16,240	1,074	3	2,321	12,230	361	0	153	0	98
2002	12,714	837	2	2,777	8,315	329	0	164	64	226
2001	9,709	599	17	2,412	6,354	156	0	171	0	0
2000	9,233	752	1	2,758	5,503	113	0	106	0	0
1999	3,000	524	13	416	1,833	115	1	89	2	7
1998	1,134	2	206	299	113	2	33	6	24	449
1997	711	1	165	214	45	0	75	10	6	195
1996	562	1	104	232	47	1	12	2	7	156
Total	135,25	8,408	523	20,215	93,507	4,059	382	5,382	105	2,670

2. タイ税関 (CUSTOM)

(1) タイ税関にて差し止めた知的財産権侵害物品件数(2003-2008)

タイ税関にて差し止めた知的財産権侵害物品件数(2003-2008)			
年度別	案件数	量	金額 (THB)
2003 (1 Jan 2002 - 30 Sep 2003)	19	251,577	8,465,867.00
2004 (10 Oct 2003 - 30 Sep 2004)	111	1,394,646	126,346,192.00
2005 (1 Oct 2004 - 30 Sep 2005)	151	1,935,737	38,846,198.45
2006 (1 Oct 2005 - 30 Sep 2006)	419	1,830,837	76,051,100.71
2007 (1 Oct 2006 - 30 Sep 2007)	549	1,449,286	91,157,842.78
2008 (1 Oct 2007 - 15 Jan 2008)	188	252,606	29,293,041.12

引用 WEBSITE: <http://www.iprcustoms.com/index.php?lay=show&ac=article&Id=126935>

表の注釈:

- ・「案件数」とは、税関で発生した知的財産権侵害行為を意味する。案件が係争中かもしくは終了したかを問わない。
- ・「量」とは、税関で差し止めた物品の数を意味する。
- ・「金額」とは、税関の評価した模倣品の市場価格を意味する。

(2) タイ税関にて差し止めた知的財産権侵害物品の内訳 (2007年度。2006年10月から2007年9月まで)

タイ税関にて差し止めた知的財産権侵害物品の内訳		
(2007年度。2006年10月から2007年9月まで)		
商品項目	量(個数)	金額 (THB)
DVD , VCD	256,251.00	31,430,773.00
Auto Spare parts	8,978.00	16,308,592.61
Clothes	117,179.00	16,245,589.90
Bags	76,723.00	7,588,152.19
Watch and Accessories	25,832.00	4,424,614.00
Machinery	555.00	3,221,215.40
Eye glasses and Accessories	120,163.00	1,570,373.55
Mobile Phone and Accessories	117,65.00	1,276,902.78
Batteries	46,949.00	983,992.23
Foot wears	12,544.00	806,432.15

Belts	7,090.00	735,283.00
Cosmetics	69,460.00	716,702.38
Machinery Tools	35,088.00	450,209.30
Gloves and Socks	17,082.00	389,833.70
Calculator	2,527.00	378,325.00
Computer parts & Accessories	28,929.00	312,150.97
Electric Voltage Transformer	3.00	219,065.90
Microphone	8,000.00	208,907.66
Head wears	1,489.00	137,300.00
Music player and Accessories	70.00	35,000.00
Massage tools	240.00	31,125.00
Others	496,449.00	3,687,302.06
Total	1,449,286.00	91,157,842.78

(3) タイ税関で差し止めた知的財産権侵害物品の統計（輸入・輸出別）
2006-2007年度（2005年10月1日から2007年9月30日までの期間）

タイ税関で差し止めた知的財産権侵害物品の統計（輸入・輸出別）2006-2007年度 （2005年10月1日から2007年9月30日までの期間）		
年度/案件数	2006年度（2005年10月1日 から2006年9月30日まで）	2007年度（2006年10月1日 から2007年9月30日まで）
輸入品	360	365
輸出品	13	184
合計	373	549

引用: Royal Thai Customs

3. タイ経済警察 (ECD)

(1) タイ経済警察 (ECD) で手入れ (Raid) を行った件数 (2005-2007)

タイ経済警察 (ECD) で手入れ (Raid) を行った件数 (2005-2007)			
案件/年	2005	2006	2007
Copyrights	2,951	3,606	2,118
Trademarks/Patents	1,419	2,741	1,113
Others (Foods & Drugs, Consumers protection, etc.)	218	167	89
Total	4,588	6,514	3,320

Source: ECD

4. 特別捜査機関 (DSI)

(1) 特別捜査機関 (DSI) で扱った知的財産権案件 (2004-2007)

DSI の統計 (特別捜査機関 (DSI) で扱った知的財産権案件 (2004-2007))				
年	商標法	著作権	特許権	合計 (案件数)
商品名	Watches, handbags, glasses, clothes, cell phones	DC, DVD	Motorcycles, swimming pool walls	
2004	2	1	0	3
2005	3	3	0	6
2006	43	6	2	51
2007 (Oct. 22)	13	5	0	18
Total	61	15	2	78

5. IP・IT 中央裁判所

(1) IP・IT 中央裁判所で扱った民事事件件数 (2002-2007)

IP・IT 中央裁判所で扱った民事事件件数 (2002-2007)							
法律別	訴訟提起数						
	2002	2003	2004	2005	2006	2007	合計
商標法違反	35	27	27	23	23	18	153
著作権法違反	23	19	29	35	29	26	161
特許法違反	7	7	18	11	19	4	66
営業秘密法違反	1	2	5	3	4	1	16
合計	66	55	79	72	75	49	
係争手続き額 (100 万パーツ単位)							
	2002	2003	2004	2005	2006	2007	Total
商標法違反	88	350	3,258	636	114	405	4,851
著作権法違反	186	460	3,700	10,571	568	64	15,549
特許法違反	94	864	208	344	82	526	2,118
営業秘密法違反	-	30	342	5	1,220	10,290	11,887
合計	368	1,704	7,508	11,556	1,984	11,2285	

(2) IP・IT 中央裁判所で扱った刑事事件件数 (2002-2007)

法律別	訴訟提起数					
	2002	2003	2004	2005	2006	2007
1. 刑法第 271-275 条違反	101	78	128	85	51	72
2. 商標法違反						
- Counterfeiting (Section 108)	1,974	183	0	0	0	2,774
- Imitating (Section 109)	32	5	0	0	0	189
- Importing, selling, offering for sale of goods under Sections 108, 109	242	1,867	2,417	2,515	3,368	599
- Giving or offering of service under Sections 108, 109	1	1	-	-	-	-
3. 著作権法違反						
- Copyright infringement (Section 27)	3	0	0	0	0	12
- Infringement of audiovisual work, cinematographic work, sound recording (section 28, 29)	0	0	0	0	0	36
- Infringement of computer program (Section 30)	5	0	0	0	0	3
- Selling, offering for sale of work infringing the copyright (Section 31)	226	1,846	2,792	2,943	3,417	2,727
(1) Computer program	(122)	(78)	(59)	(40)	(131)	(147)
(2) Other forms of literary work	(32)	(36)	(39)	(49)	(232)	(107)
(3) Cinematographic work	(363)	(285)	(598)	(983)	(1,484)	(1,098)
(4) Sound recording	(197)	(82)	(34)	(23)	(36)	(34)
(5) Art work	(200)	(247)	(375)	(832)	(482)	(302)
(6) Musical work	(257)	(1,072)	(1,641)	(998)	(1,023)	(856)
(7) Audiovisual work	(35)	(46)	(46)	(18)	(29)	(73)
Infringement of performer's rights	0	0	1	0	0	(18)
4. 営業秘密法違反	0	2	3	7	2	4
5. 特許法違反	18	19	13	15	12	7

引用: <http://www.cipitc.or.th/document/static/>

[特許庁委託]

模倣対策マニュアル タイ編

[著者]

S&I International Bangkok Office

井口 雅文 (Mr. Masahumi Iguchi)

[発行]

日本貿易振興機構 在外企業支援・知的財産部 知的財産課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6階

TEL:03-3582-5198

FAX:03-3585-7289

2008年3月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が2008年3月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。